

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ第一次報告書(案)」
に対する意見募集結果

2026 年7月 27 日

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○意見募集期間:2026 年6月 17 日(水)～2026 年7月8日(水)

○意見提出数:73 件

(五十音順、敬称略)

	意見提出者		意見提出者
1	アジアインターネット日本連盟(AICJ)	13	ソフトバンク株式会社
2	AsiaTechAlliance(アジア・テック・アライアンス)	14	TikTokJapan(Bytedance 株式会社)
3	AppleJapan,Inc.	15	一般社団法人電気通信事業者協会
4	Adora 株式会社	16	株式会社日本国際映画著作権協会
5	一般社団法人安心ネットづくり促進協議会	17	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
6	Insynergy株式会社	18	公益財団法人日本ユニセフ協会
7	株式会社 NTT ドコモ	19	一般社団法人日本レコード協会
8	エンターテインメント表現の自由の会	20	国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ
9	Google 合同会社	21	一般社団法人北海道消費者協会
10	KDDI株式会社	22	MetaPlatforms,Inc.
11	一般社団法人新経済連盟	23	LINE ヤフー株式会社
12	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構	24	個人(50 件)

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書（案）」に対する意見及びこれに対する考え方（案）

1 青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化	
(1) 青少年保護のための法規制	
意見1-1-1	考え方1-1-1
（該当箇所） P.1-2全般 （御意見） インターネットの利用環境の変化に対応した環境整備法の改正を評価する。その上で、フィルタリングサービスの利用を高め、青少年を有害情報から守るためには、平成29年改正によって民間事業者に義務付け、あるいは努力義務とされた対応を実効性のあるものとするための執行・監督強化が必要である。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「環境整備法」という。）の在り方については、こども家庭庁において開催されている青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ（以下「こども家庭庁の有識者会議」という。）において検討されているものと認識しています。
意見1-1-2	考え方1-1-2
（該当箇所） P2 L17 （意見） 一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）による子どもの性虐待コンテンツ（児童ポルノ）プロンキング等、法規制によらない事業者による自主的な取り組みについても追加で記述する。 （理由） 青少年保護ワーキンググループ（以下「検討会」）では、事業者の取り組みを促す枠組みづくりに向けた議論・検討が進められていると理解しますが、国連「ビジネスと人権の指導原則」（2011年）を補足する「子どもの権利とビジネス原則」（2012年）は、法律遵守を出発点として、その先にある企業の自主的な取り組みを提唱しており、ICSAの取り組みは、国連特別報告者やユニセフからも高く評価されています。法律や制度の整備がデジタル技術の進歩・普及に追いつかないことは、本案からも明らかです。ユニセフも「Protecting and Prioritizing Children's Rights and Safety in Digital Environments」（2024年）等で同様の認識を示し、ゆえに、全てのデジタル関連事業	「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書（案）（以下「本報告書案」という。）」の1(1)青少年保護のための法規制については、本会合における検討のために整理された事項を記載した項目です。

者の取り組みを呼び掛けています。中長期的な施策を検討するにあたっては、法規制によらない事業者の自主的な取り組みについても焦点を当てるべきと考えます。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	
意見1-1-3	考え方1-1-3
----- 第1章 青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化 ----- 1. 青少年保護のための法規制 (該当箇所) P1 1段落目 (意見) 本文にあるように、インターネットは不可欠なツールであり、表現の自由は保障されなければならない。環境整備法の趣旨は理解できるが、規制の強化には反対する。 インターネットが存在しなかった時代にも、「青少年有害情報」は存在したと思う。「有害情報」の基準によっては、表現の自由の侵害する可能性がある。「有害情報」の基準を明確にすること、規制を最小限にすることが重要だと思う。 (該当箇所) P1 3段落目(同法第3条の説明の箇所) (意見) 自由な表現活動は、保証されなければならない。情報を規制するのではなく、情報の選択や発信の能力の習得を主眼にすべきだ。主観的な有害情報の基準によって、企業や国及び地方公共団体にとって都合の悪い事実が「有害情報」として隠されることを懸念する。そもそも、最近の青少年は、大人よりも能力が高く、素晴らしいと思う。 【個人】	環境整備法の在り方や「青少年有害情報」の位置付け等については、こども家庭庁の有識者会議において検討されているものと認識しています。 なお、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説(以下「逐条解説」という。)」に記載されているとおり、具体的にどのような情報が「青少年有害情報」に該当するかを判断するのは、あくまで関係事業者、保護者等の民間の主体であり、その範囲を画定する具体的な基準の策定は、そうした民間の主体の自主的、自律的な取組に委ねられているものと認識しております。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見1-1-4	考え方1-1-4
1. 青少年保護のための法規制	「青少年有害情報」の定義は、環境整備法第2条におい

(該当箇所) 1. P1 13行目 (1)青少年保護のための法規制 (御意見) 1.「青少年有害情報」の定義を明記されてはいかがでしょうか？ 本検討会では、本検討会において定義するいわゆる「有害情報」について議論していますが、それと平成20年に成った「環境整備法」における「青少年有害情報」とは、当然ながら、1対1には対応しません。同じく「有害情報」という記載であることから、読む側が混乱しないよう、両者は同じものではないことを明記し、重なる部分重ならない部分に分かるように記載頂くことが必要に思います。 【個人】	て定められています。 また、「青少年有害情報」の位置付け等については、こども家庭庁の有識者会議において検討されているものと認識しています。 なお、御指摘を踏まえて2頁2行目の「青少年の有害情報」及び33頁5行目の「有害情報」を「青少年有害情報」に修正します。
(2)青少年の利用形態の変化	
意見1-2-1	考え方1-2-1
(該当箇所) 全般 (御意見) こども家庭庁「令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査」では青少年のインターネット利用はほぼ全員に達しており、99.0%が利用していると回答している。また、利用機器はスマートフォン(78.5%)、GIGA端末(72.7%)、ゲーム機(66.2%)など多岐にわたる。 特に重要なのは、利用の低年齢化と「共用端末」の多さである。低年齢層では75.2%がインターネットを利用しており、通園中の子ども(0～6歳)でも68.8%、小学生(6～9歳)では91.0%に達する。 しかし、この年代では保護者の端末を共用している割合が非常に高い。スマートフォン利用では、低年齢層の67.4%が保護者と共用しており、専用端末ではないため、保護措置が適用されないケースが多い。 一方、青少年(10～17歳)ではスマートフォンの93.3%が子ども専用であり、年齢が上がるほど専用端末化が進む。これらの数字から、低年齢層は保護者端末＝保護措置が未設定のまま利用されやすい構造、青少年は専用端末化により、フィルタリングや時間管理が保護者の知識に依存する構造が明確である。 このように、利用形態の変化は「保護者のリテラシーに依存する脆弱な環境」を生み出している。 PP.2-5 全般	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

(御意見) スマートフォンの普及や学校でのタブレット教育、SNS・AIの利用拡大などにより、青少年や若者のインターネット利用機会が増加している。投資詐欺などの被害も増加傾向にあるため、彼らが安全・安心にインターネットを利用できる環境を構築する制度の必要性は以前にも増して高まっていると考える。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	
意見1-2-2	考え方1-2-2
1 青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化 「スマホの利用時間が長い」という事ですが、これは動画サイトだと今まではTVと音楽プレーヤーに分かれていたのが一つになった結果であり、またゲームはPCやゲーム専用機の置き換えであり、そして漫画サイトやCiniiは書籍の置き換えであります。 故に、今のスマホの使用時間はこの三つが合わさった物であるのです。 スマホを手放そう、というのは「スマホを使わず本を読もう」「スマホを使わずTVを見よう」「スマホを使わずゲーム専用機を使おう」と同義でありただ単に『見るための道具をスマホという道具からほんやTVといった別の道具に置き換えただけ』であるので、その効果や意義は全く無いのです。 そもそも『青少年が一番トラブルに遭遇する場所』は旭川のいじめ殺人(警察幹部が加害者と酒を飲む程仲が良かった事が判明したり、教頭が「10人の加害者の未来と1人の被害者の未来、どちらが大切ですか」と言って被害者を守らなかった)や栃木の強盗殺人やコロンバインの銃乱射や静岡県上野村村八分事件(村ぐるみの不正選挙を告発した女性更生とその家族が村八分を受けた。そしてその際にマスコミや警察からあらぬ疑いを向けられた)を見ても判るように『学校や地域等のリアルで会う関係』なのです。 例えば子供達からSNSを奪っても、地域で『ヤンキーをはじめとした有害で犯罪性が高い反社会的価値観』が蔓延していたらそれらが引き起こすトラブルに巻き込まれるのです。 むしろ『SNSを通じて反社会的価値観に汚染されてない地域を知る機会』を失ってしまいます。 SNSをはじめとしたインターネットは、そのような連鎖を断ち切る効果が非常に高いのです。 20年前なら高校生くらいまでならまず会えることが無かった見ず知らずの会社の社長や役員や講義を聞いた事	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

が無い大学教授や国内外の地方国会議員や様々な分野の作家、こういった『その子の人生の糧になりそうだったり、本人ではどうしようもない生き地獄や悪徳から救ってくれる人』と出会えるのがSNSであり『それに繋がる事が出来るスマホ』なのです。 【個人】	
意見1-2-3	考え方1-2-3
第一次報告書(案)の2ページ目にある「青少年(満10歳～満17歳)のインターネット利用状況」の表について、スマートフォン経由でのインターネット利用が2025年度時点で86.1%に上ると示されているが、そうであれば、当該年代におけるスマートフォン自体の利用状況について、もっと掘り下げるべきである。仮に青少年が学校や部活動、習い事などに充てていない自由時間を6～8時間程度だとすると、平均で5時間半近くというのは明らかに使い過ぎの域に入っている。 特に以下に挙げる3点が気にかかる。まず1つ目に、子どもがスマートフォンを使うようになったきっかけは何か。親が何らかの意図をもって買い与えたのか、それとも子どもにせがまれて購入したのか。それ以外の要因はあるのか。2つ目に、実際に購入使用して、当初の思惑は達せられたか、それとも達せられなかったか、あるいは別の問題が出てきたか。3つ目は、子どもたち自身は、スマートフォンがあつて良かったと思っているか、それとも無い方が良かったと思っているか。 特に3つ目は重要で、これに関する青少年自身の声を「公平に」聞く機会がほとんどないと思われるからである。良くマスメディア上では、「私たちの生活に欠かせないスマートフォン」、または「スマートフォンがない生活なんて想像できない」といった言葉を連ねているが、これは大人、さらに言えばマスメディアによる見解に過ぎず、真の意味での社会通念となっているか疑ってかかる必要がある。 【個人】	調査結果の詳細は、こども家庭庁「令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査」を出典としています。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見1-2-4	考え方1-2-4
(該当箇所) 青少年のインターネットの利用時間 (意見) インターネットの利用時間の長時間化自体は問題と思わない。1日の時間の使い方がどう変化しているか示さずに、インターネットの利用時間の増加だけ示しても、意味がないと思う。インターネットの利用時間が長時間化する代わりに、テレビの視聴時間が減少していると認識しており、望ましい傾向だと思う。最近の青少年は、インター	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

ネットのおかげで、情報を多角的にとらえており、素晴らしいと思う。 (該当箇所) 青少年のSNSの利用頻度 (意見) 情報の閲覧手段や連絡手段が変化しているのであり、SNSの利用頻度上昇は当然であり、問題ではないと思う。 「不特定の個人と交流」するのは確かに危険もあるが、新しい交流の機会ができるのは良い面もあると思う。 【個人】	
意見1-2-5	考え方1-2-5
(該当箇所) 報告書案1(2)「青少年の利用形態の変化」(特に、SNS利用、情報発信・他者交流に関する記述) (御意見) 青少年のSNS利用をリスクの源泉としてのみ捉えるのではなく、連絡、ニュース接触、社会参加、創作、学習、相談、自己表現の手段としての側面を明確に記載すべきである。 一律の利用制限や過度な年齢確認は、青少年のニュース接触、社会問題への関心形成、学習・創作機会、周縁化された子どもの支援アクセスを低下させる可能性がある。したがって、利用実態の整理においては、利用に伴うリスクとともに、青少年がデジタル空間から得ている便益も評価対象とすべきである。 【個人】	本会合の議論の前提となる共通認識として、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」と示しています。 上記のとおり、本報告書案は、御指摘の趣旨も踏まえた内容となっているものと考えます。
(3)利用に伴うトラブル傾向	
意見1-3-1	考え方1-3-1
(該当箇所) PP.5-7全般 (御意見) 国民生活センターの「未成年者の消費者トラブルについての現況調査」(令和7年3月)によれば、インターネットゲームに関する相談は2018年度以降増加傾向にあり、2023年度には8,000件を超えている。また、インターネットゲームに関する平均既支払額は、小学生では2023年度に10万円を超え、中学生でも2022年度・2023年	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

度に20万円近くとなっており、未成年者が扱う金額としては看過できない水準である。 国民生活センターADR結果概要(令和7年度第4回)によると、未成年者によるオンラインゲームの高額課金に関する紛争が複数件扱われている。その一例では、店舗でのアカウント作成時に「13歳未満だと弾かれるので保護者の生年月日で登録するよう案内された」結果、子どもが約1週間で86回・約60万円を課金し、保護者は明細で初めて気づいた。返金手続きはゲーム会社、プラットフォーム、カード会社、携帯電話会社間で、責任が分散し、解決まで長期化した。この事例は、年齢確認の不備アカウント設計の問題・保護者のリテラシー依存・課金制限の脆弱さが重なって発生しており、初期設定での課金制限義務化や、アプリ側の課金誘導設計の見直しが不可欠である。 ネットゲーム以外にも、未成年者が巻き込まれる問題ではアダルト情報サイトのワンクリック請求、健康食品・化粧品の定期購入トラブル、出会い系サイト・SNS起因のトラブルが、未成年者の相談として多数報告されている。保護者のリテラシーだけでは防ぎきれない、構造的な課題が見られる。初期設定での保護措置義務化、広告表示の適正化、年齢確認の厳格化など、抜本的な対策が不可欠である。 消費者相談の現場では、青少年や若者のゲームや投げ銭の課金トラブル、SNSを通じた投資詐欺の勧誘、闇バイトへの安易な応募、パパ活をめぐる契約トラブルなどが散見される。これらはインターネットの利用が端緒となっていることから、青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境を維持することは国としても取り組むべき重要施策であると考ええる。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	
意見1-3-2	考え方1-3-2
(該当箇所) 3. 利用に伴うトラブル傾向 第1章(3)利用に伴うトラブル傾向 (p.5～7、図6～図8) (御意見) ネット上のいじめ認知件数の増加、見知らぬ個人との遭遇による性的被害・プライバシー侵害、SNSに起因する事犯(被害児童が自ら最初に投稿する割合74.2%、フィルタリング利用率約10.8%)、闇バイトのSNS応募等の整理は、現状を的確に捉えており賛同する。 これらの被害の多くは、サードパーティのSNS・メッセージアプリ上での「やり取り(送受信)」を通じて発生している	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

点を、本章の課題認識として一層明確に位置づけるべきである。被害児童が自ら投稿・送信している割合が高く、従来の閲覧制限型フィルタリングの利用率も低いという事実は、閲覧防止だけでなく、サードパーティSNS内の送受信を見守る技術的手段の必要性を裏付けている。 この点は公的調査でも裏付けられる。総務省「令和7年度我が国における青少年の新たなインターネット利用の実態及び諸外国における青少年保護の実態に係る調査研究」(本報告書(案)図7)によれば、青少年が見知らぬ個人との間でトラブルに「遭遇した」との回答の割合は、メッセージ(LINE・Snapchat等)で66.7%と、動画共有(55.1%)・SNS(55.2%)を上回り、サードパーティのSNS・メッセージアプリ上で広く生じている。また警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」(同図8)によれば、SNSに起因する事犯では被害児童が自ら最初に投稿した割合が74.2%(コンダクトリスク)に達する一方、フィルタリング利用率は約10.8%にとどまる。同庁資料が示すとおり、被害は「SNSで知り合った相手に性的な画像を送らせ脅す(セクストーション)」「子供自身が加害者となる」等、サードパーティSNS内の送受信を通じて生じており、OS標準ツールではなくサードパーティのSNS・メッセージアプリ上で発生していることを示している。 【Adora株式会社】	
意見1-3-3	考え方1-3-3
(該当箇所) P5 L4 (意見①) 「利用に伴うトラブル傾向」に、「利用がもたらす便益(の可能性)」に関する既述も加える。 (理由①) 本案の特に第4章では、「青少年の発信、創作、参加といった権利やウェルビーイングも必要な観点」(P41L14)等、デジタル技術の発達・環境変化がもたらしているインターネット利用の「正」の側面や可能性について多数言及されているにもかかわらず、その「裏付け」「前提」となる状況が本項では書かれていません。「世界子供白書2017」をはじめとする発信でも、ユニセフは常に「デジタル世界の可能性と危険性」の両面に言及し続けています。 (該当箇所) P7 L4	青少年に限らず、インターネット利用がもたらす便益については、これまでの発展普及を踏まえ、本報告書案の4(2)共通認識に示すように利用を前提に議論をしています。 また、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ課題と論点の整理」(以下「課題と論点の整理」という。)において、それぞれの内容ごとに主務府省庁や関係府省庁が割り振られているものと認識しており、御指摘の消費者リスクについては、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ(以下「本会合」という。)では検討事項としていません。

(意見②) トラブル傾向の整理において、いじめ、画像拡散、犯罪被害、「闇バイト」等に加え、広告・マーケティング、レコメンドアルゴリズム、商業的プロファイリング、ダークパターン、アプリ内課金、過剰なエンゲージメントを促す設計等の「消費者リスク」も明示的に位置づける。 (理由②) ユニセフ(国連児童基金) 「KeepingChildrenSafeOnline:TrendsInOnlinePlatformRegulationandEmergingLessons」(2025年)は、オンライン上の子どもへのリスクを、Content、Contact、Conduct、Consumer、Cross-cuttingrisksの枠組みで整理しており、Consumerrisksとして、マーケティングリスク、商業的プロファイリングリスク、金融リスク等を挙げています。また、ユニセフ等が策定した「子どもの権利とビジネス原則」は、企業活動が職場だけでなく市場や地域社会においても子どもの権利に影響を与え得ることを示し、広告マーケティング活動も子どもの権利を尊重すべき領域に含めています。「課題と論点の整理」の「⑤消費者関連リスクへの対応について」の主幹官庁に総務省は含まれていませんが、中長期を見据えた取り組みの方向性を示す文書であることと、同工程表表紙裏には「※情勢の変化に応じて速やかに対応を執るなど、工程表の記載に捉われることなく柔軟に対応する」との但し書きもあることを鑑み、上記提案します。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	
意見1-3-4	考え方1-3-4
(該当箇所) 報告書案1(3)「利用に伴うトラブル傾向」 (御意見) ネットいじめ、性的被害、闇バイト等の問題は重大であり、対策の必要性は明らかである。他方、個別の有害事象を根拠として、SNS等の利用全体を一律に制限することは比例性を欠くおそれがある。 リスクの分析に当たっては、コンテンツ・リスク、コンタクト・リスク、コンダクト・リスク、サービス設計上のリスク、生成AIを含む新たなリスクを区別し、それぞれに応じた最小侵害的な対策を検討すべきである。 【個人】	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見1-3-5	考え方1-3-5
3. 利用に伴うトラブル傾向	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検

(該当箇所) ネット上でのいじめの状況 (意見) いじめは昔からあり、インターネットに限った問題では無い。インターネットが普及に伴ってネット上のいじめが増加するのは当然だ。SNSは「外部から見えにくい匿名性が高い」という意見もあるが、むしろ逆で、SNSのおかげで、いじめが隠されにくくなっていると思う。SNSによる情報発信は(発信内容が事実である前提だが)、いじめを解決する手段にもなると期待している。また、学校や自治体の対応に問題がある場合に、SNSを通じて世間に訴えることもできる。 (該当箇所) インターネットの利用における青少年が遭遇しているトラブル 「知人や友人に個別に送信した自身の画像が意図せずSNS上において公開拡散される事件」「プライバシー侵害」「性的被害」「犯罪に加担してしまう」 (意見) これらは確かに問題であり、対策は必要だと思う。「SNS上における公開拡散」「プライバシー侵害」などは、確かにSNSの普及に伴って、顕在化してきたし、生徒が加害者になることもある。法律や、情報発信における個人情報保護について、教育啓発が必要だと思う。一方で、情報の受信だけであれば、生徒が加害者になる可能性は低く、過度のフィルタリングは不要だと思う。犯罪については、手段が変わってきただけで、昔から犯罪はあったのであり、インターネット固有の問題ではない。インターネットやSNSを問題視する必要は無い。 【個人】	討の際の参考とされるものと考えます。
意見1－3－6	考え方1－3－6
拝啓イワイチョウの咲く侯、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 青少年保護ワーキンググループでまとめられましたデジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会第一次報告書(案)を拝読しました。下記に私の経験から意見を申し上げます。 記 [該当箇所]6ページ [該当項目]	頂いた「更生」や「社会復帰」に関する御意見については、本会合における検討事項ではないため、参考の御意見として承ります。

1. 青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化

(3) 利用に伴うトラブル傾向

[該当内容] インターネットの利用における青少年が遭遇しているトラブル

[意見]

知らず知らずに、インターネット環境での発言や行動によって、反社会的な人間とレッテルを張られても、本人が気づいて更生した場合、本来の社会に復帰できるよう、ご支援をお願いいたします。

[私の経験]

私は1990年後半からインターネットを行っております。著作権違反などの法令違反や反政府行動の流れに、知らず知らずのうちに、自分がのっかってしまう危険がありました。

具体的には、IRC(インターネットリレーチャット)によって、違法な活動や、反社会的な活動や、情報流出の活動に、巻き込まれる危険がございました。

IRCとはInternet Relay Chat(インターネットリレーチャット)の略で、インターネット上でリアルタイムにテキストベースのコミュニケーションを行う技術です。チャットツールの原点となった技術でございます。

当時、オンライン対戦ができるインターネットゲームは、IRC(インターネットリレーチャット)のパブリックチャンネルで、ゲームの情報が流れました。

IRC(インターネットリレーチャット)には、個別のローカルなチャンネルがございました。

この他に、同人誌のホームページから、同人誌好き同士での個別のローカルなグループチャットに入ることがありました。

そこで、WinnyやShareの話が出てくることございました。また、2chでの反政府的な発言も流れてきました。

この他、IRCでは、IPアドレスが公開されます。ファイル送信機能も、IRCからできました。バックドア等のマルウェアを仕込まれて、私のパソコンの情報が外に流れるリスクがございました。

私が若年層のときは、とくに、情報通信に関する知見が乏しいです。表面上の機能だけで、奥深い情報通信の知見を悪用して、犯罪行為や反社会行為によって、本人が知らず知らずのうちに、悪い人間とみなされる危険があることは知らなかったのです。

こういう流れに知らないうちに、自分が乗ってしまう危険がありました。

通信傍受法により、インターネットチャットでの発言や行動は、総務省様や警察庁様で、監視できます。1999年に通信傍受法が制定されておりますので、私がIRC(インターネットリレーチャット)をやっていた頃も、監視されて

いたと考えられます。 SNSやグループチャットの流れに自分がのっかると、総務省様や警察庁様から、反社会的な人間と、知らず知らずに、レッテルを張られるかもしれませんでした。 また、バックドアなどのマルウェアから流れた情報元から、知らず知らずに流出した私のパソコンの情報から、情報元の人間として、反社会的な人間とレッテルを張られる危険もございました。 そうなりますと、反社会的な人間という知らず知らずのレッテルによって、将来、例えば、学校の内申点や進路や、就職が困難になったり、現在の職が失われる危険がございます。 現在、行政では反スパイ法の制定等、経済安全保障に厳しい目がさらされております。私の乏しい情報工学の知見によりますと、匿名性の高いSNSの匿名性とは、高級言語であるアプリでの匿名性であり、低級言語では匿名性は皆無と考えられます。 そこで、知らず知らずに、インターネット環境での発言や行動によって、反社会的な人間とレッテルを張られても、本人が気づいて更生した場合、本来の社会に復帰できるよう、ご支援をお願いいたします。 以上、更生されている方への進学、就職のご支援をお願いいたします。敬具 【個人】	
(4)政府の取組	
意見1-4-1 (該当箇所) PP.7-9全般 (御意見) 令和6年11月以降、各省庁が問題点を明確化し、取り組みを開始したことは評価する。一方で、刻々と変化する状況に対し、取り組みのスピード感到課題があることを懸念している。リテラシー啓発は重要だが、保護者・子ども双方に任せるだけでは限界がある。 「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」でひき続き体系的な教育内容の検討が必要である。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	考え方1-4-1 頂いた御意見の内容は、51頁24行目以降の「本会合としては、ICTリテラシーに関する検討を行う総務省の有識者会議である「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」に対し、以下の取組について検討することを提案」とあるとおり、ICTリテラシーに関しては、同検討会において検討が行われるものと考えます。
意見1-4-2 (該当箇所)	考え方1-4-2 頂いた御意見の内容は、9頁13行目以降の「一方で、危

P9 L12-13 (意見①) 「インターネットの利用は、現代社会を生きる上で大人にも青少年にも不可欠なものとなりつつある。一方で、青少年は発達段階に応じた特有のニーズやリスクに直面することから、その権利と安全が確保される環境整備が求められる。」に修正する。 (理由①) 「課題と論点の整理」でも参照された国連子どもの権利委員会「一般的意見 25 号」の他、ユニセフ「ProtectingandPrioritizingChildren’sRightsandSafetyinDigitalEnvironment」(2025 年)や OECD「How’sLifeforChildrenintheDigitalAge」(2025 年)は、いずれも、「子どもはおとなとは異なる発達段階・脆弱性・保護ニーズを有する存在であり、したがって「大人と同じ」ではなく、「権利の主体として尊重されつつ、特別な保護と支援が必要」であることを強調しています。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	機回避に必要な判断能力等が発達段階にある青少年が安全にインターネットを利用するためには、適切な保護が講じられた環境でインターネットを利用することが必要である。」等に含まれるものと考えます。
意見 1-4-3	考え方 1-4-3
(該当箇所) P9 L17-18 (意見②) 「本報告書における青少年保護に関する取組は、安全・安心の確保にとどまらず、子どもを権利の主体として位置づけ、その最善の利益、意見表明・参加、非差別、プライバシー、表現・情報アクセス及び発達等の観点を踏まえ、デジタル環境における子どもの権利の尊重・保護・実現を総合的に図ることを基本とすることを前提に、総務省において今後取るべき方向性を示すものである」に修正する。 (理由②) 「課題と論点の整理」①「リスクの多様化への対応について」論点 1. は、「…こども基本法やこどもの権利条約（児童の権利に関する条約）、ウェルビーイングとの関連付けをどう考えるか」としています。次章以降の「諸外国及び地方公共団体の動向」や「関係者の取り組み」「本会合の議論」の内容を評価する「視点」や「物差し」として、現行法が規定する「安心・安全の確保」の範囲内に留まらないことが明示される必要があると考えます。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	本会合の議論の前提となる共通認識として、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」と示しています。
意見 1-4-4	考え方 1-4-4

(該当箇所) 2. P7 5 行目 (4)政府の取組 (御意見) 子どもおよび保護者への取組が並びますが、リスク情報の発信元に対する取組も記載されてはいかがでしょうか？「青少年保護ワーキンググループ」での議論の外であることは理解しますが、片務的な記載では市民、特に当事者である保護者層の合意を得づらいように思います。例えば有害広告や偽誤情報の流通について、検討会の他のワーキンググループでの議論状況などを記載することを想定しています。 【個人】	御指摘の箇所を含む項目は、青少年保護に関する政府の取組を記載したものであり、有識者会議である「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」の他のワーキンググループの検討内容の追記はふさわしくないと考えます。
意見1-4-5	考え方1-4-5
(該当箇所) 「偽誤情報の流通や拡散」(p.7 の 8～9 行目) (意見) インターネット上の偽誤情報よりも、新聞テレビ雑誌による偽誤情報偏向報道、教員による偏向洗脳教育のほうの問題だ。インターネット上の集合知が、新聞テレビ雑誌による偽誤情報を訂正する役割を担っている。 総務省には、インターネットより、放送局をなんとかしてほしい。放送局に対する監督責任を果たしてこなかった総務省の責任は重大だ。テレビ放送を廃止するといった取組を期待する。 文科省は、教員や学校を監督するどころか、偏向洗脳教育を助長してこなかっただろうか。 もともと、最近、文科省に素晴らしい動きがあった。5 月に文科省が教育基本法違反の認定をしたことを、支持する。新聞テレビは都合の悪い事実を隠そうとしたが、SNS 上の世論による後押しがあって、文科省がこの認定をしたと思う。インターネットや SNS があって本当によかった。 現政権は、新聞テレビではなく、インターネット SNS を通じた直接の情報発信を強化していると思う。政府は、インターネット SNS の利活用を進めてほしい。 (該当箇所) 「リテラシー向上のための教育啓発や、フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等」(p.8 の 4～6 行目) (意見)	本会合においては、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41 頁14行目)。」、「単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要(同17行目)。」との共通認識を前提として議論しており、御指摘の表現の自由の侵害に当たるような過度な規制を行うことは想定していません。

教育啓発が適切に行われるか、フィルタリングが表現の自由を侵害しないか、懸念がある。教育啓発の内容やフィルタリングの基準が、国民に公開され、国民による民主的な統制を受けるようにしてほしい。教育啓発を学校に任せた場合、内容に差が生じないか懸念がある。（取り組みを進めていると思うが）動画配信などを活用して、全国一律の教育啓発ができるようにしてほしい。そもそも、青少年の情報リテラシーは、大人より高いと思う。情報リテラシーが欠けるのは、高齢者だと思う。対象を青少年に限定せず、全国民が受講できるような教育にしてほしい。 （該当箇所） 「インターネットの利用は、現代社会を生きる際に不可欠のものになりつつあり、その点については大人も青少年も違いはない。一方で、危機回避に必要な判断能力等が発達段階にある青少年が安全にインターネットを利用するためには、適切な保護が講じられた環境でインターネットを利用することが必要である。」（p.9 の 12～16 行目） （意見） インターネットが不可欠なのは、その通りだ。青少年の判断能力が発達段階なのはそうだと思うが、それでも、最近の青少年は大人より能力が高いと思う。むしろ、判断能力等の低下段階にある高齢者のほうが心配だ。インターネットの利用環境に保護を高める必要はあるが、恣意的な基準により不適切な保護が行われないか懸念がある。インターネットを極力規制しないようにしてほしい。 【個人】	
意見 1－4－6	考え方 1－4－6
〔意見の対象〕 1(4)政府の取組(脚注 15)／2(1)(4)コンダクトコンタクトリスクへの対応について 〔意見の理由および内容〕 本報告書は、「1 対 1 の通信を発信者情報開示の対象とすることの是非を含め、事後的な権利保護の在り方に関して調査研究を進める」ことを、本会合の検討対象外とし、別途の調査研究事項として先送りしている。しかし、まさにこの 1 対 1 のコンタクトリスクは、既に現実の被害を生んでいる。2026 年 6 月以降、沖縄県内の県立高校において、自衛隊の募集担当者が進路説明会後に生徒へ個別に LINE で連絡を続け、生徒が「何度も来て怖い」と学校に相談する事態が報じられている。沖縄県教育庁は「SNS での個別連絡で生徒が困惑する事態	御指摘の点については、「課題と論点の整理」において、1 対 1 通信における発信者情報の開示の問題について、調査研究を進めることが必要とされた論点です。

はあってはならない」としている一方、防衛大臣は「相手の同意を得た上で連絡先を交換しており問題があるとは考えていない」との認識を示しており、政府内においてすら青少年保護の考え方が統一されていない。 本報告書は、民間 PF 事業者に対して年齢確認の厳格化や DM 機能の年齢制限(本会合資料によれば一部 PF では 13 歳から 15 歳の利用者の DM 相手を制限する取組が既に存在する)を求める方向性を打ち出しているが、行政機関自らが未成年に対する 1 対 1 の個別勧誘連絡を問題視しない対応を取ることは、青少年保護施策全体の説得力を著しく損なう。1 対 1 の通信リスクへの対応を悠長な「調査研究」にとどめるのではなく、まずは公的機関準公的機関(自衛隊の募集業務を含む)による青少年への個別 SNS 連絡について、政府内で自主的なガイドラインを早急に整備し、民間事業者を求める基準との整合性を図るべきである。 【個人】	
2 諸外国及び地方公共団体の動向	
(1) 諸外国の動向	
意見 2-1-1	考え方 2-1-1
(該当箇所) 全般 (意見) ご参考まで: ユニセフは各国の動向ならびに「G7 デジタル技術大臣会合」の成果文書に対し、以下の声明を発表しています。 ・「年齢規制だけでは子どもを守れない」(2025 年 12 月) ・「G7 デジタル技術大臣会合～画期的な合意を歓迎」(2026 年 6 月) 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見 2-1-2	考え方 2-1-2
(該当箇所) P11. 「① EU 及び英国」 P15. 「② 豪州」 P18. 「③ 米国」	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

P20.「④ G7」

(意見)

法律に基づく規制は、厳格な義務付けと、プライバシーに配慮した柔軟な対応策とのバランスを取らなければなりません。厳格な禁止措置、画一的な年齢制限、政府発行の身分証明書の収集義務といった過度な規制は、意図しない結果を招く恐れがあります。それらは、子どもと青少年を不可欠な教育やメンタルヘルスのリソースから切り離し、デジタルリテラシーの向上を阻害するリスクがあるほか、すべてのユーザーに対して重大なプライバシーおよびセキュリティ上のリスクを生む可能性があります。

本報告書では、欧州デジタルサービス法(DSA)に基づきリスク評価の対象となる機能(無限スクロールや推奨機能など)に言及していますが、Google は、子どもと青少年に対するアルゴリズムによる推奨機能そのものを「一律に禁止、または過度に制限する」いかなる措置に対しても懸念を表明します。推奨アルゴリズムは、未成年者に学習の機会を提供し、有益で教育的なコンテンツや、個人の興味を深める質の高い情報へと結びつける上で極めて重要な役割を果たしています。規制の枠組みは、アルゴリズムの使用を抑制するのではなく、「ユーザーへのコントロール権の提供」と「透明性の確保」を重視するアプローチに焦点を当てるべきです。これにより、YouTube の「保護者管理機能付き機能」のように、保護者やユーザーが適切なコンテンツレベルを選択できるようになります。

先日の G7 サミットにおける、未成年者にとってより安全なデジタル空間に関する首脳陣の呼びかけは、若者のオンライン安全性の問題にどのように取り組むべきかについて、世界のリーダーたちの間で交わされた重要な合意を示しています。これは、管理すべきリスクが存在することを認めつつも、デジタル空間が若者にもたらす前向きな利益を評価するものです。極めて重要な点として、Google は以下の内容に強い支持を表明します。

(1)一律の禁止措置と比較して、「セーフティ・バイ・デザイン」やリスクベースのアプローチの方が、若者のオンライン上の安全を維持するための戦略としてより効果的であること

(2)レコメンダーシステムが、より安全で年齢に適したオンライン体験に好ましく貢献すること

(3)年齢確認はリスクベースであり、比例性が取れ、プライバシーに配慮したものであるべきであること

こうした背景を踏まえると、日本は、(一律の禁止や過度の制限といった手法ではなく)G7 の原則に合致し若者のオンライン安全性に対する強力でバランスの取れた規制アプローチを導入することにより、世界各国のモデルとなり、この分野における世界のリーダーとなるチャンスがあると考えます。

【Google 合同会社】

意見2-1-3	考え方2-1-3
(該当箇所) p11＞年齢確認については、青少年にとってリスクの高いサービスに対して、証明書や ID 等による「年齢確認」や、補完的位置付けとしての顔認証等による「年齢推定」を推奨しており、利用者が生年月日を入力する等の「自己申告」については、青少年のプライバシー、安全性及びセキュリティを高い水準で確保する観点から適切な方法ではないとしている。 (御意見) 記載のとおりであり、日本での導入の際も自己申告ではなくマイナンバーカード利用等で確認することが望ましい。 また、誹謗中傷に関する開示請求等に円滑に対応できるよう、特定サーバー管理者への情報提供は年齢のみに限定せず個人情報を含めて行われることを望む。 【個人】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見2-1-4	考え方2-1-4
(該当箇所) P.11①EU 及び英国 (御意見) ヨーロッパにおける規制については、技術的に実現不可能なことを先に制度として決定してしまっており、実際の運用の様子を見ると規制できていないことに十分注意すべきだと考える。 また、私たち技術者も、実現不可能なことを制度だけ作って丸投げされても、やはり実現不可能であることは申し上げておきたい。 2 諸外国及び地方公共団体の動向 P.13 EU デジタルサービス法(DSA:DigitalServicesAct)の概要 (御意見) ニュースのオンラインサービスの中には、EU の規制と罰則が厳しすぎるあまり、EU 域内からの通信を遮断するところも存在している。	具体的な制度設計に当たっては、技術的な実現可能性についての検討も必要と考えています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

日本国内にいる者が必要なオンラインサービスを受けられなくなることはないように、十分な配慮が必要だと考える。 P.13 2 規制内容 (御意見) このケースでは。事業規模が大きいほど受ける規制が増えていくが、駆け出しのテックベンチャー企業が、自らのサービスが大きくなると規制されるのをわかっていて、それでも事業拡大を目指したいいかどうかも配慮してほしい。始める前から上に蓋をされるようなことにならないかを懸念する。 【個人】	
意見2-1-5	考え方2-1-5
(該当箇所) p11 報告書案2(1)「諸外国の動向」(EU 英国、豪州、米国、G7 に関する記述) (御意見) 第1段落 諸外国の制度は参考になるが、日本にそのまま導入すべきではない。特に英国・豪州型の一定年齢以下の SNS 利用禁止は、子どもの保護という目的を有する一方で、ニュース接触、社会参加、支援アクセス、匿名利用、デジタル包摂への副作用が大きい。 ①EU 及び英国: EU: DSA を紹介していることは評価できる。ただし、EU の枠組みはこれ単体ではなく、GDPR による生体情報を含むデータの取り扱い規制やプロファイリングに関する規制を始め複数のものが組み合わさってプライバシーと青少年の保護の両立を目指しているものであることを読者に注意喚起すべきである。 さらに、中毒性がある設計に関しては、2026 年 2 月の欧州委員会の「TikTok の中毒性のある設計が DSA に違反するとの暫定判断」(※1)も紹介するに値するであろう。 また、EU が 4 月に年齢確認アプリを提供する準備が完了した旨の発表が紹介されているが、即日ハッキングされており、それによって設計上、対象とする攻撃の識別が不十分であることが示唆された(若年者の年齢確認の場合は主要な攻撃者は本人であるが、この点が考慮漏れしていたように見える)とともに、データ保管上の不	頂いたご意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

備も明らかになり、拙速な対策への戒めとなったことも付記することは、今後の日本での検討にも有用であろう。
また、EDPB の年齢保証に関する声明(2025 年 2 月※3)、欧州委員会の AgeAssurance に関するレポート(2024,※4)も紹介すべきであろう。

(※3)Statement1/2025onAgeAssurance<https://www.edpb.europa.eu/system/files/documents/2025-04/edpb_statement_20250211ageassurance_v1-2_en.pdf>

(※4) Researchreport:Mappingageassurancetypologiesandrequirements<<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/research-report-mapping-age-assurance-typologies-and-requirements>>

英国:OSA を実際に施行したところ、VPN による迂回が広く行われたこと、それにより実効性が損なわれていることも記載すべきである。

②豪州:

2025 年 12 月の SNS 禁止施行後、報道(※5)によると 2026 年 2 月に 10～17 歳の若者 1,027 人を調査したところ、禁止対象プラットフォームを以前使っていた 16 歳未満のうち 61%は利用に「ほとんどまたは全く変化なし」と答えた一方、SNS 利用が大きく妨げられた層では 51%が「禁止の直接的結果としてニュースを得る量が減った」と回答しており、若年層の市民参加・政治的社会化へ影響を及ぼしていることも記載する価値がある。

(※5)
TheGuardian. “Australia” ssocialmediabanpreventingteenagersfromaccessingthenews,researchfinds.” The Guardian,19May2026.

③米国:

カリフォルニアの SB976/ProtectingOurKidsfromSocialMediaAddictionAct (※6)は、未成年に対する “addictivefeed” の提供を原則禁止していること、ニューヨーク州の SAFEforKidsAct (※7)の “addictivefeeds” の制限なども紹介すべき。

(※6) SB-976ProtectingOurKidsfromSocialMediaAddictionAct.<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240SB976>

(※7) S7694AStopAddictiveFeedsExploitation(SAFE)forKidsactprohibitingtheprovisionofaddictivefeedstominors<

https://www.nysenate.gov/legislation/bills/2023/S7694/amendment/A> カリフォルニア州の DigitalAgeAssuranceAct(AB1043)(※8)は、OS 事業者に対し、アカウント設定時に利用者の生年月日又は年齢を入力させ、年齢区分シグナルを API でアプリ等へ提供することを求めるもので、この方式自体は政府 ID や顔認証を直接義務付けるものではないが、共有デバイス使用時の問題、プライバシー重視 OS 選択への影響など副作用も課題として挙げられるので、こうした状況も記載すべきである。 (※8) AB-1043Ageverificationsignals:softwareapplicationsandonlineservices.<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/s/billNavClient.xhtml?bill_id=202520260AB1043> ④G7: G7 共通原則の英語原文で用いられている用語は“ageassurance”であり、“ageverification”ではない。Ageassurance は、年齢確認(ageverification)、年齢推定(ageestimation)、年齢推論(ageinference)、保護者確認、自己申告、匿名又は仮名の年齢属性証明等を含み得る包括概念である。したがって、これを一律に「年齢確認」と訳すと、政府 ID、本人確認書類、顔画像、生体情報等による確認を想起させ、原文の射程を不当に狭めるおそれがある。 G7 共通原則を引用・参照する場合には、「年齢確認」ではなく、「年齢確認・年齢推定等を含む年齢保証措置(ageassurance)」又は「年齢アシュアランス」と表記すべきである。また、同原則が ageassurance について、リスクベース、権利尊重、プライバシー保護、相互運用性、最小侵襲性を求めている点を、日本語訳及び制度設計に明確に反映すべきである。 そのうえで、G7 共通原則を日本の制度設計に用いる場合には、年齢に関する措置はすべてのサービスに一般的・恒常的に求められるものではなく、リスクに応じて必要かつ比例的な場合に限定されるべきであることを明確にすべきである。 【個人】	
意見2-1-6	考え方2-1-6
(該当箇所) 3. P11 2行目(1)諸外国の動向 (御意見)	本会合においては、「諸外国における青少年保護に関する制度整備等の動向把握が必要(41頁19行目)。」との考え方を共通認識の一つとして議論しました。御指摘のように、諸外国における取組事例を参考とすることは重要と

3.諸外国の動向として、EUおよび英国における規制による政策効果や規制に伴うインターネット利用者への副次的な作用・課題などを記載されてはいかがでしょう？

規制による影響・効果として、原稿案ではプラットフォーム事業者への指導や罰金等について述べられているものの、市民への影響については記載が無い、あるいは極めて少ないように思います。EUや英国では議論も先行しており、施行からもそれなりに時間が経ちましたので、前記の情報はあはらずです。

今回は一次まとめということで、ワーキンググループで議論した中に上記の情報が無い場合は今回の一次まとめに上記情報を記載することはできないと思いますが、今後の青少年ワーキンググループ、並びに親会である検討会(制度化ワーキンググループ、発信者情報開示ワーキンググループなど含む)において、現に規制を進める欧州、英国等でインターネット利用者にとどのような影響が出ているかが整理され、議論され、他山の石として本邦の規制内容に反映されることを切に願います。

4. P11 2行目(1)諸外国の動向

(御意見)

4.諸外国の中には「規制をしない」ことを選択したところ、現下日本よりも緩い規制であるところも多いことから、諸外国の事例としては相対的に強い規制を敷いた事例のみではなく、相対的に緩い規制を敷いている事例も示されてはいかがでしょう？

諸外国を手本とするに当たり、闇雲に規制内容のキャッチアップを図るのではなく、本邦の実態に合わせて規制内容の取捨選択やあるいは諸外国事例を反面教師として積極的に追随しないことを選択するなど、偏りない議論が為されることを望みます。

本ワーキンググループを含め、親会(デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会)とその全てのワーキンググループ、並びに先行する課題提示の検討会での議事を「全て」拝読していますが、構成員の皆様が欧州・英国のようにデジタル立憲主義的な規制を為すことを正と捉え、その達成が目的となっているように見えており、大変に危惧しております。失礼を百も承知で敢えて申し上げますと、総務省含む検討会構成員の皆様がエコーチェンバー、フィルターバブルに陥っていることを懸念しますし、市井のいち民間人からはそのように議事録・報告書は読めております。これは大きな誤解であろうとは予想致しますが、一方で「そのように読めてしまう」ことは大問題であり、誤解を生まぬよう、偏りない議論であることを示すためにも、海外事例にはより広く目を向けて頂くことを勧めます。

考えており、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

なお、親会の中間まとめにおいては同様の指摘に対して「諸外国の制度動向を網羅することができないため、主なものを記載」としていますが、上記のように、実際には多様性ある各国・地域の対応の中から本邦よりも強い規制のみを抜き出して例示することは、本検討会での議論そのものも偏っていることを示唆するものに見えてしまいます。規制の強いものを「主なもの」とするのではなく、多様な世界の状況を表すように事例を記載し、それを包摂する議論が本検討会において為されること、また、為されていることを示すことを期待いたします。

5. P11 10行目(1)諸外国の動向1EUおよび英国

(御意見)

5.「デジタルサービス法(DSA)」について、同法に対しては昨年9月17日に公開の「「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会中間取りまとめ(案)」に対する意見募集結果」において、「適法な言論までも抑圧しかねない」(69ページ・意見70)や対応作業負荷が大きく事業者が問題に対処するためのリソースを奪うこと、事業者間において不平等を生むこと、情報へのアクセスする権利(知る権利)を制限する可能性があること(71ページ・意見74)、効果が未知数であること(73ページ・意見76)、といった問題点・課題点・懸念点の指摘が既に為されており、同意見募集を通じて本検討会も共有するところであるから、例えば註において、「但し、DSAについてはその政策効果は充分に分かっておらず、また、権利の制限や言論の抑圧に直接・間接に繋がってしまう懸念も指摘されている。」のように記載をされてはいかがでしょうか？

6. P12 10行目(1)諸外国の動向

(御意見)

6.欧州における Meta、Tiktok、Temu、X(旧Twitter)、Instagramに対するEUの見解について述べられていますが、これに対してこれらの企業・プラットフォームがEUの見解に対して反論していること、見解に対して争っていること、など企業プラットフォーム側の見解・対応を記載してはいかがでしょうか？

日本国内でも事業を展開するこれらの私企業に対し、EUによる一方的な見方のみを提示することは公正とはいえないように感じます。また、日本国においても政府やマルチステークホルダーによる協議会(仮、本検討会中間まとめより)のような公的な機関よりEUと同様の指摘がこれら企業・プラットフォームに為されることが容易に想定されることから、その際に想定される企業・プラットフォームの対応を事前に認識しておくことは今後の議論において有益であると考えます。

7. P18 1行目(1)諸外国の動向 3米国

(御意見) 7.米国の事例としてカリフォルニア州ほか 4 州の事例が出ていますが、連邦政府や他の州における動向も記載されてはいかがでしょうか？ すべての州の対応を網羅的に記載することは本まとめの必要とするところでは無いことは理解しますが、現在記載されているのは規制を進めている事例のみであり、規制をしなかったり撤廃したりする等の動きには触れられておらず、米国における状況を偏って受け止めてしまうことを危惧いたします。 8. P18 6行目(1)諸外国の動向 3米国 (御意見) 8.「SNS事業者等による差止訴訟」とありますが、反対しているのは事業者に限らず、連邦政府、市民団体、学者等の有識者による反対もあることを明記してはいかがでしょうか？ これらのSNS事業者以外の方々の方々の活動者は“等”の部分に含まれているものと推定しますが、これらの方々を代表して「SNS事業者等」としてしまうと反対運動が公益ではなく事業者の私益のみによって起こされているかのように読めてしまいます。実際には公益のために活動する方々からも問題点が指摘されていることを明記しておかないと誤解を生んでしまいます。 9. P20 1行目(1)諸外国の動向 3米国 9.MetaおよびGoogleに対する訴訟の結果について記載していますが、13ページ2行目でXについて述べたように、両社からの訴訟結果への異議申し立て等で係争が続いているのであれば、その状況について記載してはいかがでしょうか？ 【個人】	
意見2－1－7	考え方2－1－7
(該当箇所) 豪州 (意見) SNS の規制に反対する。特に豪州の規制は厳しいものと認識しているが、このような規制を参考にはしていない。 豪州は憲法体系の違いもあるが、我が国で豪州並の規制を行うことは、弾圧であり、独裁であり、民主主義に反し、憲法 21 条違反だと判断する。	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

以前は情報を新聞テレビが独裁していたが、インターネット SNS のおかげで真の民主主義が発達していると、嬉しく思う。SNS を規制するのではなく、インターネットの利活用を進めるべきだ。 【個人】	
(2)地方公共団体の動向	
意見2-2-1	考え方2-2-1
(該当箇所) PP.22-23 全般 (御意見) 地方公共団体の取組は、実効性がどの程度あるか推移を見守る必要はあるが、この問題に対する関心を高める一定の効果はあると考える。 しかし、現状の「理念条例」の枠組みでは利用者側の利用抑制を促すに留まっており、事業者側が提供する利用を促す仕組みの制限にまで踏み込めていない。また、制限ありきではリテラシー教育の趣旨に逆行する懸念もある。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本報告書案に記載の地方公共団体の取組は、スマートフォン等の適正利用や青少年保護に関する取組事例を紹介することを目的としたものであり、その是非を判断するものではありません。
意見2-2-2	考え方2-2-2
利用時間に関する制限については科学的知見に基づいたものではないため法整備は不要と考える。後述の OS 事業者による利用時間等の制限機能で十分と思われる。 【個人】	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見2-2-3	考え方2-2-3
(該当箇所) 10. P22 14行目(2)地方公共団体の動向 (御意見) 10.豊明市の条例における付帯決議について、市民の監視や権利の制限に繋がるという指摘を受けてつけられたものであることを明記してはいかがでしょうか？ また、香川県、日高町、京都市の類似条例が記載されていますが、これらについても行動変容を迫るような強制性のある施策は採用されていないことを明記されてはいかがでしょうか？	御指摘の豊明市条例については、本報告書案において、附帯決議により「理念条例であり、飽くまで目安として市民の生活スタイルや家庭環境の多様性を尊重した運用を行うこと」とされている旨を記載(22頁14行目)しており、強制的な規制ではないことを紹介しております。 また、本報告書案に記載の地方公共団体の取組は、スマートフォン等の適正利用や青少年保護に関する取組事例を紹介することを目的としたもので、条例制定の経緯や附

正にこの「市民の監視」や「権利の制限」などに繋がるのではないかという懸念があり、SNSやインターネットの規制に対して市民の厳しい目が向けられています。その点をしっかりと明記することで、それを包摂した議論を進めていくことこそが本検討会の目的に叶うものと考えます。 【個人】	帯決議に至った背景、個別の議論の詳細を網羅的に記載することを意図したものではありません。
3 関係者の取組	
(1) 保護者による青少年保護の主な取組	
意見3-1-1	考え方3-1-1
(該当箇所) 全般 (御意見) 保護者のリテラシーに依存しすぎている。フィルタリングやペアレンタルコントロールが分かりにくく、設定も複雑で、保護者が「知らないと防げない」構造になっている。 (該当箇所) P.25 5行目 フィルタリングサービスの提供・有効化 措置を希望しない旨の申告ができることも規定されている(同法第15条及び第16条)。 (御意見) フィルタリングを希望しない保護者の多くは、保護者自身の主体的な判断というよりも、子どもの意向を尊重して選択している傾向が見受けられる。「希望しない」という選択を容易にしてしまう現行制度のあり方を再検討すべきである。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	保護者のリテラシーに関するご意見については、本報告書案において、PF事業者によるサービス提供上の保護措置が保護者にも理解しやすいような内容表示とすることや、保護措置の設定は複雑であるため、初期設定において保護措置が機能することなどについて記載しております(47頁9行目)。 なお、現行制度においては、当該青少年に青少年有害情報フィルタリングサービスを利用させる必要があるか否かについては、最終的には、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者がそれぞれの教育方針及び青少年の発達段階に応じて判断するのが適当であると考えられることから、当該青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨を申し出た場合には、提供しなくてもよいこととされているが、安易なフィルタリングの不使用・解除を防ぐため、法第14条において、携帯電話役務提供事業者及び契約代理店にフィルタリングの重要性等についての説明義務を課している(逐条解説25頁)。
意見3-1-2	考え方3-1-2
第4章 第1節 (ICTリテラシー向上普及啓発関係)	本会合の検討目的は、開催要綱に記載のとおり、「インタ

24ページ 16行目～24行目 意見 技術的な保護措置やICTリテラシー教育の推進に加え、青少年が地域活動、ものづくり、自然体験、ボランティア活動等を通じて多様な世代と関わり、判断力や責任感を育む機会の充実についても記載すべきである。 理由 青少年保護の目的は有害情報から隔離することだけではなく、自ら考え判断し行動できる力を育むことにある。デジタル空間における保護機能や教育は重要であるが、それだけでは十分ではない。現実空間における人との関わりや地域での経験を通じてこそ、情報を適切に評価し活用する力が育まれるため、学校家庭地域が連携した取組を青少年保護の重要な柱として位置付けるべきである。 【個人】	ーネット上の違法有害情報から青少年を保護するための適切な機能の在り方等に関する検討を専門的な見地から行うこと」です。
(2)携帯電話事業者による青少年保護の主な取組	
意見3-2-1	考え方3-2-1
(該当箇所) PP.25-29全般 (御意見) 環境整備法だけでは対応が不十分な実態がある。諸外国を参考に、状況に応じた有効な施策の検討が急務である。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
意見3-2-2	考え方3-2-2
(該当箇所) 全般 (意見) ご参考まで: デジタル分野は、国連「ビジネスと人権の指導原則」(2011年)を補足する「子どもの権利とビジネス原則」(2012年)の重点分野の一つであり、ユニセフは、同事業分野で「子どもの権利とビジネス原則」を具体的に実	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

装するための諸ツールを発表するとともに、様々な指針を示しています。その一つ、「Childrightsandresponsibletechnology」では、子どもにとって安全で前向きなデジタル環境を形成する上で重要な役割を担うデジタル製品・サービスの提供企業は、人権デュー・ディリジェンスにデジタル環境における子どもの権利への影響を統合する必要があるとしているとしています。また、「D-CRIAToolbox」では、AIを含むデジタル技術を開発、導入又は利用する企業を対象に、デジタル環境における子どもの権利影響評価（ChildRightsImpactAssessments-CRIA）を実施するための枠組みを示しています。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	
意見3-2-3	考え方3-2-3
（該当箇所） 報告書案3(2)及び4(6)携帯電話事業者による確認義務・年齢情報活用に関する記述 （御意見） 携帯電話事業者は契約時に一定の本人確認・年齢確認を行っているため、年齢確認基盤として有力に見える。しかし、携帯電話契約情報は本人性が強く、電話番号、契約者情報、支払情報、端末情報等と結びつきやすい。これをPFサービスの年齢確認に広く用いる場合、匿名・仮名利用の基盤を弱体化させるおそれがある。携帯電話事業者が確認した年齢情報を活用する場合には、PF事業者には電話番号、契約者名、住所、生年月日等を提供しないこと、提供情報を年齢範囲又は閾値判定結果に限定すること、携帯電話事業者が利用者のサービス利用先を追跡できないこと、広告・プロファイリング・信用評価・法執行目的等への二次利用を禁止又は厳格に制限することを条件とすべきである。 【個人】	本報告書案では、年齢確認については、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階、方法、レベルについて検討すべきではないか(46頁2行目)と示しており、例えば、御指摘のような生年月日ではなく年齢範囲の情報を提供する方法は、プライバシーに配慮した年齢確認手法の一つであると考えます。
意見3-2-4	考え方3-2-4
（該当箇所） 11. P25 13行目(2)携帯電話事業者による青少年保護の主な取組 （御意見） 11.「環境整備法の制限対象となる青少年有害情報」の中身を明記されてはいかがでしょうか？ 本検討会では、本検討会において定義するいわゆる「有害情報」について議論していますが、それと平成20年に成った「環境整備法」において制限対象となる「青少年有害情報」とは、当然ながら、1対1には対応しません。同じく「有害情報」という記載であることから、読む側が混乱しないよう、両者は同じものではないことを明記	「青少年有害情報」の位置付け等については、こども家庭庁の有識者会議において検討されているものと認識しています。

し、重なる部分重ならない部分分かるように記載頂くことが必要に思います。 【個人】	
(3)OS事業者による青少年保護の主な取組	
意見3-3-1	考え方3-3-1
(該当箇所) PP.30-32全般 (御意見) OSのペアレンタルコントロールは存在するが、回避方法がSNS等で拡散されており、実効性が不十分である。OS事業者に対し、課金制限・利用時間管理の強化を求める。 ペアレンタルコントロールの比較や利用者年齢情報の確認手法に関する事例は貴重な情報であるため、一般消費者の目にも触れやすいよう発信していくべきである。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見3-3-2	考え方3-3-2
(該当箇所) 全般 (意見) ご参考まで: 第3章2意見(意見3-2-2)に同じ。なお、OS事業者には、ペアレンタルコントロール等の保護機能の提供に加え、端末及びOSレベルでのデータ取得・利用、初期設定、通知、利用時間管理、アプリ権限管理等が子どもの権利に与える影響を評価し、子どもの最善の利益、プライバシー及び発達段階に配慮した設計を行うことが求められると考えます。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見3-3-3	考え方3-3-3
(該当箇所) 第3章(3)OS事業者による青少年保護の主な取組 (p.30~32) (御意見)	本報告書案の3(3)OS事業者による青少年保護の主な取組については、検討のために整理された事項を記載した項目です。

OS事業者によるペアレンタルコントロールの整理に異論はないが、その機能はOSが直接制御できる範囲（アプリのインストール課金制限、利用時間制限、OS標準メッセージ等）に限られる点を併記すべきである。 iOSの「コミュニケーションの安全性」機能も、子どもたちの間では主要なコミュニケーションツールではないOS標準のメッセージツール（iMessage）上で、受信した性的画像のぼかし表示等を行うにとどまり、子どもたちが実際に多く利用するLINE等のサードパーティSNSアプリ内でやり取りされるチャットの内容には技術的に到達できず、報告書（案）が課題とする発信・拡散・コンタクト・コンダクトのリスクに実際に対応できているとは言い切れない。 OS機能の射程と限界を明確にすることが、第4章（5）の役割分担の議論の前提として重要である。 【Adora株式会社】	
意見3-3-4	考え方3-3-4
（該当箇所） 報告書案3（3）OS事業者のペアレンタルコントロール及び年齢範囲情報提供に関する記述 （御意見） OSレベルの保護機能は、PFサービスごとのばらつきを補完し、保護者や青少年にとって利用しやすい仕組みになり得るため、その提供を促す方向性は評価できる。 ただし、OSレベルの保護は、端末上のアプリ利用、Web閲覧、検索、通信先、利用時間、位置情報、年齢属性等を横断的に把握し得る。したがって、OS事業者に求めるべきは、プライバシー保護型の保護機能の提供であって、利用者行動の常時監視やアクセス制御の強制ではないことを明確にすべきである。 年齢情報をアプリ事業者に提供する場合には、年齢範囲又は閾値判定に限定し、本人識別情報、生年月日、性別、詳細な利用履歴を提供しないことを原則とすべきである。 【個人】	本報告書案において、「年齢確認」については、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階、方法、レベルについて検討すべきではないか。（46頁1行目）と示しており、御指摘のような生年月日ではなく年齢範囲の情報を提供する方法はプライバシーに配慮した年齢確認手法の一つであると考えます。 また、OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能については、利用者又はその保護者が機能制限の対象やレベルも含めて自ら設定して利用するものであるほか、利用者又は保護者の判断によって、上記機能を解除することも可能であるため、OS事業者が機能制限等を強制するものではないと認識しています。
（4）PF事業者による青少年保護の主な取組	
意見3-4-1	考え方3-4-1
（該当箇所） 全般 （意見）	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

ご参考まで： 第3章2意見（意見3－2－2）に同じ。なお、PF 事業者には、サービス設計、アルゴリズム、レコメンド、広告配信、生成 AI 機能、データ取得・利用、アカウント設定及びコンテンツモデレーション等が子どもの権利に与える影響について、子どもの権利影響評価を実施し、その結果に基づき、予防・軽減措置を講じるとともに、継続的に見直すことが求められると考えます。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	
意見3－4－2	考え方3－4－2
（該当箇所） 全般 （御意見） SNS の安全設計は事業者の責任であり、年齢確認の厳格化だけでなく、初期設定での保護措置を義務化すべきである。 P33 5 行目 各 PF 事業者は、有害情報の閲覧防止に加え、依存の防止やプライバシーの保護、発信に係るリスクからの保護等のために、いくつかの青少年保護機能・措置を講じている。 （御意見） P.33 や P.34 の比較表が消費者が容易に閲覧できる場所にあることを期待する。消費者がそれらを見て比較検討できるようになることが望ましい。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本報告書案において、「そもそも保護措置がない、若しくは初期設定とされていない場合には、改善を促すことができる枠組が必要ではないか。（47頁14行目）」と取りまとめております。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見3－4－3	考え方3－4－3
（該当箇所） 注釈 57 について （御意見） 注釈 57 については、33 ページ 7 行目「措置を講じている。」の直後に位置を変更いただくことをご検討いただきたいと思います。 （理由）	頂いた御意見のとおり、注釈57を付す位置を33頁7行目「措置を講じている。」の直後に変更いたします。

現行の位置では、当機構加盟事業者の取組が、「一部リスクに対応する機能・措置が実装されていない場合」又は「リスクに十分対応しているか確認困難な場合」の例示として位置付けられているとの誤解を招くおそれがあります。 本ページは、各事業者が透明性確保の観点から自主的に公表している取組を紹介する趣旨であると理解しており、その位置付けについて誤解が生じることは、今後の自主的な情報提供を萎縮させる可能性もあります。 そのため、注釈 57 については、より中立的な記載である「措置を講じている。」の直後に付すことをご検討いただきたいと考えます。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	
意見 3-4-4	考え方 3-4-4
【PPT の修正依頼】 P33 資料「プラットフォームサービスにおける青少年保護の主な取組」 →Instagram の取組の追記依頼 P35 資料「プラットフォームサービスにおける広告の閲覧制限について」 →Meta について、「(年齢広域地域情報のみ可能)」の旨の追記依頼 P36「日本におけるプラットフォームサービスの年齢確認手法」 →Instagram における利用開始時の年齢確認手法及び対象年齢未満の利用者への対応に係る追記依頼 【MetaPlatforms,Inc.】	御指摘の図表については、検討の前提となる情報として整理したものであり、本会合における検討時点での情報を記載しているものであるため、原案のとおりとさせていただきます。
意見 3-4-5	考え方 3-4-5
(該当箇所) P33～34 図 32 及び 33 (御意見) 発信の規制が事業者ごとになっており、発信に関しては一定の法規制が欲しいと思います。 【個人】	本報告書案において、「各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか。(44頁12行目)」と示しています。
意見 3-4-6	考え方 3-4-6
(該当箇所)	「特定サーバー管理者」は、特定サーバー管理者としての

p33＞SNS や電子掲示板等の特定サーバー管理者に対して、青少年有害情報について、青少年の閲覧を防止する措置の努力義務(同法第 21 条)を課している。 (御意見) SNS や電子掲示板等の投稿内容を紹介するいわゆる「まとめサイト」およびまとめサイト内の匿名コメント機能が含まれないため、特定サーバー管理者に「コメント投稿機能を提供するレンタルサーバー運営会社」を含めることが望ましい。 努力義務から罰則を伴う義務への変更が望ましい。 (該当箇所) ＞アダルト広告等が青少年の目に触れる実態 (御意見) 広告の閲覧制限については年齢確認にて対応することが望ましい。広告収入目的で攻撃性を過剰に煽る発信を行う行為を抑制するためにはクリック報酬型とインプレッション報酬型の報酬形態は禁止されることが望ましい。 【個人】	義務(第21条ないし第23条など)を負う主体の範囲として環境整備法第2条第11項において定義されており、「特定サーバー管理者」は、営利を目的とすることを要件としておらず、官公庁、企業、大学等が、特定サーバーを設置して使用させている場合についても対象となります。具体的には、ウェブホスティング等を行ったり、第三者が自由に書き込みのできる電子掲示板を運用したりしている者であれば、該当しうる(逐条解説9頁)とされており、御指摘の「いわゆる「まとめサイト」およびまとめサイト内の匿名コメント機能」を運用している者も「特定サーバー管理者」に含まれるものと考えます。 また、御指摘の「アダルト広告等が青少年の目に触れる実態」が記載されている3(4)PF事業者による青少年保護の主な取組の項目は、同事業者による青少年保護に関する取組を整理したものであり、本会合では問題のある広告への対応策については検討の対象としておりませんが、青少年有害情報等を含む広告への対応に関する参考の御意見として承ります。
意見3－4－7	考え方3－4－7
(該当箇所) 12. P34 4行目(4)PF事業者による青少年保護の主な取組 (御意見) 12.「違法情報ではないが青少年有害情報に該当し得るアダルト広告等」とありますが、“等”にどのようなものが含まれるのでしょうか？また、“等”に含まれるもの、あるいは含まれると想定されるものについて、本文や註において明記されてはいかがでしょうか？	御指摘の記載の「等」には、殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報や自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報を含んだ広告など、アダルト広告以外の青少年有害情報を含む広告が想定されます。当該記載は、飽くまでも青少年有害情報に該当し得る広告を例示しているものです。

【個人】	
意見3-4-8	考え方3-4-8
(該当箇所) 報告書案3(4)PF 事業者による保護機能、広告制限、年齢確認方法に関する記述 (御意見) P35 第 9 行の段落は、身分証明書による確認や自撮り動画の年齢予測ツール等による年齢確認の実施があったかも自己申告による年齢確認であるかにも読めるので改善が必要である。実際にはこれは年齢保証フレームワークの一部であり、できるだけプライバシー侵襲性の低いものからレベルを上げていく取り組みであり、第1段は、自己申告のみでよしとしているのではなく、ageinference の段階であると考えられる。 ここで、年齢確認段階に移行した時にどのようなデータが収集され、どのように取り扱われるかを記載することは意義がある。これは、年齢確認を要求している法域対応としてどのようなことを行っているかを見ることによってわかる。具体的には図 35 にカラムを追加することが考えられる。これにより、日本で規制を行った時に、どのような対応が行われ、どのようなデータがどのように流れ得るかの知見につながる。 例えば、米国事業者の場合は米国の本人確認サービスを使うことが容易に想定され、その場合、本人確認書類のアップロードと生体情報の取得が行われる蓋然性が高い。その際のデータの取り扱いがどのようになるかは重要な論点であろう。 【個人】	本報告書案35頁の御指摘の記載については、事業者における自己申告による年齢確認をすり抜けた場合の対応策の例を記載しているものであり、「身分証明書による確認や自撮り動画の年齢予測ツール等による年齢確認」は自己申告の年齢と利用者の実際の年齢が異なることが疑われた場合の年齢確認手法の例として記載しているものです。 その他、いただいた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
(5)アプリストア運営事業者による青少年保護の主な取組	
意見3-5-1	考え方3-5-1
(該当箇所) 全般 (意見) ご参考まで: 第3章2意見(意見3-2-2)に同じ。なお、アプリストア運営事業者には、年齢レーティング及びアプリ審査において、コンテンツの適否に加え、広告、アプリ内課金、データ取得・利用、外部リンク、コミュニケーション機能、レコメンド等が子どもの権利に与える影響を評価し、年齢及び発達段階に応じた安全かつ子どもの権利尊重型のアプリ提供環境を確保することが求められると考えます。	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

【公益財団法人日本ユニセフ協会】	
意見3-5-2	考え方3-5-2
(該当箇所) P38 5行目 スマホソフトウェア競争促進法の施行に伴い、AppleやGoogleといったOS事業者とは異なる者による提供が増加することが想定される (御意見) アプリストアごとにレーティング基準が異なっており、今後、事業者の増加に伴って状況がさらに煩雑化することが予想される。そのため、ある程度統一された基準の策定が必要であると考え。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本報告書案において、「アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることは合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定するということは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか。(48頁5行目)」と示しております。
4 本会合における議論	
(1)検討の基本的方向性	
意見4-1-1	考え方4-1-1
(該当箇所) 全般 (御意見) 検討項目の分類と議論の方向性に賛同する。スピーディーな実現に向け、まずは優先順位を決め、議論を進めていくべきと考える。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
意見4-1-2	考え方4-1-2
(該当箇所) 第4章(1)検討の基本的方向性 (p.39) (御意見) 携帯電話事業者・OS事業者・PF事業者を含む幅広いステークホルダーが果たすべき役割を検討するという基本的方向性に賛同する。 その「幅広いステークホルダー」には、サードパーティの青少年保護・見守りサービスを提供する事業者を明示	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

的に含めるべきである。当社のような事業者は、OSや携帯電話事業者のフィルタリングだけでは到達し得ないリスク領域を現に担っており、役割分担の検討対象に位置づけることが実効性確保に資する。 【Adora株式会社】	
意見4-1-3	考え方4-1-3
(該当箇所) 報告書案4(1)「検討の基本的方向性」 (御意見) 青少年保護の制度設計においては、青少年に対するプロファイリング・ターゲティング・誘導しないこと、中毒的なインターフェースの提供をしないことを原則におくことが重要である。(なお、これらは青少年だけでなく、いかなる年代の利用者にも言えることである。) その上で、青少年を単なる保護対象としてではなく、年齢・発達段階に応じたパーソナルデータの主体(principal)として扱い、本人主導、データ最小化、目的限定、非追跡性、透明性、説明可能性、異議申立て可能性を基本原則とすべきである。 年齢と発達段階にふさわしいサービス環境を確保し、幅広いステークホルダーが具体的方策を講じ、青少年自身のリテラシー向上を図るという方向性に賛同する。 ただし、制度設計に当たっては、「安全」を理由に、情報アクセス、表現、参加、創作、相談、匿名・仮名利用、プライバシーを過度に制約しないよう、必要性・比例性・最小侵害性の原則を明記すべきである。 【個人】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、本報告書案において、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」と示しています。
意見4-1-4	考え方4-1-4
その1 39頁11行目に、「年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービス」とあるが、親の所有するスマートフォンを通じる等して、SNS等に触れ始める年齢が低くなってきているため、より低年齢の段階にある青少年に対する保護について、検討する必要があるのではないか。 【個人】	本会合においては、検討の基本的方向性として、「年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保する(39頁11行目)。」と示しており、御指摘の低年齢の段階にある青少年も含めて、年齢と発達段階に応じた保護が実施されるために必要な取組を検討しております。
(2)本会合における共通認識	
意見4-2-1	考え方4-2-1

(該当箇所) (全般) ○ 青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要。 ○ 単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要。 ○ 諸外国における青少年保護に関する制度整備等の動向把握が必要。 (環境変化) ○ 環境整備法の制定時と現在の状況は異なり、SNS 等の PF サービスの拡大、スマホの普及に伴うリスクの多様化といった現代の環境に対して、現在の制度では限界がある。 ○ SNS が青少年のコミュニケーション手段となっている以上、発信に関するリスクについて考えることが重要。 ○ 青少年は常時デジタル空間と接続することが前提になり、さらに生成AI の登場により、青少年は生成・発信主体にもなっている。 (リスクの多様化) ○ 閲覧等のリスクだけでなく、SNS 普及に伴う、発信・拡散・生成、依存、メンタルヘルスへの影響のほか、生成 AI に関わるリスク等、対応すべきリスクは非常に多様化。 ○ 閲覧防止だけでなく、サービス内容に応じた、生成や発信の安全設計、年齢や発達段階に伴うバランス設計も考えることが必要。これに対応するためには、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスだけでは限界が生じている。 (青少年保護を取り巻く関係者) ○ スマホの普及に伴い、各関係者が果たすべき役割と現在の法的規律にアンバランスが生じているが、携帯電話事業者のフィルタリングサービスにのみ過剰な役割が期待されている。 ○ 最初に青少年の保護責任を負うのは保護者であるところ、青少年のSNS 利用の全責任を保護者に求めるのではなく、保護者が負わなければいけない責任は何か、事業者がサービス設計の安全性として負わなければいけない範囲はどこまでか、学校をはじめとする教育機関が果たすべき役割は何かを整理することが必要。 ○ 技術的措置(携帯電話事業者のフィルタリングサービス、OS のペアレンタルコントロール、SNS サービスの保護措置)により、全てのリスクを解消、カバーできるものではないことから、引き続き、リテラシー向上の取組の	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
--	---

推進は必要。 (御意見) HRWIは、WG草案がリスクの多様化、安全と情報アクセス・発信の権利・参加などとのバランスの必要性、幅広いステークホルダーへのアプローチの必要性、「単なる禁止では不十分」と認識していることを支持します。子どもには、政策立案やデジタル製品・サービスの設計・実施に貢献することを含め、デジタル環境に意味のある形で参加する権利があり(国連子どもの権利条約の一般的意見第25号(CRC/C/GC/25、2021年)パラ16～17。以下、「一般的意見第25号」)、単に禁止に頼るのではなく包括的アプローチをとることが求められます(一般的意見第25号パラ24)。 ただし、リスクを管理するという草案の枠組みを補完する必要があります。これらの保護は単なるリスク防止ではなく、UNCRCの下での権利の主体として子どもの権利の保護として捉えるべきであり、日本も批准した国連子どもの権利条約(UNCRC)、および日本もその策定に貢献した一般的意見第25号—デジタル環境における子どもの権利—に定められた日本の義務に沿ったものであるべきです。 企業は子どもの権利を尊重する責任を負います。異なる権利の間に緊張関係が生じる場合—たとえば、子どもの情報へのアクセスを守ることと、子どものウェルビーイングを損なう有害情報から子どもを守ることの間—には、規制は子どもの表現の自由が尊重されることを確保し、それを制限する安全措置は厳格に限定され、かつ合法・必要・比例の原則に適合するものでなければなりません(一般的意見第25号パラ56、59)。 【国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ】	
意見4-2-2	考え方4-2-2
(該当箇所) ○(P.41,L13以下)(全般)(環境変化)(リスクの多様化)(青少年保護を取り巻く関係者) (御意見) 【意見】賛成 【理由】 (全般) 日本の過去の経緯から見ても、情報アクセスを一律に制限するのではなく、情報アクセスと利用制限のバランスが重要。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

(環境変化) 青少年のインターネット利用状況が変化しているにもかかわらず、青少年有害情報の閲覧防止を主眼とする環境整備法での対応では不十分である。 (リスクの多様化) サービスの多様化に伴い、リスクの多様化が生じており、環境整備法が重点を置く携帯電話事業者によるフィルタリングサービスだけでは対応できない。 なお、年齢(≡発達段階)に応じた指標が整えば、サービス提供者はそのことを念頭にサービス設計が行えるものとする。 (青少年保護を取り巻く関係者) 状況が複雑化するなか、青少年のSNS利用の責任を保護者のみが負担するのではなく、各関係者が、それぞれの管理可能な範囲において責任を負担すべきである。 【一般社団法人安心ネットづくり促進協議会】	
意見4-2-3	考え方4-2-3
(該当箇所) 上記意見を踏まえ、本会合においては、以下を共通認識として議論を進めることとした。 (全般) ○ 青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要。 ○ 単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要。 (御意見) 青少年保護に関する議論において、安心・安全の確保と並び、青少年自身の発信・創作・参加といった権利や、新しいテクノロジーを活用できる環境の整備の重要性について共通認識が示されたことは、意義のあるものと受け止めています。 (理由) 動画・LIVE配信等のサービスは、青少年にとって、趣味や関心を軸としたコミュニティ形成や、創作活動を通じ	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

たスキル形成、さらには学校や家庭以外の居場所としての役割も担っています。こうした便益も踏まえ、保護措置の検討に当たっては、青少年保護のためのリスク低減とのバランスを図ることが重要であると考えています。 【TikTokJapan(ByteDance株式会社)】	
意見4-2-4	考え方4-2-4
2.本会合における共通認識 (該当箇所) 一般的意見 (御意見) AsiaTechAlliance(以下「ATA」という。)会員企業は、青少年にとって年齢に応じた、安全で、かつ主体的な利用を支えるオンライン環境の実現に取り組んでいます。会員企業は、多くのプラットフォームサービスにおいて、信頼・安全(Trust&Safety)に関する体制への継続的な投資、青少年利用者向けの各種保護措置の実装、並びに政府、教育機関及び市民社会との連携によるICTリテラシー向上の取組など、青少年のオンライン上の安全確保に向けた様々な取組を実施しています。 (該当箇所) 青少年保護と子どもの権利の両立 (御意見) ATAは、報告書が、青少年のオンライン上の安心・安全の確保と併せて、子どもの「知る権利」をはじめとする権利や、青少年のエンパワーメントにつながる権利にも配慮する必要性を示していることを評価します。 (該当箇所) マルチステークホルダーによる責任分担 (御意見) 報告書は、現在のデジタルサービスを踏まえ、既存の責任分担の在り方について見直しが必要であるとの考え方を示しています。PFサービス事業者、通信事業者、保護者、学校及び行政が、それぞれ異なる役割と責任を担うとの認識は、今後の制度検討を進める上で建設的な基盤となるものと考えます。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

(該当箇所) ICTリテラシー向上の重要性 (御意見) ATAは、報告書が、技術的保護手段のみではオンライン上の課題に十分対応することはできず、青少年のみならず、保護者、教職員、更には高齢者を含む幅広い世代を対象としたICTリテラシー向上の取組を継続的に推進することが、青少年のオンライン上の安心・安全を確保する上で重要な要素であると示している点を評価します。 【AsiaTechAlliance(アジア・テック・アライアンス)】	
意見4-2-5	考え方4-2-5
(該当箇所) 全般 (御意見) 本報告書(2)青少年の利用形態の変化では、インターネットの利用時間について、中学生の5割近く、高校生の6割以上が毎日5時間以上、利用している。これは、学習、友人との連絡、動画視聴、ゲーム、SNSなどが一体となっているため、利用時間だけで依存症と判断することはできないが、注意が必要である。 ゲーム依存などにより睡眠不足などの日常生活に不調をきたすことは好ましくない。 このように利用が長時間になるのは、動画の視聴などでは自動再生や無限スクロールなど、レコメンドシステムやプロファイリングによる広告など、アテンションエコノミー設計がなされていることも一因である。利用時間が長くなりがちな、青少年にとって必要ないもので有害とされる。 このような機能を制限できる、分かりやすい仕組みを設けることが事業者に求められる。 (該当箇所) PP.40-41 35行目 ・受信制限だけを頑張っても、これ以上の保護は難しい。携帯電話事業者に対するフィルタリングの提供義務だけでは、費用対効果があまり期待できないのではないか。それぞれの責任について、改めて見直す必要がある (御意見) この意見に賛成する。環境整備法に基づき携帯電話会社へのフィルタリング義務を強化しても、Wi-Fiをはじめ	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、本報告書案において、「各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なリテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか(44頁12行目)。」、「PF事業者によるサービス提供上の保護措置が、保護者にも理解しやすいような内容・表示となっているか、確認が必要ではないか(47頁9行目)。」と示しております。

とする多様な通信環境が存在する中では、十分な効果が得られない可能性がある。 (該当箇所) P42(青少年保護を取り巻く関係者) (御意見) 保護措置の限界を踏まえ、保護者・事業者・行政が役割を分担する仕組みが必要である。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	
意見4-2-6	考え方4-2-6
(該当箇所) P40 11 いわゆるコンテンツ生成のコストというのが極端に低くなることによって、読むとか見るという受信側のリスクだけでなく、こども自身が危ういコンテンツを大量かつ容易に生成し得る側になるという変化があることを踏まえ、議論した方が良い。 (御意見) 青少年のSNSの利用拡大に伴い、情報発信が容易にできることで、著作権など他人の権利を侵害するなど、違法な発信を行うリスクが高まっている。 そのため、受信側のリスクに加え、発信側のリスクについて学ぶ機会を持つなど、青少年が加害者とならないための視点の議論も必要である。 【一般社団法人日本レコード協会】	本会合においては、「SNSが青少年のコミュニケーション手段となっている以上、発信に関するリスクについて考えることが重要(41頁24行目)。」、「青少年は常時デジタル空間と接続することが前提になり、さらに生成AIの登場により、青少年は生成・発信主体にもなっている(同26行目)。」といった状況を共通認識としており、青少年が加害者となり得ることも踏まえて議論しています。
意見4-2-7	考え方4-2-7
(該当箇所) P41 L14 (意見①) 「青少年の発信、創作、表現、参加に関する権利やウェルビーイングを尊重しつつ、安心・安全の確保との適切なバランスの下で情報アクセス及び必要な保護措置を実現することが重要である。」に修正する。 (理由①) 国連子どもの権利委員会一般的意見25号は、保護と権利の一方を他方の前提条件としてはならないという考	本報告書案41頁11行目にある通り、御指摘いただいた箇所は、いずれも本会合で議論を行う前提として整理した認識を示したものです。

え方に立っています。本案の「安全・安心の確保を前提に」は、「まず安全、権利はその後」という読まれ方をする可能性があると考えます。

（該当箇所）

P41 L17

（意見②）

「…リテラシーの向上の取り組みに加え、サービス設計段階から子ども・若者の権利と安全を組み込む「セーフティ/チャイルドライツ・バイ・デザイン」の推進育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる…」に修正する。

（理由②）

国連子どもの権利委員会一般的意見25号等は、「リテラシー教育だけでは子どもを守れない」と繰り返し訴えおり、同文書等が提示する「新しいテクノロジー環境」の例示を修文案に反映させました。

（該当箇所）

P41 L20～35

（意見③）

第1章3意見①と同様、こちらも「リスク」だけが語られている。「可能性(opportunities)」に関する記述を加える。

（理由③）

第1章3理由②に同じ。

（該当箇所）

P42 L4

（意見④）

「…過剰な役割が期待されている。」の後に「全てのデジタル関連事業者が子どもの権利に基づくデジタル環境の整備に取り組むことが必要。」を加筆する

（理由④）

ユニセフ「KeepingChildrenSafeOnline」(2025年)は、政府は法律、政策、インセンティブ、自主基準等を含む

「スマートミックス」を実施し、デジタル環境で事業を行うすべての企業が、子どもの権利を含む人権を尊重するよう確保する必要があるとしています。また、同文書は、実効的な規制には、法的権限、財政的・人的資源を備えた執行メカニズムが必要であるとも指摘しています。 (該当箇所) P42 L2-4 (意見⑤) 「青少年の健全なデジタル利用を支えるためには、保護者、事業者、教育機関及び行政機関がそれぞれの責任を適切に果たすことが重要であり…」に修正 (理由⑤) 国連子どもの権利委員会一般的意見25号は、「国家」「事業者」「教育機関」の責任も強調。ユニセフも「ProtectingandPrioritizingChildren’sRightsandSafetyinDigitalEnvironments」(2024年)などで、企業の(設計)責任を強く求めています。本案の表現は、(国や事業者等よりも)「まず保護者」との印象を与えかねません。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	
意見4-2-8	考え方4-2-8
(該当箇所) 41ページ28～35行「(2)本会合における共通認識」中「(リスクの多様化)」の項 (御意見) SNSの受動的な利用が青少年の精神的健康に及ぼす影響について、害を示す少数の研究も含め、国として実態調査・分析を行い、結果をサービス設計の規律に反映させるべきである。他者の投稿を受動的に眺める利用が社会的比較や妬みを通じ自己肯定感を下げ得るとの研究や、長時間利用が子どもの言語性知能・脳発達と負に相関するとの国内の縦断研究(東北大学)もある。子どもの自殺が過去最多を更新する(2024年・小中高生529人)中、因果が未確定であることを理由に対応を見送るべきではない。 子どもの生命に関わる問題では、予防的観点から調査と備えを進めることが最善の利益にかなう。なお、リスク評価の対象・評価項目等についても、今後の検討において多面的に検討されるべきである(第5章「今後の進め方」参照)。 【一般社団法人北海道消費者協会】	頂いた御意見については、「課題と論点の整理」に基づき、主務府省庁であることも家庭庁等において検討が行われているものと認識しています。

意見4-2-9	考え方4-2-9
2.本会合における共通認識 ●P41.「上記意見を踏まえ、本会合においては、以下を共通認識として議論を進めることとした。」以下（意見） デジタルツールやデジタル体験は、子どもと青少年の日常生活において基礎となる重要な一部となっています。長年にわたり、GoogleはAIのような革新的な技術や、高品質で多様なコンテンツへのアクセスが、いかに多大な利益をもたらし得るかを目にしてきました。適切なセーフガードを設けることで、子どもや青少年に主体性を与え、彼らが学び、繋がり、成長し、未来への備えをするのを助けることができるとGoogleは信じています。 Googleは、前向きなオンライン体験を促進するという自らの責任を真摯に受け止めており、オンライン上の安全性を高めると同時に、バランスの取れた実践を推進する規制アプローチを支持しています。そのために、オンライン体験を向上させ、子どもと青少年がインターネットをより安全に利用できるようにするための法律の原則をまとめた、Googleの「子どもと子どもと青少年をオンラインで保護するための立法枠組み」を共有いたします。これには、以下のような重要な原則が含まれています。 ・子どもと青少年の最善の利益と発達段階を尊重すること ・年齢確認を要求する際は、リスクベースのアプローチを採用すること ・年齢に適した管理機能を提供すること ・サービス間の違いを認識すること ・規制の整合性と世界的な相互運用性を奨励すること これらの原則の多くは、既に本報告書に反映されていますが、以降これらの原則を実際に運用していくためのさらなる考察を提供いたします。Googleの広範な経験が、貴省がこの提案を洗練させていく上での有益なインサイトとなれば幸いです。 【Google合同会社】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見4-2-10	考え方4-2-10
＞単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要。 ＞閲覧防止だけでなく、サービス内容に応じた、生成や発信の安全設計、年齢や発達段階に伴うバランス設計	本報告書案39頁23行目以降に掲載する構成員意見を踏まえ、議論の前提となる共通認識を示しています。 青少年保護におけるフィルタリングサービスは、利用者又

も考えることが必要。これに対応するためには、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスだけでは限界が生じている。 まず、豪州の16歳未満の利用者をアカウントを持つことを防止、という点についてどのような見解があってこの単なる禁止ではなく(以下略)という共通認識に繋がるのかが見えてこない。思考の経緯を詳述しないと一意に解釈できない。 次にそもそもオンラインカジノでフィルタリングサービスに対し雄弁な議論を交わしている認識であるが、ここの議論の内容も取り込まれていない。フィルタリングサービスには常に検閲の問題が付きまとう。ここに対しオンラインカジノの議論では見解を示していたはずだ。その見解をこちらにも記載することが適切であろう。 【個人】	はその保護者の同意に基づいて特定の情報の閲覧を制限するものであり、利用者の同意に関わらず特定サイトへのアクセスを強制的に遮断する仕組みであるブロッキングとは異なるものであると考えます。
意見4-2-11	考え方4-2-11
(該当箇所) P.39～(2)本会合における共通認識 (御意見) ・海外における規制は、子どもたちの創意工夫によって迂回措置がとられており、技術的規制はうまくいっていないと思われる。業者への規制は対応方法を新規に開発する場合に制約的足かせになる恐れがあり、業者の対応策に任せた方がよいのではないか。 ・法的規制は次の国会まで改正を待たなければならなくなり、対策が遅れるので変化の激しいオンラインの業界に対し効果が見込めないと思われる。 ・ネットの有害性ばかりを議論しているように見えるが、自習のためにオンラインコンテンツを使用しているなど有益性についても時間をかけて議論するべきではないのか。 ・日本国内に登録していない海外の企業に対し、どのように規制するつもりなのか方針が見えない。 ・そもそも国外のグローバル企業に対し有効な対応となりうるのかどうかも考慮すべき。 【個人】	法的整備、規律の実効性等については、こども家庭庁の有識者会議において検討されているものと認識しています。 また、本報告書案において、「インターネットの利用は、現代社会を生きる際に不可欠のものになりつつあり、その点については大人も青少年も違いはない(9頁12行目)。」と示しており、本会合においては、その有益性も踏まえて、青少年にとってもインターネットの利用は不可欠のものになっていることを前提としたうえで、青少年が安全にインターネットを利用するための取組について検討しています。
意見4-2-12	考え方4-2-12
本会合における共通認識で言われてるようにネット上のリスクは多様化している事実もあり、生成、発信の安全設計や、発達支援のバランス設計等の意見があることも理解します。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後

また、依存の問題においては単なるネットだけの問題に留まらない点や科学的、医学的根拠が必要なことから慎重な対策が求められる点、リスクだけでなく不登校、孤立、虐待、性被害、希死念慮などの困難を抱えること もにとって、オンラインのつながりが命綱にもなり得るため、規制及び制限ありきではなく、こどもの安全と表現の自由を含めた権利を両立する議論を続けるべきであることを強くお伝えします。 【個人】	の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見4-2-13	考え方4-2-13
(該当箇所) 報告書案4(2)「本会合における共通認識」 (御意見) 青少年の発信、創作、参加、ウェルビーイングを必要な観点としている点を評価する。 一方で、青少年を単なる保護対象としてではなく、年齢・発達段階に応じたパーソナルデータの主体(principal)として扱うべきである。保護者同意だけに依拠すると、子ども本人のプライバシー、相談アクセス、自己決定が十分に保護されない場合がある。したがって、青少年本人への分かりやすい説明、選択、異議申立て、支援へのアクセスを制度設計に含めるべきである。 【個人】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、本会合の共通認識として「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」、「単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要(同17行目)。」と示しており、青少年の主体的なインターネット利用を前提として議論を行っています。
意見4-2-14	考え方4-2-14
『本報告書(案) 39ページから42ページまで 4 本会合における議論 (2)本会合における共通認識』について の意見 青少年の保護は重要な課題ですが、本報告書(案)が示す「共通認識」の方向性は、大人を含むすべてのユーザーに対する監視・プライバシー侵害、言論・表現の自由の萎縮、プラットフォームによる事実上の事前検閲・過剰事後規制を招く危険性があるため、反対します。 これら「共通認識」の方向性は、通信の秘密や表現の自由やプライバシーを侵害するおそれがあり、狭く限定された違法行為への対応ではなく、広範な「リスクアセスメント」や「サービス設計に対する規制」を念頭に置いたに「利用制限」や「閲覧防止」や「安全設計」に依拠する点で問題です。 以下、具体的に述べます。 1.年齢確認について	御指摘の本報告書案4(2)については、本会合で具体的な取組について議論する前提としての共通認識をまとめたものです。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

年齢確認については、政府や行政や司法が事業者等に対して導入を義務付けすることに反対します。

利用者の年齢を識別するために、プラットフォームに対し大人も含めた全ユーザーの年齢確認や行動追跡・分析を事実上強いることになるからです。

結果として、プライバシーの大規模侵害と匿名表現の排除が生じ、表現の自由が著しく萎縮します。

本質的に監視システムであり、プライバシーを重視するユーザーや匿名での健全な言論（告発マイノリティの声など）を排除します。

年齢確認義務化については、海外の事例ですが、アメリカの電子フロンティア財団が過去に反対声明を出しています。

声明の中では、年齢確認のために提出したデータの共有販売について利用者が実態を確認する術がなく、ウェブサイト等が収集するデータが多くなるほどデータの漏洩や、悪意のある人物にデータが渡る可能性が高くなることが指摘されています。

一部抜粋

「 Once information is shared to verify age, there's no way for a website visitor to be certain that the data they're handing over is not going to be retained and used by the website, or further shared or even sold. While some age verification mandates have limits on retention and disclosure of this data, significant risk remains. Users are forced to trust that at the website they visit, or its third-party verification service, both of which could be fly-by-night companies with no published privacy standards, are following these rules. Further, there is risk that website employees will misuse the data, or that thieves will steal it. The more information a website collects, the more chances there are for it to get into the hands of a marketing company, a bad actor, or someone who has filed a subpoena for it. This would inevitably lead to further data breaches, because these laws won't just affect companies that are big enough to have robust data protection. If a website misuses or mishandles the data, the visitor might never find out. And if they do, they might lack an adequate enforcement mechanism. For example, one recent age verification law requires a user to prove "damages resulting from" the unlawful retention of data, in order to hold the website accountable in court—a difficult bar to reach.」

日本語訳「年齢確認のために情報が共有されると、ウェブサイト訪問者は、提供したデータがウェブサイトによって保持・利用されたり、さらに共有されたり、販売されたりしないことを確信する術がありません。年齢確認に関する規制の中には、データの保持と開示に制限を設けているものもありますが、依然として大きなリスクが残ります。

ユーザーは、アクセスするウェブサイト、あるいはその第三者認証サービスがこれらの規則を遵守していると信頼するしかありませんが、どちらもプライバシー基準を公表していない怪しい企業である可能性があります。

さらに、ウェブサイトの従業員がデータを悪用したり、泥棒がデータを盗んだりするリスクもあります。ウェブサイトが収集する情報が多いほど、マーケティング会社、悪意のある人物、または召喚状を提出した人物の手に渡る可能性が高くなります。これらの法律は、強固なデータ保護体制を整えている大企業だけでなく、あらゆる企業に影響を与えるため、これは必然的にさらなるデータ漏洩につながります。ウェブサイトがデータを悪用したり、不適切に扱ったりしても、訪問者はそれに気づかないかもしれません。たとえ気づいたとしても、適切な法的手段がない可能性があります。例えば、最近制定された年齢確認法では、ウェブサイトを法廷で責任追及するためには、ユーザーがデータの違法な保持によって「生じた損害」を証明する必要があると規定されていますが、これは非常に難しいハードルです。」

(出典: Electronic Frontier Foundation, “Age Verification Mandates Would Undermine Anonymity Online” (2023年3月)

<https://www.eff.org/deeplinks/2023/03/age-verification-mandates-would-undermine-anonymity-online>)

2. リスクの多様化への対応と「サービス設計に対する規制」や「リスクアセスメント」を念頭に置いた「利用制限」や「閲覧防止」や「安全設計」について

リスクの多様化を根拠にプラットフォーム等に「サービス設計に対する規制」や「リスクアセスメント」を念頭に置いた「利用制限」や「閲覧防止」や「安全設計」の義務を課すことは反対します。

合法的な言論・創作活動の過剰抑制を招く可能性があるからです。

プラットフォームは責任回避のため、大人も含んだ全てユーザーの情報のアクセスに対する過剰な規制だけでなく、批判的意見、政治的表現、青少年の創造的発信まで幅広く制限する「過剰モデレーション」を行う傾向が強く、表現の自由に対する萎縮効果が避けられません。

また、青少年自身が「発信・生成主体」となることを「リスク」と位置づけ厳格な設計を求めると、青少年のエンパワメント(創作・参加の権利)が根本から損なわれます。

真の保護は、こうした広範な設計規制ではなく、違法行為に限定した狭い措置とリテラシー教育で十分です。

海外の事例になりますが、アメリカの連邦議会では、KOSA(Kids Online Safety Act)というプラットフォームに規制をかける法案が2022年頃から議論されています。

しかし、アメリカの電子フロンティア財団が反対し、検閲やプライバシー侵害が起こる可能性を指摘しています。「インターネットに接続し、未成年者が使用している、または使用する可能性が高いオンラインプラットフォーム」が規制の対象になっており、「自傷行為、自殺、摂食障害、薬物乱用障害」の助長や悪化を含め、「精神疾患の予防と軽減」を義務付ける内容の法案になっているからです。

この義務によりプラットフォーム側は、曖昧に有害と解釈されかねないコンテンツに誰も遭遇しないように過剰なフィルタリングを行うことを強要されることが指摘されています。

(出 典 :KOSAWouldLettheGovernmentControlWhatYoungPeopleSeeOnline(2022 年 11 月 17 日)<https://www.eff.org/deeplinks/2022/11/kosa-would-let-government-control-what-young-people-see-online>)

アメリカ自由人権協会も同法案には反対しています。

同法案が、表向きは言論ではなく「デザイン機能」を規制するものだが、「デザイン機能」の定義が非常に広範であるため、プラットフォームは、性に関する健康情報から性自認に関する情報、摂食障害の治療法まで、政府にとって好ましくない可能性のあるコンテンツを検閲する可能性が高いと指摘しています。

(出典:

AmericanCivilLibertiesUnion,""ACLUslamsSenatePassageofKidsOnlineSafetyAct,UrgesHousetoProtectFree Speech""(2024年7月)

<https://www.aclu.org/press-releases/aclu-slams-senate-passage-of-kids-online-safety-act-urges-house-to-protect-free-speech>)

本報告書(案)の共通認識では、リスクの多様化を根拠にプラットフォーム等に「安全設計」の義務を課すことを示唆していますが、これはKOSA(KidsOnlineSafetyAct)と同様の危険性があるため反対いたします。

結論・提言

青少年保護を口実とした全ユーザー対象の監視・年齢確認・広範なサービス設計規制は、プライバシー権、表現の自由、通信の秘密を侵害し、社会全体の言論環境を萎縮させます。

真に効果的で権利侵害の少ないアプローチは、以下の通りです。

リテラシー教育の抜本的強化(報告書も一部認めている方向性をさらに推進)

違法コンテンツに限定した狭く明確な措置(過剰包括的規制の回避)

親子間の対話促進と、自発的・選択的なツールの提供(強制的な全ユーザー監視の排除)

本報告書(案)の共通認識は、青少年保護という大義名分のもとで、大人を含むすべてのユーザーの権利を後退させるリスクをはらんでおり、根本的な見直しを求めます。” 【個人】	
意見4-2-15	考え方4-2-15
(該当箇所) こども自身の発信、創作、参加といったエンパワーメントに繋がるような権利や、こどものウェルビーイングの指標も忘れてはいけない観点であり、いわゆる安心安全と情報アクセスや創作発信のエンパワーメントのバランスが必要。(p.39の23～26行目) (意見) ウェルビーイング、創作発信のエンパワーメントが考慮されており、安心した。インターネットやSNSを極力規制しないようにしてほしい。 (該当箇所) 文科省の学習指導要領も情報活用能力に移ってきている中で、単に駄目禁止、だけでなく、偽情報、誤情報等への防衛力なども含めたデジタルシティズンシップの育成という観点が大事。(p.39の27～29行目) (意見) 禁止に反対する。「単に駄目禁止」ではないと考えていることに、安心した。禁止ではなく、情報活用能力を重視すべきだと思う。文科省にデジタルシティズンシップの育成能力があるか心配だが、最近の青少年は優秀なので自ら能力を伸ばしていくだろう。 「偽情報、誤情報等への防衛力」は、インターネット上よりも、むしろ、新聞テレビの情報や教員の教育内容に対して必要だと思う。数十年前の小学校の教育内容が誤っていたと、インターネットのおかげで気付くことがある(書籍で気付く場合でも、書籍を読むきっかけはインターネットだ)。インターネットが発達して本当によかった。 (該当箇所) 「制度設計時に必ず海外のものを参考にする必要はないが、日本もこういった仕組みを念頭に議論をしてはどうか。」(p.39の34～35行目) (意見)	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

「必ず海外のものを参考にする必要はない」のはそうだと思う。海外の仕組みは参考になる点もあると思うが、豪州のような厳しい規制を参考にしてはいけない(豪州並みの規制は憲法違反だ)。

(該当箇所)

有害なものを見せないフィルタリングの話だけではなくて、生成、発信の安全設計や、発達支援のバランス設計も考えていかなければならないのではないかと。(p.40の8～10行目)

(意見)

有害の基準が恣意的にならないか懸念している。発達支援のほうが大事であり、「見せない」という発想は極力避けるべきだ。

(該当箇所)

受信制限だけを頑張っても、これ以上の保護は難しい。携帯電話事業者に対するフィルタリングの提供義務だけでは、費用対効果があまり期待できないのではないかと。そういったことも含めて、それぞれの責任について、改めて見直す必要がある。(p.40の35行からp.41の2行)

(意見)

制限だけで保護は難しいし、どのような基準で制限するかも難しい。基本的には自己責任との考えのもと、極力制限すべきでない。

(該当箇所)

○単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要。(p.41の「全般」の箇所)

(意見)

禁止には反対する。リテラシー教育やテクノロジーの活用を重視していることに安心した。

(該当箇所)

○諸外国における青少年保護に関する制度整備等の動向把握が必要。(p.41の「全般」の箇所)

(意見)

諸外国の動向把握は必要だと思うが、豪州のような厳しい規制を参考にしてはいけない(豪州並みの規制は憲法違反だ)。 (該当箇所) ○SNSが青少年のコミュニケーション手段となっている以上、発信に関するリスクについて考えることが重要。(p.41の「環境変化」の箇所) (意見) SNSは必要なコミュニケーション手段となっており、規制をしてはいけない。発信によるリスクや、他人の権利を侵害しないことを考える必要はあると思う。 (該当箇所) 「引き続き、リテラシー向上の取組の推進は必要。」(p.42の12～13行) (意見) リテラシー向上には同意する。青少年に限らず、国民のリテラシー向上の取組の推進が必要だと思う。 【個人】	
意見4-2-16	考え方4-2-16
(該当箇所) ○青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要。(p.41の「全般」の箇所) (意見) 利用制限には反対する。利用制限の内容によっては憲法違反の懸念がある。情報アクセスは民主主義の基盤であり、侵害してはいけない。情報アクセスが新聞テレビに限られていた時代に比べて、インターネットのおかげで事実アクセスしやすくなり、安心安全が向上したと感じている。 【個人】	御指摘の該当箇所に記載のとおり、情報アクセスと利用制限の「バランス」が必要であり、過度な利用制限は適切ではないと考えます。
意見4-2-17	考え方4-2-17
(該当箇所) 13. P40 36行目(2)本会合における共通認識	御指摘の箇所は構成員の発言ですが、26項図24のとおり、フィルタリングサービスの保護機能と、OS事業者が提

(御意見) 13.「フィルタリングの提供義務」に関する「費用対効果」はどのようなものなのでしょうか？議事録、資料中では見つけられず、提示を頂けないでしょうか？ フィルタリングの提供義務はかなり広範な層に、携帯電話を始めて持たせる時という明確なステップにおいて確実にアプローチできる手段であり、寧ろ費用対効果の高い施策に見えます。 【個人】	供する保護機能に差異があることを踏まえた発言となります。
意見4-2-18	考え方4-2-18
(該当箇所) 14. P41 13行目(2)本会合における共通認識 (御意見) 14. 青少年の「知る権利」を守るべき権利として明記することを求めます。 「発信、創作、参加といった権利」や「ウェルビーイング」に含まれるとしているのかもしれませんが、いずれも「知る権利」が含まれることが確実である文言ではありません。同文の末尾に「情報アクセス」とあることから、それを保証しようとする根拠としての「知る権利」をしっかりと意識する必要があるように思い、本文中に明記することを勧めます。 【個人】	本報告書案の44頁9行目に「子どもたちの知る権利等を確保する必要性から」とあるとおり、御指摘の内容は本報告書案に記載があるものです。
(3)PFサービスの設計上の青少年保護措置	
意見4-3-1	考え方4-3-1
意見 本報告書案が、青少年保護を単なるフィルタリングや一律の年齢制限ではなく、PFサービスの設計、年齢確認、初期設定、レーティング、技術的保護手段を含む環境設計の問題として捉えている点に賛成します。 特に、サービスごとのリスク評価、保護措置の実施・公表、外部からの再評価、初期設定における保護措置の実効性を検討対象に含める方向性は重要です。 その上で、リスク評価及び公表項目には、単に「どの保護機能があるか」だけでなく、「誰が、どの条件で、どの判断権限を持つのか」を明示する観点を加えるべきです。AIによる年齢推定、レコメンド、通知、拡散制御、投稿・	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他の御意見については、総務省における今後の施策の検討の際の参考とされるものと考えます。

生成機能の制限等が組み込まれると、青少年保護上の判断は、保護者、青少年本人、PF事業者、OS事業者、アプリストア、アルゴリズム設定の間に分散します。このとき、実質的な判断権限が初期設定、閾値、ルーティング、例外処理に埋め込まれる一方、責任の所在が不明確になるおそれがあります。 従って、PF事業者等に求めるリスク評価・公表・第三者評価の項目として、少なくとも次を加えることを提案します。 第一に、保護措置ごとに、発動、解除、変更、例外処理を誰が行えるのか。 第二に、年齢確認やリスク検知が不確実な場合、どの条件で人による確認、保護者確認、事業者内の上位判断、又は追加的保護措置へ移行するのか。 第三に、保護措置の発動・解除・例外処理・エスカレーションについて、事後的に検証可能な記録をどの範囲で保持するのか。 このような「判断権限の境界」と「検証可能な記録」を制度設計に含めることで、青少年の安全、表現・参加の自由、保護者の役割、事業者の安全設計責任のバランスを、抽象的な責任論ではなく、実装・監査可能な形で整理できます。 【Insynergy株式会社】	
意見4-3-2	考え方4-3-2
「デジタル空間における情報流通の諸課題への対応に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次とりまとめ(案)」に対する意見 Meta Platforms, Inc. (以下「Meta」)は、総務省が「デジタル空間における情報流通の諸課題への対応に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書(案)」に対する意見募集の機会を設けてくださったことに感謝申し上げます。Metaは、日本の青少年にとって安全で年齢に適したデジタル体験を確保するという総務省及び本ワーキンググループのコミットメントを共有しており、オンライン空間をより安全なものにするための継続的な対話に感謝いたします。 Metaは以前、本ワーキンググループが実施した、青少年向けを中心とするオンラインプラットフォーム各社の安全対策に関する調査に協力・貢献いたしました。本ワーキンググループ第一次報告書案におけるプラットフォーム各社の安全対策の概要を補足するため、当該資料を改めて別添にて提出いたします。同時に、AICJ、	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

SMAJ、及びAsiaTechAllianceをはじめとする複数の業界団体が総務省及び本ワーキンググループに対してフィードバックを提出していることを認識しております。Metaはこれら業界団体が業界を代表して提出した包括的なフィードバックに賛同するとともに、業界全体の安全基準を強化するための均衡のとれた、透明性のある、リスクに応じた提言を引き続き検討するよう総務省及び本ワーキンググループに求める各団体の要望に同意いたします。

Metaは、当社のプラットフォーム全体において一貫して安全性を最優先事項としてまいりました。このコミットメントは投資に裏打ちされており、過去10年間で安全性とセキュリティに関するチーム及びテクノロジーに300億ドル以上を投資してきました。また、当社プラットフォーム上で青少年が安全で年齢に適した体験を享受できるよう、新たな保護機能やペアレンタルコントロールの導入を継続しております。日本においては、日本語コンテンツの検知機能やヘルプセンター記事、日本の児童安全関連団体とのパートナーシップなど、日本の状況に合わせた専用の保護対策を構築しております。

青少年がソーシャルメディアの利点を享受しつつ、安全を確保するというバランスを取ることは、業界が直面する最も重要な課題の一つです。研究により、ソーシャルメディアが青少年に対し、探索の機会、友人や家族とのつながり、自己表現の場など、意義のある利益をもたらすことが示されています。Metaは、保護者に対して、青少年のオンライン体験に関するより深い理解と管理手段を提供しつつ、青少年にポジティブで保護されたオンライン空間を提供すべく継続的に取り組んでおります。本意見書では、a) 具体的、測定可能、エビデンスに基づき、独立した検証を受けた包括的な保護対策の概要、及びb) 特に年齢確認に関する本ワーキンググループの提言に対する当社の見解を中心に述べます。オンラインにおける青少年の安全に関する適切な基準の策定に向け、引き続き日本政府と協働して参る所存です。

ティーンアカウント

当社の継続的な安全対策における最も重要な成果は、日本を含むグローバルでのティーンアカウントの導入です。ティーンアカウントは、青少年に対し、望まない接触や不適切なコンテンツへの露出を制限する保護機能が組み込まれていることについて、保護者に安心を提供するよう設計されています。基本的な制限として、Instagram上では新規フォロワーの承認、Facebook上では新規友達リクエストの承認が13-17歳の利用者に求められ、また18歳以上の成人がつながりのないティーンアカウント利用者に対してメッセージを開始することが防止されます。ティーンアカウントはさらに、厳格なメッセージ設定を含む追加の保護デフォルトを備えており、ティーンアカウント利用者は既につながりのある人からのみメッセージを受信できます。ティーンアカウントの保護機能

は自動的に有効化され、16歳未満の利用者が設定をより緩和するには、監督する保護者の許可が必要です。ティーンアカウントには時間管理ツールも含まれています。FacebookおよびInstagramのティーンアカウントのデフォルト設定には、1日60分の使用後のリマインダーや、午後10時から午前7時までの通知の停止が含まれます。保護者は、ファミリーセンターを通じて包括的な監督ツールにアクセスでき、一部のプライバシー設定の閲覧・管理、子どものつながりの確認、アプリ使用時間の制限設定、子どもの活動に関する通知の受信などが可能です。ティーンアカウントは、13歳と17歳では異なるニーズがあることを認識し、年齢に応じた段階的なアプローチで設計されています。13～15歳のティーンエイジャーが設定をより緩和するには保護者の許可が必要であり、この形成期において保護者の監督を確保しています。16～17歳のティーンエイジャーは、成熟度と自律性の高まりを認識し、独立して設定を変更することができます。

ティーンアカウントに対する反応は極めて好意的です。Metaは独立した調査をIpsosに委託し、その結果、13～15歳の青少年の97%が組み込みの制限設定を維持していることが示されました。94%の保護者がティーンアカウントは役に立つと回答し、85%がティーンアカウントにより青少年が当社プラットフォーム上でポジティブな体験を得られるよう支援することが容易になったと考えています。ティーンアカウントは現在、Instagram、Facebook、Messengerにおいて日本を含むグローバルに展開されています。

13+コンテンツ設定：すべての青少年に年齢に適した体験を

ティーンアカウントを基盤として、Metaは最近、ティーンアカウントにデフォルトで13+コンテンツ設定が適用されることを発表しました。これは、ティーンアカウントの利用者がデフォルトで13歳以上に適したコンテンツのみを閲覧することを意味し、映画のレーティング基準や保護者のフィードバックに基づいています。ティーンエイジャーは保護者の許可なくこれらの制限を解除することはできません。すべての家庭が異なることを認識し、Instagramにおいて子どもに対してより制限的な体験を望む保護者向けに、さらに厳格な「制限付きコンテンツ」設定を導入しており、この設定はFacebookにも近日中に適用予定です。

この13+コンテンツ体験は、業界をリードする変革です。18歳未満のすべてのティーンエイジャーが、Instagramを皮切りに、このティーンアカウント設定に自動的に登録されます。コンテンツはすべての画面でフィルタリングされます。例えばInstagramでは、フィード、発見タブ、リール、検索、ストーリーズ、コメントの全体に適用されます。Instagramでは、ティーンエイジャーは年齢不適切なコンテンツを投稿していると分類されたアカウントを閲覧・やり取りすることができず、18+コンテンツを投稿しているアカウントをフォローしたり、フォローされたりすることもできません。Facebookにおける13+コンテンツ設定は、段階的にグローバルに展開中です。

独立した検証：ActiveFence（ALICE）評価

当社の保護対策の有効性に関する信頼性の高い独立した検証を提供するため、Metaは第三者のトラスト＆セーフティ企業として評価の高いActiveFenceに、Instagramティーンアカウント及び13+コンテンツ保護機能の厳格な評価を委託しました。この評価は2025年12月から2026年1月の間に実施され、シミュレーションされたティーンアカウントを全てのコンテンツ発見画面でテストし、同一条件下でInstagramの保護機能を同等の他社プラットフォームと比較しました。

結果は、Instagramの「安全をデフォルトとする」アプローチが堅牢かつ効果的であることを確認しました：

Instagramティーンアカウントは、同等の他社プラットフォームと比較して、成熟したコンテンツへの露出が大幅に少ないことが示されました。デフォルトの13+設定下では、ティーンエイジャーが遭遇する成熟したコンテンツは他社プラットフォームと比較して約70%少なくなりました。より厳格な「制限付きコンテンツ」設定下では、97%少なくなりました。スポーツやテレビなどの健全な興味関心で設定されたアカウントは、フィード、リール、発見タブなどの受動的なコンテンツ発見画面において、成熟したコンテンツに一切遭遇しませんでした。

検索に関しては、Instagramは成熟した検索語句をより高い割合でブロックしました。成熟したクエリの38%から48%がInstagram上で完全にブロックされたのに対し、他社プラットフォームではわずか2.5%でした。Instagram上で成熟したコンテンツが表示された場合でも、他社プラットフォームや13+レーティングの映画で閲覧可能なコンテンツと比較して、その程度は軽微でした。

この評価はまた、当社の中核的な安全機能が設計通りに機能していることを検証しました：ティーンアカウントにはデフォルトで13+設定が適用され、ティーンエイジャーは保護者の同意なく制限を緩和する設定に変更することができず、ティーンアカウントは18+アカウントとのやり取りが制限されていました。

この独立した検証により、Metaのティーンアカウント保護機能が、13+の年齢に適した体験として期待される水準を満たす、あるいはそれを超える、意義ある測定可能な安全性の成果をもたらしていることが確認されました。

本ワーキンググループは、プラットフォームによる保護対策に関する各種提言を総務省が検討するよう求めており、これに対しMetaは以下を提言いたします：

- ・ティーンアカウントにおける当社の経験に基づき、デフォルトの保護設定は、「未成年」／「成人」という二元的な区分ではなく、年齢層に応じて差別化されるべきです。Metaのティーンアカウントや業界全体が提供するものと同様の段階的なデフォルト設定は、年少のユーザーに対する必要な保護を確保しつつ、年長のティーンエイジャーに対してはより良いユーザー体験を維持し、発達段階の違いや年長のティーンエイジャーの自律性に対

する期待を尊重するものです。年齢及び発達段階に適したサービスを提供するという本ワーキンググループのコミットメントに賛同するとともに、これは国際的なベストプラクティスとも整合する分野です。

・また、オンラインの安全性に対するリスクベースかつ比例的なアプローチを検討する本ワーキンググループの姿勢を広く支持いたします。リスク評価が総務省にとって有用である限り、アドホックまたはプラットフォーム固有の評価基準ではなく、対象となる全てのサービスに平等に適用される標準化されたリスク評価フレームワークの採用を強く推奨いたします。このフレームワークは、機能ごとの詳細な評価ではなく、アウトカム（成果）に焦点を当てるべきです。これにより客観性が確保され、業界の公平性が促進されるとともに、各プラットフォームの利用形態や適切な保護対策の違いを尊重しつつ、将来にも対応可能なものとなります。同様に、かかるリスク評価は、国際的な慣行を超えた全面的な公開は不要であり、むしろ総務省がかかるリスク評価を求める際に、プラットフォームに概要の提出を求め、総務省がそれを公開可能とすることで、透明性と理解の促進に資することを言いたします。

年齢確認（Age Assurance）

オンラインで正確に年齢を判定することは、業界全体が直面する複雑な課題です。この複雑性に対処するため、Metaは利用者のオンライン体験全体を通じて利用者の年齢を理解・確認する包括的かつ多層的な戦略を採用しています。

アカウント登録時には、年齢中立的な画面を通じて利用者に生年月日を申告していただいています。この画面は、正確な生年月日情報を入力するよう利用者を誘導する設計になっています。当社のプラットフォームでは、アカウントの有無にかかわらず誰でも、未成年と疑われるアカウントを報告することが可能であり、報告されたアカウントは専用のチャネルを通じて審査されます。

Metaは、受動的及び能動的な未成年検知アプローチを採用しています。FacebookおよびInstagramにおいてテキストベースの分析技術を使用し、規定年齢未満の可能性があるアカウントを能動的に発見し、プラットフォームから削除しています。さらに、利用者が未成年か成人かをより適切に判断するために人工知能を活用しています。この技術により、つながりのないティーンエイジャーへの成人からのメッセージ送信の防止や、ティーンエイジャーが年齢制限コンテンツを閲覧することの防止など、年齢に適した体験の確保に貢献しています。

年齢確認が必要な場合、すなわち利用者が年齢を偽っていると考えられる根拠がある場合、または18歳未満の利用者が申告年齢をより高く変更しようとする場合には、身分証明書による確認やYoti社が提供する顔年齢推定など、複数の年齢確認オプションを提供しています。正式な身分証明書類を持っていない方もいることを認

識し、利用者が自身に適した方法を選択できるよう、複数の選択肢を提供することを目指しています。

Metaは、この分野に取り組む総務省及び本ワーキンググループの意向を歓迎いたします。利用者の実際の年齢を理解することは、政策立案者や関係機関がオンラインにおける年齢に適した体験を促進するための全ての取り組みの基本的な出発点です。また、プラットフォームが子どもの発達段階に適したコンテンツ、機能、プライバシー設定を提供することを可能にします。

年齢確認の実施方法及び実施場所が極めて重要であることが明らかになっています。侵入的なアプリ毎の本人確認や技術的に実現不可能な年齢閾値など、不適切な方法で実施された場合、年齢確認はプライバシーリスク、高い摩擦、誤った安心感を生み出します。一方、比例的でプライバシーを保護するエコシステムレベルのアプローチなど、適切に実施された場合には、一律的な排除の弊害なく、より安全な体験を実現することができます。

最も効果的でプライバシーを保護する解決策は、「エコシステム全体」のアプローチです。すなわち、年齢認証をアプリストアまたはOSレベルで実施し、エコシステム内のアプリ間で共有するものであり、各アプリ独自の年齢確認、青少年の安全、年齢に適したコンテンツ・サービスの提供に向けた取り組みの基盤的なオーバーレイとして機能します。この方法が効果的である理由は以下のとおりです：

- ・最適なタイミング—保護者が子どものデバイスをセットアップする「ゴールデンモーメント」を活用し、集中的でより効率的かつ安全な監督メカニズムを可能にします。
- ・単一の確認ポイント—利用者はアプリやウェブサイトごとに繰り返し確認するのではなく、デバイス／アカウントレベルで一度だけ年齢を確認します。
- ・プライバシー保護—プラットフォームが機密性の高い身分証明書類を収集・保管する必要性を軽減します。OSまたはアプリストアレベルの年齢認証は、各アプリ独自の年齢確認措置の上に重要なオーバーレイとして機能します。利用者が利用する全てのアプリにおいてデータを収集する必要性を最小化し、データ最小化の原則に直接対応します。
- ・ペアレンタルコントロール—保護者が承認を一元的に管理でき、データは再収集なく下流のアプリと共有されます。
- ・一貫性—質にばらつきのあるプラットフォーム固有のアプローチのパッチワークではなく、全てのアプリに一貫した基準を提供します。
- ・より広いカバレッジ—堅牢な年齢認証を構築するリソースを欠く小規模プラットフォームを捕捉し、大手事業

者のみを規制し小規模事業者が見過ごされる問題を回避します。 ・摩擦の軽減—繰り返しの認証プロンプトを排除し、利用者体験を向上させます。 ・Metaは以下を提言いたします： 総務省がエコシステム全体のアプローチ、具体的にはアプリストア／OSレベルの年齢認証を、最も効率的、一貫性のある、持続可能な解決策として引き続き検討されることを提言いたします。アプリストア／OSレベルの認証は、各プラットフォーム（及び各利用者）に個別の認証プロセスを負担させるのではなく、全ての下流サービスに一貫して適用される、プライバシーを保護する単一のチェックポイントを提供します。このアプローチはまた、アプリストアからの年齢に適したダウンロードに関する本ワーキンググループの検討を補完するものであり、国際年齢レーティング連合（InternationalAgeRatingCoalition）等の国際的な枠組みとの整合性を確保することを推奨いたします。 総務省が年齢確認についてリスクベースかつ比例的なアプローチをとること、すなわちアプリストア／OSレベルの年齢認証に加え、プラットフォームがリスク及び年齢確認技術における継続的な技術刷新に基づき、様々なソリューションを取り入れる余地を確保することを提言いたします。 総務省及び本ワーキンググループが検討を継続されるにあたり、Metaとしてさらに詳細な情報を提供する用意がございます。オンラインにおける青少年の安全に関して引き続き協働して参る考えです。（了） 【MetaPlatforms,Inc.】	
意見4－3－3	考え方4－3－3
（該当箇所） PP.11-22 全般 （御意見） 諸外国の取り組みを参考に、有効と考えられる施策を日本も急ぐべきと考える。 （該当箇所） P11(1)諸外国の動向及びP42「4(3)①保護措置の在り方」 （御意見）	青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要であるとの共通認識(41頁17行目)の下、PFサービスごとに設計や機能、リスクが異なることに加え、青少年の権利を確保する必要性から、国が一律の「年齢制限」を課すことは望ましくないのではないか(44頁9行目)との見解を示しました。 その上で、適切な保護を実現するため、PF事業者に対しサービスのリスク評価と、それに対する保護措置の実施・公表や、使用適正年齢(最低年齢)の設定理由や年齢確

報告書(案)では「知る権利の確保」や「利用機会の確保」を理由に、一律の年齢制限は難しいとされている。しかし、諸外国では年齢制限を導入している国が増えているため、国民が納得できるよう、以下の点を明確に説明すべきである。海外では何が問題となり、なぜ年齢制限を導入したのか、導入後にどのような効果・課題が生じたのか、さらに、日本と海外の制度・文化・法体系の違いについても整理した上で説明すべきである。 特に、子どもたちは「日本も同じようになる」と考えているとの報道もあるため、「日本が一律年齢制限を採らない理由」を丁寧に説明する必要がある。また、海外では年齢制限があることで、保護者が子どもに説明しやすいという側面もあり、日本で導入しない場合は、その代替となる保護措置の強化を検討すべきであるとする。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	認手法、使用に当たって必要なリテラシーの公表も求めています。さらに、適切な保護措置が確実に機能するための、年齢確認の厳格化も求めています(42頁15行目から47頁18行目)。なお、使用適正年齢以上の青少年については、リスク評価及び保護措置の実施・公表の際に、「段階的解放」として年齢に応じた青少年保護措置が設定されることが望ましいと考えます。 こどもの保護の観点とこどもの権利利益との適切なバランス、国際的な議論の動向、制度の実効性等を踏まえながら、我が国の実態に即したこどもの保護の在り方を引き続き検討していく必要があると考えています。
意見4-3-4	考え方4-3-4
(該当箇所) 42ページ23行～47ページ18行「(3)PFサービスの設計上の青少年保護措置」(①保護措置の在り方、②「年齢確認」、③保護措置の初期設定の全体) (御意見) 【保護措置の在り方について】 報告書が一律の年齢制限を望ましくないとした判断を支持する。その代替策を抽象的な『年齢に応じた保護』にとどめず、発達段階が上がるにつれ利用可能な機能を段階的に広げる『段階的解放』として具体化すべきである。 不特定多数への発信や開かれた参加は低年齢では危険が大きいため強く制限し、知る・学ぶ・安全に連絡する機能は低年齢でも確保する、と権利の中身を年齢ごとに分けて設計すべきである。 世界初の一律禁止に踏み切った豪州でも、施行後半年を経てなお対象年齢の子どものアクセスが続いており、	本報告書案に対する賛同の意見として承りました。 なお、本報告書案において「各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なリテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか(44頁12行目)。」と示しているところ、御指摘の「段階的解放」については、リスク評価において各年齢に応じた青少年保護措置として公表されることが望ましいと考えます。 利用者の注意を引きつけ依存的な利用を誘発する設計上の特徴をリスク評価の項目に組み込むべきである旨の御意見については、本報告書案において「リスク評価(4

政府は罰則強化に動いている（詳細は自由記載欄の参考資料を参照）。一斉解禁は『タガが外れる』問題を招くため、段階的に経験とリテラシーを積ませる方が実効的である。 【サービス設計上のリスクの評価・規律について】 無限スクロール、レコメンドのアルゴリズム、自動再生、プッシュ通知といった、利用者の注意を引きつけ依存的な利用を誘発する設計上の特徴について、各事業者の自主的なリスク評価に委ねるにとどめず、アルゴリズムを含む設計の中身を開示させた上で、外部から検証可能な形で評価・公表させる仕組みとすべきである。あわせて、これらの機能が青少年の利用に際し初期設定（デフォルト）で制限されているかを、明確に評価項目へ組み込むべきである。 ゲーム障害は世界保健機関がICD-11で認定した嗜癖行動による障害であり、その制御困難を助長するのが依存的な設計である。従来型のフィルタリングでは捉えられない、設計そのものへの規律が不可欠である。 【年齢確認の厳格化について】 個々のアプリごとの設定や保護者の個別カスタム設定に依存する現行の枠組みは、家庭の力量に左右され実効性を欠く。年齢確認の厳格化にあたっては、アプリ単位ではなくOS（基本ソフト）レベルでの確認を基軸に据え、保護者の知識や時間に依存せずとも保護措置が機能する設計を求めるべきである。その際、プライバシーに配慮し、生年月日そのものではなく年齢範囲情報のみを用いる諸外国先行の手法を参照すべきである。保護措置は複雑で多くの家庭では初期設定のまま放置される一方、子どもは制限を容易に回避し得る。就労等で不在しがちな保護者に責任を負わせる枠組みは、もはや現実に合致しない。 【一般社団法人北海道消費者協会】	(3)①)に際しては、サービス設計に関わる機能が初期設定で制限されているか、といった観点も取り入れるべきではないか(47頁16行目)。』と示しており、御意見の趣旨は本報告書案に含まれているものと考えます。 年齢確認については、本報告書案において、「「年齢確認」について、どのような方法が合理的なものとしてあり得るのか、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)。』と示しており、御指摘のような諸外国における先行事例も踏まえて検討すべきであると考えています。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見4-3-5	考え方4-3-5
(該当箇所) ①保護措置の在り方 全般 (御意見) 一律の年齢制限を避けるという大きな方向性に強く賛同します。また、サービスの種類ごとのリスク評価と保護措置を求める方向性については、妥当と考えます。今後の制度設計に当たっては、事業者の実務運用や技術	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

的実現性を踏まえ、一定の裁量が確保された制度としていただくことが望まれます。

（該当箇所）

①保護措置の在り方

対象サービスについて

（御意見）

SNS等には、不特定多数との交流を目的とするもの、特定の者とのコミュニケーションを主体とするもの、コンテンツ閲覧を中心とするものなど、多様なサービス形態が存在し、その規模や利用者層、リスクの態様も様々です。制度の対象となるサービスや求められる措置については、こうしたサービスの性質や、単に規模の大小ではなく青少年の利用実態を十分踏まえたものとするのが望まれます。

また、青少年保護を目的とする制度であることを踏まえれば、青少年による利用を通常想定していないサービスについてまで、一律にリスク評価や年齢確認等の義務を求めることは過度な負担となるおそれがあります。そのため、制度の対象範囲については、青少年の利用実態やサービスの性質を十分考慮した整理をご検討いただきたいと考えます。

さらに、特定の者とのコミュニケーションを主たる目的とするサービスや機能については、不特定多数への情報流通を前提とするサービスと性質が異なることにも留意した制度設計が望まれます。

また、一つのアプリケーション内に複数のサービス・機能が存在する場合には、リスク評価や保護措置の対象をアプリ全体で評価するのか、それとも個々の機能・サービス単位で評価するのかについて、判断基準を明確化していただきますようお願いします。

（該当箇所）

①保護措置の在り方

PF事業者によるリスク評価について

（御意見）

各事業者にはサービスのリスク評価と公表を求める方向性については、SNS等が内包するリスクの透明性向上が目的であると理解しております。

一方で、各事業者が実施するリスク評価については、特に中小規模事業者にとって過度な負担とならないよう、

評価や公表に必要となる資料作成や記録・説明等も含め、できる限り簡便かつ実施しやすい仕組みとしていただくことが望めます。

また、サービスごとに機能や利用実態、対象ユーザー、事業者として重視する価値観等は様々であることから、評価や保護措置の内容が一律・画一的なものとなることは適当ではありません。制度化に当たっては、サービスの性質や事業者ごとの考え方を十分尊重し、それぞれの実情に応じた対応が可能となるよう、一定の裁量が確保されたものとしていただくことを期待します。

加えて、リスク評価の枠組みにおいては、個々の機能単位でリスクを評価するのではなく、サービス全体として年齢に適切な体験を提供しているかどうかを評価すべきであると考えます。オンラインの安全性は、ポリシーや基準、コンテンツ管理システム、そしてサービスの性質に応じた多様な介入措置を含む、幅広いエコシステム全体の軽減策によって実現されるものです。

リスクは、すでに導入されているセーフガードを含むあらゆる関連状況を踏まえ、包括的に評価されるべきです。これにより、枠組みが比例的かつ将来にわたって有効であり続け、サービスが提供する体験の幅広さを理由に不当に不利益を被ることのないようにすべきです。

（該当箇所）

①保護措置の在り方

外部の第三者による評価について

（御意見）

リスク評価と保護措置の適切性を確認する仕組みについては、第三者機関による評価を前提とするのではなく、政府又は政府の有識者会議による確認の仕組みなど、青少年保護の実効性と関係者の負担のバランスを踏まえ、幅広い選択肢について検討を行うことが望めます。

その上で、もし仮に第三者機関による評価制度を設ける場合には、制度運営に係るコスト負担の在り方について十分な検討が必要です。特に、事業者に対して、第三者評価を行う機関の運営に係るコスト負担を求めることは、一部の事業者に負担が偏るなど公平性の確保に懸念があること、また、小規模事業者に過度な負担が生じることが懸念されます。このため、制度の持続可能性や公平性の観点から、事業者による費用負担を前提としない運営の在り方について、検討していただく必要があると考えます。

なお、新規サービスの迅速な提供はインターネット産業において極めて重要であることから、第三者評価を経な

ければサービスを提供できないような事前規制的な仕組みは不適當であると考えます。

加えて、評価に当たって事業者に過大な資料作成や説明、継続的な報告等の事務負担が生じることのないよう、評価項目や提出資料を必要最小限とするなど、実務上の負担にも十分配慮した制度設計としていただくことや、第三者評価が形式的な書類作成や手続対応を目的化するものとならず、青少年保護の実効性向上という本来の目的に資する制度となるようご配慮いただくことが望まれます。

■評価におけるデータ収集について

外部評価に必要なデータの収集措置について検討する際には、利用者のプライバシーに関する情報や営業秘密に該当する情報が含まれる可能性があることを踏まえ、情報の取扱者を限定することや利用目的を厳格に限定することなど、事業活動への影響に十分配慮した制度設計としていただくことが望まれます。

■実施頻度について

サービスに内在するリスクは、特段の仕様変更やサービス内容の変更がない限り短期間で大きく変化する性質のものではなく、頻繁な評価を義務付けることは、事業者・評価主体双方に過度な負担を生じさせるおそれがあります。

このため、一度評価を実施し、十分な保護措置が講じられていることが確認された場合には、サービス内容やリスクに大きな変更がない限り、再評価は不要であると考えます。

(該当箇所)

①保護措置の在り方

多くの青少年が利用するサービスが対象となるような基準について

(御意見)

青少年の利用実態に着目した基準設定を行うことは妥当と考えます。

他方で、実務上、自社サービスが制度の対象となるか否かを明確に判断できるよう、例えばサービス単位での18歳未満の月間アクティブアカウント数など、客観的・定量的な基準を示していただくとともに、通常の事業運営の中で無理なく把握できる計測方法についてもご検討いただきたいと考えます。

また、制度の運用に当たっては、小規模事業者にとって過度な負担とならないよう、実務面やコスト面にも十分配慮いただくことが望まれます。

(該当箇所)

①保護措置の在り方 保護措置の実装までの十分な期間の確保

(御意見)

保護措置の実装は、サービスごとのリスク評価を踏まえた開発(セーフティー・バイ・デザイン)を伴うものであり、一定の期間を要します。そのため、制度導入に当たっては、必要な開発期間や検証期間を十分確保できるよう配慮いただくことが望まれます。

(該当箇所)

②保護措置の前提となる「年齢確認」自己申告を前提とした現状を見直し、より実効性のある年齢確認手段について検討を進める方向性については、近年の国際的な動向等を踏まえれば一定の理解ができます。

一方で、年齢確認は、それ自体が目的ではなく、青少年保護措置を適切に講じるための手段の一つであることに留意する必要があります。制度設計に当たっては、特定の年齢確認手法の導入を前提とするのではなく、青少年にとって最も実効的な保護の在り方という観点から検討を進めることが重要と考えます。

また、年齢確認の手法については、マイナンバーカード等の特定の手法を前提又は標準的な手法と位置付けるのではなく、様々な方式を選択肢として検討することが望まれます。現在、国内外において様々な年齢確認手法や年齢情報の活用方法が検討・導入されていますが、確認精度、プライバシーへの配慮、実装の容易さ、事業者・利用者双方の負担など、それぞれに利点と課題があります。このため、一律に特定の方式を求めるのではなく、小規模事業者の開発・運用コスト負担、サービスの性質、利用者層、提供地域、既に講じられている保護措置等を総合的に勘案し、事業者との継続的な対話を通じて、実効的かつ柔軟な制度設計を検討いただくことが望まれます。

さらに、年齢確認を厳格化した場合であっても、年齢を偽って利用するなどのすり抜けを完全に防ぐことは困難であり、利用者が保護措置の十分でないサービスへ移行してしまうなど、意図しない影響が生じる可能性も考慮する必要があります。したがって、年齢確認の有無や手法そのものではなく、青少年保護の実効性という観点から制度全体を検討することが重要と考えます。

また、青少年による利用を通常想定していないサービスについてまで一律に年齢確認を求めることは、制度目的との関係に照らして過度な措置となるおそれがあります。対象範囲については、サービスの性質や利用実態を踏まえて整理いただくとともに、年齢確認の有無や手法のみで保護措置を評価するのではなく、サービス全体

として青少年にとって安全な利用環境が確保されているかという観点も重視した制度設計としていただくことを期待します。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	
意見4-3-6	考え方4-3-6
(該当箇所) 「①保護措置の在り方」(p.44)について (御意見) 1. 総論 諸外国において青少年のSNS利用に関する制度整備が急速に進むなか、我が国のデジタル空間における青少年保護のあり方について、青少年保護の必要性や事業への影響など多角的な視点から、バランスのよい報告書案を取りまとめられたことに対し、改めて深く敬意を表します。 今後の具体的な制度設計にあたっては、オンライン上の様々なリスクから青少年を保護するという本検討会の目的に照らし、利用者数などの事業規模・技術要件などの形式的な基準だけでなく、各サービスの性質や、青少年に与えるリスク等の影響の大きさや内容・発生状況、実務運用や国内における青少年の利用実態等について、実態調査などの客観的なデータに基づき、実効的かつ一定の柔軟性を備えた制度設計としていただきたいです。 2. 対象サービスの考え方について 本報告書案で示されている通り、本制度上求められる保護措置について、一律の年齢制限ではなく、サービスの性質やリスクの内容に応じて検討される方向性は妥当と考えます。 加えて、本制度の対象事業者・サービスについて、サービスの公開・非公開性や情報の拡散性、利用実態(利用者における青少年の割合、当該サービスでのコミュニケーションの目的や態様、利用頻度等)等を踏まえ、青少年が直面するリスク(OECDで示されたリスク類型等)の影響や内容に応じて、青少年保護の必要性が高いサービスが対象となるよう、客観的な基準を立てていただきたいです。 (1)特定の者との連絡を主目的とするサービスについて 特定の利用者間で連絡をとることが主たる目的のサービスと、不特定多数の利用者との交流を主たる目的とす	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

るサービスとでは性質が異なり、青少年が直面するリスクや、青少年を保護するために必要な措置が異なると考えられます。 特に、メッセージングサービスは、家族や友人との日常的な連絡手段として広く利用されているほか、行政機関や民間支援団体が設置する相談窓口への連絡手段としても活用されるなど、青少年の重要なコミュニケーション基盤となっています。また、家庭内に課題を抱える青少年にとっては、このようなサービスが信頼できる第三者や支援機関との重要な連絡手段となる場合があるため、青少年が必要な支援へアクセスする機会が不当に損なわれることのないよう配慮いただきたいです。 このような特定の者との連絡を主目的とするサービスにおいては、プラットフォーム事業者や保護者との関係における青少年のプライバシーの保護や、通信の秘密への配慮が必要となるという点にも一定の配慮が必要と考えられます。 (2)対象サービスの規模の考え方について 対象サービスの範囲を定めるにあたっては、利用者数が非常に多いサービスであっても、青少年へのリスクが必ずしも高いとはいえず、一方で、比較的小規模なサービスであっても青少年へのリスクが顕在化することもあり得ることに留意いただく必要があります。 青少年へのリスクが高いサービスを捉え、実効性を高めるためには、サービス規模などの形式的な指標だけではなく、青少年の利用実態やトラブルの発生状況等について継続的に把握・分析し、その結果も踏まえながら制度の運用や見直しが行われることが望ましいと考えます。 【LINEヤフー株式会社】	
意見4-3-7	考え方4-3-7
(該当箇所) 第4章(3)①保護措置の在り方 (p.42～43)「利用に対する一律の『年齢制限』…は望ましくない」「サービスのリスクに応じた合理的な措置」、及び総務省に求める取組(p.43) (御意見) サービスごとのリスク評価に基づき保護措置を求める方向性に賛同する。リスクは、コンテンツリスク(有害情報の閲覧)、コンタクトリスク(見知らぬ他者との接触)、コンダクトリスク(青少年自身の不適切な発信・行動)に整理	本報告書案に対する賛同の意見として承りました。

できる。 本会合でも指摘されたとおり、近年深刻化しているのはコンタクト・コンダクトの両リスクであり、これらは主にサードパーティのSNS(メッセージチャット)上で発生している。リスク評価及び保護措置の検討に当たっては、PF事業者自身による措置に加え、第三者が提供する見守り保護サービスを「サービス設計の安全性」を補完する技術的手段として評価・推奨の対象に含めるべきである。また、保護措置を事業者外部から再評価する仕組みにおいては、こうした専門事業者の知見を活用することが有効である。 【Adora株式会社】	
意見4-3-8	考え方4-3-8
(該当箇所) (P.44)「①保護措置の在り方」 (御意見) 一律の年齢制限を避けるという大きな方向性に強く賛同する。また、サービスごとのリスク評価と保護措置を求める方向性については妥当である。今後の詳細な制度検討にあたっては、事業者の実務運用や技術的実現性を踏まえ、一定の裁量を確保しつつも、予見可能性を高めるガイドライン等を策定することを求める。 ＜対象サービスについて＞ ・ SNSには不特定多数との交流を目的とするもの、特定の者とのクローズドなやり取りを主体とするもの、こどもの利用を前提としていないもの等があり、サービスの規模や性質、ユーザー層が多種多様なものがある。本報告書内では、環境整備法上の「特定サーバー管理者」や、より一般的な「PF事業者」という言葉が青少年保護措置を行う関係者として言及されているが、言葉の定義と射程が広いために、青少年に対するリスクが低いサービスにまで過剰な規制が及ばないよう配慮いただきたい。対象とすべき事業者については、サービスの性質や機能に基づくリスクの度合を考慮し、規制が必要と思われるサービスを定義上明確にしていきたい。また、対象とするサービスについては、このような各SNSの性質の差異を十分に踏まえたものとしていただきたい。 ・ 例えば、オーストラリアやイギリスではメッセージングサービスを対象外としているなど、不特定多数への拡散等が想定されない、一対一や少人数でのプライベートな通信サービスについては、未成年者の社会生活上必要な連絡手段が失われることがないよう、未成年者へ及ぶリスクなどに応じて対象外とするなど、不特定多数による交流を目的とするものとの取扱いを区別していただきたい。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

・加えて、ECサイトやオンラインマーケットプレイス等の取引型サービスに掲載されている商品紹介や購入者による評価等、あるいは商品の販売促進やカスタマーサポートを目的としたライブコマース機能等は、あくまで商品販売という主目的に付随して用意されている機能であり、見知らぬ不特定の他人との交流を主目的としたSNSサービスとは目的及びリスクの度合いが根本的に異なる。よって、ECサイトやオンラインマーケットプレイス等の取引型サービスは、本報告書の規制対象事業者から明示的に除外いただきたい。

＜リスク評価項目の標準化と評価ガイドラインの策定＞

・各事業者にはサービスのリスク評価と公表を求める方針は、SNS等が内包するリスクを透明化できる点で理解できる。ただし、サービスや制御機能の脆弱性に踏み込んだ詳細なリスク評価を求める場合、不正者によるかいくりを防ぐため、その結果については、評価者や規制当局への提出にとどめるなど、一般公開については慎重に取り扱っていただきたい。

・今後検討を進めるにあたっては、リスクおよび保護措置について、各事業者が保有する高度な知見やサービスの特性を活かし、事業者の実務運用を踏まえつつ、どのような性質のサービスの、どのようなリスクに対して、どのような対策が考えられるか、それらをどう評価すべきかについて、可能な限り、評価の基本的なフレームワークや大枠の方向性を示すガイドラインを策定いただきたい。また、その際、技術やサービスの急速な進化を阻害しないよう、保護措置の内容については非限定的な例示列举とするなど、事業者の主体的な創意工夫や裁量を十全に認める設計とすることを求める。

・なお、既に自社内または他国の規制対応において同様のリスク評価を実施している事業者も存在するところ、策定されるガイドラインはあくまでガイダンスとして位置付けていただき、同等の評価目的を達成できる独自の方法を用いている事業者については、その方法による評価も認められるよう、一定の柔軟性を確保していただきたい。

・また、特定のサービスが複数の要素によって構成されている場合、リスク評価や必要な保護措置の義務付けが、サービス単位(アプリごと、等)で行われるのか、あるいは、サービス内の個々の構成要素単位(アプリ内に構成される個々のサービス、等)で行われるのか、その評価基準を明確にしていきたい。

＜第三者による評価について＞

・自主的なリスク評価に対する「評価を行う第三者機関」の関与にあたっては、複雑化するデジタルプラットフォ

ームの技術的特性や運用実態に対する専門的知見の不足、あるいは特定の偏向(バイアス)に基づく不当な評価がなされるリスクが懸念される。また、評価プロセスの硬直化や非効率な運営は、かえって実効的な青少年保護対策の迅速な実装を阻害し、事業者に不合理かつ過度な規制コストを強いる結果を招きかねない。したがって、当該第三者機関の中立性・客観性・専門性を担保するとともに、明確な評価基準や適正手続き(デュープロセス)を定義する適切なガバナンス体制の設計に細心の注意を払っていただきたい。

- ・第三者による評価について、中小事業者の参入障壁の観点や制度の持続可能性の観点から、対象事業者の金銭的負担を前提としない持続可能な枠組みが必要である。日本におけるインターネット産業の活力を失わせることのないよう、中小事業者への配慮や新規参入への阻害とならないようにしていただきたい。

- ・サービスごとの特性に応じた様々な保護措置がありうるという視点を踏まえ、一方的な見方で評価されるものとならないよう、評価基準の議論に事業者が一定程度関与できる機会を設けることを検討いただきたい。

- ・なお、サービス提供者(アプリ事業者等)が申請して評価を受ける等、第三者評価を経なければサービスをリリースできないという制度は適切ではないと考える。

<外部評価におけるデータ収集について>

- ・事業者外部からの評価や、検証に必要なデータの収集措置の検討に際しては、プラットフォームが保有するユーザーのプライバシー等に係る情報や、営業秘密(アルゴリズムにかかわるコード等)の開示を伴う可能性があることから、非公開で情報の取扱者の範囲を制限する、利用目的を厳格に制限する等、各事業者の事業活動への影響に最大限配慮いただきたい。

<SNS等の利用実態に基づく対象事業者の定量的・階層的な基準設定>

- ・リスクや影響力の程度に鑑み、青少年の利用実態に着目した基準設定を行うことは妥当と考える。また、各事業者が通常の事業運用において過度な負担のない計測方法を検討いただきたい。

- ・加えて、青少年への影響力やリスクの高さに応じて求める措置のレベルを変える等の階層的なアプローチを検討いただきたい。

- ・その上で、実務上、「自社サービスが規制対象に該当するのか」が明確に判断できるよう、定量的な基準をガイドライン等で示すことを検討いただきたい。

＜外部評価の実施頻度について＞

・リスク評価及び保護措置等の外部評価については、一度評価を行った上で、十分な保護措置等が取られている場合は、以後、特段の事情変更がない場合は当該サービスを評価の対象外とする等、評価者及び事業者の双方にとって効率的な実施頻度としていただきたい。

＜保護措置の実装までの十分な期間の確保＞

・保護措置の実装においては、サービスごとのリスク評価を踏まえたサービス・バイ・デザインによる開発を伴うものであり、通常、実装に一定の時間がかかることが想定される。保護措置のサービスへの実装に必要な期間を充分確保していただくよう配慮いただきたい。

・なお外部評価機関は、制度設計が適切であれば、特定の製品に関してリスクの存在を客観的に指摘することは一定程度可能と考えられる。しかし、具体的な製品設計を行うために必要となる、いわば社内のプロダクトマネージャーと同等以上のコンテキストや詳細な情報を、外部の立場から保有することは事実上不可能である。こうした情報の限界を前提として、外部評価機関が行い得る評価の強度については、過度な介入とならないよう、謙抑的に設計されるべきと考える。

(P.45)「②保護措置の前提となる「年齢確認」

(御意見)

・自己申告であっても、例えば、保護者による確認と併せて一定の信頼性が担保される等、他の手段と併せる等により十分な信頼性が確保されるものがあることを踏まえることも必要である。

・年齢確認の一律の厳格化や特定の手段についてガイドライン等で画一的な基準を設けるのではなく、既に様々な取り組みが行われていることも踏まえて、各事業者がサービスの性質やユーザー層等を総合的に勘案し、現実的に実装可能な手段を一定程度柔軟に採用できるよう、信頼性が担保された年齢確認として一定の裁量を認める枠組みとすることを求める。また、年齢確認が特に重要となるサービスもあろうが、そもそも青少年へのリスクが低いものもあり、サービスの性質等に基づくリスクに応じた比例的な対応を検討いただきたい。

・年齢確認をすり抜けた利用者への措置については、SNS等の利用にあたり年齢確認の手段や運用実態を踏まえた現実的なものとなるよう配慮いただきたい。

【アジアインターネット日本連盟(AICJ)】

意見4-3-9	考え方4-3-9
(該当箇所) P42 23行①保護措置の在り方 (御意見) 一律の年齢制限を設けない方針にはP44行9にあるように「こどもたちの知る権利等を確保する必要性」から趣旨には賛同する。年齢制限は消費者にとって分かりやすい指標だが、それ以外の基準を導入する場合、アプリやサービスごとに細分化されたルールが適用されることで、かえって消費者の理解を妨げるのではないかと懸念される。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本報告書案に対する賛同の意見として承りました。
意見4-3-10	考え方4-3-10
(該当箇所) PP.42 35行 ・同じアプリでもアプリストアごとにレーティングが異なる場合があり、本来そのアプリが利用規約において定める利用対象年齢ではない青少年が利用できてしまうおそれがある。 (御意見) プリストアごとにレーティング基準が異なっている現状を踏まえ、どの年齢層にふさわしいか、基準の統一が求められる。また、ポルノ等の過激な内容に該当しない「13+」のレーティングであっても、スマートフォンを常に操作し続けなければ楽しめないなど、依存性の高いアプリも存在する。そのようなアプリに対しては、より厳格なレーティングを課す必要があると考える。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本報告書案において、「アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることは合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定するということは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか(48頁5行目)。」と示しております。
意見4-3-11	考え方4-3-11
P44 28行保護措置の前提となる「年齢確認」全般 (御意見) 年齢確認の厳格化は必要だが、それだけでは問題は解決しない。 具体的には以下の追加措置が必要である。 ・保護措置の初期設定の義務化 ・一定年齢以下のゲーム課金をできないデザイン	本報告書案に対する賛同の意見として承りました。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

・携帯料金明細にアプリ内課金の詳細を明記 ・OSレベルでの課金制限の強化(回避コンテンツの対策) ゲーム課金トラブルの実態を踏まえ、アプリ側の課金誘導設計にも社会的責任があると考え。国センADRの事例も踏まえ、アプリ側のデザイン改善(課金誘導の抑制)を求める。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	
意見4-3-12	考え方4-3-12
(該当箇所) P46 10行③保護措置の初期設定 全般 (御意見) 報告書では「取組を求める」とされているが、保護措置の初期設定は、以下の理由から“義務化”すべきと考える。 ・初期設定が義務化されていないため、保護者の理解度に依存してしまう ・「まずは保護措置がオン」であることが、低年齢化する利用実態に合致する 促すだけでは普及しないことは、フィルタリング利用率の低迷(P27)から明らかである。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本報告書案において、「PF事業者によるサービス提供上の保護措置が、保護者にも理解しやすいような内容・表示となっているか、確認が必要ではないか(47頁9行目)。」、「保護措置の設定は複雑であり、実効性の観点から、利用者が青少年であることが確認された場合には、初期設定において保護措置が機能することが適切ではないか(同11行目)。」、「そもそも保護措置がない、若しくは初期設定とされていない場合には、改善を促すことができる枠組みが必要ではないか(同14行目)。」と示しており、保護措置を初期設定とすることについて、一定の実効性を持った仕組みも必要ではないかと考えます。
意見4-3-13	考え方4-3-13
(該当箇所) (1)保護措置の在り方 (御意見) リスクベースかつサービスの特性に応じたアプローチ ATAは、報告書が、PFサービスはその設計や特性がそれぞれ異なることを踏まえ、全てのPFサービスに一律の年齢制限を課すことは適当ではないとの考え方を示している点を評価します。 これは、サービスごとに機能、ユーザー体験及びリスク特性が異なることを踏まえ、規制の枠組みはリスクベースかつ比例的(プロポーショナル)であるべきとするATAの考え方とも一致しています。一律の規制アプローチでは、こうした違いを十分に反映できず、一部のサービスに対しては過度な負担を課す一方で、必ずしも青少年保	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

護の実効性向上につながらないおそれがあります。

リスク評価の枠組みの具体化にあたっての考慮事項

報告書では、PFサービス事業者に対し、自らのサービスに係るリスク評価を実施し、それに対応する青少年保護措置を講じるとともに、その内容を公表し、定期的に見直すことが提言されています。今後、より具体的な制度設計が検討されるにあたり、これらのリスク評価の対象範囲、評価手法、並びに実施及び見直しに係るガバナンスや運用の在り方について、追加の指針ガイダンス等によって更なる明確化が図られることで、各事業者による一貫した実施に資するものと考えます。

今後、本枠組みの具体化に向けた検討が進められることを踏まえ、ATAは、以下の点について考慮することを提案します。

- ・評価基準については、業界及びその他の関係者との継続的な対話を通じて策定するとともに、適切な場合には、既に確立された評価手法や既存の好事例を踏まえること。
- ・適切な場合には、PFサービス事業者が他国・地域において既に実施しているリスク評価について、日本の制度・環境に応じて活用・調整できるようにし、一律に新規の評価を改めて求めるのではなく、不必要な重複やコンプライアンス負担を軽減すること。
- ・ATAは、報告書がPFサービスごとに設計や特性が異なるとの見解を示している点に賛同します。同原則に則り、リスク評価の対象範囲については、客観的かつ透明性のある基準に基づき明確に定めるとともに、それぞれのサービスの設計、特性及び想定される利用形態の違いを適切に反映できる十分な柔軟性を確保すること。
- ・リスク評価の枠組みは、個々の製品、サービスまたは機能ごとに細分化した評価を求めるのではなく、PFまたはサービス全体を対象として包括的にリスクを評価するものとする。例えば、ライブ配信やメッセージングなどのように、提供されるサービスが同様の技術的機能を有している場合であっても、そのサービスが主として電子商取引などの商取引を目的とするものか、あるいはソーシャルな交流を目的とするものかなど、その設計、目的及び利用される文脈によって、サービス全体のリスク特性は大きく異なり得ます。個々の製品や機能ごとに過度に細分化した評価を求めることは、実務上の実行可能性を損ない、不釣り合いな負担を課すだけでなく、PFまたはサービス全体の実際のリスク特性を適切に反映できないおそれがあります。したがって、サービスの設計、特性及び利用目的の違いを適切に考慮しつつ、業界全体で一貫した考え方に基づいて評価基準を適用するアプローチを採用することにより、より比例的かつ実効的な青少年保護につながるものと考えます。

年齢確認手法の具体化にあたっての考慮事項

ATAは、報告書が年齢確認手法の検討にあたり、実効性、利用者の利便性並びにプライバシー及びセキュリティのバランスを考慮する必要性を言及している点を評価します。今後、更なる制度設計が進められるにあたり、これらの考慮事項を引き続き重視することは、事業者及び利用者双方にとって予見可能性の向上につながるものと考えます。

(2) 保護措置の前提となる「年齢確認」

(御意見)

これらの議論に資する観点から、ATAは以下の点について提案します。

- ・ 年齢確認に関する要件については、個人情報の不必要な収集、保有及び共有を最小限に抑えるとともに、年齢確認の目的で取得された情報が必要な範囲でのみ利用され、不正利用から適切に保護されるための十分な措置を講じること。
- ・ 制度は技術中立的であるとともに、年齢確認又は年齢保証(Age Assurance)の様々な手法に対応できる十分な柔軟性を有すること。サービスごとに設計、機能及びユーザーの利用体験が異なることを踏まえ、それぞれのサービスに応じた適切な手法を採用できることが重要です。
- ・ 政府においては、各種サービスにおいて既に採用されている、比例的かつ適切な年齢確認又は年齢保証の手法についても十分考慮すること。

年齢確認におけるプライバシー及びセキュリティへの配慮

ATAは、報告書が、年齢確認の制度設計にあたり、プライバシー及びセキュリティへの配慮の重要性を示している点を評価します。ATAは、個人情報の不必要な収集、保有及び共有を最小限に抑えつつ、年齢に関する措置が実務上実行可能であり、比例的で、かつプライバシー保護に配慮したものとなるよう、更なる検討が進められることを支持します。

(3) 保護措置の初期設定

(御意見)

保護措置の初期設定に関する考慮事項

報告書は、利用者が青少年であることが確認された場合には、保護措置が初期設定として機能することを提言しています。ATAは、こうした保護措置の対象範囲及び具体的な運用について、更なる指針が示されることによ

り、異なるサービス間においても一貫した実施につながることを期待します。 この点に関し、ATAは、特に以下の事項について検討することを提案します。 ・ 初期設定として適用されることが想定される保護措置の内容、及びそれらが各サービスの設計や特性に応じて異なり得るかどうかという点。 ・ 保護者が子どものアカウント設定を変更又は管理する場合の取扱いを含め、初期設定による保護措置が、保護者によるペアレンタルコントロールや保護者の選択とどのように連携することを想定しているのかという点。 ・ 制度設計にあたっては、成果志向（アウトカムベース）の考え方を維持し、PFサービス事業者がそれぞれの技術的手法を柔軟に実装するとともに、それらが同等の青少年保護の成果を実現できることを示すことを可能とするという点。 【AsiaTechAlliance（アジア・テック・アライアンス）】	
意見4－3－14	考え方4－3－14
（該当箇所） ①保護措置の在り方 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、PF事業者によるサービス提供上の「保護措置」について、以下の取組を求めることとする。 ○ PFサービスごとに設計・特性が異なることや、こどもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する一律の「年齢制限」（一定年齢以下の使用禁止）をかけることは望ましくないのではないか。 （御意見） 年齢による一律の利用禁止ではなく、サービスごとのリスク評価と保護措置を重視する方向性が示されたことは、大変に意義深いことと受け止めています。今後の制度設計においても、こうしたリスクに応じたアプローチを踏まえた議論が進められることを期待しています。 （理由） 年齢による一律の利用禁止を採用する制度については、その実効性や運用上の課題について、各国・地域において引き続き検証が進められています。また、一律の利用制限は、教育や創作活動、コミュニティ形成など、青少年がデジタルサービスを通じて得られる機会にも影響を及ぼし得ることが指摘されています。 今回示された、サービスごとのリスクを踏まえた上で適切な保護措置を講じるという方向性は、青少年の安全確保と、知る権利や表現・参加の機会との両立を図る観点から意義のあるものと受け止めています。今後の制度	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、本報告書案44頁12行目に示すとおり、各種機能の評価は、第一義的には各事業者において実施されるものと考えます。

設計においても、こうしたリスクに応じたアプローチを踏まえた議論が進められることを期待しています。

(該当箇所)

①保護措置の在り方

上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、PF事業者によるサービス提供上の「保護措置」について、以下の取組を求めることとする。

○ 各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なリテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか。

○ 公表されたリスク評価とリスクに対応する保護措置については、事業者外部から再評価する仕組み等を構築すべきではないか。また、リスクの再評価に当たっては、検証に必要なデータを事業者等から収集できるような措置を検討すべきではないか。

(御意見)

外部機関による評価を新たに制度化するに当たっては、まず、本会合による継続的なモニタリングなど、既存の枠組みを活用した実効性の確認について検討することも重要であると考えています。また、外部機関の設置が必要と判断される場合には、運営コストや事業者・行政双方の負担も考慮しながら、費用対効果の高い運用の在り方について検討が進められることを期待しています。

(理由)

新たな外部機関を設置する場合には、運営体制の構築・維持に一定の時間やコストを要することに加え、費用負担の在り方によっては、中小事業者への影響や制度導入までの期間についても考慮が必要になると考えられます。一方で、既存の検討会体制やモニタリング機能を活用することが可能であれば、新たな枠組みを設けることなく、より効率的かつ実効的な運用につながる可能性もあることから、まずは既存の枠組みの活用可能性について検討することが重要であると考えています。

(該当箇所)

②保護措置の前提となる「年齢確認」

上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、保護措置の前提となる「年齢確認」について以下の取組を求めることとする。

○ 現在多くの事業者において、保護措置の前提となる「年齢確認」（利用者の年齢を確認する行為）が利用者による自己申告となっている状況を踏まえ、適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないか。

○ 「年齢確認」について、どのような方法が合理的なものとしてあり得¹ るのか、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか。

○ 「年齢確認」をすり抜けてしまう可能性があることを踏まえ、PF事業者に対し、サービス利用開始時に確認した年齢と当該利用者の実際の年齢が異なる場合を想定した一定の対応を求めることも検討すべきではないか。

（御意見）

年齢確認の実効性向上という方向性は重要であると認識しています。一方で、その具体的な手法については、特定の技術方式や認証基盤を前提とするのではなく、サービスの特性や技術の進展を踏まえ、多様な手法を活用できる制度設計とすることが重要であると考えています。

また、国際的に活用可能な年齢確認手法に加え、事業者が導入しているAIを活用した年齢推定など、サービス利用のプロセス全体を通じて年齢確認や安全対策を講じるアプローチも、実効性を確保するための手法の一つとして位置付けられることを期待しています。

（理由）

グローバルにプロダクト開発を行う事業者にとって、特定の国・地域に固有の認証基盤への対応には、開発・運用の両面で追加的なコストやリードタイムを要するほか、グローバルで共通のサービス設計との整合性を図る必要があることから、導入には技術的・運用上の課題が生じる場合があります。

また、年齢確認の手法には、それぞれ個人情報保護や正確性、利便性などの観点から異なる特性や課題があります。そのため、単一の技術方式を前提とするのではなく、多様な技術やアプローチを活用できる柔軟な制度設計とすることが重要であると考えています。

（該当箇所）

③保護措置の初期設定

上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、保護措置の初期設定について以下の取

組を求めることとする。 ○ リスク評価(4(3)①)に際しては、サービス設計に関わる機能が初期設定で制限されているか、といった観点も取り入れるべきではないか。 (御意見) 無限スクロールやプッシュ通知等の機能については、一律に「青少年への悪影響がある機能」として捉えるのではなく、それぞれの機能がどのような影響を及ぼし得るのかについて、エビデンスに基づく評価を行った上で、対応の在り方が検討されることが重要であると考えています。 (理由) 無限スクロールやプッシュ通知は、コンテンツの発見や情報の見落とし防止に加え、安全機能に関する通知や災害情報など、緊急性の高い情報を伝達する手段としても活用されています。一方で、機能の存在自体を一律にリスクとして捉えると、実際に悪影響が確認されている利用パターンと機能そのものとの区別が難しくなり、実効的な対策の検討に影響を及ぼす可能性があります。 そのため、学術研究や国内外の実証データを踏まえ、それぞれの機能や利用パターンが青少年に及ぼし得る影響について評価を行い、その結果に基づいて対象となる機能や保護措置の在り方を検討することが重要であると考えています。 【TikTokJapan(ByteDance株式会社)】	
意見4-3-15	考え方4-3-15
(該当箇所) ○①保護措置の在り方 PFサービスごとに設計特性が異なることや、子どもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する一律の「年齢制限」(一定年齢以下の使用禁止)をかけることは望ましくないのではないか。(P.44 L9) (御意見) 【意見】賛成 【理由】年齢や発達段階に応じた設計の必要性が指摘され、PFのサービスもその設計が異なるため、そのサービス及びリスクに応じた対応が必要である。また、一定年齢以下の一律制限は、ネットでのコミュニケーションの機会を対象の青少年から奪うことになるが、必要な対応を得てもなお、かかる機会を奪うだけの必要性があるかは疑問である。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

(該当箇所)

○各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なリテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか。(P.44,L12)

○各事業者が設定する使用適正年齢の設定理由及び年齢確認の手法等についても、リスク評価の一環として公表を求めるべきではないか。(同L15)

(御意見)

【意見】賛成

【理由】各事業者自身が自ら提供するサービスを最も知っているのであり、そのリスク評価、及び必要な保護措置を行うよう求めることが最も合理的であり、それが公表されることにより、利用者が、発達段階に応じたサービスであるのかを検証することにつながる

ただし、事業者が自ら評価するにおいては、年齢(≒発達段階)に応じた「身に付けるべき各能力」について共通認識が必要だと考える

(該当箇所)

○公表されたリスク評価とリスクに対応する保護措置については、事業者外部から再評価する仕組み等を構築すべきではないか。また、リスクの再評価に当たっては、検証に必要なデータを事業者等から収集できるような措置を検討すべきではないか。(P.44、L.17)

(御意見)

【意見】賛成

【理由】実効性のためには、公表された内容を利用者(特に保護者)が理解できるようにするための仕組みが必要である。

(該当箇所)

③保護措置の初期設定

○PF事業者によるサービス提供上の保護措置が、保護者にも理解しやすいような内容・表示となっているか、確認が必要ではないか。(P.47 L.9)

○保護措置の設定は複雑であり、実効性の観点から、利用者が青少年であることが確認された場合には、初期設定において保護措置が機能することが適切ではないか。(同L.11) (御意見) 【意見】賛成 【理由】青少年を保護するための仕組みであるから、保護者が容易に理解でき、実行できる形となっていることが必要であり、また、保護者において判断が難しい場合は、保護を厚くすることが適切である。 【一般社団法人安心ネットづくり促進協議会】	
意見4-3-16	考え方4-3-16
(該当箇所) ①保護措置の在り方 ○ PF サービスごとに設計・特性が異なることや、子どもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する一律の「年齢制限」(一定年齢以下の使用禁止)をかけることは望ましくないのではないか。 ○ 各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なリテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか。 ○ 各事業者が設定する使用適正年齢の設定理由及び年齢確認の手法等についても、リスク評価の一環として公表を求めるべきではないか。 ○ 公表されたリスク評価とリスクに対応する保護措置については、事業者外部から再評価する仕組み等を構築すべきではないか。また、リスクの再評価に当たっては、検証に必要なデータを事業者等から収集できるような措置を検討すべきではないか。 ○ 取組を求める対象となる事業者又はサービスについて検討する際は、青少年の利用実態に着目し、サービスの態様や類型を限定することなく、多くの青少年が利用するサービスが対象となるような基準を設定すべきではないか。 ○ 事業者に対し、安全設計に取り組むインセンティブを作る仕組みづくりを検討すべきではないか。 (御意見) ①保護措置の在り方 HRWIは、PF事業者に対しリスク評価と保護措置の実施・公表を求めるとともに、事業者外部からこれらを再評価する仕組みを構築すべきというWGの提案を支持します。同時に、HRWIは以下の点を提案します。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

WGの提案に、包括的な子どものデータの保護制度の導入を加えるべきであると考えます。

予測不可能な技術の発展とテクノロジーの進歩のなかで特定の規制が時代遅れになるリスクを避けるため、将来にも通じる技術中立的な方法で子どもを守る必要があります。そして、すべてのテクノロジーに共通する重要な要素が「子どものデータ利用」です。企業が子どもたちのデータをどのように収集・活用して製品やサービスを提供するか——この点こそが、テクノロジーが子どもたちの権利を促進するか侵害するかを左右する核心的な要素です。

そこで、日本政府は、(a)個人情報保護法を改正して包括的な子どもデータ保護規定を組み込むか、または(b)新たな子どもデータ保護法を制定するかのいずれかにより、包括的な子どものデータの保護制度を導入すべきです。いずれの場合も、実効性のある十分なリソースを伴う実施・施行の仕組みに支えられたものであることが必要です。

テクノロジー企業はあまりにも長い間、子どもから膨大な個人データを自由に収集し、それを組み合わせて各子どものアイデンティティ、居場所、興味、感情、健康、人間関係といった繊細な特性を推定し、子どもの権利とウェルビーイングよりも利益を優先した製品・サービスを設計・提供するためにその情報を利用してきました。HRW自身の教育アプリ調査——文部科学省が日本で推奨した製品を含む——では、大多数が密かに子どもを監視し、そのデータを行動ターゲティング広告に利用していたことが明らかになりました。また、AIチャットボットが子どもとの会話を通じて収集したデータを使い、自傷行為へと誘導した事案も報道されています。

子どもデータ保護制度の枠組みには、少なくとも以下の原則を組み込むべきです。(a)適用範囲(一般的意見第25号パラ39):子ども「向け」かどうかに関わらず、子どもがアクセスまたは影響を受ける可能性のあるすべてのデジタル製品サービスに適用すること。(b)子どもの最善の利益(一般的意見第25号パラ12、35、38):(i)子どもの権利デューディリジェンスとして、企業が子どもの権利に与える影響を評価し、その影響を公表し、侵害の防止・監視・調査・制裁のための措置をとること;(ii)安全のためにとられる制限は合法・必要・比例の原則に適合すること(一般的意見第25号パラ59)。(c)プライバシーと安全をデザイン・バイ・デフォルトで(一般的意見第25号パラ70、77):子どものプライバシーと安全の設定を最も高い保護水準でデフォルト設定とし、被害発生前にリスクに積極的に対処すること。

法律は、子どもがアクセスまたは影響を受ける可能性のあるすべてのデジタル製品・サービスに適用されるべきです。WGの提言では「取り組みを求める対象となる事業者又はサービスについて検討する際は……サービスの態様や類型を限定することなく、多くの青少年が利用するサービスが対象となるような基準を設定すべき」とさ

れていますが、HRWIはさらにすすんで、子どもたちが利用する可能性がある、またはその影響を受ける可能性があるすべてのデジタル製品・サービスを対象とすることを提案します。子どもの権利は普遍的かつ無条件のものであり、どこでも適用されます。企業は、子ども向けと位置づけられた製品にのみ保護を適用したり、実際には子どもが利用していても法的責任を回避するために利用規約上から子どもを排除したりすることがあってはなりません。

（該当箇所）

②保護措置の前提となる「年齢確認」

○ 現在多くの事業者において、保護措置の前提となる「年齢確認」（利用者の年齢を確認する行為）が利用者による自己申告となっている状況を踏まえ、適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないか。

○ 「年齢確認」について、どのような方法が合理的なものとしてあり得るのか、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか。

○ 「年齢確認」をすり抜けてしまう可能性があることを踏まえ、PF 事業者に対し、サービス利用開始時に確認した年齢と当該利用者の実際の年齢が異なる場合を想定した一定の対応を求めることも検討すべきではないか。

（御意見）

②保護措置の前提となる「年齢確認」

HRWIは、「年齢確認」について、「プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべき」とするWGの提言を支持します。

同時に、「年齢確認」プロセスが子どもやその他の人々の権利侵害を引き起こすリスクに対応するためにも、強力な子どもデータ保護制度の導入をWGの提案に加えるべきです。年齢確認のような単一の単独の解決策への依存は避けるべきです——特に、初期設定から子どもにとって安全な方法でサービスを設計・運営する企業の責任や、権利の制限が合法性・必要性・比例性の要件を満たすことを確保するといった、同様に重要な措置を考慮していない場合はなおさらです。

自己申告のような手法は実効性に乏しいのが実態です。現在存在するほとんどの年齢確認方法は、子どもや

大人のプライバシー権を侵害する高いリスクをはらんでいます。実際、2025年にオーストラリア政府が行った調査、および2022年にフランス政府が行った調査はいずれも、現時点では精度・有効性・プライバシー保護のすべてを満たす年齢確認ソリューションは存在しないという結論に達しています。 さらに、年齢確認プロセスがプライバシーやその他の権利を侵害したとしても、現在の日本には子どもが安全な救済を受けるための法的根拠が存在しないという問題があり、これは解決される必要があります。 【国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ】	
意見4-3-17	考え方4-3-17
(該当箇所) ③保護措置の初期設定 ○ PF 事業者によるサービス提供上の保護措置が、保護者にも理解しやすいような内容・表示となっているか、確認が必要ではないか。 ○ 保護措置の設定は複雑であり、実効性の観点から、利用者が青少年であることが確認された場合には、初期設定において保護措置が機能することが適切ではないか。 ○ そもそも保護措置がない、若しくは初期設定とされていない場合には、改善を促すことができる枠組みが必要ではないか。 ○ リスク評価(4(3)①)に際しては、サービス設計に関わる機能が初期設定で制限されているか、といった観点も取り入れるべきではないか。 (御意見) ③保護措置の初期設定 HRWIは、WGの提言——「利用者が青少年であることが確認された場合には、初期設定において保護措置が機能することが適切」——を拡大し、利用者が未成年と確認された場合だけでなく、子どもがアクセスまたは影響を受ける可能性のあるすべてのデジタル製品・サービスにおいてデフォルト保護が適用されるようにすることを提案します。これは、子どもがアクセスする可能性のあるサービスに対するデザイン・バイ・デフォルトのプライバシーと安全に関する一般的意見第25号の強調(一般的意見第25号パラ70、77)を反映するためです。 立法は、子どものプライバシーと安全に関する設定を単に利用可能にするだけでも、オプトアウト措置を提供するだけでもなく、最も高い保護水準でデフォルト設定とすることを事業者に義務付けるべきです。複雑な設定メニューを操作する負担を保護者や子どもに負わせてはなりません。これはアルゴリズム設定(例:未成年アカウントの	本報告書案において、「PF事業者によるサービス提供上の保護措置が、保護者にも理解しやすいような内容・表示となっているか、確認が必要ではないか(47頁9行目)。」、「保護措置の設定は複雑であり、実効性の観点から、利用者が青少年であることが確認された場合には、初期設定において保護措置が機能することが適切ではないか(同11行目)。」、「そもそも保護措置がない、若しくは初期設定とされていない場合には、改善を促すことができる枠組みが必要ではないか(同14行目)。」と示しており、保護措置を初期設定とすることについて、一定の実効性を持った仕組みも必要ではないかと考えます。

レコメンドアルゴリズム・無限スクロール・プッシュ通知をデフォルトで無効化すること)も含み、被害発生前に子どもへのリスクを積極的に特定し対処する政府の義務と整合します(一般的意見第25号パラ38,40)。 【国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ】	
意見4-3-18	考え方4-3-18
(該当箇所) ①保護措置の在り方P.44「PFサービスごとに設計・特性が異なることや、子どもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する一律の「年齢制限」(一定年齢以下の使用禁止)をかけることは望ましくないのではないか。」 (意見) 一律の「年齢制限」を課すことは望ましくないという方向性、また、一律の規制が未成年者の「知る権利」や「オンラインにアクセスする自由」を損なうおそれがあるというご認識に強く賛同します。 Googleは、子どもたちをデジタル世界から守るのではなく、デジタル世界の中で守ることが大切だと信じています。だからこそ、Googleは10年以上にわたり、子どもの発達や、デジタルメディア、メンタルヘルス、そしてオンライン学習の専門家と連携しながら、子どもと青少年向けに年齢に適したプロダクトや機能を構築するための投資を行ってきています。 Googleでは、善意によるものであったとしても、ソーシャルメディアへのアクセスを一律・全面的に禁止することは、まさに守ろうとしている当事者(子どもと青少年)に、以下を例とした深刻な影響を及ぼすことになると考えます。 ・全面禁止は、10代のユーザーを幼い子どもと同様に扱うことでその発達を阻害し、将来大人として社会を生きていくために不可欠なデジタルリテラシーを身につける機会を奪ってしまいます ・全面禁止は、教育コンテンツ、メンタルヘルスのサポート、自らの居場所を見つけられるオンラインコミュニティなど、子どもと青少年が必要とする重要なオンラインリソースから彼らを遠ざけてしまいます ・全面禁止は、デフォルト設定、質の高いコンテンツ、広告配信の制限など、子どもと青少年向けに設計された「年齢に応じた保護機能」に彼らがアクセスする機会を失わせてしまいます ・より広い視野で見ると、全面禁止は子どもと青少年を大人の管理が届く安全なスペースから押し出すことになり、保護者から選択肢を奪う結果にもなります。 ○例えば、保護者のデバイスを使ったりすること等で青少年向けではないサービスに直接アクセスすることが頻	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

発します。結果として、子どもたちは大人のアカウントを使用することなどにより、インターネット上のより安全性の低いサービスにアクセスするリスクが高まります。 ・そして最後に、全面禁止を厳格に適用するには、非常に厳格な年齢確認(認証)が必要となります。 ○100%正確な認証方法は存在しないため、これにより大人を含むすべてのユーザーに対して、機微な個人情報や政府発行の身分証明書の提出を強いることになりかねません。 Googleは、貴省と緊密に連携し、日本独自のオンライン上の子どもと青少年保護のあり方を構築していくことに全力で取り組んでまいります。今後とも、継続的な議論を行えることを要望します。 【Google合同会社】	
意見4-3-19	考え方4-3-19
(該当箇所) P.44「各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なリテラシー等の実施公表を求めるべきではないか。」 (意見) リスク評価の基準や対象事業者を画一的に設定するのではなく、サービスの性質や利用実態、および欧州DSAや英国オンライン安全法(OSA)といったグローバルな既存枠組みとの整合性を重視した、柔軟で比例原則に則ったリスクベースのアプローチを求めます。規制の断片化は、コンプライアンス負担を増大化させ、イノベーション、コアサービスの改善および実質的な安全性向上への投資を阻害することになるため、避けるべきです。 また、有効な透明性の取り組みは、単なる「情報開示それ自体」を目的と化すことなく、対象を絞り、各サービスの特性やユーザーに適合した有意義なものであるべきです。 そして、前述の通り、事業規模やサービス形態は事業者ごとに大きく異なるため、抽象的・画一的、あるいは規範的でテンプレート化された報告要件は避けることが重要です。個々のサービスの性質やニュアンスを反映できるよう、どのデータをどのように提供するかについては事業者の裁量と十分な柔軟性を認め、各企業の自主規制に委ねることを最も適切なアプローチとすべきです。 【Google合同会社】	本報告書案に記載のとおり、「リスク評価の対象となるPFサービスの基準、評価項目等については、「課題と論点の整理」に基づき関係省庁において検討されている論点に係るリスクも踏まえ、多面的に検討すべきである(53頁13行目)。」として、引き続き検討すべき事項であると考えており、頂いた御意見については、総務省における今後の施策の検討の際の参考とされるものと考えます。
意見4-3-20	考え方4-3-20
(該当箇所) PFサービスごとに設計・特性が異なることや、子どもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する一	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 年齢確認に関する御意見については、本報告書案におい

律の「年齢制限」（一定年齢以下の使用禁止）をかけることは望ましくないのではないか。 （御意見） 年齢に応じた保護措置の必要性や、その前提としての年齢確認の重要性については理解する。また、一律の年齢制限ではなく、プライバシーに配慮した仕組みを志向している点は評価したい。 （該当箇所） サービス設計や特性等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないか。 一方で、年齢確認の厳格化は、運用次第では年齢確認情報とアカウント情報の紐付けを通じて実在個人との結び付きにつながり、匿名による表現活動や情報アクセスに萎縮効果を及ぼすおそれがある。 制度設計に当たっては、諸外国の先行事例を参考に年齢確認と本人特定を明確に切り分け、匿名性やプライバシーを損なわない仕組みとすることを求める。 （該当箇所） リスク評価の一環として公表を求めるべきではないか （御意見） また、リスク評価や第三者によるモニタリングについては、「リスク」の定義を明確なものとしたうえで評価基準や手続の透明性を確保するとともに、評価対象や評価方法が明確となるよう制度設計を行うべきである。その運用に当たっては、適法な創作物や表現活動に対する過度な自主規制を誘発しないよう十分配慮することを求める。 【エンターテインメント表現の自由の会】	て、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか（46頁1行目）。」と示しており、プライバシーにも配慮したうえ、サービスの特性に応じた年齢確認手法を検討することとしております。 また、本報告書案に記載のとおり、「リスク評価の対象となるPFサービスの基準、評価項目等については、「課題と論点の整理」に基づき関係省庁において検討されている論点に係るリスクも踏まえ、多面的に検討すべきである（53頁13行目）。」として、引き続き検討すべき事項であると考えており、頂いた御意見については、総務省における今後の施策の検討の際の参考とされるものと考えます。
意見4－3－21	考え方4－3－21
（該当箇所） P44 ○PFサービスごとに設計特性が異なることや、子どもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する一律の「年齢制限」（一定年齢以下の使用禁止）をかけることは望ましくないのではないか。 ○取組を求める対象となる事業者又はサービスについて検討する際は、青少年の利用実態に着目し、サービスの態様や類型を限定することなく、多くの青少年が利用するサービスが対象となるような基準を設定すべきでは	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

ないか。 (御意見) 青少年インターネット環境整備法における特定サーバー管理者は、SNSやアプリストア運営事業者以外のPFも該当し得るところ、本報告書において、例えばアプリストア以外のECプラットフォームなど、SNSやアプリストア以外のPF事業者についての記載は見受けられない。現在特段大きな問題が発生している状況にないからであると推測するが、PFサービスの青少年保護措置について議論検討するに際しては、様々な態様や種類のPFサービスが存在することを念頭に、措置を求めるべきPFサービスの態様や類型、リスクの内容を整理し、一律の「年齢制限」をかけるべきでなく、リスクに応じた必要最小限の措置とすべきである。 【一般社団法人新経済連盟】	
意見4-3-22	考え方4-3-22
(該当箇所) P45 ○現在多くの事業者において、保護措置の前提となる「年齢確認」(利用者の年齢を確認する行為)が利用者による自己申告となっている状況を踏まえ、適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないか。 (御意見) 「年齢確認」の厳格化に対しては、慎重に議論をすべきである。青少年インターネット環境整備法における特定サーバー管理者は、SNSやアプリストア運営事業者以外のPFも該当し得るところ、仮に「年齢確認」の厳格化による規制が導入された場合、PF事業者のサービス内容を制約する程度は極めて大きい。 青少年保護を目的とした青少年の年齢を対象とする新たな規制であっても、特定の年齢以下の利用者を確実に把握しようとするれば、PF事業者は年齢にかかわらずすべての利用者を対象とした年齢確認をしなければならず、事業者にとってはシステム開発・改修や運用面の負担が大きくなり、全年齢層の利用者にとっても新たな負担を強いることから、利用者における青少年の割合が低くリスクも低いPFサービスほどリスクに見合わない過大な負担を事業者にも利用者にも負わせる結果になってしまう。 様々な態様や種類のPFサービスが存在することを念頭に、措置を求めるべきPFサービスの態様や類型、リスクの内容を整理し、またそもそも年齢確認が必要な場合を限定したうえで、リスクに応じた必要最小限の措置とすべきである。また、リスクに応じた確認方法が許容されるべきであることから、自己申告による確認を全否定すべ	本報告書案において、「適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないか(45頁35行目)。」、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)」と示しており、サービス設計や特性等に応じて適切な方法・レベルでの年齢確認が実施される必要があると考えます。

きではなく、自己申告による確認も活用できる方法を考えるべきである。 事業者による健全な経済活動が著しく制限され、結果として多くの利用者が不便を被る可能性のある論点であるため、拙速に結論を出すべきではない。 【一般社団法人新経済連盟】	
意見4-3-23	考え方4-3-23
(該当箇所) P.44「公表されたリスク評価とリスクに対応する保護措置については、事業者外部から再評価する仕組み等を構築すべきではないか。」 (意見) YouTubeではすでに、子ども向けメディア、子どもの発達、デジタル学習、デジタルシチズンシップの知見を持つ学術研究機関、非営利団体、臨床機関の専門家に広く意見を求め、YouTubeの家族向けサービスが提供する内容やポリシーを定期的に更新しています。 このアドバイザリーボードは独立した立場の専門家によって構成され、YouTubeが提供する若者や家族向けのプロダクト、サービス、ポリシーについて議論します。世界中の若年層や家族の人生を豊かにすることを目指し、YouTubeとアドバイザリーボードが連携して、より安全かつ有用で質の高いプラットフォームの構築に向けて取り組んでいます。「青少年と家族に関するアドバイザリーボード」について詳しくはこちらをご覧ください。 その上で、「事業者外部から再評価する仕組み等」については、プラットフォーム事業者による情報開示(透明性レポート等)が実施されれば、各事業者の取り組みはすでに社会や市場による監視に晒され、評価されることになっており、したがって、あえてそのような仕組みを導入する必要性はないと考えます。 また、もし第三者評価という枠組みの中に『監査』も含まれるのであれば、そのような第三者監査は多大な負担を強いる一方で、全体的な安全目標の向上には概して寄与しません。監査は、その職能の性質上、明確な基準に照らし合わせて厳格に実施される必要がありますが、これはプラットフォームが未成年者に及ぼす影響といった複雑な課題を評価する目的には、一般的に適していません。 テクノロジーの利用が及ぼす影響を生涯にわたって研究し続けている学術研究者でさえ、個人の特定の感情や置かれた個別具体的な状況を把握することは不可能であるため、未だ明確で説得力のある結論には達していません。このような(個々の心理的・状況的な影響に関する)評価は、いかなる監査法人の専門領域からも完全に外れるものです。	事業者が実施する評価については、評価自体が適正に実施されているか、取組内容が十分であるかなどの観点から、社会や市場による監視を含め、外部からの評価は必要であると考えます。 また、社会や市場が適正に評価する際にも各種データは必要な要素になると考えます。 年齢確認については、本報告書案において、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)」と示しており、サービス設計や特性等に応じて適切な方法・レベルでの年齢確認が実施される必要があると考えます。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

また、監査はプロセスや微細な詳細事項に焦点を当てる傾向があります。こうした手法は、金融サービス分野においては極めて重要かもしれませんが、子どもと青少年のための安全対策を評価するのには適していません。結果として、監査に対応せざるを得なくなることで、本来オンラインの安全確保を担うべき人材が、安全性の向上に直接注力する代わりに、監査人からの質問への回答や、監査対応（監査可能性）を担保するためのシステム構築に時間を費やすことになってしまいます。

その上、監査の実施はユーザーのプライバシーや企業の機密情報（独自情報）に対するリスクをもたらすだけでなく、監査結果が公表される場合には、悪意のあるアクター（不正行為者）にその情報を悪用・攻略されるリスクも生じさせます。

なお外部評価の導入について議論される場合には、以下の本質的な懸念事項が解消されない限り、極めて慎重であるべきです。

1.表現の自由への配慮と検閲の禁止（間接的検閲の回避）

- ・政府の影響力からの独立性の確保（検閲の防止）:

表現の自由を守る観点から、外部評価機関が直接的または間接的に政府の監督下、あるいは影響下にあることは、「間接的な検閲」に類するものとして重大な懸念があります。したがって、政府関係者、政府が指名する者、または政府が何らかの影響力を行使しうる者が外部評価機関の構成員となることは避けるべきです。

2.万一導入される場合の厳格なガバナンスと手続保障

- ・ガバナンスの確保:

外部評価機関自体の活動や構成員の公平性、正当性、および合理性を担保するため、当該機関に対する客観的かつ厳格なガバナンス体制が確立されなければなりません。

- ・異議申し立て等の手続保障:

外部評価機関からプラットフォーム事業者への評価や何らかの要請・改善勧告が行われることが想定される場合には、事業者側に十分な意見表明の機会「異議申し立て」の機会など、手続上の保障が与えられるべきです。

（該当箇所）

P.44「また、リスクの再評価に当たっては、検証に必要なデータを事業者等から収集できるような措置を検討すべきではないか。」

(意見)

データの開示に関しては、特定の限界や課題があることを議論の前提とし、以下の要件を満たす必要があります。

1.データの有意義性と「情報過多」の回避(量より質の重視)

- 全てのデータや大量の技術情報をむやみに開示することは必ずしも有用ではありません。情報量が多すぎると、真に関連する重要な情報が不明瞭になり、規制当局側も情報過多に直面するなど、結果として「透明性の欠如」につながるおそれがあります。

- 情報の開示は、政策立案者を含む対象者と事業者の双方にとって、真に納得でき有意義な形で行われるべきです。

2.技術的実現可能性、実務的負荷、および十分な処理時間への配慮(対話の機会)

- データの中には、容易に抽出できないものや、特定のデータを集計するにあたり技術的な課題を伴うものが存在します。

- 特に、グローバルではなく特定の国レベルでの数値を求める場合、言語別・投稿国別など多様な集計方法が存在します。集計方法の妥当性の検討や事業者との間でのすり合わせがないまま各事業者が開示を行うことはかえって誤解を生じさせるおそれがあります。また、事業者が既存システムで行っている集計方法と異なるフォーマットを新たに義務付けることは、事業者に多大な負荷を与えかねません。

- 情報を適切に処理し、正確かつ有意義な内容として公開するためには、事業者において十分な準備・作業時間が必要となります。そのため、透明性に関する開示のスケジュールや形式については、各事業者に十分な柔軟性と自主性を持たせることが不可欠です。

- したがって、レポートに期待される内容やスケジュールを定めるにあたっては、その内容が相当かつ技術・実務的に実現可能なものとなるよう、事前に企業へ会議への参加および説明の機会(対話の場)を与えるべきです。

3.セキュリティ、企業秘密、プライバシーの厳格な保護

- いかなる開示要件の策定においても、ユーザーのプライバシーやデータ保護に関する法律に違反しないよう細心の注意を払う必要があります。

- 同時に、極めて機密性の高い企業秘密が危険にさらされたり、悪意のある行為者が開示された詳細な情報を利用して我々のシステムを悪用(モデレーション回避など)したりすることのないよう、データ開示の粒度や範囲

には明確な限界を設ける必要があります。

(該当箇所)

2保護措置の前提となる「年齢確認」

P45-46「○現在多くの事業者において、保護措置の前提となる「年齢確認」(利用者の年齢を確認する行為)が利用者による自己申告となっている状況を踏まえ、適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないか。

○「年齢確認」について、どのような方法が合理的なものとしてあり得るのか、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか。」

(意見)

報告書案の「諸外国の動向(EU、英国、豪州等)」においても触れられている通り、年齢に応じた体験の提供は極めて重要です。しかしながら、全プラットフォームに対して公的身分証明書等の提出を伴う「一律かつ厳格な年齢確認」を義務付けることには慎重な検討を求めます。

過度な個人情報(身分証等のセンシティブデータ)の収集を強いることは、ユーザーのプライバシーやセキュリティリスクを増大させ、データ最小化の原則に反し、EU等でも指摘されているように適切な方法とは言えません。Googleとしては、サービスのリスクレベルに応じた比例原則に基づく多層的なアプローチを推奨します。低・中リスクのサービスに対しては、AIや機械学習を活用し、ユーザーにさらなる行動や情報を要求することなくプライバシーを保護しながら柔軟に年齢層を把握する年齢推定技術の活用が有効です。このアプローチはオンライン上の保護を高めるだけでなく、単一の固定的な方法に基づく検証方法よりも、ユーザーによる回避が困難です。

なおGoogleは、子どもや青少年は子どもや青少年として、大人は大人として扱う(それぞれに適した体験や保護を提供する)ことを目標としています。その目標のため、Googleはさまざまな子どもと青少年保護の機能を提供するに際し、業界をリードする年齢推定技術を適用しこれらの保護を適用すべき利用者の特定に役立てています。

例えば、Googleはユーザーが未成年か大人かを推定・判断するための機械学習モデルの導入を世界各地で進めています。このシステムが、ユーザーが未成年であると判定した場合は、自己申告で「大人である」と登録されていたとしても、すべての子どもと青少年保護機能が有効化された「年齢に適した状態」へと自動的に移行さ

せます。

この取り組みは、新たな個人データの収集を必要とするものではありません。代わりに、アカウントの開設期間（利用実績）、視聴検索履歴、決済機能の利用有無など、Googleがすでに保有している既存のユーザーデータに基づいて行われます。

一方で、厳格な年齢検証が適切である高リスクのサービスに対しては、業界を横断したプライバシー保護型の共通基盤の検討を推奨します。例えばGoogleでは、ゼロ知識証明技術を活用したAndroidCredentialManagerAPIを開発しました。これにより、ユーザーは安全なデジタルウォレットから検証済みの年齢情報を、サードパーティのアプリやウェブサイトとダブルブラインド方式で共有でき、基礎となる機微な身分証明書そのものを転送することなく、18歳以上であることを証明することが可能となっています。

（該当箇所）

P.46「○「年齢確認」をすり抜けてしまう可能性があることを踏まえ、PF事業者に対し、サービス利用開始時に確認した年齢と当該利用者の実際の年齢が異なる場合を想定した一定の対応を求めることも検討すべきではないか。」

（意見）

Googleはどのような年齢制限の仕組みも完全に万能ではなく、一部の若者が年齢を偽ろうと試みる現実を認識しています。包括的な安全戦略はセーフティ・バイ・デザインと動的な保護を通じてこの現実を考慮しなければならず、Googleは18歳未満のユーザーに対するデフォルト設定として、露骨な表現を含むコンテンツをフィルタリングするためのセーフサーチの有効化、自動再生のオフ、および休憩や就寝時間のリマインダーの有効化、そしてYouTubeにおける若者の動画アップロードをプライベートに設定することなど、すでに業界をリードする保護を適用しています。さらに、Googleは家族が賢明で情報に基づいた選択を行えるよう、さまざまなリソース、ガイダンス、およびサポートを提供しており、保護者が管理対象の子供用アカウントを作成してモバイルアプリ内で誰が一緒に見ているかに応じてわずか数タップでアカウントを切り替えられるようにすることで、異なる視聴者が適切な設定とおすすめが表示される年齢に適した体験をすることを容易にしています。

（該当箇所）

P.47「○PF事業者によるサービス提供上の保護措置が、保護者にも理解しやすいような内容・表示となってい

るか、確認が必要ではないか。

○保護措置の設定は複雑であり、実効性の観点から、利用者が青少年であることが確認された場合には、初期設定において保護措置が機能することが適切ではないか。」

（意見）

Googleは、保護者の皆様が日々（子どものインターネット利用管理に）負担を感じておられるという声に耳を傾けています。そのため、これらの保護機能は18歳未満のアカウントに対して自動的に有効（デフォルトオン）に設定されています。同時に、保護者の皆様が複雑なデジタル世界を円滑に導き、それぞれの家庭に最適な選択をできるだけ容易に行えるよう、役立つツールも提供しています。

・例えばYouTubeでは、子どもの視聴体験をコントロールするための主な選択肢として、2つの選択肢を提供しています。保護者の皆様は、子ども専用の「YouTubeKids」アプリ、または通常のYouTubeプラットフォーム内で提供される「管理対象アカウント（子ども向けまたは青少年向け）」のいずれかを選択できます。

oYouTubeKidsアプリは、厳選されたコンテンツを「閲覧のみ」で提供するクローズドな環境です。パーソナライズド広告や過度な商業コンテンツを配信しておらず、品質管理された動画の提供に特化しています。また、保護者は特定のコンテンツフィルターや利用時間制限などを、より細かく設定することができます。

oあるいは、子どもが通常のYouTubeの広大なコンテンツに触れる準備ができたとき保護者が判断した場合は、13歳未満の子ども向けに「管理対象アカウント」を設定することも可能です。保護者は自身のGoogleアカウントに子どものアカウントをリンクさせ、子どもの発達段階や興味関心に合わせて調整された「3段階のコンテンツ設定」から選択することができます。

oまた、ショート動画フィードの利用制限（最短0分に設定可能）、「休憩時間のリマインダー」や「おやすみ時間のリマインダー」のスケジュール設定、自動再生の無効化、特定のチャンネルのブロック、ならびに視聴履歴の確認・一時停止（ポーズ）・削除など、豊富な保護者向け管理機能を利用できます。

・これらのアカウントでは、ウェルビーイング保護機能もデフォルトで有効に設定されており、動画コンテンツの作成やコメントの投稿など、通常のYouTubeで利用できる一部の標準的な機能はあらかじめ無効化されています。

oさらに、YouTubeは青少年を対象とした管理機能も、親子が自主的に選択できる形で提供しています。これにより、青少年のユーザーと保護者がお互いのアカウントをリンクさせることで、青少年が持つYouTubeチャンネルに関して、アップロード件数、チャンネル登録件数、コメント件数などの情報が保護者に共有されます。また、保護者（および青少年）は、青少年による動画のアップロードやライブ配信の開始などの発生時にメール通知を受

け取るようになります。これにより、非営利団体「CommonSenseNetworks」と共同開発したリソースを基に、責任あるコンテンツ制作に関するアドバイスを与える機会を提供します。この青少年を対象とした管理機能には、ショート動画フィードの制限(最短0分に設定可能)、「休憩時間のリマインダー」や「おやすみ時間のリマインダー」のスケジュール設定などが含まれます。Googleは、この体験をさらに拡充・進化させていくため、今後も専門家や保護者の皆様との対話を続けてまいります。 【Google合同会社】	
意見4-3-24	考え方4-3-24
(該当箇所) P44 25 事業者に対し、安全設計に取り組むインセンティブを作る仕組みづくりを検討すべきではないか。 (御意見) 事業者においては、健全なPF環境を維持するために、著作権侵害など違法に投稿されたコンテンツに対しては、権利者からの削除要請に速やかに削除に応じるとともに、要請の利便性、即時性などを考慮した仕組みを整える必要がある。 また、事業者が、違法に投稿されたコンテンツを自ら削除すること、違法コンテンツの投稿自体を防止する策などの仕組みを加えるべきである。” 【一般社団法人日本レコード協会】	PF上に流通する違法情報の削除に関することや違法コンテンツの投稿などの違法行為の防止策については、本会合の検討事項ではありません。
意見4-3-25	考え方4-3-25
(該当箇所) P44 L25 (意見) 「〇セーフティ・バイ・デザイン及びプライバシー・バイ・デザインに加え、子どもの最善の利益、発達、参加、非差別、プライバシー、表現・情報アクセス等を含む「チャイルド・ライツ・バイ・デザイン」の考え方を踏まえた設計を促進すべきではないか」に修文 なお、本修文は、「PF事業者」に留まらずすべてのデジタル関連事業者にも適用さえるべき内容と考えます。 (理由) ユニセフ「KeepingChildrenSafeOnline」(2025年)は、オンラインプラットフォーム規制において、安全及びプライ	本報告書案において、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」との共通認識を整理しているところであり、青少年の権利への配慮を前提としてPF事業者を求める対応を検討したものです。

バシー・バイ・デザイン、影響又はリスク評価、年齢保証等が各国で共通して現れている事業者義務であると整理しています。 したがって、デジタルサービスの設計においては、単に危害を避けるための安全設計にとどまらず、子どもの権利全体を設計段階から組み込むアプローチが必要であると考えます。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	
意見4－3－26	考え方4－3－26
報告書(案)の該当箇所 4本会合における議論 (3)PFサービスの設計上の青少年保護措置 ②保護措置の前提となる「年齢確認」 Apple意見 Appleは、ユーザーの皆様の安全とプライバシー、特に子どもたちの保護に長きにわたって取り組んできました。私たちは、ワーキンググループが、年齢確認のための措置はプライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、それぞれのサービスのリスクにもとづき、ユーザーの利便性と実効性とのバランスを取ったものでなければならないと認識されていることを歓迎いたします。 私たちは、年齢確認のための措置は、ユーザーのプライバシー、基本的人権、およびより負担の少ない代替手段があるかどうかを考慮したうえで、それぞれのサービスのリスクの度合いに比例的なものであるべきだと考えています。このことから、他の重要な措置と組み合わせるなどして、保護者による自己申告や、保護者による確実な承認も、子どもたちのプライバシーと安全を高い水準で両立させる比例的な方法としてとらえることを提言いたします。 さらに、ワーキンググループとして、保護者向けのツールが果たす役割の重要性を是非強調いただきたいと考えております。子どもたちは一人ひとり異なるユニークな存在であり、多くの場合、保護者が子どもたちにとって最も適したデジタル体験を決定するのに最適な立場にあります。 最後に、さまざまな年齢確認のための方法がある中、比例的かつ安全でプライバシーを守ることのできるアプローチを優先するとともに、柔軟で原則にもとづいた政策アプローチを採用されることをワーキンググループにお願いしたいと思います。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

Appleは、日本政府と密接に協力し、日本に住む皆様に安全で、セキュリティが確保され、プライバシーが保護されたデジタル身分証明書として、iPhoneのマイナンバーカードをご提供していることを誇りに思っています。Appleウォレットの身分証明書は、ISO18013-5およびISO23220のプライバシー規格に対応しており、デベロッパはVerifywithWalletAPIを利用することで、可能な限り最大限プライバシーを保護する方法で、ユーザーが一定年齢以上かどうかを確認することもできます。 【AppleJapan,Inc.】	
意見4-3-27	考え方4-3-27
権利の保障のために制限を躊躇するのではなく、権利の保障と保護を両立させる手法はあるはず。例えばマイナンバーカードを利用した本人確認導入、匿名性の排除により有害情報に触れること、有害な発信を行うことを抑止させる等。 【個人】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見4-3-28	考え方4-3-28
SNS業者に対する義務付けは反対で、まずは教育やplayストア/appleストアでの認証とかだけではだめなのか。年齢認証は必然的に大人であってもマイナンバー等を提供することになると思うがそれを悪用されないと誰が保証するのか？年齢だけを取得し、数日後に削除したと誰が保証できるのか？特にXなどは少なくとも日本においては匿名性を重視してきたわけだ。もちろん、犯罪予告なり誹謗中傷侮辱をすれば訴訟法的責任を負うだろうがいくつかのステップがあり「被害」が本当かどうかを検証できる。たとえば、「このアカウントの持ち主のIPを調べ、そのIPが誰の契約か。その間に抗議もある。」そのステップを省略することができ、監視国家になりうると思う。これが多くの国で疑いもなく導入しようとしているのも不気味である。 イギリスやオーストラリアではすでにこれを失敗と保守派は発言しているそうである。 また、その機能が正常に作動せず(デジタルIDを提示したにもかかわらず認証できず)、アカウントをロックされたという事例が多発しているそうである。 【個人】	年齢確認については、本報告書案において、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)。」と示しています。
意見4-3-29	考え方4-3-29
SNSの年齢制限だが、民法上の成人である18歳か、飲酒喫煙が許可される20歳以上とするのが適切と考える。年齢確認については、携帯電話会社の契約情報を利用する、マイナンバーカードを利用するなどの方法が考えられる。	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

SNSは通信インフラというより、酒やタバコと同様の嗜好品、あるいは成人向けサービスとして位置づけるべきである。 【個人】	
意見4－3－30	考え方4－3－30
【意見の要旨】 青少年保護や誹謗中傷対策を名目とした、行政による一律のプラットフォーム規制に強く反対します。現在のデジタル空間における真の脅威は、一般ユーザー個人の発信ではなく、NVIDIA Blackwell等の最先端GPU(膨大な計算資源)と莫大な資金力を有する組織的アクターが、Qwen等のオープンソースAIモデルを駆使して大量のスパムやディープフェイク動画を自動生成し、世論を非対称に操作誘導することです。規制の焦点は、個人の表現の自由やリテラシーへの介入ではなく、巨大な計算資源を背景にした組織的情報操作の検知と排除に絞るべきです。 【具体的な意見および理由】 1.行政によるプラットフォーム規制の方向性に対する疑念 本報告書案では、フィルターバブルや不適切情報の流通を問題視し、プラットフォーム事業者に対する監視や規制の強化が示唆されています。しかし、従来のマスメディアを通じた世論のグリップ(誘導)が効かなくなった現状において、行政側が青少年保護を大義名分としてデジタル空間への介入を強めることは、結果として不都合な情報の排除や新たな世論統制に繋がりがかねません。情報の取捨選択は、原則としてユーザー自身の自己責任と判断に委ねるべきであり、過剰なパターンリズムは表現の自由を萎縮させます。 2.膨大な計算資源(Blackwell等)とAIを悪用した「資本力による世論操作」の脅威 現在、デジタル空間の健全性を根底から揺るがしているのは、生身の人間による発信ではなく、高度なテクノロジーと資本力を結集した組織的な世論操作(アストロターフィング)です。 具体的には、大量の最先端GPU(Blackwell等)を調達できる資金力を持った特定の利益団体や国家的なアクターが、オープンソースの生成AIモデルをフル稼働させ、人間と見分けがつかない精巧な偽動画やボットによる大量のスパムコメントを瞬時に自動生成拡散するリスクが現実化しています。このような「圧倒的な計算資源の	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

格差」を利用した情報戦認知戦に対し、個人の発信やおすすめアルゴリズムを一律に規制するような従来型の盲目的なアプローチは全く無力であり、本報告書案は危機のデジタルトレンドの本質を捉え切れていません。 3.プラットフォーム事業者を求めるべき真の技術的対策 行政が目指すべきは、コンテンツの中身を検知検閲することではなく、巨大な計算資源を背景にした「機械的な世論の増幅」を防ぐことです。 具体的には、プラットフォーム事業者に対し、AI生成コンテンツの識別技術(ウォーターマークの義務化等)の導入や、同一あるいは類似アクターから発信される異常なトラフィック大量生成コメントを検知するアルゴリズムの透明化を求めるべきです。一般ユーザーの利便性や自由を犠牲にするのではなく、「資金力にモノを言わせた機械的フェイク」を技術的に排除するインセンティブ設計こそが、総務省が主導すべき真のデジタル政策であると考えます。 【個人】	
意見4-3-31	考え方4-3-31
報告書案が、PF事業者に対し、サービスごとのリスク評価、青少年保護措置の実施及び公表、外部からの再評価並びに検証に必要なデータの収集を求める方向性を示していることを支持する。 一方、PFサービスの安全性を評価する際には、コンテンツ、レコメンド機能、年齢確認等のサービス設計のみならず、利用者からの通報、相談、異議申立て及び被害救済への対応体制そのものを、サービスの安全性を構成する重要な要素として、明示的に評価対象とすべきである。 巨大PFサービスにおいては、青少年本人又は保護者が、違法有害情報、なりすまし、性的被害につながる接触、詐欺的行為その他の危険を認識して通報した場合であっても、どのような基準で判断され、どのように処理されたのかを利用者側が十分に確認できない場合がある。また、自動処理による定型的な回答のみでは、案件の緊急性や個別事情を適切に把握できないおそれがある。 このため、一定規模以上のPF事業者又は青少年の利用率が高いPF事業者については、少なくとも以下の事項をリスク評価及び公表の対象とすることを求める。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

(1)通報に加え、利用者との双方向のコミュニケーションが可能な日本語相談窓口の整備状況 (2)青少年の生命、身体又は性的被害等に関する緊急案件について、迅速に対応責任者へエスカレーションする体制 (3)自動判定のみで対応を終了せず、必要に応じて人による再審査を受けられる仕組み (4)利用者が判断理由を理解できる通知及び実効的な異議申立て手続 (5)通報件数、対応時間、措置件数、再審査件数、判断変更率等の客観的指標の定期的な公表 (6)国内の行政機関等が重大案件について迅速に連絡でき、かつ実効的な権限を有する国内対応体制 また、青少年保護措置については、機能が存在すること自体ではなく、実際に利用され、被害の低減につながっているかという成果を評価すべきである。事業者自身が設定した指標のみに基づいて安全性を説明するのではなく、独立した第三者による検証及び行政機関による必要なデータへのアクセスを可能とする制度を構築すべきである。 利用者からの通報や被害情報は、新たなリスクを早期に把握するための重要な情報源でもある。利用者の声を単なるカスタマーサポート上の問題として扱うのではなく、PF事業者のリスク管理及び安全設計に継続的に反映させることを制度上求めるべきである。 【個人】	
意見4-3-32	考え方4-3-32
PFサービスの設計上の青少年保護措置において、一律の年齢制限ではなく、プライバシーに配慮した仕組みへの志向を評価いたします。 一方で年齢確認を厳格化すると運用次第で実在個人との結びつきにより匿名での活動を萎縮させる恐れがあるため、年齢確認と本人特定を明確に切り分け、匿名性やプライバシーを損なわない仕組みとすることが重要です。 【個人】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
意見4-3-33	考え方4-3-33
(該当箇所)	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

報告書案4(3)①保護措置の在り方、②「年齢確認」、③保護措置の初期設定

(御意見)

本意見において「PF事業者」とは、SNS、動画共有サービス、電子掲示板、メッセージングサービスその他、利用者が情報を発信、閲覧、共有し、又は他者と交流する機能を有するオンライン・プラットフォームサービスを提供する事業者をいう。なお、同一の事業者がOS、アプリストア、検索、ブラウザ等を併せて提供する場合には、当該事業者の各機能・役割に応じて、PF事業者、OS事業者、アプリストア運営事業者等として区別して論じる。

一律の「年齢制限」(一定年齢以下の使用禁止)は望ましくないとする方向性に強く賛同する。SNSや動画共有サービス等は、リスクだけでなく、コミュニケーション、ニュース接触、創作、学習、社会参加、相談等の機能を持つため、一律禁止は過剰規制となり得る。

また、保護対象を識別するには、狭義の年齢確認(ageverification)だけでなく、諸外国同様に年齢保証(ageassurance)の枠組みを念頭におくべきである。

年齢確認/保証については、以下の設計原則を明記すべきである。

- 1.年齢確認/保証は本人確認ではなく、必要最小限の属性証明であること。
- 2.PF事業者に提供される情報は、年齢範囲又は閾値判定結果に限定すること。
- 3.年齢確認/年齢保証のために氏名、住所、生年月日、性別、本人確認書類画像、顔画像等をPF事業者に提供しないことを原則とすること。
- 4.年齢確認/保証事業者、OS事業者、携帯電話事業者が、利用者がどのサービスで年齢確認を行ったかを横断的に追跡できない設計とすること。
- 5.年齢確認/保証のために取得された情報を、年齢確認以外の目的に利用しないこと、特に、広告、プロファイリング、信用評価、推薦最適化、法執行目的等へ二次利用しないこと。
- 6.成人の匿名・仮名利用を維持すること。(この点において、リスクの低いサービスにおいては、年齢確認をしない・自己申告という確認方法を許容するべきである。)

また、リスク評価には、サービス利用に伴う害だけでなく、保護措置そのものの副作用、すなわちニュース接触低下、社会参加機会の低下、創作・発信・学習機会の低下、周縁化された子どもの支援アクセス阻害、匿名性・プライバシーへの影響、成人利用者への波及、年齢確認を口実とした事業者による利用者の追加の個人情報取得、VPN等への回避行動、過度に清浄化された環境に置かれた子どもたちのリスク曝露経験の欠如

その他、頂いた御意見については、総務省における今後の施策の検討の際の参考とされるものと考えます。

に起因する、リスク耐性の未発達や経験的学習機会の喪失、より安全性の低いサービスへの移動を含めるべきである。 加えて、年齢確認の実装方式について、政府ID・顔画像、ライブセルフィー、動画、端末識別子、ブラウザ・デバイスフィンガープリントを用いる方式は、本人確認・生体認証・行動追跡に接近する。SNS一般にこの種の厳格な確認を求めると、少数の海外ID確認ベンダーに高センシティブデータが集中し、データ侵害、越境移転、政府・法執行アクセス、投資家・委託先・再委託先のガバナンスに関するリスクが拡大する。 そのため、年齢確認手法の評価項目には、精度や利便性だけでなく、(a)政府ID・顔画像・生体情報を用いるか、(b)どの主体がどのデータを保持するか、(c)年齢確認事業者がサービス横断で利用者を追跡できるか、(d)KYC/AML・ウォッチリスト照合等の年齢確認以外の機能と混在していないか、(e)越境移転・再委託・政府アクセスの可能性、(f)代替手段の有無、を含めるべきである。 【個人】	
意見4-3-34	考え方4-3-34
(3)PFサービスの設計上の青少年保護措置 他の所でも書きましたが『その子の人生の糧になりそうだったり、本人ではどうしようもない生き地獄やその地域に蔓延している悪徳から救ってくれる人』と出会えるのがSNSや匿名掲示板なのです。 なので国や自治体による規制は、却ってその子の人生を潰したり失わせたりする事が起きうるのです。故に年齢による規制は悪手であると言えます。 それに、年齢確認方法を厳しくすると『新たなSNS』が作れなくなります。 クレカを使った方法は、クレカ自体がクレカ会社業界の慣行や基準等でフリーランスや日雇い労働者はなかなか取れないという問題があるのでそれによる『インターネットそのものからの排除』という問題が起こりますし、マイナンバーを使う方法でも事業者がそれを使えるようにする為の手続きや機材や許可が出る事業者の必要な規模や体制といった問題から、まず『個人が始めるSNSサービス』が不可能になります。 そもそもの話として、デジタル庁のサイトに『そのマイナンバーやカードが正しいものかを識別する方法や機材』を紹介するページが無いんですが。 それにSNS事業の寡占もネット環境の腐敗を引き起こす原因なのです。	年齢確認については、本報告書案において、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)。」と示しています。

【個人】	
意見4－3－35	考え方4－3－35
年齢確認について 年齢確認は、青少年保護措置の前提となる重要な仕組みである。そのため、生年月日の入力等による自己申告のみをもって、有効な年齢確認手段として認めるべきではない。報告書案においても、EU 及び英国では、自己申告を適切又は信頼できる単独の年齢認証方法として扱っていないことが紹介されている。 また、AI 等を用いた年齢推計についても、PF 事業者が精度を一方的に主張するだけで、行政機関や独立した第三者が、その精度、偏り及び誤判定率を客観的に検証できない仕組みを、実効的な年齢確認又は年齢推計の手段として認めるべきではない。 年齢確認及び年齢推計の手法については、行政機関又は独立した第三者による客観的な検証可能性を必須要件として明確化することを求める。 実効性の担保について ここ数年にわたる詐欺広告等への対応状況を見る限り、特に一部の海外 PF 事業者については、自社の収益と相反する可能性のある社会課題に対し、自主的な取組のみによって十分かつ継続的な対応が行われることを期待するのは困難である。 したがって、まず自主的な取組を促す場合であっても、明確な期限及び評価指標を設定し、その実効性を客観的に検証すべきである。その上で、十分な改善が認められない場合には、行政処分、課徴金その他の制裁措置に加え、重大又は悪質な違反については刑事罰を含む罰則の導入についても、速やかに検討を開始すべきである。 【個人】	年齢確認について、本報告書案では「現在多くの事業者において、保護措置の前提となる「年齢確認」(利用者の年齢を確認する行為)が利用者による自己申告となっている状況を踏まえ、適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないか(45頁33行目)。」と示しており、自己申告よりも実効性のある年齢確認の手法を採用すべきであると考えています。 また、PF 事業者を求めるリスク評価等の取組について実効性を担保する方策として、本報告書案では「公表されたリスク評価とリスクに対応する保護措置については、事業者外部から再評価する仕組み等を構築すべきではないか。また、リスクの再評価に当たっては、検証に必要なデータを事業者等から収集できるような措置を検討すべきではないか(44頁17行目)。」と示しています。
意見4－3－36	考え方4－3－36

『本報告書(案)42ページから44ページまで4本会合における議論(3)PFサービスの設計上の青少年保護措置①保護措置の在り方』についての意見

「4本会合における議論(3)PFサービスの設計上の青少年保護措置①保護措置の在り方」及び総務省への取組要請に対し、以下の理由により反対します。

これらの提言は、青少年保護を名目としつつ、成人を含む全ユーザーに対する監視・データ収集・コンテンツ規制を事実上推進するものであり、プライバシー、表現の自由、を侵害するおそれがあるためです。

各事業者へのリスク評価実施・公表、事業者外部からの再評価、検証のためのデータ収集、政府の調査・報告徴収権限付与は、過剰な削除や事前検閲につながる可能性があります。

第三者評価を行う制度やインセンティブ制度が実現すれば、事業者は「悪い評価」を避けるため全ユーザーの行動を分析・追跡した上で、全ユーザーの発信を事前に厳しく制限し、言論の萎縮効果と事前検閲的な自己規制が強まります。

また、PFサービスの事業者が、事業者の外部や政府に対して、調査目的でユーザーのデータ(メタデータ等を含む)を提供する可能性があるのであれば、利用者のデータアクセスや、情報・表現の発信に萎縮効果が発生します。

2.年齢確認手法の公表やリスク評価に伴うデータ処理は、プライバシー侵害を拡大する

「合理的な年齢確認」やリスク評価のため、プラットフォームは全ユーザーの行動データ・利用履歴を詳細に収集分析せざるを得ません。

これにより成人ユーザーも含めた全てのユーザーに対して恒常的な監視態勢が構築され、データ漏洩リスクが高まります。

年齢保証措置は機微データの大量蓄積を強制し、顔認証や行動推定等の厳格手法を事業者が選択しやすく、プライバシー保護規定を設けても根本的なプライバシーリスクは排除されません。

結論

青少年保護は、違法コンテンツの迅速削除(既存法)、リテラシー教育の強化、オプトインの保護者ツールの改善により図るべきです。

サービス設計に包括的なリスク評価・監視義務・外部再評価・政府データ収集を課すアプローチは、プライバシー、表現の自由を不当に制約します。

本報告書案において、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」との共通認識を整理しているところであり、青少年の権利への配慮を前提として議論を行っております。

また、年齢確認については、本報告書案において、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)。」と示しています。

総務省におかれては、これらの権利を最大限尊重した慎重な対応を求めます。

実質的な全ユーザー監視社会化を招く方向には反対です。

『本報告書(案)44ページから46ページまで4本会合における議論(3)PFサービスの設計上の青少年保護措置

②保護措置の前提となる「年齢確認」』についての意見

本報告書(案)の「②保護措置の前提となる「年齢確認」」における検討内容に反対します。

本報告書(案)では、年齢確認について、自己申告から厳格化への移行、諸外国動向を踏まえた方法・レベルの検討、「すり抜け」時の事業者対応等が検討されています。

しかし、これらの措置は、大人も含めた全ユーザーに対する監視・プライバシー侵害を招き、表現の自由を萎縮させるおそれがあります。

以下、具体的に述べます。

1.全ユーザー対象の監視・データ収集する体制を構築する危険性

多くのPFサービスで保護措置の前提として「年齢確認」を厳格化を義務化すると、成人を含む全ての利用者にID(マイナンバー等)の情報の提供や生体認証などの提供を事実上強いることになります。

これは、利用者全体を対象とした監視体制の構築であり、プライバシー権の侵害に直結します。

匿名の情報アクセスや情報発信が萎縮してしまう危険があります。

自己申告から厳格化へ移行すれば、年齢確認に用いたデータの長期保存や収集が必要となり、データの漏洩や、悪意のある人物にデータが渡る可能性が高くなります。

また、PF事業者等が年齢確認のために提出したデータの共有・販売をしても利用者が実態を確認する術がありません。

報告書自身も「日本の法的身分証明書を利用する場合、プライバシー保護の観点から一定のハードルがある」と指摘していますが、それを乗り越えてまで全ユーザー対象の厳格化を進める合理的根拠はありません。

そして、海外の事例になりますが、年齢確認義務化については、アメリカの電子フロンティア財団が過去に反対声明を出しています。

一部抜粋

「Once information is shared to verify age, there's no way for a website visitor to be certain that the data they're handing over is not going to be retained and used by the website, or further shared or even sold. While some age verification mandates have limits on retention and disclosure of this data, significant risk remains. Users are forced to trust that the

website they visit, or its third-party verification service, both of which could be fly-by-night companies with no published privacy standards, are following these rules. Further, there is risk that website employees will misuse the data, or that thieves will steal it. The more information a website collects, the more chances there are for it to get into the hands of a marketing company, a bad actor, or someone who has filed a subpoena for it. This would inevitably lead to further data breaches, because these laws won't just affect companies that are big enough to have robust data protection. If a website misuses or mishandles the data, the visitor might never find out. And if they do, they might lack an adequate enforcement mechanism. For example, one recent age verification law requires a user to prove "damages resulting from" the unlawful retention of data, in order to hold the website accountable in court—a difficult bar to reach.]

日本語訳「年齢確認のために情報が共有されると、ウェブサイト訪問者は、提供したデータがウェブサイトによって保持・利用されたり、さらに共有されたり、販売されたりしないことを確信する術がありません。年齢確認に関する規制の中には、データの保持と開示に制限を設けているものもありますが、依然として大きなリスクが残ります。ユーザーは、アクセスするウェブサイト、あるいはその第三者認証サービスがこれらの規則を遵守していると信頼するしかありませんが、どちらもプライバシー基準を公表していない怪しい企業である可能性があります。

さらに、ウェブサイトの従業員がデータを悪用したり、泥棒がデータを盗んだりするリスクもあります。ウェブサイトが収集する情報が多いほど、マーケティング会社、悪意のある人物、または召喚状を提出した人物の手に渡る可能性が高くなります。これらの法律は、強固なデータ保護体制を整えている大企業だけでなく、あらゆる企業に影響を与えるため、これは必然的にさらなるデータ漏洩につながります。ウェブサイトがデータを悪用したり、不適切に扱ったりしても、訪問者はそれに気づかないかもしれません。たとえ気づいたとしても、適切な法的手段がない可能性があります。例えば、最近制定された年齢確認法では、ウェブサイトを法廷で責任追及するためには、ユーザーがデータの違法な保持によって「生じた損害」を証明する必要があると規定されていますが、これは非常に難しいハードルです。」

(出典: Electronic Frontier Foundation, "Age Verification Mandates Would Undermine Anonymity Online" (2023年3月)

<https://www.eff.org/deeplinks/2023/03/age-verification-mandates-would-undermine-anonymity-online>)

以上の理由から年齢確認の厳格化や義務化には反対します。

マイナンバーや法的身分証明書等を特定個人と紐づけされた年齢確認には特に反対します。

2. 言論・表現の自由の擁護：匿名性の喪失と萎縮効果

年齢確認の厳格化は、匿名・仮名での表現を困難にし、表現の自由を著しく萎縮させます。

政治的議論、内部告発、性的虐待被害の相談など、センシティブな表現が抑制される萎縮効果が発生します。

「すり抜け」対策として事業者が年齢不一致時の対応を求めると、プラットフォームが利用者の行動を継続的に監視・記録するインセンティブが生まれ、事前検閲的な運用や表現内容の審査につながる恐れがあります。

これは、青少年保護を口実とした大人を含む全ユーザーの表現規制に他なりません。

海外の事例になりますが、年齢確認義務化に伴う萎縮効果についてはアメリカの電子フロンティア財団が過去に指摘しています。

一部抜粋

「TakeOklahoma’ sbill,SB1959,forexample.Thisstateageverificationlawaimstopreventyoungpeoplefromaccessingcontentthatis “harmfultominors” andwentintoeffectlastNovember1st.ItincorporatesdefinitionsfromanotherOklahomastatute,Statute21-

1040,whichdefinesmaterial “harmfultominors” asanydescriptionorexhibition,inwhateverform,ofnudityand “sexualconduct.” Thatsamestatutethendefines “sexualconduct” asincludingactsof “homosexuality.” Explicitly,then,SB1959requiresasitetoverifysomeone’ sagebeforeshowingthemcontentabout homosexuality—avagueenoughtermthatitcouldpotentiallyapplytocontentfromorganizationslikeGLAADandPlannedParenthood. Thisvaguedefinitionwillundoubtedlycauseplatformstoover-

ensorcontentrelatingtoLGBTQ+life,health,orrighoutsoutoffearofliability.Separately,billssuchasSB1959mightalsocauseuserstoself-censetheirownspeechforthesamereasons,fearingdeplatforming.Thelawleavesplatformsunsureandunabletopreciselyexcludetheminimumamountofcontentthatfitsthebill’ sdefinition,leadingthemtoovercensorshipofcontentthatmayjustalsoincludethisveryblogpost.

BeyondIndividualStates:KidsOnlineSafetyAct(KOSA)

LawsliketheproposedfederalKidsOnlineSafetyAct(KOSA)makegovernmentofficialsthearbitersofwhatyoungpeoplecanseeonlineandwillleadplatformstoimplementinvasiveageverificationmeasurestoavoidthethreatofliability.IfKOSApasses,itwillleadtopeoplewhomakeonlinecontentaboutsexeducation,andLGBTQ+identityandhealth,be

ingpersecutedandshutdownaswell.AllitwilltakeisonememberoftheFederalTradeCommissionseekingtoscurepoliticalpoints,orastateattorneygeneralseekingtoensurere-election,tostartgoingaftertheonlinespeechtheydon'tlike.Thesespeechburdenswillalsoaffectregularusersasplatformsmass-deletecontentinthenameofavoidinglawsuitsandinvestigationsunderKOSA.

SenatorMarshaBlackburn,co-sponsorofKOSA,hasexpressedapriorityin “protectingminorchildrenfromthetransgender[sic]inthiscultureandtheirinfluence.” KOSA,toSenatorBlackburn,wouldaddressthisproblembylimitingcontentintheplaces “wherechildrenarebeingindoctrinated.” Yettheseeffortsalldfailtoprotectchildrenfromtheactualharmsoftheonlineworld,andinsteaddenyvulnerableyoungpeopleacrucialavenueofcommunicationandaccesstoinformation.」

日本語訳「例えば、オクラホマ州の法案SB1959を見てみましょう。この州の年齢確認法は、若者が「未成年者に有害な」コンテンツにアクセスするのを防ぐことを目的としており、昨年11月1日に施行されました。この法律は、オクラホマ州の別の法令であるStatute21-1040の定義を取り入れており、同法令では、ヌードや「性的行為」のあらゆる形態の描写や展示を「未成年者に有害な」コンテンツと定義しています。さらに、同法令では「性的行為」には「同性愛」行為が含まれると定義されています。つまり、SB1959は、サイトが同性愛に関するコンテンツを表示する前に、利用者の年齢を確認することを義務付けているのです。この用語は曖昧なため、GLAADやPlannedParenthoodのような団体のコンテンツにも適用される可能性があります。

この曖昧な定義は、プラットフォームが法的責任を恐れてLGBTQ+の生活、健康、権利に関するコンテンツを過剰に検閲する原因となることは間違いないでしょう。また、SB1959のような法案は、プラットフォームからの追放を恐れて、ユーザーが自らの発言を自主的に規制するようになる可能性もあります。この法律は、プラットフォームが法案の定義に合致する最小限のコンテンツを正確に除外できないようにし、結果として、このブログ記事自体も含まれる可能性のあるコンテンツを過剰に検閲することにつながります。

各州を超えて：子どものオンライン安全法(KOSA)

提案されている連邦児童オンライン安全法(KOSA)のような法律は、若者がオンラインで何を見ることができるかを政府当局者が裁定する立場に置き、プラットフォームは法的責任を回避するために侵襲的な年齢確認措置を導入せざるを得なくなるだろう。KOSAが可決されれば、性教育やLGBTQ+のアイデンティティと健康に関するオンラインコンテンツを作成する人々も迫害され、活動を停止させられることになる。政治的な得点稼ぎを狙う

連邦取引委員会の委員や、再選を確実にするための州司法長官が、気に入らないオンライン上の言論を攻撃し始めるだけで十分だ。こうした言論の自由への負担は、プラットフォームがKOSAに基づく訴訟や調査を回避するためにコンテンツを大量削除するにつれて、一般ユーザーにも影響を及ぼすだろう。

KOSAの共同提案者であるマーシャ・ブラックバーン上院議員は、「この文化やあの文化におけるトランスジェンダーの影響から未成年者を守ること」を優先事項として挙げている。ブラックバーン上院議員によれば、KOSAは「子供たちが洗脳されている場所」のコンテンツを制限することでこの問題に対処するものだという。しかし、こうした取り組みはどれも、子供たちをオンライン世界の実際の害から守ることはできず、むしろ脆弱な若者たちにとって重要なコミュニケーション手段や情報へのアクセス手段を奪うことになる。」

(出典:ElectronicFrontierFoundation,“TheImpactofAgeVerificationMeasuresGoesBeyondPornSites”

<https://www.eff.org/pages/impact-age-verification-measures-goes-beyond-porn-sites>)

3.監視の拡大の危険性

年齢確認を「機能制限等の前提」とし、利用開始時だけでなく「すり抜け」時の対応を事業者に義務付けることは、通信内容や利用パターンの監視を事実上要求するものです。

プラットフォームが「実際の年齢」との乖離を検知するためには、利用者の行動ログや通信関連情報の分析が必要となり、結果として全ユーザーのプライバシーが日常的に脅かされる構造が生まれます。

結論

青少年の保護は重要な課題ですが、それを理由に大人を含むすべてのユーザーに対する監視・プライバシー侵害・表現の自由の萎縮を容認すべきではありません。

本報告書(案)の提言は、必要最小限の範囲を超えた過剰規制であり、再検討を強く求めます。

青少年保護を理由に全ユーザーを対象とした一律の監視・規制を導入するより、デジタルリテラシー教育、事業者の自主的なオプトインの保護用のツールの提供が表現の自由とプライバシーを損なわずに実効性のある対応となります

『本報告書(案)46ページから47ページまで4本会合における議論(3)PFサービスの設計上の青少年保護措置

③保護措置の初期設定』についての意見

この項目では、事業者による保護措置の初期設定を「利用者が青少年であることが確認された場合」に機能させることや、サービス設計(無限スクロール、プッシュ通知等)のデフォルト制限をリスク評価に組み込むこと、保護措置がデフォルトでない場合の改善を促す枠組みの検討を総務省に求めています。

これに対し、以下の理由から反対します。 「利用者が青少年であることが確認された場合」に保護措置をデフォルトでオンにするには、事業者が大人を含む全ユーザーを対象に年齢確認・推定(ID提出、顔認証、行動分析等)を実施せざるを得ません。 これにより、通信内容・メタデータ・行動データの収集・解析が不可避となり、プライバシーを侵害するリスクが高いです。 さらに、年齢確認は大人を含む全ユーザーの匿名性を奪い、個人情報の過剰収集・漏洩リスクを生みます。 2.表現の自由の萎縮効果と事前検閲・事後規制の懸念 保護措置のデフォルト化やサービス設計機能(無限スクロール・プッシュ通知等)のデフォルト制限をリスク評価に組み込むことは、事業者に対し「有害リスク低減」の名目で広範なコンテンツ・機能制限を構造的に義務付けることにつながります。 これは、合法的な表現・情報へのアクセスを事前に制限する効果を持ちます。 曖昧な「危害」基準により、事業者が自主的に広範な制限を実施し、萎縮効果を生む構造です。 青少年の知る権利・表現の自由も重要であり、一律のデフォルト制限は多様な情報アクセスを阻害します。 3.親の責任・利用者自治の侵害 デフォルト強制は、個々の子どもの成熟度・家庭の価値観に応じた保護者・本人の選択を排除し、親の責任を形骸化させます。 結論 青少年の保護は極めて重要ですが、その名目で大人を含む全ユーザーに対する監視・プライバシー侵害・表現の自由の萎縮を伴うデフォルト強制やサービス設計への介入は過剰規制です。 代替として、以下の点を重視したアプローチを求めます。 保護者・青少年本人の選択を尊重した柔軟なツール提供とUI改善 デジタルリテラシー教育の強化 事業者への事前・事後規制ではなく、透明性と説明責任の確保 【個人】	
意見4-3-37	考え方4-3-37
【意見1】 [意見の対象]	本報告書案において、「公表されたリスク評価とリスクに対応する保護措置については、事業者外部から再評価する

4(3)(3)保護措置の初期設定／4(5)フィルタリング機能を含む技術的保護手段 本報告書は、保護措置が保護者のカスタム設定に依存せず「初期設定において保護措置が機能することが適切ではないか」と提言しているが、これは正当な方向性である一方、提言にとどめるべきではない。現状、多くの家庭で初期設定のまま利用されている実態が本会合でも指摘されている以上、初期設定オンを事業者の努力目標ではなく法的義務として明確化すべきである。あわせて、保護措置が実装されていない、または初期設定化されていないPFサービスに対して行政が改善を促す枠組みについても、「必要ではないか」という検討要請にとどめず、具体的な是正指導公表等の実効性担保措置とセットで制度設計を進めるべきである。 【意見3】 [意見の対象] 4(3)(1)保護措置の在り方(リスク評価の実施公表、実効性の担保) PF事業者による自己評価自己公表のみのリスク評価保護措置では、実効性の担保として不十分である。本報告書内でも紹介されているとおり、EUのデジタルサービス法では、情報提供要請や違反時の制裁金(X)に対する1億2000万ユーロの罰金等という強制力のある仕組みが機能している。本会合の提言はいずれも「べきではないか」という検討要請にとどまっているが、総務省においては、事業者に対する報告徴収権限調査権限、及び改善が見られない場合の公表命令罰則までを含めた制度化を、具体的な法案提出時期を明示した工程表とあわせて早急に検討すべきである。 【個人】	仕組み等を構築すべきではないか。また、リスクの再評価に当たっては、検証に必要なデータを事業者等から収集できるような措置を検討すべきではないか(44頁17行目)。「そもそも保護措置がない、若しくは初期設定とされていない場合には、改善を促すことができる枠組みが必要ではないか(47頁14行目)」と示しており、リスク評価とリスクに対応する保護措置の公表にとどまらず、事業者外部からの再評価によって制度の実効性を高めることを検討すべきとしています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見4－3－38	考え方4－3－38
(該当箇所) 一部の諸外国では、利用規約に定められた利用対象年齢に上乗せする形で利用に対する一律の「年齢制限」をかけているが、サービスごとに青少年に対するリスクは全く違うことに加え、こどもたちの知る権利やメディアにアクセスする自由との衝突がある。また、既にコミュニケーションの手段となっている点も踏まえると、国が一律に「年齢制限」をかけるのは不合理であり、望ましくない。(p.42の29～34行) (意見) 年齢制限に反対する。連絡コミュニケーションの手段として使っているサービスもあり、サービスごとにリスクは異なるので、一律に制限すべきでない。『国が一律に「年齢制限」をかけるのは不合理であり、望ましくない。』と考	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

えていることに安心した。一律の「年齢制限」は憲法違反だと考える。 (諸外国も同様かもしれないが)新聞テレビの質が低いため、インターネットによって知る権利を行使している。インターネットのおかげで子どもたちの見識は広がっていると思う。インターネットのおかげで、学校の教育内容が誤っていたと気付くこともある。インターネットの制限は、情報の独裁であり民主主義に反する。 【個人】	
意見4-3-39	考え方4-3-39
(該当箇所) 15. P43 18行目(3)PFサービスの設計上の青少年保護措置 1保護措置の在り方 (御意見) 15.「公的機関のエンフォースメント」とは何でしょう？注において説明されてはいかがでしょうか？ 【個人】	御指摘の「公的機関のエンフォースメント」は、公的機関による実効性の確保を意味しています。
意見4-3-40	考え方4-3-40
>P44 9～12行目『子どもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する一律の「年齢制限」(一定年齢以下の使用禁止)をかけることは望ましくないのではないか』 受信は賛成、発信は反対です。 近年は防災にもSNSが用いられており、「受信」はインフラのように思っています。一方「発信」は一定のリテラシーが必要だと思います。資料中にある闇バイト等のほか、情報漏洩、迷惑行為投稿といった問題も報道されています。 【個人】	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見4-3-41	考え方4-3-41
(該当箇所) P.44～②保護措置の前提となる「年齢確認」 (御意見) 法的身分証明書を根拠とする場合、未成年ではないことを証明するためにも、すべてのオンラインユーザーの身分証明書を照会する必要が発生する。一千万ユーザーIDがあれば一千万人分の公的証明書を取り扱う必要があるため、サイバーセキュリティ的観点からPCIDSSどころの話ではなくなるのではないか。 仮にJPKIを利用するにしても中国やロシアの企業をSP事業者とするには地政学的リスクが大きすぎはしないか。	年齢確認については、本報告書案において、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)。」と示しています。

・オープンソースのOSやサービスを提供しているコミッター達にどのように制度を強制するのかについて、可否も含めて検討してほしい。 【個人】	
意見4－3－42	考え方4－3－42
16. P44(3)PFサービスの設計上の青少年保護措置 2保護措置の前提となる「年齢確認」 (御意見) 16.「年齢確認」に関して考慮する点として複数の委員が「プライバシー」を挙げているが、年齢確認の厳格化は本人確認の厳格化と極めて近いことから、プライバシーに加えて「匿名性の制限による「表現の自由」「発信の自由」の萎縮に繋がる恐れ」も考慮して欲しい。 【個人】	本報告書案において、「適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないか(45頁35行目)。「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)」と示しています。 なお、御指摘の「本人確認」は、サービスの利用者が誰であるかを特定する行為であるところ、本報告書案における「年齢確認」は、サービスの利用者が何歳であるか又は特定の年齢範囲であるかどうかを確認する行為であり、「年齢確認」は利用者の匿名性を失わせるものではありません。
意見4－3－43	考え方4－3－43
17. P44(3)PFサービスの設計上の青少年保護措置 2保護措置の前提となる「年齢確認」 (御意見) 17.ここでの「年齢確認」とは本ワーキンググループの属する検討会の中間まとめにて詳述されている「本人確認」と同じ、あるいは関係するものでしょうか？ 「本人確認」については中間まとめのパブリックコメントでも賛否・懸念と多くの意見が届いていることから、「年齢確認」と「本人確認」の関係について、本まとめでも記載されてはいかがでしょうか？ 【個人】	「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会中間取りまとめ」における「本人確認」は、サービスの利用者が誰であるかを特定する行為であるところ、本報告書案における「年齢確認」は、サービスの利用者が何歳であるか又は特定の年齢範囲であるかどうかを確認する行為です。 本報告書案においては、「年齢確認」を前提として議論しており、「本人確認」について言及していないため、「年齢確認」と「本人確認」の関係について記載する必要はない

	と考えます。
(4)アプリストアのレーティング	
意見4-4-1	考え方4-4-1
(該当箇所) アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることは合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定することは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか。 (御意見) 政府がレーティングを指定すべきではないとの方向性については、表現の自由を担保する観点から賛同する。ただし、今後の民間主導等による制度設計においては、以下の観点から慎重な運用の担保を求める。 ・運営主体の独立性と判断基準の透明性確保 レーティングが政治的・社会的な圧力に左右されないよう、運営主体の独立性を担保すること。また、審査・判断の基準やプロセスを公開し、開発者やユーザーにとって予測可能性の高い透明な制度とすべきである。 ・過度な自主規制による創作活動への萎縮防止 安全性を重視するあまり、レーティング基準が過剰に厳格化されれば、適法なコンテンツや創作表現の流通が不当に制限されるリスク(プラットフォーム側の過度な自主規制)がある。 これを防止するための適切なガイドラインや不服申し立て手続き等の仕組みを設けるべきである。 【エンターテインメント表現の自由の会】	本報告書案に対する賛同の意見として承りました。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見4-4-2	考え方4-4-2
(該当箇所) 9～10ページ(「課題と論点の整理」抜粋中、モバイルコンテンツ審査運用監視機構(EMA)が運営の持続性に課題を抱え解散に至った経緯に関する記述)、及び47ページ20行～48ページ8行 (御意見) サービスのリスク評価や年齢区分を担う主体は、業界の自主運営でも政府による直接指定でもない、独立した公共的な第三者機関として設計すべきである。同じアプリでもアプリストア間で評価が異なるのは不合理だが、政府が表現内容の評価に直接関与するのは表現の自由等との関係で慎重であるべきで、この二律背反は独立公共の主体が担うことで解ける。	アプリストアのレーティングについては、本報告書案において「アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることは合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定することは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか(48頁5行目)。」と示しています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後

かつて第三者機関として認定・監視を担ったEMAは、スマートフォン時代に対応する体制整備の費用負担について事業者との協議が調わず2018年に解散した。この教訓は、評価の仕組みを業界任せにすれば持続しないことを示しており、運営費用の負担のあり方を明確に定めた公共的で安定した基盤とすべきである。 その際、既存のゲーム分野の年齢区分制度(CERO)や国際的相互変換の枠組み(IARC)の運営知見・国際連携を参照・接続しつつ、依存性やコンタクト・リスクといったSNS特有の観点を評価項目に加えるべきである。 豪州のeSafetyコミッショナーや、国内の公正取引委員会のような、独立して調査・執行にあたる機関のあり方を参考にすべきである。 【一般社団法人北海道消費者協会】	の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見4-4-3	考え方4-4-3
(該当箇所) 全般 (御意見) アプリストアのレーティングは、OS事業者・アプリストア・アプリ事業者のすべてが責任を持つべきである。現在はストア間でレーティングが異なる例もあり、利用者が混乱しないよう統一的な基準が必要である。 (該当箇所) P.48 5行目 アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることは合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定するということは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか。 (御意見) 政府によるレーティング指定が日本の法制度と整合しにくいことは理解する。その上で、青少年被害を防ぐための議論が遅滞しないよう、迅速な対応を要望する。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見4-4-4	考え方4-4-4
報告書(案)の該当箇所 4本会合における議論	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

(4)アプリストアのレーティング Apple意見 Appleは、私たちのプラットフォームで子どもたちが豊かで安全な体験をすることを願っています。これを支援するため、私たちは長年にわたりすべてのアプリに年齢のレーティングを提供してきました。これにより、ユーザーの皆様が、ご自身がアプリについて十分な情報にもとづいて判断できるように、また、保護者の皆様が子どもたちのためのアプリについて、適正に判断できるようになります。 アプリを提出するプロセスにおいて、アプリデベロッパの皆様は、センシティブなコンテンツの種類と頻度、およびユーザーに表示されるコンテンツに影響を与える可能性のある機能を申告する必要があります。この入力情報にもとづいて、自動的に年齢のレーティングが生成されます。ただし、アプリデベロッパの皆様において、より高い年齢のレーティングが自社のアプリにより適していると判断した場合、いつでもそれを適用することも選択できます。 このような柔軟性が組み込まれていますので、総務省におかれましては、個々のアプリのレーティングについて助言がある場合には、直接アプリデベロッパに伝達される仕組みを是非検討いただくことを期待いたします。そうすることで、アプリデベロッパの皆様は助言を確認し、それぞれのアプリについて、適切かつ正確な形でアンケートへの回答を調整することができるようになります。 【AppleJapan,Inc.】	
意見4-4-5	考え方4-4-5
4.アプリストアのレーティング (御意見) アプリストアにおける年齢レーティングの枠組みに関する考慮事項 ATAIは、報告書が、年齢レーティングについて、行政による直接的な指定に代わる仕組みを検討する方向性を示している点に着目しています。ATAIは、今後も最も適切なアプローチについて継続的な議論を行うことが重要であると考えます。その際には、新たなガバナンスの枠組みが本当に必要であるか、または既存の仕組みを活用するほうがより効果的であるかについても、十分に検討されることを期待します。 【AsiaTechAlliance(アジア・テック・アライアンス)】	アプリストアのレーティングについては、本報告書案において「アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることは合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定するということは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか(48頁5行目)。」と示しています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

意見4-4-6	考え方4-4-6
(該当箇所) P48 L6 (御意見) レーティングを指定する主体が誰になるにせよ、国は、そうしたレーティングの指針となる基準を示す必要があると考えます。また、その基準は、アプリストアが提供するサービスのみならず、子ども・若者が使用するあらゆる形態のデジタルサービスに適用されるレーティングに対して示されるべきと考えます。 (理由) 政府・本案は、法律による一律のSNS利用の年齢制限という手法は否定しつつも、同手法を導入した(検討している)国々の「SNS利用が子どもや若者の健康を損ない、命も奪っている」こと、すなわち、子ども・若者の最も基本的な人権が侵害されている(可能性がある)ことへの危機感共有されていると認識します。 ユニセフ「KeepingChildrenSafeOnline」(2025年)は、政府は法律、政策、インセンティブ、自主基準等を含む「スマートミックス」を実施し、デジタル環境で事業を行うすべての企業が、子どもの権利を含む人権を尊重するよう確保する必要があるとしています。また、同文書は、実効的な規制には、法的権限、財政的・人的資源を備えた執行メカニズムが必要であると指摘しています。ICSAによる自主的な子どもの性的虐待コンテンツ(児童ポルノ)のブロッキング施策も、所謂「児童ポルノ等禁止法」の定義に基づいて行われていることから、国が一定の基準を示す必要があると考えます。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	本会合は、青少年のインターネット利用のうち、特にSNSなどの使い方について議論したものであり、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見4-4-7	考え方4-4-7
(該当箇所) ○アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることは合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定することは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか(P.48,L.5) (御意見) 【意見】賛成 【理由】特に、スマホソフトウェア競争促進法により、各アプリストアによる個別のレーティングの可能性がある。表現の自由の見地から、政府がレーティングを指定することは望ましくないが、同一サービスがアプリストアによっ	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

て異なるレーティングで提供されることによる利用者の混乱を招くため、これを防ぐための指針が必要である。 また、レーティングの議論はある年齢（≒発達段階）における利用者のリテラシーを鑑みて検討することになると思われるため、未成年の年齢（≒発達段階）に応じた「身に付けるべき能力」に関する指標と、そのためのプロセスに関する議論が必要と考える。 【一般社団法人安心ネットづくり促進協議会】	
意見4-4-8	考え方4-4-8
（該当箇所） P.48「○アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることは合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定するということは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか。」 （意見） アプリストア間におけるレーティングの不整合を解消しつつ、日本の文化的および法的規範を反映したローカライズ基準を考慮するため、Googleは以下の2段階のアプローチを強く推奨します。 1)既存の国際的なレーティング枠組みの範囲内で日本独自のローカル基準を策定すべく、国際年齢評価連合（IARC）への働きかけを行うこと。 2)この新たなローカルレーティングを、日本国内で提供されるすべてのゲームまたはアプリに対する法的要件とすること。 すでに多くの異なる国々において、政府と連携してローカルレーティングを運用している独立した国際組織であるIARCと、日本の新たな審査機関が連携することにより、日本は既存のレーティング枠組みの中に自国の文化的規範を統合することが可能となります。 さらに、日本向けにローカライズされたレーティングを法的に義務付けることで、配信元となるアプリストアの如何にかかわらず、国内エコシステム上のすべてのアプリやゲームに対して一貫した基準を適用することが可能になります。これにより、万が一不適切なレーティングが確認された場合でも、すべてのアプリストアに対して一元的に、即座に修正を反映・適用させる合理化されたプロセスが実現します。 貴省におかれましては、IARCと連携したレーティング枠組みの構築を支持し、優先的に推進されることを謹んで推奨いたします。また、必要に応じて、IARCとの橋渡しをさせていただくことも可能です。 【Google合同会社】	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

意見4-4-9	考え方4-4-9
(該当箇所) P.47 アプリストアのレーティング (御意見) 国連加盟国だけでも193カ国あり、それぞれがバラバラに規制を行っても事実上実装は不可能だと思われる。また、プラットフォーム事業者には多くのグローバル企業が存在するため、規制をする場合にはISOのような国際規格にしなければ効果はないのではないかとと思われる。 【個人】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見4-4-10	考え方4-4-10
アプリストアのレーティングの政府が指定すべきではなくローカライズを定めるという意見に賛同します。同時にレーティング制度の在り方を検討するに当たっては、その運営主体の独立性や判断基準の透明性を確保し、違法ではないコンテンツや創作表現に対する過度な制限につながらない制度設計とすることを求めます。 【個人】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
意見4-4-11	考え方4-4-11
(該当箇所) 報告書案4(4)「アプリストアのレーティング」 (御意見) 政府がレーティングを指定することは望ましくないとする方向性に賛同する。 アプリストアのレーティングは、OS、代替アプリストア、ブラウザ、PFサービスの関係が複雑化する中で、利用者にとって分かりやすく、かつ透明である必要がある。政府による直接指定ではなく、透明性、第三者性、異議申立て、過剰制限の検証を備えた仕組みを検討すべきである。 【個人】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
意見4-4-12	考え方4-4-12
『本報告書(案)47ページから48ページまで4本会合における議論(4)アプリストアのレーティング』についての意見 アプリストア間のレーティング差異を「合理的ではない」としつつ、政府が直接指定することは望ましくないと判断	御指摘の箇所を含む項目については、本報告書案47頁26行目に記載している問題意識を踏まえたものであり、同48頁5行目にあるとおり、引き続き検討が必要と考えます。

したことについては評価します。 一方で「どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべき」と総務省に求める提言に対し、以下の観点から反対します。 アプリストア間のレーティング差異は、市場競争と事業者の自主的判断の結果として尊重されるべきであり、政府や行政や準公的主体が関与して統一・標準化を図るべきではありません。 アプリストア間のレーティング差異を解消し、統一的な主体・体制を検討・構築する方向性の検討は、結果としてコンテンツの内容に基づく分類・制限を強化・標準化する動きを促進しやすく、開発者の表現の萎縮を招くおそれがあります。 異なるアプリストアが独自の基準でレーティングを設定しているのは、各社のポリシー・リスク判断・法的環境の違いを反映したものであり、これを「不合理」と一律に是正しようとすれば、より厳しい規制水準への収斂や、特定の価値観に基づく厳格化を招き、多様な表現・アプリの提供を阻害します。 政府が直接レーティングを指定しない場合でも、青少年保護を名目とした準公的・第三者的な主体が実質的に内容審査や標準設定に関与すれば、事実上の事前規制・政治的影響を受けやすい体制となり、表現の自由を間接的に制約するリスクが生じます。 既存の事業者による自主規制を基本とし、制度的介入を避けるべきです。 【個人】	
(5)フィルタリング機能を含む技術的保護手段	
意見4-5-1	考え方4-5-1
(該当箇所) 通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか。 発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS 事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護手段」として提供を義務付けるべきではないか (御意見) 「フィルタリング」からそれを含めた「技術的保護手段」を充実させ、発信に対するリスクにも対応する必要性につ	本会合における議論の前提となる共通認識の一つとして、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」であることを整理しています。

いては理解する。 一方、従来のフィルタリングは青少年の情報アクセス、つまり知る権利に影響を及ぼすものであったのに対し、発信にかかる制限は、青少年自身の表現・制作活動やコミュニケーションにも影響を及ぼすこととなる。 そのため、発信リスクへの対応を理由とした「技術的保護手段」を拡張する場合は、閲覧への制限以上に表現の自由や通信の自由への影響を十分考慮する必要がある。 よって、対象範囲や目的を明確にしたうえで過度に利用者の選択枝や情報アクセス、発信を制限するものとならないよう配慮を求める。 【エンターテインメント表現の自由の会】	
意見4-5-2	考え方4-5-2
(該当箇所) 全般 (御意見) 携帯電話会社に義務付けられているフィルタリングは、携帯会社の通信網(4G/5G)を利用している場合にのみ機能する仕組みである。そのため、子どもが自宅や学校のWi-Fiに接続した瞬間にフィルタリングは無効となり、保護者が「設定しているつもり」でも実際には保護されていないケースが多い。 一方、OS(iOS・Android)のペアレンタルコントロールは、端末そのものに設定されるため、4G/5GでもWi-Fiでも常に機能する。しかし、設定方法が分かりにくいことや、SNS等で「解除方法」が拡散されていることから、保護者のリテラシーに依存しやすく、実効性に課題がある。 このように、「携帯会社フィルタリングは『通信経路依存』で抜け道が多い」「OSの保護機能は『設定依存』で保護者の知識に左右される」という構造的な弱点が存在する。 従って、保護者のリテラシーに依存しない仕組みとして、OS・アプリ側での保護措置の初期設定(デフォルトオン)の義務化を強く求める。特に、低年齢層では保護者端末の共用が多く、現行の任意設定では十分な保護が実現できないと考える。フィルタリングされていない端末を使う子どもが多い現状を踏まえた対策が必要である。 現状の課題を踏まえ、以下の改善が必要である。 ・保護者にとって分かりやすく、簡単に設定できる仕組み ・「フィルタリング＝安心」ではないことを前提にした設計 ・携帯会社任せでは不十分(Wi-Fiでは機能しない)	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、本報告書案において、「発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護手段」として提供を義務付けるべきではないか。(49頁25行目)。」と示しています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

・OSレベルで確実に機能する仕組みの整備 ・課金明細にアプリ内課金の詳細を明記 以上、保護者が把握しやすい仕組みを整えるべきである。 (該当箇所) P.49 18行目 総務省に対し、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」について以下の取組を求めることとする。 (御意見) 受信制限のみを行う従来のフィルタリングとは異なり、発信制限など幅広い機能を備えた「技術的対策」の導入が求められる。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	
意見4-5-3	考え方4-5-3
(該当箇所) 全般 (意見) レーティングを指定する主体が誰になるにせよ、国は、そうしたレーティングの指針となる基準を示す必要があると考えます。また、その基準は、アプリストアが提供するサービスのみならず、子ども・若者が使用するあらゆる形態のデジタルサービスに適用されるレーティングに対して示されるべきと考えます。 (理由) 政府・本案は、法律による一律のSNS利用の年齢制限という手法は否定しつつも、同手法を導入した(検討している)国々の「SNS利用が子どもや若者の健康を損ない、命も奪っている」こと、すなわち、子ども若者の最も基本的な人権が侵害されている(可能性がある)ことへの危機感は共有されていると認識します。 ユニセフ「KeepingChildrenSafeOnline」(2025年)は、政府は法律、政策、インセンティブ、自主基準等を含む「スマートミックス」を実施し、デジタル環境で事業を行うすべての企業が、子どもの権利を含む人権を尊重するよう確保する必要があるとしています。また、同文書は、実効的な規制には、法的権限、財政的・人的資源を備えた執行メカニズムが必要であると指摘しています。ICSAIによる自主的な子どもの性的虐待コンテンツ(児童ポルノ)のブロック施策も、所謂「児童ポルノ等禁止法」の定義に基づいて行われていることから、国が一定	本報告書案において、「アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることは合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定するということは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか。(48頁5行目)」と示しており、御指摘のようなレーティングの指定の基準を示すことも含めてどのような主体・体制がその役割を果たすべきか検討する必要があると考えます。

の基準を示す必要があると考えます。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	
意見4-5-4	考え方4-5-4
(該当箇所) 第4章(5)フィルタリング機能を含む技術的保護手段 (p.48～49)「『フィルタリング』よりも広く…『技術的保護手段』を求める」「OS事業者が提供する保護機能については…『技術的保護手段』として提供を義務付けるべきではないか」 (御意見) ■総論:「フィルタリング」概念を「技術的保護手段」へ再整理し、発信・拡散リスク等の新たなリスクに対応する方向性に強く賛同する。一方で、保護機能の提供義務をOS事業者に集中させる方向には、実効性の観点から重要な留保が必要である。 ■①OS機能の限界:OSのペアレンタルコントロールは、OSが直接制御できる範囲(アプリのインストール・利用時間制限、OS標準メッセージ等)には及ぶが、青少年の被害が現に多く発生しているサードパーティSNS(LINE等)の内部でやり取りされるチャットの内容には技術的に到達できない。iOSの「コミュニケーションの安全性」機能も、子どもたちの間では主要なコミュニケーションツールではないOS標準のメッセージツール(iMessage)上で、受信した性的画像のぼかし表示等を行うにとどまり、子どもたちが実際に多く利用するサードパーティのSNSアプリ内のコンタクト・コンダクトリスクを捕捉するものではない。 ■②被害はサードパーティSNS上で発生(公的データ):コンタクトリスク・コンダクトリスクが主にサードパーティのSNS・メッセージアプリ上で発生していることは、本報告書(案)の基礎データからも裏付けられる。総務省「令和7年度…調査研究」(図7)では、見知らぬ個人とのトラブル遭遇率はメッセージ(LINE・Snapchat等)で66.7%と動画共有・SNSを上回る。警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」(図8)では、SNS起回事犯で被害児童が自ら最初に投稿した割合が74.2%に達する一方、フィルタリング利用率は約10.8%にとどまる。これらの接点となっているのは、いずれもサードパーティのSNSであり、OS標準のメッセージツールではない。 ■③実効的に対応できるのはサードパーティ見守りサービス:これらのリスクに実効的に対応できるのは、保護者の同意の下でサードパーティSNS内の送受信を見守る既存サービスである。 ■④提案:(1)技術的保護手段の義務付け・推奨の対象をOS事業者の機能に限定せず、サードパーティが提供する見守り・保護サービスを含めて環境整備法上に明確に位置づけること。(2)携帯電話事業者・OS事業者	本報告書案は、「発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護手段」として提供を義務付けるべきではないか(49頁25行目)。」と示しており、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担の一つとして、OS事業者に対してOS事業者が提供する機能等の提供を求めることとしているものです。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

が、こうしたサードパーティの技術的保護手段を青少年・保護者に分かりやすく案内・選択提供できる枠組みを整備すること。これにより、特定の主体への過剰な役割集中を避けつつ、実際のリスク発生箇所に応じた実効的な保護が可能となる。 【Adora株式会社】	
意見4-5-5	考え方4-5-5
報告書(案)の該当箇所 4本会合における議論 (5)フィルタリング機能を含む技術的保護手段 Apple意見 今日、Appleは、プライバシーを保護しながら子どもたちの安全を高めるために、スクリーンタイムや「コミュニケーションの安全性」など、業界をリードするイノベーションを保護者やアプリデベロッパの皆様に提供しています。例えば、私たちのスクリーンタイム関連フレームワークにより、サードパーティのアプリデベロッパはスクリーンタイムの機能を自社のアプリ内に直接実装することができます。 家族がより安全なデジタル体験を作り出せるように支援する私たちのアプローチは、子どもたちは一人ひとり異なるという信念にもとづいています。そのために、専門家のガイダンスにもとづいたシンプルで直感的なツールを構築し、保護者が子どもたちのデジタル体験を調整できるようにしています。 子どもの年齢に適した体験を作り出すために保護者が踏み出せる最初の最も重要なステップは、お子様用アカウントを設定することです。これにより、子どもの年齢に合わせたシステム全体での保護が可能になります。保護者が子どものために新しいデバイスを設定する際に、お子様用アカウントの作成手順が案内されます。13歳未満の子どもはお子様用アカウントを利用する必要があり、18歳まで利用できます。 本年6月の世界開発者会議(WWDC)において、私たちは子どもたちの安全を守るために設計されたいくつかのアップデートを発表しました。これには以下の主要なアップデートが含まれます。 ・iOSでは、従前より、保護者は子どもたちがアクセスするアプリを管理することができました。今回、新しい「ウェブサイト閲覧のリクエスト」により、保護者は子どもが新しいウェブサイトアクセスする前に承認を得よう求めることも可能になります。 ・「許容時間」により、各カテゴリーのアプリにおいて子どもたちが費やす時間を柔軟に管理できます。再設計され	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

たスクリーンタイムにより、アプリやウェブサイトへのアクセスを必要に応じて簡単に調整できます。 ・使いやすい新たな設定アシスタントにより、保護者は、子どもたちに適していると思うアプリのみで子どもたちの利用を開始することができます。 ・「スケジュール」は、様々な時間帯に子どもたちがアクセスできるアプリを保護者が管理することを支援します。 ・「コミュニケーションの安全性」は、残酷または暴力的なコンテンツに介入するようアップデートされます。 これらの機能を組み合わせることで、保護者の皆様はそれぞれの個々の状況にもとづいて設定を調整することができますようになります。将来にわたってイノベーションが起きることを踏まえ、総務省におかれましては、過度に詳細で規範的な義務を課すことはお控えいただきたいと考えております。柔軟性が維持されることでこそ、私たちは、保護者の皆様が家族を守り、アプリデベロッパの皆様がより安全なアプリを開発するのに役立つ、洗練されたツールをこれからも生み出し続けていくことができます。 保護者の皆様が最新情報を入手できるよう、Appleは最新のツール、有用なリソース、よくある質問に対する答えを紹介するための専用ウェブサイトの提供を開始しました。前向きで、健全な子どものデジタル体験を支援するため、引き続き総務省と連携できることを光栄に思っております。 【AppleJapan,Inc.】	
意見4－5－6	考え方4－5－6
（該当箇所） ○ 通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか。 ○ 発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS 事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護手段」として提供を義務付けるべきではないか。 （御意見） HRWiは、「『フィルタリング』よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で『技術的保護手段』を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべき」とするWGの分析に同意するとともに（一般的意見第25号パラ39、96）、「OS事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ『技術的保護手段』として提供を	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

義務付けるべき」という提案を支持します。 一方、そうした「技術的保護手段」が真に実効性を持つためには、その前提として子どものデータ保護が確立されている必要があります。 【国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ】	
意見4－5－7	考え方4－5－7
（該当箇所） 環境整備法では、青少年有害情報の閲覧機会をできるだけ少なくすることを目的に、携帯電話事業者に対してフィルタリングに関する各種義務を規定しているが、青少年の利用環境の変化や、新たなリスクへの対応が困難となっている。 このため、PF事業者等のサービス提供者以外による青少年保護措置の在り方については、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」として議論を行った。 （略） 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」について以下の取組を求めることとする。 ○通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか。 ○発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護手段」として提供を義務付けるべきではないか。 （御意見） スマートフォンの普及やSNS等のPFサービスの拡大により、青少年のインターネット利用に係るリスクは、違法有害情報の閲覧等のリスクにとどまらず、発信・拡散、利用時間、課金、コミュニケーション等にも及んでいます。こうした環境変化を踏まえ、従来の閲覧制限を目的とした携帯電話事業者によるフィルタリングサービスのみならず、OS事業者が提供する保護機能、PF事業者によるサービス提供上の保護措置についてその有用性に触れ、「技術的保護手段」として義務付けを含めた環境整備法上の在り方について検討すべきとする方向性が示されたことについて、賛同いたします。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

今後の制度設計に当たっては、携帯電話事業者が中心となって負う現在の各種法的義務について改めて整理し、各関係者の役割、サービスの特性及び技術的対応可能性に応じてリバランスすることが重要であると考えます。 技術的保護手段については、サービスを提供する事業者が、トラブルを抱えた青少年を保護すべく手段（発信を制限する機能や長時間利用を制限する機能など）、またはトラブルを未然に防ぐことを目的とした手段（年齢確認や各種サービスの有効化措置など）について、責任をもって有効な手段を講じることが青少年が安心安全にインターネットを利用するに際して最も重要であり、リバランスについては、このような考え方のもと、適切に役割分担されることが必要と考えます。各サービスの利用場面やリスクに最も近い主体が、それぞれ適切な対応、責務を担うことにより、青少年や保護者にとって分かりやすく、かつ実効性の高い保護環境の整備につながるものと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	
意見4-5-8	考え方4-5-8
（該当箇所） 環境整備法では、青少年有害情報の閲覧機会をできるだけ少なくすることを目的に、携帯電話事業者に対してフィルタリングに関する各種義務を規定しているが、青少年の利用環境の変化や、新たなリスクへの対応が困難となっている。 このため、PF事業者等のサービス提供者以外による青少年保護措置の在り方については、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」として議論を行った。 （略） 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」について以下の取組を求めることとする。 ○通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか。 ○発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護手段」として提供を義務付けるべきではないか。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

(御意見) スマートフォンの普及やSNS等のPFサービスの拡大により、青少年のインターネット利用に係るリスクは、違法有害情報の閲覧等のリスクにとどまらず、発信・拡散、利用時間、課金、コミュニケーション等にも及んでいます。こうした環境変化を踏まえ、従来の閲覧制限を目的とした携帯電話事業者によるフィルタリングサービスのみならず、OS事業者が提供する保護機能、PF事業者によるサービス提供上の保護措置についてその有用性に触れ、「技術的保護手段」として義務付けを含めた環境整備法上の在り方について検討すべきとする方向性が示されたことについて、賛同いたします。 今後の制度設計に当たっては、携帯電話事業者が中心となって負う現在の各種法的義務について改めて整理し、各関係者の役割、サービスの特性及び技術的対応可能性に応じてリバランスすることが重要であると考えます。 技術的保護手段については、サービスを提供する事業者が、トラブルを抱えた青少年を保護すべく手段(発信を制限する機能や長時間利用を制限する機能など)、またはトラブルを未然に防ぐことを目的とした手段(年齢確認や各種サービスの有効化措置など)について、責任をもって有効な手段を講じることが青少年が安心安全にインターネットを利用するに際して最も重要であり、リバランスについては、このような考え方のもと、適切に役割分担されることが必要と考えます。各サービスの利用場面やリスクに最も近い主体が、それぞれ適切な対応、責務を担うことにより、青少年や保護者にとって分かりやすく、かつ実効性の高い保護環境の整備につながるものと考えます。 【一般社団法人電気通信事業者協会】	
意見4-5-9	考え方4-5-9
(該当箇所) P.48 10行目-P.49 28行目 (5)フィルタリング機能を含む技術的保護手段 環境整備法では、青少年有害情報の閲覧機会をできるだけ少なくすることを目的に、携帯電話事業者に対してフィルタリングに関する各種義務を規定しているが、青少年の利用環境の変化や、新たなリスクへの対応が困難となっている。 このため、PF事業者等のサービス提供者以外による青少年保護措置の在り方については、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」として議論を行った。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

(略) 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」について以下の取組を求めることとする。 ○ 通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか。 ○ 発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護手段」として提供を義務付けるべきではないか。 (御意見) ・当社としては、「フィルタリング」を閲覧制限に限定せず、発信・拡散リスクや生成AI等の新たな課題にも対応する「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」へ発展させる方向性に賛同する。 ・現在の青少年の利用実態では、通信回線を活用したフィルタリングのみで十分な保護効果を確保することは難しくなっており、OS機能やプラットフォームサービスを含めた多層的な保護が重要である。そのため、青少年保護に係る責任や役割については、リスクの内容や各主体の技術的対応の可能性を踏まえ、通信事業者、OS事業者、PF事業者等の間で適切に整理・分担すること(リバランス)が必要であると考えます。 ・今後の制度化に当たっては、各主体の対応可能範囲や実務負担に配慮した、公平で実効性のある枠組みとすべきと考える。 【KDDI株式会社】	
意見4－5－10	考え方4－5－10
(御意見) OS事業者の役割に関する考慮事項 報告書は、OS事業者が青少年のオンライン上の安心・安全の確保において役割を担っていることを踏まえ、「技術的保護手段」として保護機能を提供することを求めることを提言しています。 この点について、ATAIは、以下の事項について検討することを提案します。 ・OS事業者に期待する保護機能の範囲をより明確にするとともに、それらが、すでに十分と考え得る既存のペアレンタルコントロールや安全のためのその他の機能とどのような関係にあるのかについて明確化すること。	本報告書案において、OS事業者が提供している技術的保護手段の具体例として、iOSのスクリーンタイムやAndroidのファミリーリンクといったOS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能について記載している(30頁5行目)ほか、「発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となる(49頁25行目)。」と示してお

・新たな義務については、デジタルサービスの他の主体が既に提供している安全対策と相互に補完し合うものと、重複、矛盾又は不必要な追加的負担を生じさせないよう制度設計を行うこと。 【AsiaTechAlliance(アジア・テック・アライアンス)】	り、各関係者の技術的対応可能性を踏まえて必要な取組を求めることとしています。
意見4-5-11	考え方4-5-11
(該当箇所) p.49 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」について以下の取組を求めることとする。 ○通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか。 ○発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護手段」として提供を義務付けるべきではないか。 (当社意見) ・通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、携帯電話事業者が提供する「フィルタリング」だけでは限界があるため、OS事業者が提供する保護機能についても、「技術的保護手段」として提供を法的に義務付けるべきとの方針に賛同いたします。 ・なお、OS事業者への義務化にあたっては、技術的保護手段の提供の前提となる青少年確認や有効化措置についても併せて義務化の対象とすべきと考えます。 【株式会社NTTドコモ】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見4-5-12	考え方4-5-12
(該当箇所) P49 ○通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

すべきではないか。 (御意見) 青少年インターネット環境整備法において、携帯事業者に対してフィルタリングに関する各種義務を規定しているだけでは新たなリスクへの対応が困難となっているところ、AIをリスクとして捉えるのではなく、青少年がインターネットを利用する際に、単なるフィルタリングだけではなく、AIエージェントが利用のアドバイスや忠告等をする仕組みを、AIの利活用の観点から検討するべきである。 【一般社団法人新経済連盟】	
意見4-5-13	考え方4-5-13
(該当箇所) 5. フィルタリング機能を含む技術的保護手段 P.49「○通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか。 ○発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護手段」として提供を義務付けるべきではないか。」 (意見) 規制の枠組みは、携帯電話事業者、OS事業者、アプリ開発者、および保護者(ユーザー)が、それぞれの特性や技術的権限の範囲に応じて、公平かつ多層的にこども及び青少年保護の責任を分担する共同責任モデルを基本とすべきです。 【理由】Googleは、AndroidOSおよび自社のファーストパーティ・サービスにおいて、すでに業界最高水準の、多角的かつ包括的な技術的保護手段をデフォルトで適用しています。例えば、Googleメッセージでは子どもと青少年向けにデリケートなコンテンツの警告機能がデフォルトで有効化されています。ヌードを含む可能性のある画像に自動的にぼかしを入れるとともに、そうした画像の送受信・転送時に警告が作動し、サポートリソースへのリンクを提供することで、コンテンツの発信および拡散リスクに直接対処しています。また、Googleの検索結果から露骨なコンテンツをフィルタリングして排除するセーフサーチ機能は、未成年者に対してデフォルトで有効に設定されています。くわえて、13歳未満のユーザーに対して利用を義務付けているファミリーリンクの機能を通じて、保	本報告書案において、「発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となる(49頁25行目)。」と示しており、御指摘のとおり、各関係者における技術的対応可能性を踏まえてそれぞれの役割分担を検討する必要があると考えています。

護者向けに一元的な管理ツールを提供しています。これにより保護者は、利用時間の制限やアプリの管理、GooglePlayにおけるコンテンツのレーティング適用を行うことができます。 【Google合同会社】	
意見4－5－14	考え方4－5－14
(該当箇所) ○通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか。(P.50,L12) (御意見) 【意見】賛成 【理由】ネット利用に関する青少年のリスクの多様化を考慮した場合、従来のフィルタリングでは、対応できないリスクが存在している。そのようなリスクにも対応できる技術的保護手段が存在しているのであるから、現状のリスクに即した技術的保護手段を環境整備法においても適切な措置として位置付けるべきである。 【一般社団法人安心ネットづくり促進協議会】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
意見4－5－15	考え方4－5－15
(該当箇所) P.48～ (御意見) 国内で登記していない事業者、また、オープンソース開発により開発されたシステムやサービスに対し、「技術的保護手段」を実現するのは困難なのではないか。 特にオープンソース開発の場合は事業者が存在しないため、事業者に対する規制を適用するのは困難であると思われる。 「OS」という言葉が使用されているが、産業用PLCやCNCで動作するもの、ネットワークスイッチやルーターの内部で動作しているものがある。PCやサーバー上で動作するOSを含め、ここでいうOSの対象範囲を明確にする必要があるのではないか。 【個人】	本報告書案においては、主にスマートフォンのOSを念頭に記載をしています。
意見4－5－16	考え方4－5－16

フィルタリング機能を含む技術的保護手段では利用者の情報アクセス及び情報発信を妨げになることを防ぐため、「技術的保護手段」の対象範囲や目的を明確にすべきです。 これらの対応は利用者の主体的な判断を補完する手段として位置付けるべきであり、過度に利用者の選択肢や情報アクセスを制限するものとならないよう強く求めます。 【個人】	本会合における議論の前提となる共通認識の一つとして、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要（41頁14行目）。」であることを整理しているところであり、本報告書案では、「通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか（49頁21行目）。」と示しています。
意見4－5－17	考え方4－5－17
（該当箇所） 報告書案4(5)「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」 （御意見） 閲覧制限中心の「フィルタリング」から、発信、拡散、生成、接触、利用時間、サービス設計上のリスクを含む「技術的保護手段」へ概念を広げる方向性に賛同する。 ただし、技術的保護手段は、子どもの安全を支援するためのものであり、子ども又は成人の行動を包括的に監視する仕組みであってはならない。特に、メッセージ内容、閲覧履歴、検索履歴、位置情報、交友関係等の過剰な収集・保護者共有は、子どものプライバシー、自律性、相談アクセスを損なう可能性がある。 技術的保護手段には、プライバシー・バイ・デザイン、データ最小化、ローカル処理、透明性、本人への説明、異議申立て、保護者による過度な監視の防止を組み込むべきである。 OSやブラウザ等の基盤レイヤーに年齢情報の入力・保持・送信を義務付ける方式は、一見するとPFごとの過剰な本人確認を避ける手段に見える。しかし、制度化されると、OS・アプリストア・ブラウザ・Webサイトに共通する年齢ゲート基盤となり、利用者のインターネット利用全体を年齢属性で制御する構造を生み得る。これは、匿名利用、代替OS、オープンソース開発、ブラウザ競争、アクセシビリティ、デジタル包摂に影響するため慎重な検討が必要である。 【個人】	本報告書案に対する賛同の御意見として承りました。 なお、本会合における議論の前提となる共通認識の一つとして、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要（41頁14行目）。」であることを整理しています。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

意見4-5-18	考え方4-5-18
(該当箇所) 18. P48 10行(5)フィルタリング機能を含む技術的保護手段 (御意見) 18.ここでの「技術的保護手段」について、具体的にはどのようなものが想定されているか、議論や資料において挙げたものがあれば例として記載されてはいかがでしょうか？ 後述の委員意見とまとめから、「技術的保護手段」の狙いと必要性は述べられているものの、具体的な手段そのものの想起が困難であることから、十分に議論を受け止めることが難しいように思います。 【個人】	本報告書案30頁において、OS事業者が提供している技術的保護手段の具体例として、iOSのスクリーンタイムやAndroidのファミリーリンクといったOS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能について記載しています。
意見4-5-19	考え方4-5-19
(5)フィルタリング機能を含む技術的保護手段 VPNもフィルタリングで回避できる筈です。 スマホには『VPN構成の変更を許可しない』という設定があるのでこれをペアレンタルコントロールで制限できるようにすればいいんです。 また『複数回の説明を受けられる環境を作る為』に購入時に使う人の年齢を問わずに説明するように指導すればいいのではないのでしょうか。 大人にとっても『その手のサイトに行くつもりが無い時はフィルタリングを有効にする』のはPCやスマホをハッキングやウイルス等から守る有効な手段ですからね。 【個人】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見4-5-20	考え方4-5-20
『本報告書(案)48ページから49ページまで4本会合における議論(5)フィルタリング機能を含む技術的保護手段』についての意見 「フィルタリング」を超えて「技術的保護手段」へと拡大し、OS事業者への義務付けや発信生成リスクへの対応を総務省に求める提言に対し、以下の理由で強く反対します。 青少年保護を名目とした大人を含む全ユーザーへの監視拡大は、プライバシー侵害、表現の自由の萎縮、通	本会合における議論の前提となる共通認識の一つとして、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」であることを整理しているところであり、本報告書案では、「通信回線の多様化や新たなリスクに対応する

信の秘密の侵害を招きます。 これを理由に「技術的保護手段」としてOSレベルに規制対象を広げ、義務化すれば、デバイス上の全コンテンツ・行動のスキャンが可能となり、青少年だけでなく成人を含む全ユーザーのプライバシーが日常的に侵害される恐れがあります。 「フィルタリング」を超える「技術的保護手段の義務化」は、こうした侵襲的な監視を制度化してしまいます。 また、「発信リスク」や「生成AI」の安全設計を技術的保護手段に含めることは、投稿・生成前の内容チェックや制限に繋がり、表現の事前抑制を招きかねません。 監視やコンテンツモデレーションの存在自体が、ユーザーの自己検閲を誘発します。 一律の技術的制限は、大人も含めた全てユーザーの知る権利を損なう恐れがあります。 青少年保護のためとはいえ、大人を含む全ユーザーに適用される広範な手段は、表現の自由を不当に萎縮させます。 「閲覧制限」を目的としたフィルタリングを「技術的保護手段」全体に再定義し、OS事業者に強い義務を課すことは、法の趣旨を超えた広範な規制権限の創出につながります 青少年の保護は重要ですが、それを理由に「フィルタリング」を超えた技術的保護手段を義務化することは、プライバシーや表現の自由脅かし、社会全体の情報流通を委縮させます。 デジタルリテラシーの向上、保護者・本人の主体的関与で対処すべきです。 【個人】	ためには、閲覧制限を目的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するという意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方について検討すべきではないか(49頁21行目)。」と示しています。
意見4－5－21	考え方4－5－21
【意見2】 [意見の対象] 4(5)フィルタリング機能を含む技術的保護手段／4(7)(2)スマホソフトウェア競争促進法関係 OS事業者に対する青少年保護の義務が現行の環境整備法上「努力義務」にとどまっている点、また、スマホソフトウェア競争促進法上は青少年保護措置が指定事業者に対する禁止行為の「例外」としてしか位置づけられていない点は、青少年保護の位置づけとして弱すぎる。OS事業者及びアプリストア運営事業者による保護機能の提供は、禁止行為の例外ではなく、環境整備法上の独立した義務として明記すべきである。また、同法施行に伴うチョイススクリーンによるブラウザ選択機能について、選択後の各ブラウザにフィルタリングが適切に提供	スマホソフトウェア競争促進法については、公正取引委員会の所管となりますが、本報告書案52頁29行目に記載のとおり、青少年保護の観点から、チョイススクリーンのフィルタリングへの影響等を確認していく必要があると考えています。

適用されているかを、事後的な注意喚起にとどめず、定期的な法定確認事項として位置づけるべきである。 【個人】	
意見4-5-22	考え方4-5-22
(該当箇所) P.48 32行目『「フィルタリング」という言葉は、受信リスクを前提とした時代の概念であり、今問題が顕在化している発信拡散を中心としたリスクを捉えられていない』 (御意見) 賛成です。 【個人】	本報告書案に対する賛同の意見として承りました。
(6)携帯電話事業者による各種確認義務	
意見4-6-1	考え方4-6-1
(該当箇所) 携帯電話事業者が確認した年齢情報を今後どのように活用していくのかについては、年齢確認手法の検討(4(3)②)と併せて検討すべきではないか。 (御意見) 携帯電話事業者が保有する年齢情報を他事業者が利用する仕組みを検討する場合には、利用目的を「青少年保護に必要な範囲」に限定するとともに、表現の自由の萎縮とならないよう本人のプライバシーや個人情報保護に十分配慮した制度設計を行うべきである。 【エンターテインメント表現の自由の会】	年齢確認については、本報告書案において、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)。」と示しており、いずれの年齢確認手法を採用する場合でも、本人のプライバシーに十分配慮した方法とすべきであると考えます。
意見4-6-2	考え方4-6-2
(該当箇所) 全般 (御意見) 義務履行率があまり高くない現状に鑑みると、端末の購買形態の多様化という事情があっても、携帯電話事業者の各種確認義務について、さらに改善を促す取組は必要である。 (該当箇所)	年齢確認については、本報告書案において、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)。」と示しており、いずれの年齢確認手法を採用する場合でも、本人のプライバシーやセキュリティ上のリスクに十分配慮した方法とすべきであると考えます。

P.50 10行目 総務省に対し、「携帯電話事業者による各種確認義務」について以下の取組を求めることとする。 (御意見) 携帯電話会社が確認した年齢情報は、プライバシーやセキュリティ上のリスクを十分に考慮した上で、DPFやアプリ、SNS事業者と共有を図るべきである。これにより、より効果的な利用制限や青少年保護につなげる方策を検討すべきと考える。様々なハードルはあるが、今後の取り組みに期待している。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	
意見4-6-3	考え方4-6-3
(該当箇所) 全般 (意見) レーティングを指定する主体が誰になるにせよ、国は、そうしたレーティングの指針となる基準を示す必要があると考えます。また、その基準は、アプリストアが提供するサービスのみならず、子ども・若者が使用するあらゆる形態のデジタルサービスに適用されるレーティングに対して示されるべきと考えます。 (理由) 政府・本案は、法律による一律のSNS利用の年齢制限という手法は否定しつつも、同手法を導入した(検討している)国々の「SNS利用が子どもや若者の健康を損ない、命も奪っている」こと、すなわち、子ども若者の最も基本的な人権が侵害されている(可能性がある)ことへの危機感は共有されていると認識します。 ユニセフ「KeepingChildrenSafeOnline」(2025年)は、政府は法律、政策、インセンティブ、自主基準等を含む「スマートミックス」を実施し、デジタル環境で事業を行うすべての企業が、子どもの権利を含む人権を尊重するよう確保する必要があるとしています。また、同文書は、実効的な規制には、法的権限、財政的・人的資源を備えた執行メカニズムが必要であると指摘しています。ICSAによる自主的な子どもの性的虐待コンテンツ(児童ポルノ)のブロックング施策も、所謂「児童ポルノ等禁止法」の定義に基づいて行われていることから、国が一定の基準を示す必要があると考えます。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	本報告書案において、「アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることは合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定するということは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか。(48頁5行目)」と示しており、御指摘のようなレーティングの指定の基準を示すことも含めてどのような主体・体制がその役割を果たすべきか検討する必要があると考えます。
意見4-6-4	考え方4-6-4
(該当箇所)	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検

現在の環境整備法においては、フィルタリングサービスに関する各種義務の一つとして、携帯電話事業者に対して、青少年の年齢確認義務が課せられているが、その履行状況についても議論を行ったところ、構成員からは、今後どのような役割を果たしていくべきであるかという観点から意見があった。

(略)

上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「携帯電話事業者による各種確認義務」について以下の取組を求めることとする。

○現在の環境整備法上の携帯電話事業者に課せられた義務の履行のためには、青少年確認義務の履行は確実に行われるべきであるが、端末の購買形態の多様化も踏まえた上で、改善を促す取組を検討すべきではないか。

○携帯電話事業者が確認した年齢情報を今後どのように活用していくのかについては、年齢確認手法の検討(4(3)②)と併せて検討すべきではないか。

(御意見)

当社は、環境整備法の義務である青少年の利用者確認について、契約手続きの一環として一連のフローに組み込み、適切に対応してきたと自負しておりますが、調査の結果についても真摯に受け止め、引き続き適切な対応を実施して参る所存です。

役務の提供と無関係に端末が販売される場合においては、携帯電話事業者等に青少年確認義務が生じるものではないと理解しているほか、実態としましても、携帯電話事業者が管理できる範囲は、基本的には自ら提供する通信サービスの契約手続きに係る領域に限られることから、契約手続きを伴わない単なる携帯電話端末の売買契約においては、その関与が物理的に困難であり、実現性を踏まえた制度設計が必要と考えます。

年齢確認の在り方については、本報告書案においても、PFサービスの設計上の保護措置の前提となる「年齢確認」が利用者による自己申告となっている状況を踏まえ、適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないかと取りまとめられています。

この点を踏まえれば、PF事業者やOS事業者等における年齢確認の実効性を高める観点から、社会全体で共通的に利用可能であり、確認情報に関する正確性も担保されている公的な情報基盤であるマイナンバー制度の活用を含めて検討することが重要であると考えます。

また、年齢確認については、一義的には、青少年が利用するサービスを提供する事業者が、そのサービスの内容に基づき、有効な青少年保護措置を講じることができるよう、自ら必要な年齢情報の収集および、その年齢

討の際の参考とされるものと考えます。

情報に基づく青少年保護施策を講じることが、もっとも効果が期待できる取り組みであると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	
意見4－6－5	考え方4－6－5
(該当箇所) 現在の環境整備法においては、フィルタリングサービスに関する各種義務の一つとして、携帯電話事業者に対して、青少年の年齢確認義務が課せられているが、その履行状況についても議論を行ったところ、構成員からは、今後どのような役割を果たしていくべきであるかという観点から意見があった。 (略) 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「携帯電話事業者による各種確認義務」について以下の取組を求めることとする。 ○現在の環境整備法上の携帯電話事業者に課せられた義務の履行のためには、青少年確認義務の履行は確実に行われるべきであるが、端末の購買形態の多様化も踏まえた上で、改善を促す取組を検討すべきではないか。 ○携帯電話事業者が確認した年齢情報を今後どのように活用していくのかについては、年齢確認手法の検討(4(3)②)と併せて検討すべきではないか。 (御意見) 携帯電話事業者は、環境整備法の義務である青少年の利用者確認について、契約手続きの一環として一連のフローに組み込み、適切に対応してきたと自負しておりますが、調査の結果についても真摯に受け止め、引き続き適切な対応を実施して参る所存です。 役務の提供と無関係に端末が販売される場合においては、携帯電話事業者等に青少年確認義務が生じるものではないと理解しているほか、実態としましては、携帯電話事業者が管理できる範囲は、基本的には自ら提供する通信サービスの契約手続等に係る領域に限られることから、契約手続きを伴わない単なる携帯電話端末の売買契約においては、その関与が物理的に困難であり、実現性を踏まえた制度設計が必要と考えます。 また、「年齢確認」については、一義的には、青少年が利用するサービスを提供する事業者が、そのサービスの内容に基づき、有効な青少年保護措置を講じることができるよう、自ら必要な年齢情報の収集および、その年齢情報に基づく青少年保護施策を講じることが、もっとも効果が期待できる取り組みであると考えます。 【一般社団法人電気通信事業者協会】	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

意見4－6－6	考え方4－6－6
(該当箇所) P.49 30行目-P.50 18行目 (6)携帯電話事業者による各種確認義務 現在の環境整備法においては、フィルタリングサービスに関する各種義務の一つとして、携帯電話事業者に対して、青少年の年齢確認義務が課せられているが、その履行状況についても議論を行ったところ、構成員からは、今後どのような役割を果たしていくべきであるかという観点から意見があった。 (略) 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「携帯電話事業者による各種確認義務」について以下の取組を求めることとする。 ○ 現在の環境整備法上の携帯電話事業者に課せられた義務の履行のためには、青少年確認義務の履行は確実に行われるべきであるが、端末の購買形態の多様化も踏まえた上で、改善を促す取組を検討すべきではないか。 ○ 携帯電話事業者が確認した年齢情報を今後どのように活用していくのかについては、年齢確認手法の検討(4(3)②)と併せて検討すべきではないか。 ・当社としては、青少年インターネット環境整備法に基づく年齢確認義務をはじめとする各種義務について、これまでも着実かつ適切に履行してきており、今後も引き続き法令に基づく対応を確実に実施していく考えである。 ・SNSにおける年齢確認について厳格化する方針に賛同する。年齢確認は当該サービス提供事業者の責任のもと行われるべきである。年齢確認の着実な履行のために幅広い年齢確認手法を検討していただくとともに、一部の事業者に過度な負担が生じないよう制度設計をしていただきたい。 【KDDI株式会社】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見4－6－7	考え方4－6－7
(該当箇所) p.50 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「携帯電話事業者による各種確認義務」について以下の取組を求めることとする。	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

○現在の環境整備法上の携帯電話事業者に課せられた義務の履行のためには、青少年確認義務の履行は確実に行われるべきであるが、端末の購買形態の多様化も踏まえた上で、改善を促す取組を検討すべきではないか。

○携帯電話事業者が確認した年齢情報を今後どのように活用していくのかについては、年齢確認手法の検討(4(3)②)と併せて検討すべきではないか。

(当社意見)

・携帯電話事業者による青少年確認義務については、店頭における総務省覆面調査結果の状況も踏まえ、今後も運用の改善に取り組んでいく所存です。

・「端末の購買形態の多様化も踏まえた上で、改善を促す取組を検討すべき」との記載について、青少年確認義務は、端末の購買時ではなく、携帯電話インターネット接続役務の契約時に課される義務と認識しております。「端末の購買形態の多様化」が仮にオンラインでの端末の購買を想定されているのであれば、当社では、オンラインで端末の購買とともにモバイル回線の新規契約を行う場合、利用者が契約者本人か青少年かを申告いただくとともに、利用者が青少年の場合は、保護者と青少年双方の本人確認書類を提出いただかなければ、契約手続きが完了しない仕様としております。

・SNS等のサービスの新規利用時における年齢確認は、サービス内容やリスク特性等を最も把握している当該サービスの提供事業者の責務として適切に対応されることが原則と考えます。一方、当社は、本人の同意を前提に、確認した年齢等の情報を他社サービスで活用いただくサービスを既に提供しているところ、このような年齢確認情報を活用いただくことも手法の一つであると理解しております。ただし、そのような検討を進めるにあたっては、既存のビジネスモデル等に配慮いただくことを要望します。

【株式会社NTTドコモ】

意見4-6-8

6. 携帯電話事業者による各種確認義務

P.50「○現在の環境整備法上の携帯電話事業者に課せられた義務の履行のためには、青少年確認義務の履行は確実に行われるべきであるが、端末の購買形態の多様化も踏まえた上で、改善を促す取組を検討すべきではないか。

○携帯電話事業者が確認した年齢情報を今後どのように活用していくのかについては、年齢確認手法の検討(4(3)②)と併せて検討すべきではないか。」

考え方4-6-8

頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

(意見) 日本においては、携帯電話事業者が青少年インターネット環境整備法に基づき、回線契約時にユーザーの年齢確認を行うという長期にわたり確立された実務を担い、独自の重要な役割を果たしていることを認識しています。しかしながら、携帯電話事業者とデバイス、OS、アプリ事業者との間での年齢シグナル共有の提案については、技術的、運用上、およびプライバシーに関わる重大な課題が存在することから、慎重な立場をとっています。 携帯電話事業者からOSやサードパーティ製アプリに対して、ユーザーの属性データや検証済みの「年齢シグナル」を直接転送することを義務付けることは、ネットワーク上に大規模で中央集権的なデータ共有経路を構築することになります。このアプローチは、国内外のデータ最小化の原則と本質的に衝突するものです。また、ネットワークを介してユーザーの年齢ステータスを常時送信することは、セキュリティ上の攻撃対象領域を拡大させ、機微なユーザー属性データを傍受や悪用のリスクにさらすことになります。 先のセクションで言及したとおり、Googleは自社のファーストパーティサービスにおいて、多層的かつ包括的な年齢推定のアプローチを採用しています。Googleは、年齢推定がエコシステム全体の共通課題であることを認識しており、検証済みの年齢情報を必要とするサードパーティ開発者を支援するための技術を先導してきました。その一環として、Googleは、アプリやウェブサイトがデジタルウォレット内の年齢資格情報から18歳以上のシグナルを受信できるようにするCredentialManager APIを開発しました。これはゼロ知識証明技術を利用しており、必要最低限の情報のみを交換することを可能にし、プライバシーを厳格に保護する「ダブルブラインド」方式で処理されます。このプロセスにおいて、ユーザーの実際の生年月日、氏名、または検証の元となった機微な本人確認書類が明らかになることは一切ありません。 携帯電話事業者に対して極めて複雑で相互運用性のないデータ共有義務を課すのではなく、プライバシーに配慮した多様な手法に対応する、リスクベースかつ多層的な年齢推定の枠組みを支持推奨することを求めます。 【Google合同会社】	
意見4-6-9	考え方4-6-9
(該当箇所) 4(6)「携帯電話事業者による各種確認義務」確認義務 (御意見)	年齢確認については、本報告書案において、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルに

携帯電話事業者を年齢保証事業者として取り扱うことは、規律が効いていることもあり、効果的である可能性がある。しかしその為には、携帯電話事業者が確認した年齢情報を今後活用する場合には、通信契約情報をPFサービス利用と結びつけることによる横断追跡リスクを厳格に評価すべきであり、PF事業者本人識別情報を提供せず、年齢範囲又は閾値判定結果のみを提供すること、携帯電話事業者が確認先サービスを把握できないこと、明示的・個別的な同意を要すること、同意しない利用者に不合理な不利益を与えないこと、二次利用を禁止又は厳格に制限することを制度上の条件とすべきである。 【個人】	について検討すべきではないか(46頁1行目)。」と示しており、いずれの年齢確認手法を採用する場合でも、本人のプライバシーに十分配慮した方法とすべきであると考えます。
意見4-6-10	考え方4-6-10
『本報告書(案)49ページから50ページまで4本会合における議論(6)携帯電話事業者による各種確認義務』についての意見 本報告書が提示した、年齢情報の活用方法を、年齢確認手法の検討(4(3)②)と併せて議論するよう総務省に求める方向性に対し、反対します。 これらの措置は、大人を含む全利用者に対する監視・データ収集・プライバシー侵害の危険性を高めます。携帯電話事業者が確認した特定の個人と紐づいた年齢情報をPFサービス等を初めとした他事業者の年齢確認に用いることには懸念があります。 携帯電話事業者が年齢確認情報を活用する仕組み(他事業者との共有を含む)は、様々な事業者によって利用者全員の個人情報をより詳細に収集・保持・連携させることを意味します。 結果として成人利用者を含む大規模な年齢プロファイリングを生み、個人データが集中する監視インフラを構築します 本報告書の方向性は、青少年保護という目的を掲げつつ、技術的・制度的に大人を含む全ユーザーに対する監視・データ収集・プライバシー侵害を正当化するものです。 年齢確認情報の活用を進めるべきではありません。 【個人】	本報告書案において、「適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないか(45頁35行目)。」、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁2行目)。」と示しており、例えば年齢範囲の情報のみによって年齢確認を実施する方法など、プライバシーにも配慮した年齢確認手法とすることによって、必ずしも全ての関係事業者が個人情報を保有する必要はないと考えています。 したがって、本報告書案の方向性は、御指摘のように「青少年保護という目的を掲げつつ、技術的・制度的に大人を含む全ユーザーに対する監視・データ収集・プライバシー侵害を正当化するもの」ではないと考えます。
(7)その他	
意見4-7-1	考え方4-7-1

本ワーキンググループの検討対象が、技術的保護手段やサービス設計を通じた青少年保護にあることは理解する。また、そのような取組を充実させることは重要である。 一方で、技術的保護手段には限界があり、これを回避する手法は今後も生まれ続けることが想定される。また、保護措置によって危険な情報から隔離するだけでは、その情報がなぜ危険であり、どのようなリスクがあるのかを本人が理解する機会が失われるおそれもある。 青少年保護を持続的なものとするためには、技術的保護手段に加え、青少年が情報を主体的に判断し、社会に出た後も適切に行動できる ICT リテラシーを身に付けることが不可欠である。今後の制度設計においては、技術的措置とリテラシー教育を相互に補完するものとして推進することを期待する。 【エンターテイメント表現の自由の会】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
意見4-7-2	考え方4-7-2
(該当箇所) 第4章(7)①ICTリテラシーの向上(p.50～51)「事業者側が用意した技術的な保護措置の利用の促進」、②スマホソフトウェア競争促進法関係(p.52) (御意見) 事業者が用意した技術的保護措置の「利用の促進」を重視する方向に賛同する。リテラシー教育に加え、保護者が各家庭の事情に応じてサードパーティの見守り・保護サービスを認知し、容易に導入・設定できる環境整備が重要である。 スマホソフトウェア競争促進法により多様なアプリ・サービスの提供が促進されることは、青少年保護に資するサードパーティ技術的保護手段の選択肢を広げる点で望ましい。チョイススクリーン等を通じてフィルタリング/見守りサービスが公正に提示されるよう留意するとともに、OS・アプリストアの仕様によりサードパーティ見守りアプリの保護機能が不当に制約を受けることのないよう、相互運用性の確保にも配慮すべきである。 【Adora株式会社】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見4-7-3	考え方4-7-3
(該当箇所) 50ページ25行～52ページ3行 「(7)その他 ①ICTリテラシーの向上」 (御意見) ICTリテラシーの内容として、情報を取捨選択する力に加え、SNS広告やDMを入口とする被害(闇バイト、情報商	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、本報告書案において、「インターネットの技術・サービスの進展は早いため、青少年だけでなく、保護者・教職員という枠にとられない「大人」のリテラシー向上に努め

材、遠隔操作による借金等)を見抜き、提供側と利用側の情報格差を理解する力を明確に含めるべきである。対象は青少年本人に限らず、その子を育てる大人(親・祖父母等)や教員を含めるべきである。実施は学習指導要領の教科学習のみに委ねず、改訂を待たずに外部専門家を随時招く実践の場を中学校段階へ拡大すべきである。ただしリテラシー教育だけでは足りず、上記のサービス設計上のリスクへの規律と一体でなければ、情報格差を悪用した被害はなくなる。 【一般社団法人北海道消費者協会】	るべきではないか(52頁1行目)。」と示しており、PF事業者にリスク評価等を求めることと併せて、御指摘のように大人や教職員も含めてリテラシーの向上を図ることが重要であると考えています。 その他、頂いた御意見は参考の御意見として承ります。
意見4-7-4 (該当箇所) P50 25行①ICTリテラシーの向上全般 (御意見) ・リテラシー教育は重要だが、「全てを保護者と子どもに委ねる」構造では限界がある。 ・使用マナー、危険回避、課金トラブルなど全ての子どもに届く仕組みが必要である。 ・「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」において、体系的に議論を深めることを希望する。 P51 34行目 青少年及びその保護者に対して、これまでのリテラシー教育に加え、事業者側が用意した技術的な保護措置の利用の促進を図ることも重要 (御意見) 趣旨には賛同する。しかし、青少年はもとより、保護者にまで青少年保護措置の内容が行き届かず、理解が十分に深まっていないことが最大の課題であると考え。教育現場の多忙さや、リテラシーの高い教師の人材不足が、こうした施策の浸透を阻んでいる。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	考え方4-7-4 本報告書案において「最初に青少年の保護責任を負うのは保護者であるところ、青少年のSNS利用の全責任を保護者に求めるのではなく、保護者が負わなければいけない責任は何か、事業者がサービス設計の安全性として負わなければいけない範囲はどこまでか、学校をはじめとする教育機関が果たすべき役割は何かを整理することが必要(42頁5行目)。」「インターネットの技術・サービスの進展は早いため、青少年だけでなく、保護者・教職員という枠にとられない「大人」のリテラシー向上に努めるべきではないか(52頁1行目)。」と示しています。 また、ICTリテラシー向上に関する事項については、御指摘のとおり、「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」において議論されるものと認識しています。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見4-7-5 (該当箇所) ①ICTリテラシーの向上 ○事業者の取組や先進事例の現場への浸透、全国一律・体系的かつ継続的な学習機会の担保、啓発コンテンツへのアクセスの容易化、生成AI等の新たなサービスへの対応等について、議論を深める必要があるのでは	考え方4-7-5 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。

ないか。(P.51,L.28)

(御意見)

【意見】賛成

【理由】従来からも啓発コンテンツは、さまざま関係者が作成・公表してきているが、利用者にとって、何が自分に適切であるかが容易にわかり、かつ、これをより実効的な形で届けるための方策を検討する必要がある。また、保護者(=成人)への届け方について、今後、さらなる検討を進めていく必要がある。

○PFサービスごとに青少年保護措置の内容が異なる等、求められるリテラシーが多様化していることから、リテラシーの向上は重要であり、リテラシー教育が引き続き必要であることは間違いないが、青少年及びその保護者に対して、これまでのリテラシー教育に加え、事業者側が用意した技術的な保護措置の利用の促進を図ることも重要ではないか(P.51,L32)

(御意見)

【意見】賛成

【理由】ネット利用の低年齢化や、サービスの複雑化を考慮すれば、リテラシーの向上だけではなく、技術的保護手段が重要である。特に、事業者が自らのサービスのために用意した技術的な保護措置を利用することは、当該サービスの利用のために必要な知恵であるため、その促進を図ることが重要である。

②スマホソフトウェア競争促進法関係

○スマホソフトウェア競争促進法について、青少年保護の観点から、チョイススクリーンのフィルタリングへの影響等、施行に伴う影響を確認していく必要があるのではないかと。また、必要に応じて注意喚起を行う等の対応が必要ではないか。(P.52、L.29)

(御意見)

【意見】賛成

【理由】施行に伴い、ユーザーのみならず、PF事業者や技術的な保護措置を提供するサービス事業者に影響があると考えられる。施行に伴う影響の実態を把握し、利用者に対し、必要な情報が届けられるような措置が必要である。

【一般社団法人安心ネットづくり促進協議会】

意見4-7-6	考え方4-7-6
(該当箇所) P51 ○事業者の取組や先進事例の現場への浸透、全国一律体系的かつ継続的な学習機会の担保、啓発コンテンツへのアクセスの容易化、生成AI等の新たなサービスへの対応等について、議論を深める必要があるのではないか。 ○PFサービスごとに青少年保護措置の内容が異なる等、求められるリテラシーが多様化していることから、リテラシーの向上は重要であり、リテラシー教育が引き続き必要であることは間違いないが、青少年及びその保護者に対して、これまでのリテラシー教育に加え、事業者側が用意した技術的な保護措置の利用の促進を図ることも重要ではないか。 (御意見) SNS利用等で発生するリスクは、実名での炎上やディープフェイク等、リスクの内容が多様化しており、求められるリテラシーも多様化していることから、リテラシー教育の重要性が高まっているところ、学校や家庭でのリテラシー教育を強化するとともに、国や自治体はリテラシー教育へのサポートを強化するべきである。また、変化する多様なリスクに対応するため、リテラシー教育においてもAIを最大限活用すべきである。 【一般社団法人新経済連盟】	ICTリテラシー向上に関する事項については、「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」において議論されるものと認識しています。
意見4-7-7	考え方4-7-7
(該当箇所) P52 L4 (意見) 「○青少年(子ども・若者)のリテラシー向上に向けた施策の検討過程においては、子ども及び若者の意見を政策形成施策評価に継続的に反映する仕組みをつくるべきではないか。」を加える。 (理由) 「子どもの権利条約」第12条に基づき、国連子どもの権利委員会一般的意見25号は、その策定過程において、日本を含む28か国709人の子どもへの国際的協議を踏まえてまとめられました。また、ユニセフは、デジタル環境に関する取組において、子どもの意見及び視点を取り入れることを求めています(一例)。さらに、「課題と論点の整理」案も、条約第12条の理念に基づきこども家庭庁に常設された「こども若者★意見プラス」に諮問さ	本報告書案において、リテラシーの向上については、「課題と論点の整理」において総務省が主務府省庁として検討すべき論点について議論した際に付随して構成員から指摘のあった点を記載しているものであり、ICTリテラシー向上に関する事項については、「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」において議論されるものと認識しています。

れました。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	
意見4-7-8	考え方4-7-8
インターネット空間における匿名性を悪用した誹謗中傷、差別的言動、誤情報の流布といった諸問題に対し、根本的な解決を図るための「ネットリテラシー教育」の在り方を抜本的に見直すべきであるという観点から、以下の通り意見を述べる。 誤情報に対して正当な根拠を持って論理的に反論する能力は、民主主義を維持するための重要なリテラシーである。 【個人】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見4-7-9	考え方4-7-9
(該当箇所) 報告書案4(7)①ICTリテラシーの向上、②スマホソフトウェア競争促進法関係 (御意見) ICTリテラシー向上は、青少年だけでなく、保護者、教職員、その他の大人にも必要であるとする方向性に賛同する。 ただし、リテラシー教育は、保護者や子どもに責任を転嫁するためのものではなく、事業者の安全設計、透明性、説明責任、独立監査と組み合わせて実施されるべきである。 また、スマホソフトウェア競争促進法の施行に伴う代替アプリストア、ブラウザ選択、OS機能との関係については、競争促進と青少年保護の双方を確保しつつ、年齢情報や利用履歴が特定事業者に集中しないよう留意ないしは規律の導入を検討すべきである。 【個人】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見4-7-10	考え方4-7-10
(該当箇所) P50リテラシー教育が長期的には最も重要であるという認識は、行政、学校、事業者の間で、おおむね共有されていると思うが、全国一律に必修で、体系的かつ継続的な学習機会が担保されているかは、依然として大きなギャップがあるのではないか。	本報告書案において、リテラシーの向上については、「課題と論点の整理」において総務省が主務府省庁として検討すべき論点について議論した際に付随して構成員から指摘のあった点を記載しているものであり、ICTリテラシー

(意見) 学校によって機会の差は生じると思う。動画配信などを通じて、全国一律の学習機会を担保してほしい。リテラシーに乏しいのは、青少年よりも高齢者であり、青少年に限らず学習機会があることが望ましい。 【個人】	向上に関する事項については、「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」において議論されるものと認識しています。
意見4-7-11	考え方4-7-11
(該当箇所) P.51 ICTリテラシーの向上 (御意見) 米国政府によるPGPへの規制、中国政府の金盾の例を見ればわかるとおり、政府による技術的規制は技術的回避方法の開発意欲を刺激するため、方法は民間の現場に任せ、委員もご指摘の通り、政府は大人を含めたリテラシー教育に注力すべきと考える。 技術的方法による規制は、技術革新がおこると、突然に意味をなさなくなる場合があるため効果が不明である。国外の国際プラットフォームへの規制は効果があるのか疑問だが、国内のリテラシー教育であれば国内法の対象とすることが可能である。 【個人】	本会合において、「技術的措置(携帯電話事業者のフィルタリングサービス、OSのペアレンタルコントロール、SNSサービスの保護措置)により、全てのリスクを解消、カバーできるものではないことから、引き続き、リテラシー向上の取組の推進は必要(42頁10行目)。」との共通認識を整理しています。
意見4-7-12	考え方4-7-12
(該当箇所) 19. P51 24行目(7)その他 (御意見) 19.「保護者」「大人」へのリテラシー教育に関し、「学校等で行われる青少年向けの授業、啓発等はその内容を学校等から保護者・地域社会へと共有すること」を義務付けたり推奨したりするよう記載してはいかがでしょうか？ 「保護者」「大人」にとっても体系的なまとまった情報が得られるよい機会となりますし、家庭や地域社会での対話を通じた青少年の学習内容の定着にもつながると期待されます。 【個人】	本報告書案において、リテラシーの向上については、「課題と論点の整理」において総務省が主務府省庁として検討すべき論点について議論した際に付随して構成員から指摘のあった点を記載しているものであり、ICTリテラシー向上に関する事項については、「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」において議論されるものと認識しています。
意見4-7-13	考え方4-7-13
7.その他 P.52「②スマホソフトウェア競争促進法関係」	本会合において、「最初に青少年の保護責任を負うのは保護者であるところ、青少年のSNS利用の全責任を保護

(意見)

スマホソフトウェア競争促進法の施行に伴い代替アプリストアが参入する中、子どもと青少年保護の責任は、OS事業者やアプリストアに対して過度かつ不均衡な負担を課すのではなく、代替ストア事業者やソーシャルメディアプラットフォームを含む個別のサービスプロバイダー等、デジタルエコシステム全体で公平かつ多層的に分担されるべきです。

【理由】

1.「アプリストア一辺倒」の規制の限界とサイドローディングに伴うリスク: 子どもや青少年は、公式アプリストアのみならず、PC、ゲーム機、ウェブブラウザ、代替アプリストア、サイドローディング、プリインストールアプリなど、公式ストアを経由しない様々な経路からオンラインサービスにアクセスしています。公式アプリストアにのみ厳格な年齢推定やアクセス制限といった重い義務を課したとしても、青少年がウェブブラウザ等を通じてこれらの制限を回避することを防ぐことはできず、保護の実効性は担保できません。したがって、公正な競争環境を確保するためには、すべての種類の事業者等に等しく義務が課されるべきです。

2.個別サービス(特にソーシャルメディア事業者等)の第一義的責任の確立: コンテンツやアプリ設計に伴うリスクは、アプリの全コンテンツにアクセスする権限を持たないアプリストアではなく、個々のアプリ開発者自身によって直接生み出され、管理されています。これらの開発者は、詳細なユーザーデータやアカウント履歴を保有しており、リスクを判定し、個々のサービスに適合した安全機能を実装するのに最も適した立場にあります。一部の事業者が、自らの青少年保護の責任をアプリストア側へ転嫁しようとする提案は、単なる責任逃れに過ぎません。この分野における法制化を検討する場合には、子どもたちの安全を自らのプラットフォーム上で守る第一義的責任は、コンテンツおよびサービス提供者が負うべきであるという大原則を確立すべきです。

3.アプリストア運営事業者・OS事業者に対する免責規定の必要性: スマホソフトウェア競争促進法により、OS・アプリストア事業者は、セキュリティや安全上の懸念がある場合であっても、サードパーティの代替ストアやサイドローディングを許容する法的義務を負うことになります。同時に本報告書が求めるような代替経路で生じたトラブル等に対する高度な青少年保護義務や結果責任を問われることは、比例原則の観点からも問題です。よって、事業者が合理的かつ誠実な努力を行っている場合には、これらのプラットフォームは法的責任から免責される必要があります。

【Google合同会社】

者に求めるのではなく、保護者が負わなければいけない責任は何か、事業者がサービス設計の安全性として負わなければいけない範囲はどこまでか、学校をはじめとする教育機関が果たすべき役割は何かを整理することが必要(42頁5行目)。」「技術的措置(携帯電話事業者のフィルタリングサービス、OSのペアレンタルコントロール、SNSサービスの保護措置)により、全てのリスクを解消、カバーできるものではないことから、引き続き、リテラシー向上の取組の推進は必要(42頁10行目)。」との共通認識を整理しており、本報告書案において、「このようなサービスや利用形態の変化により生じた新たなリスクには、現在の環境整備法が義務とする携帯電話事業者によるフィルタリングサービスのみで対応し続けることは困難であると考えられ、青少年のインターネット利用に関わる者全てが、いわば総力戦として挑むべき課題である(53頁6行目)。」と示しています。

その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

5 今後の進め方

意見5－1	考え方5－1
(該当箇所) 全般 (御意見) 「総力戦として挑むべき課題」という認識に賛同する。喫緊の課題であり、諸外国の事例等を参考に、一定の強制力(または実効性)を持って、状況に応じた施策を講じるべきだと考える。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
意見5－2	考え方5－2
(御意見) 今後の制度設計における継続的なステークホルダーとの対話 ATAは、本枠組みの具体化に向けた検討が進められる過程においても、業界及びその他の関係者との継続的な対話を行うことを推奨します。 特に、ATAは以下の点について提案します。 ・より具体的な制度設計が進められるにあたり、PF サービス事業者、OS 事業者、アプリストア運営事業者、携帯電話事業者、青少年保護に関する専門家その他の関係者との継続的な意見交換及び協議を行うこと。 ・今後新たな義務を導入する場合には、必要となる技術的及び運用上の対応を踏まえ、十分な実施期間を確保すること。 ・青少年のオンライン上の安心・安全に関する一貫性のある整合的な制度運用を実現するため、関係府省庁間における十分な連携を図ること。 【AsiaTechAlliance(アジア・テック・アライアンス)】	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見5－3	考え方5－3
(該当箇所) P53 L6-9 (意見) 「・・・青少年のインターネット利用に関わる者全てが、いわば総力戦として挑むべき課題である」とされたことを歓迎します。他方で、今後のご議論・ご検討の過程では、事業者の自主的取組を尊重しつつも、法令やガイドラ	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

イン、透明性報告、外部評価、研究者による検証可能性、子ども・若者の参加等も組み合わせた「スマートミックス」により、子どもの権利を実効的に確保する枠組づくりを目指していただきたいと思います。 (理由) ユニセフ「KeepingChildrenSafeOnline」(2025年)は、政府は法律、政策、インセンティブ、自主基準等を含む「スマートミックス」を実施し、デジタル環境で事業を行うすべての企業が、子どもの権利を含む人権を尊重するよう確保する必要があるとしています。また、同文書は、実効的な規制には、法的権限、財政的・人的資源を備えた執行メカニズムが必要であるとも指摘しています。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	
意見5-4	考え方5-4
(該当箇所) 全般 (御意見) 【意見】賛成 【理由】特に、「青少年のインターネット利用にかかわるもの全てが、いわば総力戦として挑むべき課題である」という点(P.53、L.8)、および、「一日も早く、青少年の安心・安全なインターネット利用について具体的な取組を開始すべき」という点(同L. 23)に強く同意する。 合わせて、今後も、ネット利用環境の急速は変化に対応できるよう、適時の見直しがされることが制度上担保されることを望む。 【一般社団法人安心ネットづくり促進協議会】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見5-5	考え方5-5
(該当箇所) 第5章 今後の進め方 (p.53)「各関係者が…果たすべき事項」「実効性を担保するための措置が不可欠」 (御意見) 「総力戦」として各関係者が役割を果たすべきとの整理に賛同する。その「各関係者」には、PF 事業者・OS 事業者・携帯電話事業者に加え、サードパーティの青少年保護・見守りサービス事業者を明示的に含めるべきである。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

実効性担保の観点から、(1)技術的保護手段の対象にサードパーティ見守りサービスを含めること、(2)その有用性・利用実態に関する実態調査を行うこと、(3)こども家庭庁等と連携し、保護者が信頼できる保護サービスを選択できるよう情報提供・推奨の枠組みを整備すること、を早期に開始すべきである。 【Adora 株式会社】	
意見5－6	考え方5－6
(該当箇所) 53 ページ 13 行目 リスク評価の対象となる PF サービスの基準、評価項目等については、「課題と論点の整理」に基づき関係省庁において検討されている論点に係るリスクも踏まえ、多面的に検討すべきである。 (御意見) (要旨) 当協会は、本報告書案におけるプラットフォームの対象範囲及び定義が過度に広範であることを懸念しておりません。 当協会の会員各社が消費者に直接提供するオンライン・ビデオ・オン・デマンドコンテンツサービス(VOD)は、安全性を基礎に据え、責任ある形で設計・構築されており、ユーザー生成コンテンツプラットフォーム等と比較して根本的に低リスクであるといえます。このようなサービスについては、本報告書案及びこどものオンライン上の安全に関する法的・政策的検討を巡るより広範な議論の対象範囲から明確に除外することをご検討いただきたく存じます。 (本文) 日本国際映画著作権協会(以下「当協会」といいます。)は、貴省による「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書(案)」(以下「本報告書案」といいます。)について、当協会の意見を提出する機会を頂戴しましたことに、深く感謝申し上げます。当協会は、日本政府において、こどものオンライン上の安全の確保に向けた施策が検討されており、貴省が公表する最終報告書が今後の政策的な検討に資するものになると理解しております。 当協会は、映画及びテレビコンテンツの国際的な製作会社及び配給会社 7 社の利益を代表する業界団体である MotionPictureAssociation(以下「MPA」といいます。)の日本法人(注 1)です。当協会は、こどもにとってより安全なオンライン空間を創出するという日本政府の取組みに賛同しております。他方で、当協会は、本報告	リスク評価等の対象範囲について、本報告書案では「取組を求める対象となる事業者又はサービスについて検討する際は、青少年の利用実態に着目し、サービスの態様や類型を限定することなく、多くの青少年が利用するサービスが対象となるような基準を設定すべきではないか(44 頁21行目)。」、「リスク評価の対象となるPFサービスの基準、評価項目等については、「課題と論点の整理」に基づき関係省庁において検討されている論点に係るリスクも踏まえ、多面的に検討すべきである(53頁13行目)。」、「総務省は本会合の提言を踏まえ、「課題と論点の整理」に記載されたその他の論点と併せてこども家庭庁等と連携し、一日も早く、青少年の安心・安全なインターネット利用について具体的な取組を開始すべきである(53頁22行目)。」と示しており、引き続き検討すべき事項であると考えます。その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

書案における対象範囲及び定義が過度に広範であることを懸念しております。貴省においては、日本における将来のこどものオンライン上の安全に関する法制度の対象範囲に、責任ある低リスクのサービスが意図せず含まれることのないよう、この点を明確化していただきたいと考えております。

実際、当協会の会員各社が消費者に直接提供するオンライン・ビデオ・オン・デマンド(以下「VOD」といいます。)コンテンツサービスは、安全性を基礎に据え、責任ある形で設計・構築されています。これらのサービスには、国際的なベストプラクティスに沿った実効的なコンテンツ安全対策ツールが既に組み込まれており、家庭において、保護者が、保護者自身及びそのこどもが視聴するコンテンツを管理できるようになっています。したがって、VOD サービスは、ユーザー生成コンテンツ(以下「UGC」といいます。)プラットフォーム等の他のデジタルプラットフォームと比較して、根本的に低リスクであるといえます。

例えば、VOD サービスでは、一般に、アカウント登録を成人に限定することが求められており、アカウント保有者は通常、当該サービスを利用するための最低年齢である 18 歳以上です。多くの VOD サービス(当協会の会員各社が運営するものを含みます。)では、確立された年齢確認の方法としてクレジットカードによる年齢確認を用いており、かかる確認制度は、様々な法域においても確立されています。成人向けコンテンツへのアクセスについては、パスワードによる保護が講じられる場合もあります。また、VOD サービスでは、未成年者による無断利用を防止するため、アカウント保有者に対し、ログイン認証情報を適切に管理するよう促しています。このような年齢確認措置は、特に、無制限のアクセス機能を有する他のプラットフォームと比較した場合、こどもを保護するための追加的な保護措置として機能するものです。

その他の主要な例としては、以下のものが挙げられます。

- ・当協会の会員各社は、こども同士又はこどもと見知らぬ者との間のやり取りを可能にしておらず、UGC もホストしていません。

- ・当協会の会員各社は、以下の措置も講じています。

- 専門的なコンテンツキュレーション

- アカウント登録時のアクセス制御(決済を伴うサブスクリプションへの登録及び／又は年齢確認を含み、これらは、こどもによる保護者等の監督を伴わないアクセスを制限する実質的な年齢制限として機能します。)

- 強固なペアレンタルコントロール

- 年齢に適したこども用プロフィール

○強固かつ一貫したコンテンツ分類枠組みに基づくコンテンツフィルター及びガードレール ・当協会の会員各社は、一般に、社内においてこども保護方針(社内のリスク及びこどもの安全に関する評価枠組み並びにコンテンツ削除手順を含みます。)を整備しています。 ・当協会の会員各社は、グローバルに事業を展開しており、異なる法域の様々な法令を遵守しているほか、一般に、社内においてこどもの個人データ保護方針も整備しています。 そのため、当協会は、貴省に対し、当協会の会員各社が提供する VOD サービスのような責任あるサービスについては、本報告書案及びこどものオンライン上の安全に関する法的・政策的検討を巡るより広範な議論の対象範囲から除外することをご検討いただきたく存じます。「プラットフォーム事業者」及び「PF 事業者」等の本報告書案における主要な概念については、VOD サービスをその対象から明確に除外すべきです。 このような差異を踏まえた、きめ細やかなアプローチを採ることにより、日本政府は、責任ある、より低リスクのサービス類型において既に導入されている保護措置を適切に評価しつつ、こどもに対して最も大きなリスクをもたらすサービスに対して、監督にかかる貴重な資源を集中させることが可能となります。このようなアプローチは、諸外国及び地域で採用されているアプローチ(例えば、ContentCode に基づく規制枠組みを有するマレーシアを含みます。)とも整合するものです。同枠組みにおいては、サービス事業者自らがコンテンツ安全措置の実施し、その監督については、政府による介入を最小限に抑えながら、業界主導の枠組みを通じて行われています。 本意見をご検討いただけますと幸いです。当協会としては、アジア太平洋地域における他法域の比較可能なこどもの安全に関する制度や取組についての国際的な知見及びベストプラクティスを共有する機会を頂戴できましたら幸いです。 注 1MPA は、AmazonStudiosLLC、NetflixStudios,LLC、ParamountPicturesCorporation、SonyPicturesEntertainmentInc.、UniversalCityStudiosLLC、WaltDisneyStudiosMotionPictures 及び WarnerBros.Discovery,Inc.を代表しています。 【株式会社日本国際映画著作権協会】	
意見5ー7 (該当箇所) P.53「リスク評価の対象となる PF サービスの基準、評価項目等については、「課題と論点の整理」に基づき関係省庁において検討されている論点に係るリスクも踏まえ、多面的に検討すべきである。	考え方5ー7 頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

また、保護措置の前提となる「年齢確認」の厳格化の検討に当たっては、諸外国の事例も参考に、プライバシーやセキュリティも考慮した上で、実現可能な技術・仕組みによる方法を検討すべきである。

さらに、各関係者の具体的な取組内容の整理に際しては、どのような形で必要な取組を求めるかについても検討すべきであり、その取組を強く促すためには、実効性を担保するための措置が不可欠である。」

（意見）

Google は、政策立案者の皆様に、オンライン上の安全性、ユーザーのプライバシーの権利、そして情報へのアクセス権といった多くの要素のバランスを取る必要がある「子どもの安全規制」を巡る多面的な課題において、Google が建設的に協力する存在であると捉えていただけることを願っています。

Google は、子どもと青少年をデジタル世界から隔離するのではなく、デジタル世界の中で守るための「エビデンス(科学的根拠)に基づく規制」を支持します。これには、保護者による管理機能(ペアレンタルコントロール)の業界共通基準の策定、特定のリスクの高い機能へのアクセス制限、製品開発における独立した児童安全専門家からの意見の取り入れ、プライバシーを保護する年齢推定ツールの導入、および明確なコンテンツ基準の確立を求める提案が含まれます。

また法的手段の導入にあたっては、規制対象とするプラットフォームに対して、あらゆる年齢の子どもの独自のニーズや特性に保護者が柔軟に対応できるよう、プライバシーに配慮した「年齢に応じた一連の設定」を提供することを義務付けるべきです。さらに、未成年者に対するパーソナライズド広告の配信や、データブローカーを含む第三者への子どもや青少年の個人情報の販売は、禁止されるべきです。

こうした包括的なアプローチをとることによって、各事業者にはより安全で年齢に適した体験を構築するインセンティブが働き、保護者はそれぞれの家庭にとって正しい選択をする権限を持つことができるようになります。

そして当然ながら、並行して、テクノロジー、メディア、エンターテインメント業界は子どもや青少年のユーザーに対して責任を負っており、Google はこれらの重要な課題について世界中の規制当局との建設的な対話を補完しつつ、独自の取り組みや投資を継続してまいります。

以上の目的を達成するため、政府が今後の法案、政令、省令、およびガイドラインの策定を進めるにあたり、新たな義務や要件が技術的に実現可能であり、また合理的かつ均衡が取れた、事業者にとって過度な負担とならないものであり、子どもと青少年の安全性とユーザーの基本的な権利とを効果的に両立させるものとなるよう、事業者との継続的かつ深い協議の場を設けていただくことを強く要望いたします。

【Google 合同会社】

意見5－8 (該当箇所) 全体として (御意見) 本報告書で求めている対策は、技術的に可能で効果があることを検証済みでしょうか。 技術的に実現不可能な対策を求められても、総務省の皆さんも困ると思います。 こども家庭庁が「SNS 事業者を利用者の年齢確認など子どもを保護する対策を義務づける検討」と独自に規制を行おうとしているようであるが、前述のとおり実効性を伴うとはとても思えないので抑制してほしい。 【個人】	考え方5－8 本報告書案においては、インターネット上の青少年保護に関して、技術的対応可能性を踏まえて各関係事業者の役割分担を検討すべき(49頁25行目)としており、関係事業者に求めるべき取組は、技術的な実現可能性を踏まえて検討すべきと考えます。 なお、上記報告書案において、「総務省は本会合の提言を踏まえ、「課題と論点の整理」に記載されたその他の論点と併せてこども家庭庁等と連携し、一日も早く、青少年の安心・安全なインターネット利用について具体的な取組を開始すべきである(53頁22行目)。」と示しています。
意見5－9 (該当箇所) 20. 53ページ16行目 5今後の進め方 (御意見) 「「年齢確認」の厳格化」について、匿名性の制限を通じた「表現の自由」「発信の自由」といった権利の抑圧にもつながりうることから、「プライバシーやセキュリティも考慮した上で」の箇所を「プライバシーやセキュリティに加えて「表現の自由」や「発信の自由」等の青少年の権利にも考慮した上で」としてはいかがでしょうか？ 【個人】	考え方5－9 本会合における議論の前提となる共通認識の一つとして、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」であることを整理しています。
意見5－10 (該当箇所) 報告書案5「今後の進め方」 (御意見) 今後の制度設計においては、青少年保護を目的とする取組の実効性を高めるだけでなく、保護措置自体の副作用を継続的に評価する仕組みが必要である。 具体的には、以下を今後の検討事項として明記すべきである。 1.ユーザーの脆弱性をつくようなプロファイリング・ターゲティング・誘導をしないように、中毒性のある画面設計	考え方5－10 頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

を禁止するように、より広義にはアテンションエコノミーの弊害を緩和するように制度整備すること。

2.一律の年齢制限を導入しないこと。

3.年齢確認は必要かつ比例的な場合に限定すること。

4.年齢確認は本人確認ではなく、必要最小限の属性証明として設計すること。

5.データ最小化、目的限定、非追跡性、二次利用禁止を原則とすること。

6.成人の匿名・仮名利用を維持すること。

7.リスク評価は(事業者にとってのリスクではなく)ユーザー及び社会に取ってのリスク評価であることとすること

8.評価に当たっては、保護措置そのものの副作用を含めること。

9.OS 事業者・携帯電話事業者を用いた年齢確認を導入する場合は、横断的追跡を防ぐ技術的・法的歯止めを設けること。

10.子どもの安全だけでなく、子どもの知る権利、プライバシー、表現、参加、創作、学習、相談、デジタル技能形成も保護対象として位置付けること。

また、今後の進め方として、制度影響評価に以下を追加すべきである。

11.OS 事業者への年齢確認義務付けが、プライバシー重視 OS、オープンソース OS、代替 OS、研究開発目的の OS、組込み OS、共同利用コンピューターに与える影響。

12.年齢確認事業者への依存が、政府 ID・顔画像・生体情報の集中、越境移転、再委託、政府アクセス、ベンダーロックイン、競争阻害を生むリスク。

13.年齢確認方式が、KYC/AML、ウォッチリスト照合、PEP 照合、ネガティブニュース・スクリーニング(Adversemediascreening)、リスクスコアリング等、年齢確認以外の本人確認・監視機能と機能的に混在しないことの確認。

14.政府 ID・顔画像・動画セルフィーを用いない代替手段の提供と、当該代替手段を選択した利用者への不利益取扱いの禁止。

【個人】

6 全般

意見6－1

【本意見の基本的な考え方】

考え方6－1

本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
 なお、本報告書案において、リテラシーの向上について

本報告書(案)が、青少年を取り巻くデジタル環境のリスクの多様化を直視し、一律の使用禁止という安易な手段に与しなかったことを、まず評価する。その上で本意見は、報告書の方向性に賛同しつつ、いくつかの重要な論点について、より踏み込んだ対応を求めるものである。

本意見の根底には、一貫した一つの問題意識がある。すなわち、現在のデジタル環境の本質的な問題は、個々のコンテンツの有害性にあるのではなく、利用する者がもはや関与も監督もできない規模と設計に達した「構造」そのものにある、という認識である。

プラットフォームのアルゴリズムが何を子どもに見せているかは、保護者には見えない。無限スクロール、レコメンド、プッシュ通知は、大人が気づいて止める速度を超えて、子どもの注意を捕らえ続けるよう最適化されている。子どもは大人より技術に習熟し、大人が監督する側に立てない。一個人や一家庭が、世界規模の資本と行動科学を投じて設計されたシステムと対等に渡り合うことは、もはや不可能である。

この構造を放置したまま「家庭での見守り」や「保護者のリテラシー」に責任の中心を置く発想は、現実から乖離している。責任の所在は、子どもが関与できないように設計した提供者の側に移されなければならない。そして、その規律を実効あるものとし、かつ人間を『ただ信じるしかない』無力な存在にしないために、利用者の側の判断する力を育てることが、車の両輪として不可欠である。本意見は、この二点を貫く理念から述べるものである。

【総論：報告書に通底させるべき三つの原理】

一 情報の格差を見抜く力としてのリテラシー

事業者と利用者の間には、埋めがたい情報の格差がある。事業者は設計の中身もリスクもデータの利用方法も知るが、利用者、とりわけ子どもは何一つ知らされない。リテラシー教育の本質は、情報を主体的に読み解き、適切に取舍選択し、活用する力を育てることにあるが、その力には、提供する側と利用する側の間にある情報の格差を見抜き、一方的に不利な立場に置かれないようにする力も含まれるべきである。

は、「課題と論点の整理」において総務省が主務府省庁として検討すべき論点について議論した際に付随して構成員から指摘のあった点を記載しているものであり、ICTリテラシー向上に関する事項については、「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」において議論されるものと認識しています。

したがって、リテラシー教育は個人が賢く自衛するための自助努力にとどめず、事業者に情報を開示させ依存的设计を規律すること、双方からの働きかけによって進められるべきである。利用者側の理解を引き上げる教育と、提供者側の透明性を高める規律は、車の両輪として機能して初めて、実効性を持つ。

二 予防原則という原理

子どもの生命や精神的健康に関わる問題では、害が完全に証明されるまで対応を見送るという態度は、もし害が真実であった場合に取り返しが見つからない。深刻かつ不可逆な害の可能性が相応にあるならば、確証を待たずに予防的に保護へ動くべきである。これは医療・環境・児童保護の各分野で確立した考え方であり、害の可能性を示す少数の研究を、多数派の結果に流されて軽視してはならない。

三 人間を無力化させないという原理

構造への規律を強化するだけでは、人々は新たに作られた仕組みの中身が見えないまま、それを『ただ信じる』しかなくなる。ブラックボックスを別のブラックボックスに置き換えるだけでは、人間が判断する主体であることをやめさせられる構造は変わらない。仕組みを疑い、これはおかしいと言える力を、大人も子どもも同時に持つこと。これは便利な機能の話でも、親のしつけの話でもなく、人間が考えることをやめないための、社会の根幹に関わる問題である。

【結びに：子どもが子どもらしくいられる時間を守るために】

これらの施策が目指すのは、単に害を減らすことではない。かけがえのない子ども時代を、子どもが子どもらしくいられる時間として守ることである。子どもが子どもらしくいられる時代は、わずかしかない。だからこそ、その短い時間を、利益のために設計されたサービスに侵食させてはならない。

問題はテクノロジーの構造そのものにあり、個人はもはやそこに関与できない。ゆえに責任は設計の側に移し、独立した公共の機関がこれを規律・監視しなければならない。しかし規制を作るだけでは、人々は新たなブラックボックスを『ただ信じる』しかなくなり、無力化される。それを防ぐ最後の砦が、大人も子どもも同時に持つべき、仕組みを疑い判断する力としてのリテラシーである。

人間が判断する力を失い、与えられたものを与えられるまま受け取るようになること——それは、社会が自ら考える力を手放すことに通じる。子どもが、自分の頭で世界を見て育つ時間を守ることは、その社会が自ら考える力を持続けるための、出発点にほかならない。一律の禁止という安易な手段ではなく、提供者の設計への実効ある規律と、全世代にわたるリテラシー教育、そして発達に応じた段階的な関わりによって、子どもが子どもらしく育つ環境を、社会全体の責任として整えられることを、強く求める。

【参考資料：上記の意見（保護措置の在り方）で引用した海外資料について】

上記「3. PFサービスの設計上の青少年保護措置」の意見のうち、豪州における一律の SNS 利用禁止の施行後の状況に関する記述は、英語で公表された一次資料に基づく。国内で同種の効果検証は確認できなかったため、参考として当該資料の出典及び要旨（日本語訳要約）を付す。

出典：eSafetyCommissioner（豪州政府ネット安全担当機関）公式発表／CBC（カナダ放送協会）、Bloomberg、NPR、JURIST 各紙の報道（2026 年 6 月 27 日～30 日）

<https://www.esafety.gov.au/about-us/industry-regulation/social-media-age-restrictions>

<https://www.cbc.ca/news/world/australia-social-media-kids-new-legislation-9.7252325>

記事本文（要約・独自表現による記述）：

豪州では 2025 年 12 月 10 日、16 歳未満の利用者に SNS アカウントを持たせないよう事業者に義務づける法律が施行された。世界で初めて導入された、年齢を理由に SNS 利用そのものを制限する法制度である。施行から間もない時期には、対象となる複数のサービスで、合わせて 500 万件を超える未成年アカウントが削除・停止されたと政府は説明していた。

ところが施行から半年余りが過ぎても、対象年齢の利用者がなお各サービスを使い続けているとの指摘が相次いだ。豪州政府は 2026 年 6 月 29 日、規制を強化する新たな法案を議会に提出した。この法案では、違反した事業者への罰金の上限を、これまでの水準からおよそ倍にあたる 9900 万豪ドル（当時のレートで約 68 百万米ドル相当）まで引き上げるとしている。あわせて、ネット安全を所管する eSafety コミッショナーの権限を拡大し、年齢確認技術を提供する第三者から情報を得るなどして、事業者側の説明を検証できるようにする。

アルバニー・ジー首相は、大手プラットフォーム事業者の対応が十分でなく、今なお多くの子どもが SNS を利用し続けている実態があると述べ、規制の実効性を高める考えを示した。所管閣僚も、事業者側の抵抗が法改正の理由であると説明している。一方、野党の一部議員からは、当初の法律が力不足であったとして、規制強化そのものは支持する姿勢が示された。なお、eSafety コミッショナーは、Meta(フェイスブック・インスタグラム)、TikTok、Snapchat、Google が運営する YouTube の 5 サービスについて、法令違反の疑いがないか調査を進めているとされる。 【一般社団法人北海道消費者協会】	
意見6-2	考え方6-2
ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、日本を含む世界 100 か国以上で人権状況を監視・報告する非政府組織です。HRW は、総務省「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書(案)」(2026 年 6 月)に係るパブリックコメント募集に対し、以下の意見を提出します。 HRW は、既存の制度が、プラットフォームの設計、アルゴリズムによる拡散、子ども自身の情報発信行為を含む、子どもたちがオンラインで直面する多様化したリスクへの対処として限界があるという本ワーキンググループ(「WG」)の認識、および保護機能がデフォルト(初期設定)でオンになっているべきという草案の指摘を歓迎します。しかし、HRW は日本政府に対し、こうしたリスクの特定に加えて、子どものデータを包括的に保護し、デジタル環境における子どもの権利全体を保護するための法律を制定するよう強く求めます。そうした措置は、日本も批准した「国連子どもの権利条約(UNCRC)」、およびデジタル環境について UNCRC を実施するための権威ある指針を定めた子どもの権利委員会の一般的意見第 25 号(CRC/C/GC/25)に沿ったものであるべきです。 【国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見6-3	考え方6-3
(該当箇所) 全体・総論 (御意見) グローバルにおいて青少年の SNS 利用に関する議論や法制度整備が進展する中、日本国内においてもインターネット上の課題への対応について検討が進められ、今般、第一次報告書(案)が取りまとめられたことについて、その意義を深く理解いたします。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

一方で、SNS 等のオンラインサービスと一口に言っても、テキスト、動画、静止画の投稿・共有、ライブ配信、メッセージング等、その機能や利用形態は多岐にわたり、サービス規模もグローバルな大規模事業者から国内の小規模事業者まで様々です。また、青少年の利用を想定しているサービスもあれば、そうではないサービスも存在しており、サービスの性質や利用実態によって、青少年が直面するリスクや求められる保護措置は大きく異なります。 また、SNS 等は、青少年にとって様々な情報やコミュニティにアクセスするための手段であるとともに、学校や家庭とは異なる人とのつながりを持つ場や、自らの悩みや不安を安心して相談できる場としての役割も果たしています。とりわけ、現実社会に居場所を見いだしにくい子どもにとっては、オンライン上のコミュニティが心の拠り所となっている場合も少なくありません。 さらに、メッセージングサービス等は、行政機関や民間団体が設置する子ども向け相談窓口への連絡手段として活用されるなど、支援へのアクセスを支える重要な社会インフラとしての側面も有しています。そのため、制度設計によって保護者による利用制限や管理が過度に強化される場合には、家庭内での虐待や深刻な家庭環境に置かれた子どもが支援機関へ助けを求める機会や、信頼できる第三者とのつながりを失うといった影響が生じる可能性についても十分留意する必要があります。 こうしたことから、青少年保護に向けた制度設計に当たっては、有害情報への対策やリスク低減を図ることはもとより、青少年が適切な情報や支援にアクセスし、安心してコミュニケーションを行う機会を不当に損なわないという観点との適切なバランスを確保することが重要と考えます。 その上で、サービスの性質や利用実態が異なれば、青少年が直面するリスクや求められる保護措置も当然異なるものと考えます。一律の制度設計や過度な義務付けは、新たなサービス開発やイノベーションを阻害し、結果として我が国のインターネット産業全体の競争力に影響を及ぼすおそれもあることから、制度設計に当たってはサービスの多様性や実務上の実現可能性にも十分配慮いただくことが望まれます。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	
意見6－4	考え方6－4
総論 当社では、これまでも環境整備法に基づき、フィルタリングにかかる各種義務を遵守し、青少年及びその保護者に対して、安心安全なインターネット利用の促進を目的とした、携帯ショップにおける携帯教室などのモラル啓発に関する取り組みや、家族間でのルール作成の推奨などリテラシー向上に資する取り組みを実施してまいりまし	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

た。 このたび本報告書案において、青少年のインターネット利用を取り巻く環境が変化したこと、それに伴い、新たに青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組の方向性が示されたことについて賛同するとともに、今後も引き続き、青少年保護に資する取組を積極的に進めてまいります。 本報告書案では、青少年のインターネット利用に係るリスクは、違法有害情報の閲覧等のリスクに加え、発信・拡散・生成、生成 AI に関わるリスク等、多様化していると取りまとめられており、そのようなリスクから青少年を守るためには、今まで青少年保護の中心的な取り組みであった携帯電話事業者によるフィルタリングサービスだけでなく、構成員からも言及がある通り、OS 事業者、PF 事業者などのステークホルダーがより主体的に関与し、青少年を保護する取り組みを促進し、そして、関係者間で連携して取り組むことが必要であると考えます。 今後、制度化やガイドライン化を検討するに当たっては、青少年が利用するサービスを提供する事業者が、有効な青少年保護施策を講じることを第一義とし、それに加え関係者が連携し実効性のある枠組みを構築することが必要であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	
意見6－5	考え方6－5
総論 当協会の会員である携帯電話事業者では、これまでも環境整備法に基づき、フィルタリングにかかる各種義務を遵守し、青少年及びその保護者に対して、安心安全なインターネット利用の促進を目的とした、携帯ショップにおける携帯教室などのモラル啓発に関する取り組みや、家族間でのルール作成の推奨などリテラシー向上に資する取り組みを実施してまいりました。 このたび本報告書案において、青少年のインターネット利用を取り巻く環境が変化したこと、それに伴い、新たに青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組の方向性が示されたことについて賛同するとともに、今後も引き続き、青少年保護に資する取組を積極的に進めてまいります。 本報告書案では、青少年のインターネット利用に係るリスクは、違法有害情報の閲覧等のリスクに加え、発信・拡散・生成、生成 AI に関わるリスク等、多様化していると取りまとめられており、そのようなリスクから青少年を守るためには、今まで青少年保護の中心的な取り組みであった携帯電話事業者によるフィルタリングサービスだけでなく、構成員からも言及がある通り、OS 事業者、PF 事業者などのステークホルダーがより主体的に関与し、青少年を保護する取り組みを促進し、そして、関係者間で連携して取り組むことが必要であると考えます。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

今後、制度等の詳細を検討するに当たっては、青少年が利用するサービスを提供する事業者が、有効な青少年保護施策を講じることを第一義とし、それに加え関係者が連携し実効性のある枠組みを構築することが必要であると考えます。 【一般社団法人電気通信事業者協会】	
意見6－6	考え方6－6
総務省「青少年インターネット環境整備報告書(案)」に対する Google 意見 Google は、一律の利用制限(年齢制限)は青少年の「知る権利」や「デジタルアクセス権」を損なうため望ましくないという総務省の基本認識に強く賛同します。Google は、「子どもたちをデジタル世界から守るのではなく、デジタル世界の中で守る」という理念のもと、以下の通り意見を表明します。 1.規制アプローチとリスク評価 「セーフティ・バイ・デザイン」の支持:画一的な規制ではなく、G7 原則に沿った柔軟なリスクベースのアプローチを求めます。 アルゴリズム(推奨機能)制限への懸念:推奨機能は教育コンテンツや質の高い情報へ結びつける重要な役割も担っています。一律の禁止や制限ではなく、「透明性の確保」と「ユーザー・保護者へのコントロール権の付与」に焦点を当てるべきです。 柔軟な報告要件:テンプレート化された報告要件は避け、欧州 DSA 等のグローバル枠組みとの整合性を重視し、開示データや方法については事業者の自主性と柔軟性を認めるべきです。 2.第三者評価およびデータ開示に対する慎重論 第三者評価への懸念:プラットフォームはすでに透明性レポート等で社会的監視に晒されています。未成年者への心理的影響という複雑な課題は明確な基準に照らす「評価」には馴染まず、実務負担の増大や企業秘密・プライバシーの漏洩リスクを招きます。万一導入する場合は、政府からの完全な独立性と、事業者側への異議申し立て等の手続保障が不可欠です。 データ開示の技術的実現性:大量の技術情報の開示は情報過多を招きます。また、国レベルでの集計には技術的課題や多大な負担を伴うため、形式やスケジュールには十分な柔軟性を持たせ、事前に事業者との対話の場を設けるべきです。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

3.年齢確認(認証)の多層的アプローチ

一律・厳格な年齢確認への慎重論:身分証の収集を伴う一律の確認義務化は、全ユーザーのプライバシー・セキュリティリスクを増大させます。

年齢推定技術の活用:低・中リスクサービスには、新たな個人情報収集を伴わずに機械学習で年齢層を判断する年齢推定技術が有効です。

業界横断のプライバシー保護型技術:高リスクサービスには、ゼロ知識証明を用いた

「AndroidCredentialManagerAPI」のように、機微な身分証そのものを渡さずに年齢情報を安全に証明できる技術の活用を推奨します。なお、携帯事業者からの年齢シグナル直接転送は、データ最小化原則に反しセキュリティリスクを高めるため慎重であるべきです。

4.エコシステムにおける公平な責任分担

アプリストアのレーティング:国際年齢評価連合(IARC)の枠組みの範囲内で日本独自のローカル基準を策定し、それを国内の全アプリに対する法的要件とすることで、配信ストアを問わない一貫した基準の適用を推奨します。

共同責任モデルと第一義的責任:青少年保護の責任は、OS やアプリストアに過度な負担を課すのではなく、エコシステム全体で多層的に分担すべきです。リスクはアプリの設計から生じるため、アプリ開発者自身が第一義的責任を負うべきです。

スマホ法に伴う免責規定:スマホソフトウェア競争促進法の施行により、主要な OS やアプリストアを提供する事業者は代替ストアやサイドローディングの容認を義務付けられます。そこで生じたトラブルに結果責任を問われることは比例原則に反するため、合理的な努力を行っているプラットフォームへの法的免責規定が必要です。

結び

今後の法案やガイドライン策定にあたり、新たな要件が技術的に実現可能かつ合理的であるよう、事業者との継続的かつ深い協議の場を設けていただくことを強く要望いたします。

【Google 合同会社】

意見6ー7

考え方6ー7

本案で紹介されたワーキンググループでのご議論の内容と示された方向性が、多くの点で国連子どもの権利委員会一般的 25 号等が提唱する「子どもの権利の視点」を踏まえたものとなっていることを歓迎します。一方で、本案の文面からは、「課題と論点の整理」や本案の議論に関与した方々でない限り、そうした事実（＝貴省の姿勢）が読み取りにくい＝伝えられていないと考えます。第1章4や第4章1に記した意見は、こちらを反映したものです。 SNS 利用の年齢制限を導入する動きが各国に広がる中、昨年12月、ユニセフは、「年齢制限だけでは子どもを守れない」と、安全で包摂的かつ子どもの権利を尊重するデジタル環境の構築を呼び掛けました。同様の理由を背景に、本案を巡る動きに対しても国内外から注目が寄せられていますが、中には、「日本は他国に遅れを取っている」といった見方や誤解もあるようです。「デジタル空間で子ども(の権利)を守るために必要なこと」の理解を国内外で広げるために、貴省におかれましても積極的なメッセージ発信をご検討いただければ幸いです。 なお、P44L25 に、「(PF)事業者に対し、安全設計に取り組むインセンティブを作る仕組みづくりを検討すべきではないか。」との記述がありますが、インセンティブの問題は、PF 事業者に限らないと考えます。政府が本年度より取り組んでいる「こどもとともに成長する企業構想」では、企業による「子どもの権利とビジネス原則」の実装に対するインセンティブの設定も検討されていると伺っています。本案で議論されているデジタル関連企業への働きかけを、「こどもとともに成長する企業構想」に結びつけることも、諸課題に対処するにあたっての有望・有効なオプションの一つとして検討いただけるのではないかと考えます。 また、第4章 7 意見に記した「子どもと若者の参加」の必要性・重要性は、「リテラシー向上」の範囲に留まりません。「論点と課題の整理」とりまとめるプロセスの中では、「こども若者★意見プラス」への諮問と「やさしい版」による議論の結果報告が行われ、具体的な施策が今後複数年を掛けて検討されることが伝えられました。つきましては、本案に関わる検討状況(結果)についても報告いただくとともに、本案をもとにした政策の策定や見直し及び評価が行われる過程でも、引き続き子ども・若者への諮問プロセスが担保されるよう要望します。 【公益財団法人日本ユニセフ協会】	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見6－8	考え方6－8

Adora 株式会社は、青少年のオンライン上の安全を守る見守りアプリ「コドモモ」を提供する事業者として、本報告書(案)の方向性、特に ①一律の「年齢制限」によらずサービスごとのリスク評価に基づく保護措置を求める方向 ②「フィルタリング」概念を「技術的保護手段」へ拡張する方向 ③保護措置のデフォルト ON・実効性確保の方向 に賛同する。 その上で、新たなリスク(特にコンタクトリスク・コンダクトリスク)への対応として OS 事業者への保護機能の提供義務付けに言及している点について、次のとおり追加提案する。OS のペアレンタルコントロール機能では、iMessage 上の性的な画像をぼかし表示をするという形にとどまっており、子どもの被害が実際に主に発生しているサードパーティの SNS(LINE 等)内のチャットのやり取りには技術的に到達できない。これらのリスクに実効的に対応できるのは、サードパーティ SNS 内の送受信を見守る既存サービス(当社「コドモモ」、楽天モバイル「あんしんコントロール」等)である。したがって、OS 機能のみを義務付け対象とするのではなく、こうしたサードパーティの見守り機能を、現世代に適した「技術的保護手段(＝現代版フィルタリング)」として環境整備法上明確に位置づけ、推奨・促進すべきである。 これらの施策はこどもに「使わせない」のではなく、「使わせながら守る」ための技術的ソリューションに実効性を持たせるために有効に機能するものだと考える。 【Adora 株式会社】	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見6－9	考え方6－9
その2 急速に変化する情報空間において、日々新しい技術や機能、サービスが提供されるようになっている。そうした新しい技術やサービスに特有のリスクは、青少年に限らず保護者や当局でも生じ得るリスクを正確かつ素早く認識し、適切な対策に繋げることは難しい。リスクを認識できたときには既に青少年らの間で広まっており、様々な問題や事件が生じているという場合もありえる。そのため、新しい機能やサービスを提供する事業者は、事前にその機能やサービスに特有のリスクについて告知や情報提供をしてもらうことで、青少年は危険を感じたら利用をやめられるようにし、保護者はリスクを認識したら利用をやめさせたり適切なルール作りをさせるよう促せるようにし、当局は大きな問題となる前に情報収集を可能にし危険に対し先回りして適切な対策を講じることができる	本報告書案において、「各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要ならテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか(44頁12行目)。」、「各事業者が設定する使用適正年齢の設定理由及び年齢確認の手法等についても、リスク評価の一環として公表を求めるべきではないか(同15行目)」と示しています。

ようにすることも考えるとよいのではないか。 【個人】	
意見6－10 青少年がインターネット上で性的被害、犯罪勧誘、詐欺、個人情報取得、誹謗中傷、過度な利用等に遭遇していることは重大な課題であり、適切な保護措置を講じる必要性自体には賛同いたします。一方で、本報告書案は、青少年保護の対象や手段が広範に設計され得る内容となっており、憲法上保障される表現の自由、知る権利、情報収集の自由、通信の秘密、プライバシー等を間接的又は事実上制約する制度設計につながる懸念があります。 本報告書案では、利用に対する一律の年齢制限は望ましくないとしつつ、PFサービスごとのリスク評価、青少年保護措置、使用適正年齢、年齢確認手法、外部からの再評価、検証に必要なデータ収集等の検討が示されています。また、対象となるサービスについても、サービスの態様や類型を限定せず、多くの青少年が利用するサービスを対象とする方向が示されています。この場合、SNSに限らず、動画配信、ライブ配信、ゲーム内交流、VR・メタバース、アバターサービス、漫画アプリ、電子書籍、コメント欄、創作投稿サービス等まで対象が拡大し得ます。 青少年保護の目的が、性的搾取、闇バイト勧誘、詐欺、個人情報取得、金銭要求、位置情報悪用、出会い目的の接触等の具体的危険行為への対策である限り、一定の合理性があります。しかし、政治的意見、歴史認識、政策批判、報道、社会問題、創作表現、漫画・小説・アニメ・ゲーム・配信・VR等へのアクセスまで、抽象的な「有害性」「偽情報」「誤情報」「リスク」の名目で制限対象に含まれ得る制度とすることは、青少年の主体的な判断形成を妨げるおそれがあります。 本報告書案においても、青少年自らが主体的に情報通信機器を使用し、インターネット上の情報を適切に取捨選択し、情報発信を適切に行う能力の習得が重要であることが前提とされています。仮に10歳から17歳の青少年100万人を単位として換算すると、インターネット利用率約99%は約99万人、1日5時間以上利用する者約48%は約48万人に相当します。また、平均利用時間5時間27分を100万人に換算すると、1日当たり約545万時間、年間では約19億9千万時間規模の情報接触が存在する計算になります。この規模を踏まえると、単純な	考え方6－10 本報告書案において、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」との共通認識を整理しています。 また、年齢確認については、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)。」と示しており、プライバシーにも配慮した年齢確認の手法を検討すべきとしています。

遮断や年齢確認強化のみでは実効性に限界があり、むしろ情報を判別する能力を段階的に育成する政策が不可欠です。

年齢確認についても、自己申告によるすり抜けが想定される一方、厳格化を進めれば、本人確認、公的ID、OS又はアプリストアとの連携、閲覧・発信行動との紐付け等に近づく可能性があります。これは青少年のみならず、全利用者の匿名性、プライバシー、表現活動、創作活動、情報収集の自由を萎縮させるおそれがあります。年齢確認は万能な解決策ではなく、必要最小限、目的限定、非追跡、データ最小化を原則とすべきです。

また、学習指導要領及び文部科学省の政治的教養教育に関する整理では、現実の政治的事象には種々の見解があり、生徒が異なる意見や対立する意見を理解し、自らの意見を批判的に検討する過程が重要であるとされています。学校、保護者、外部講師、行政、報道機関、政治団体等の大人側にも偏りが生じ得る以上、青少年が自ら検索し、一次情報を確認し、複数の見解を比較し、学校や大人側の説明を検証する手段を過度に制限してはなりません。

特に、誹謗中傷や違法投稿への対応については、発信者情報開示、ログ保存、削除対応、相談体制、被害者救済等の制度的実効性を高めるべきであり、国外PF事業者等への対応が困難であることを理由として、青少年一般の閲覧、検索、発信、創作、交流を広く制限する方向に転化すべきではありません。問題投稿者や悪質事業者への対応不足を、通常利用者や青少年側の自由制限で補う設計は、手段と目的の均衡を欠きます。

したがって、今後の制度設計においては、青少年保護措置の対象を、性的搾取、犯罪勧誘、詐欺、個人情報取得、金銭要求、位置情報悪用、出会い目的の接触、過度な課金誘導等の具体的危険行為に限定して明確化すべきです。あわせて、政治的意見、歴史認識、政策批判、報道、社会問題、学術情報、図書館資料、漫画小説アニメゲーム配信VRアバター表現等の創作文化へのアクセスを、青少年保護、偽情報対策、リテラシー教育、健全育成等の名目で不当に制限してはならない旨を明記すべきです。

青少年保護は、子どもを危険な接触や搾取から守るための制度であるべきであり、子どもが見る世界を大人、行政、事業者が広く編集管理する制度であってはなりません。保護と自由の均衡を確保するため、表現の自

由、知る権利、情報収集の自由、通信の秘密、プライバシー、創作活動、将来の主権者としての判断形成を明確に保障する方向で、報告書案を再整理していただくことを要望いたします。 【個人】	
意見6－11	考え方6－11
【要旨】 青少年保護の検討において、ゲーム内課金、ガチャ、リアルマネートレード(RMT)、アカウント売買、課金代行、育成代行、Bot・チート、換金性のあるアイテム取引を、重要なリスクとして明確に位置付けるべきである。低確率ガチャ、期間限定、ランキング、PvP、ギルド戦等により青少年が高額課金や継続課金に誘導され、さらにRMT や換金市場が存在すると「当たれば売れる」「資産になる」と誤認しやすい。特に、運営又は関係会社が換金市場を設ける、第三者 RMT を黙認する、サクラや Bot により相場を偽装する場合は、通常のゲーム内課金を超え、賭博的・投機的・詐欺的なリスクを伴う。アプリストアのレーティングや保護者向け表示には、ガチャ、高額課金、換金性、外部マーケット連携、RMT 誘導等を反映すべきである。個人間の軽微な RMT は利用規約中心で対応しつつ、業者型 RMT、課金代行、不正決済、Bot・チート販売、未成年向け換金誘導等は、行政規制、広告規制、本人確認、取引記録保存、刑事法・資金決済・マネーロンダリング対策との連携を含めて検討すべきである。 【該当箇所】 第1章 3. 利用に伴うトラブル傾向 第2章 1. 諸外国の動向 第3章 4. PF 事業者による青少年保護の主な取組 第3章 5. アプリストア運営事業者による青少年保護の主な取組 第4章 3. PF サービスの設計上の青少年保護措置 第4章 4. アプリストアのレーティング 第4章 7. その他 第5章 今後の進め方 自由記載	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

【御意見】

本報告書案では、青少年のSNS利用、闇バイト、いじめ、セクスティング、偽誤情報、年齢確認、フィルタリング、アプリストアのレーティング等について重要な整理がなされています。一方で、青少年が日常的に利用するスマートフォンアプリ、オンラインゲーム、SNS 連携型ゲームにおける「ゲーム内課金、ガチャ、リアルマネートレード(RMT)、アカウント売買、課金代行、育成代行、Bot チート、不正決済、換金性のあるアイテム取引」については、青少年保護上の重要なリスクとして、より明確に位置付ける必要があると考えます。

これらは単なる「ゲームの遊び方」や「利用規約違反」にとどまりません。低確率ガチャ、期間限定、ランキング、PvP、ギルド戦、戦力値表示、限定報酬等により、青少年が他のプレイヤーと競わされ、高額課金や継続課金に誘導される場合があります。さらに、ゲーム内アイテム、アカウント、キャラクター、ゲーム内通貨等が RMT 市場で現金価値を持つと、利用者は「課金すれば勝てる」「当たれば売れる」「資産になる」と誤認しやすくなります。これは、娯楽、賭博、投機、消費者取引、広告、マネーロンダリング、青少年保護が重なる複合的なリスクです。

特に問題が大きいのは、ガチャ等の偶然性のある仕組みと、換金可能性が結びつく場合です。運営又は関係会社が公式準公式のマーケット、買取、仲介、換金ルートを用意する場合、又は第三者 RMT を事実上黙認しながら「希少アイテム」「高額取引」「稼げる」「資産性」等を課金誘導に用いる場合、通常のゲーム内課金よりも強い規制上の検討が必要です。さらに、サクラ、Bot、架空取引、内部者取引、価格吊り上げ等によって市場が偽装される場合、青少年は実態のない相場や成功体験を信じて課金してしまうおそれがあります。

したがって、今後の検討では、ゲームアプリにおける課金リスクを、単なるコンテンツリスクではなく、コンダクトリスク、コンタクトリスク、コマーシリスクが交差する領域として整理すべきです。具体的には、以下の事項を検討対象に加えることを求めます。

第一に、アプリストアのレーティングや表示項目に、暴力性的表現だけでなく、ガチャ等のランダム型有料アイテム、高額課金要素、ランキング対人競争による課金誘導、換金可能性、RMT 誘導、外部マーケット連携、課金代行育成代行への誘導の有無を反映すべきです。同じアプリでもアプリストアによってレーティングが異なる問題に加え、ゲーム内課金の危険度が保護者に十分伝わっていないことも問題です。

第二に、PF 事業者、ゲーム事業者、アプリストア運営事業者には、青少年アカウントについて、初期設定での課金制限、月額上限、連続課金短時間高額課金時の警告、保護者承認、円換算での明確な価格表示、ガチャ

確率天井必要回数の分かりやすい表示、未成年への「稼げる」「換金できる」「資産になる」といった広告表示の抑制を求めるべきです。 第三に、RMT そのものを一律に犯罪化するのではなく、危険性に応じて段階的に分けて考えるべきです。個人間の少額単発の規約違反は、原則として事業者の利用規約、取引制限、アカウント停止等で対応すべきです。 一方で、業として行われる RMT 仲介、アカウント売買、課金代行、育成代行、Bot チート販売、不正決済、盗難アカウント販売、未成年向け勧誘、換金可能性を利用した広告については、行政規制、広告規制、本人確認、取引記録保存、削除要請対応、刑事法資金決済マネーロンダリング対策との連携を含めた検討が必要です。 第四に、Bot チート規制については、ゲーム経済の破壊や RMT 目的の不正自動化を規制する一方で、障害のある利用者の入力補助、アクセシビリティ支援、保護者による安全管理等を過度に萎縮させないよう、目的態様影響に応じた整理が必要です。 第五に、ICT リテラシー教育において、単に「課金しすぎない」「知らない人と会わない」だけでなく、ガチャの期待値、低確率表示、天井、限定商法、ランキング競争、サクラ、RMT 詐欺、アカウント売買、課金代行、不正決済、換金性を装った投資賭博的リスクについて、青少年と保護者の双方に分かりやすく教えるべきです。 以上のように、ゲーム内課金ガチャ RMT 換金性の問題は、青少年が被害者にも加担者にもなり得る領域です。通常の表現内容の規制とは異なり、これは経済的誘導、設計上の依存性、未成年消費者保護、犯罪収益、広告表示、プラットフォーム責任の問題です。表現の自由や創作活動を不当に制約しないよう配慮しつつ、青少年が利用するゲームアプリについては、課金設計と換金性に関する透明性、年齢に応じた制限、保護者が判断できる表示、悪質な RMT 換金誘導への対策を、今後の検討課題として明確に加えることを求めます。 【個人】	
意見6－12 本報告書案において、青少年保護の必要性と、こどもたちの知る権利、学習機会、創作活動、表現の自由を両立させる方向性が示されている点に賛成いたします。青少年のインターネット利用は既に生活、学習、連絡、創作、情報収集の基盤となっており、SNS、動画投稿、配信、イラスト投稿等を一律に年齢制限することは、かえって現実の利用実態と乖離し、表現活動や学習機会を不必要に狭めるおそれがあります。 一方で、現状の多くのサービスでは、年齢確認が自己申告に依存しており、青少年向け保護措置、DM制限、配信機能、収益化機能、投げ銭機能、外部リンク誘導、成人向け情報への接触制御等が十分に機能しない可能	考え方6－12 本会合における議論の前提となる共通認識の一つとして、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要（41頁14行目）。」であることを整理しています。 また、本報告書案において、「各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措

性があります。したがって、表現内容そのものを規制するのではなく、サービスの機能とリスクに応じた年齢確認、本人性確認、保護者管理、初期設定による保護措置を段階的に整備すべきです。

具体的には、単なる閲覧、投稿、コメント、DM、ライブ配信、長時間配信、収益化、投げ銭、商用利用、外部販売連携を同一に扱うのではなく、リスクと負荷に応じて確認水準を分けることが合理的です。一般的な閲覧や学習利用は過度に妨げず、見知らぬ相手との個別連絡、ライブ配信、収益化、投げ銭、成人向け情報への接触、商用利用等については、より厳格な年齢確認又は本人性確認を求める制度設計が必要です。

また、本人確認を厳格化する場合でも、氏名、住所、身分証画像等を各プラットフォーム事業者が過剰に保有する仕組みは望ましくありません。必要なのは、全利用者の個人情報を広く収集することではなく、年齢範囲、成人該当性、保護者同意の有無、本人性確認済みであること等を、目的に応じて最小限確認できる仕組みです。OS、アプリストア、通信事業者、公的個人認証等との連携も含め、プライバシー、セキュリティ、利便性、実効性を両立する確認方法を検討すべきです。

さらに、SNSや動画・配信プラットフォームは、無料会員、有料会員、認証済み会員、収益化対象者、広告主が混在する情報流通基盤となっています。無料利用を前提とした無制限の投稿・配信環境では、誹謗中傷、なりすまし、無断転載、闇バイト勧誘、性的被害、過度な炎上誘導、長時間利用、インプレッション競争が拡大しやすくなります。配信者や創作者は、通信費、機材費、電気代、制作時間を既に負担しており、プラットフォーム側にもサーバー、帯域、ストレージ、モデレーション、権利侵害対応等の費用が発生しています。そのため、無料であることを前提に安全性や責任を曖昧にするのではなく、無料枠、有料枠、本人確認済み枠、青少年向け枠、収益化枠、商用利用枠の条件を明確化する必要があります。

国は、特定の表現内容を規制するのではなく、年齢確認の方法、本人性確認の段階、青少年向け初期設定、削除基準、異議申立て、不具合時の対応、返金基準、権利侵害対応、データ移行性、収益化条件、広告表示、インプレッション算定方法等について、利用者と保護者、創作者が比較・確認できる表示標準を検討すべきです。

置、必要なリテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか(44頁12行目)。」、「総務省は本会合の提言を踏まえ、「課題と論点の整理」に記載されたその他の論点と併せてこども家庭庁等と連携し、一日も早く、青少年の安心・安全なインターネット利用について具体的な取組を開始すべきである(53頁22行目)。』と示しています。

青少年保護は、未成年をSNSやYouTube等の情報空間から排除することではなく、年齢と機能に応じた安全設計を行うことで実現すべきです。自己申告のみの年齢確認に依存する現状を見直し、表現の自由、知る権利、創作活動、学習機会を守りながら、リスクの高い機能については確認水準と事業者責任を明確化する方向で、本報告書案をさらに具体化することを求めます。 【個人】	
意見6－13	考え方6－13
意見 青少年のインターネット利用に関する保護措置については、サービス提供事業者がコンテンツやサービスのリスク情報を機械可読な形で提供し、実際の閲覧・利用制限は、OS、ブラウザ、端末、家庭内のペアレンタルコントロール等のクライアント側で実施する方式を基本とすべきである。 具体的には、ウェブサイト、アプリ、動画、SNS、広告等について、年齢適合性、成人向け性質、性的表現、暴力表現、課金、外部接触、UGC、ライブ配信、DM 機能等の有無を、HTML、HTTP ヘッダ、manifest、アプリストア情報等により標準化された形式で表示することを事業者を求めるべきである。そのうえで、OS、ブラウザ、アプリストア、家庭内ルーター、MDM、ペアレンタルコントロールソフト等が当該情報を読み取り、保護者又は学校等の設定に基づいて制御する仕組みを整備することが望ましい。 このような方式は、青少年保護の実効性、利用者のプライバシー、事業者負担、国際的相互運用性、表現の自由への配慮の観点から、最も均衡の取れた制度設計であると考ええる。 理由 インターネットにおける年齢確認は、本人確認とは異なる問題である。青少年保護の目的で本来必要とされるのは、「利用者が一定の年齢条件を満たしているか」又は「当該端末が保護者の設定に基づき一定のコンテンツを閲覧してよい状態にあるか」という情報であり、利用者が誰であるかを特定する情報ではない。 したがって、年齢確認や青少年保護措置を設計する際には、本人確認情報、身分証画像、顔画像、生年月日、住所、氏名等をサービス提供事業者又は外部確認事業者のサーバーに集中させる方式は、原則として避	本報告書案において、「「年齢確認」については、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階方法レベルについて検討すべきではないか。(46頁1行目)」、「各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なリテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか(44頁12行目)」、「各事業者が設定する使用適正年齢の設定理由及び年齢確認の手法等についても、リスク評価の一環として公表を求めるべきではないか(同15行目)」と示しています。 また、「最初に青少年の保護責任を負うのは保護者であるところ、青少年のSNS利用の全責任を保護者に求めるのではなく、保護者が負わなければいけない責任は何か、事業者がサービス設計の安全性として負わなければいけない範囲はどこまでか、学校をはじめとする教育機関が果たすべき役割は何かを整理することが必要(42頁5行目)」との共通認識を示しています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

けるべきである。これらの情報は漏洩時の被害が大きく、また、多数の事業者や年齢確認ベンダーに分散して蓄積されれば、社会全体として重大な情報セキュリティ上のリスクを生む。

加えて、サーバー側での年齢確認方式は、年齢確認という本来の目的を超えて、実質的な本人確認インフラや行動追跡インフラに転用される懸念がある。年齢条件を満たしているかのみを確認すれば足りる場面で、本人識別情報まで収集することは、目的に照らして過剰であり、将来的な目的外利用や長期保存、捜査機関等によるアクセス、民間事業者による行動分析への転用といったリスクを完全には排除できない。

また、国民 ID や国内身分証に依存する年齢確認方式は、国境を越えるインターネットの性質と相性が悪い。国内居住者には利用可能であっても、外国人、一時滞在者、旅行者、国外事業者にとっては大きな障壁となり得る。韓国における本人確認制度のように、国内 ID を前提とする制度は、国外利用者や国外事業者との相互接続性を損ない、情報流通の分断を招きやすい。代替手段としてパスポート等を用いる場合も、偽造、不正利用、運用負担、確認精度の問題が残る。

さらに、サーバー側の年齢確認は VPN 等によって迂回される可能性がある。VPN には企業活動、報道、研究、セキュリティ、プライバシー保護等の正当な用途があり、これを全面的に制限することは現実的でも望ましくもない。したがって、年齢確認制度は「完全遮断」や「ゼロリスク」を前提にするのではなく、社会的に合理的なリスク低減を目的として設計されるべきである。

望ましい制度設計

青少年保護の制度設計においては、以下の役割分担が望ましい。

第一に、コンテンツ提供者、アプリ提供者、PF 事業者、広告配信事業者等は、自らが提供するコンテンツ又はサービスのリスク情報を、標準化された機械可読形式で提供する責任を負うべきである。たとえば、成人向け、性的表現、暴力表現、外部接触機能、DM 機能、ライブ配信機能、課金機能、UGC、広告カテゴリ等について、第三者が判読可能な形で明示することが考えられる。

第二に、OS、ブラウザ、アプリストア、端末、ペアレンタルコントロール機能等は、当該リスク情報を読み取り、保護者又は管理者が設定したポリシーに従って閲覧・利用制限を実施する役割を担うべきである。現在でも Apple のスクリーンタイム、Google のファミリーリンク等により一定の管理機能は提供されているが、ウェブ、アプリ、アプリ内ブラウザ、PWA、広告、SNS 機能等を横断して一貫した制御ができるよう、制度的・技術的な整理が必要である。

第三に、保護者及び家庭は、家庭ごとの教育方針、子どもの年齢、発達段階、利用実態に応じて、利用可能時間、利用可能アプリ、外部接触、投稿、DM、課金、成人向けコンテンツ等の設定を行う主体であるべきである。一律に国家が年齢ごとの利用禁止を定めるのではなく、標準的な初期設定を整えたうえで、家庭ごとの裁量を尊重することが望ましい。

第四に、行政は、個別の表現内容を直接審査・指定するのではなく、リスク情報の表示基準、機械可読形式、虚偽表示への対応、重大な不表示への対応、第三者検証の仕組みを整備すべきである。すなわち、行政の役割は「何を見せるべきか、見せるべきでないか」を直接判断することではなく、事業者が正確なラベルを付し、OS や家庭側がそれを利用できる環境を整えることに置かれるべきである。

年齢確認方式に関する評価

身分証画像、顔画像、IC チップ、決済情報等を用いる本人確認型の年齢確認は、金融取引や法令上本人確認が必要な場面では有用である。しかし、一般的なインターネット閲覧や SNS 利用の年齢確認としては、目的に比して過剰であり、利用者負担、事業者負担、情報漏洩リスク、国際的非整合性が大きい。

第三者の年齢確認事業者が本人確認を行い、サービス提供者には「18 歳以上である」等の限定情報のみを返す方式は、直接的な本人確認方式よりは望ましい。しかし、この方式でも、年齢確認事業者への情報集中、政府・捜査機関からのアクセス、監査証跡の保存、外国人対応、費用負担といった課題は残る。日本在住者のみを対象とする高リスクサービスでは現実的な選択肢となり得るが、国際的な SNS や一般的なウェブ閲覧に広く義務付ける方式としては慎重であるべきである。

AI による年齢推定技術は、他人のアカウント利用等の迂回に対して一定の効果を持ち得るが、誤判定、属性による偏り、差別的影響、透明性、説明可能性、導入費用の問題がある。特に小規模事業者にとっては、グローバル PF と同水準の年齢推定技術を導入することは困難である。また、OS レベルで利用者の振る舞いを常時監視する方式は、実質的なクライアントサイド・スキニングに近づくおそれがあり、プライバシー及び検閲の観点から慎重な検討が必要である。

ゼロ知識証明等を用いて、個人情報を開示せずに年齢条件のみを証明する方式は、長期的には望ましい方向である。しかし、現時点では普及、標準化、政府発行証明書、国際相互運用性、実装コストの面で課題が大きく、短期的な制度の中心に据えることは現実的ではない。

クレジットカードによる年齢確認は、年齢確認手段として不適切である。クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード等の仕組みは国や事業者によって異なり、カード保有が一定年齢以上であることを安定的に示すものではない。金融包摂の観点からも、決済手段を年齢確認インフラとして利用することは望ましくない。

提案

以上を踏まえ、青少年保護に関する今後の制度設計においては、以下を提案する。

サービス提供事業者に対し、年齢適合性及びリスク情報を機械可読形式で提供することを求めること。

当該情報を OS、ブラウザ、アプリストア、端末、ペアレンタルコントロールソフト等が共通して利用できるよう、標準仕様を整備すること。

青少年保護措置の実施主体を、個別サービスごとの独自 UI ではなく、可能な限り OS・ブラウザ・端末・家庭側の統一的な制御に寄せること。

行政は個別コンテンツの内容判断に踏み込むのではなく、リスク情報の正確性、表示義務、虚偽表示、不表示、監査可能性、第三者検証の制度整備に重点を置くこと。

身分証画像、顔画像、生年月日等をサーバー側に集積する本人確認型年齢確認を、一般的なインターネット利用に広く義務付けることは避けること。

年齢確認制度は完全な迂回防止を目的とするのではなく、費用対効果、プライバシー、国際相互運用性、利用者負担、表現の自由への影響を総合的に考慮し、社会的に合理的なリスク低減を目的として設計すること。

高リスクサービスについて厳格な年齢確認を求める場合であっても、本人確認情報をサービス提供事業者に渡さず、年齢条件の充足結果のみを伝える方式を原則とすること。 年齢確認及び青少年保護措置について、技術的手段だけに依存するのではなく、保護者、学校、事業者、OS事業者、ブラウザ事業者、行政の役割分担を明確化すること。 結論 青少年保護は重要であるが、その実現のために、インターネット利用全般に本人確認を広く導入することは、技術的・運用的・社会的リスクが大きい。年齢確認において本来必要なのは、利用者の本人性ではなく、年齢条件又は家庭内ポリシーに基づく利用可否である。 したがって、今後の制度設計においては、サービス提供者がリスク情報を標準化された形で提供し、OS、ブラウザ、端末、家庭側のペアレンタルコントロールがそれを利用して制御する方式を基本とすべきである。これは、青少年保護、プライバシー保護、表現の自由、事業者負担、国際的相互運用性の均衡を図るうえで、最も現実的かつ持続可能な方向である。 【個人】	
意見6－14	考え方6－14
私は、青少年の安全なインターネット利用、個人情報保護、生成 AI 時代のデータ保護、サイバーセキュリティに関心を持つ個人として、意見を提出します。 本報告書案では、青少年のインターネット利用環境の変化、SNS・プラットフォームサービスの拡大、生成 AI の普及、年齢確認、保護措置の初期設定、フィルタリング機能を含む技術的保護手段等について検討されているものと理解しています。 青少年保護のために、年齢確認やサービス設計上の保護措置を強化する方向性自体は重要だと考えます。一方で、年齢確認や本人確認、保護者確認、利用状況の把握、レコメンド制御、生成 AI 利用の管理等を進める過程で、未成年者に関する非常に機微なデータが、プラットフォーム事業者、OS 事業者、アプリストア、通信事業者、委託先、クラウド環境等に過度に蓄積・集中することには慎重であるべきです。	本報告書案において、「年齢確認について、どのような方法が合理的なものとしてあり得るのか、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46 頁1行目)。」と示しています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

未成年者に関するデータは、氏名、生年月日、本人確認情報、年齢確認情報ではありません。利用履歴、検索履歴、閲覧履歴、投稿内容、画像・動画・音声、位置情報、交友関係、相談内容、関心分野、メンタルヘルスに関する兆候、家庭環境、学校生活、いじめ・自傷・依存に関する情報なども、組み合わせれば極めて機微な情報になり得ます。

特に生成 AI 時代には、流出した情報の名寄せ、分析、推測、なりすまし、詐欺、性的搾取、いじめ、プロファイリング等への悪用が従来より容易になる可能性があります。未成年者の情報は、一度流出すると将来にわたり本人の進学、就職、人間関係、精神的安全に影響するおそれがあり、成人の情報以上に慎重な保護が必要だと考えます。

そのため、青少年保護のための年齢確認や保護措置を検討する際には、「有害情報を見せない」「利用時間を制限する」「機能を初期設定で制限する」といった観点に加えて、「青少年を守るために集めたデータ自体が、漏えい・悪用されないようにする」という観点を明確に位置付けるべきです。

年齢確認については、単に本人確認書類やマイナンバーカード等を各サービス事業者に提出させる方向では、未成年者や保護者の本人確認情報が多数の事業者に分散して蓄積され、漏えい時の被害が拡大する懸念があります。必要なのは、事業者が未成年者の詳細な本人確認情報を保有しなくても、「一定年齢以上か」「保護措置が必要な年齢層か」といった最小限の情報だけを確認できる、プライバシー保護型の年齢確認の仕組みだと考えます。

また、暗号化は重要な基礎対策ですが、どのデータを暗号化対象とするか、鍵をどこで管理するか、誰が復号できるか、委託先・再委託先・クラウド・バックアップ環境でどう運用するかには、人の判断や設定が関与します。そのため、設定ミス、鍵管理の不備、誤送信、端末紛失、委託先での取扱いミスなど、人が介在することによる漏えいリスクを完全に防ぐことは困難です。

つきましては、今後の検討において、以下の観点を明確に含めることを要望します。

1. 青少年保護のための年齢確認、本人確認、保護者確認、保護措置の実装にあたっては、未成年者の本人確認情報、利用履歴、行動データ、投稿内容、位置情報等を過度に収集・集中管理しない「データ最小化」の原則を重視すること。

2. 年齢確認については、詳細な本人確認情報を各プラットフォーム事業者が保有する方式だけでなく、年齢範囲や保護措置の必要性のみを確認できる、プライバシー保護型の年齢確認方式を検討すること。

3. 未成年者のデータについて、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい状態にする「データ無意味化」「秘密分散」「分散保管」等の技術的対策を、青少年保護のための技術的保護手段の一部として検討対象に含めること。

4. プラットフォーム事業者、OS 事業者、アプリストア、通信事業者、委託先、再委託先、クラウド環境、バックアップ環境等を含め、青少年保護のために扱われるデータがどこに保存され、どのように保護されるのかを確認する仕組みを検討すること。

5. 生成 AI 時代には、未成年者の投稿、画像、音声、相談内容、行動履歴等が分析・推測・悪用されるリスクが高まるため、「侵入を防ぐ」「削除する」「通報する」だけでなく、「万一外部に出ても、漏えいしたデータだけでは悪用されにくい状態にする」ことを、安全設計の一部として位置付けること。

6. 青少年保護機能の初期設定やフィルタリング機能を強化する場合でも、保護者や青少年本人に複雑な設定・判断を過度に求めるのではなく、システム側で自動的・構造的にプライバシーを守る設計を重視すること。

特定の企業や製品の採用を求めるものではありません。秘密分散、データ無意味化、分散保管、プライバシー保護型年齢確認といった技術カテゴリを、青少年保護における安全設計の選択肢として検討していただきたいという趣旨です。

青少年保護は、有害情報への接触を減らすことだけでなく、青少年自身の個人情報、行動データ、発信内容、心身の状態に関わる情報を守ることにも含むべきだと考えます。青少年を守るための制度や技術が、逆に青少年の機微なデータを過度に集め、漏えい時の被害を大きくすることがないよう、プライバシー保護と漏えい時の被害最小化を明確に位置付けていただくことを要望します。 【個人】	
意見6－15	考え方6－15
青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、青少年の権利の擁護を目的としつつ、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮することを明言し、青少年の安全の確保と自由な表現活動の確保を目指す姿勢を強く支持します。 【個人】	本報告案に対する賛同の御意見として承ります。
意見6－16	考え方6－16
※先に提出した意見に対する、技術的観点を踏まえた追加の意見・補足となります。 【意見の要旨】 青少年保護や誹謗中傷対策を名目とした、行政による一律のプラットフォーム規制に強く反対します。現在のデジタル空間における真の脅威は、一般ユーザー個人の発信ではなく、NVIDIA Blackwell 等の最先端 GPU(膨大な計算資源)と莫大な資金力を有する組織的アクターが、Qwen 等のオープンソース AI モデルを駆使して大量のスパムやディープフェイク動画を自動生成し、世論を非対称に操作・誘導することです。規制の焦点は、個人の表現の自由やリテラシーへの介入ではなく、巨大な計算資源を背景にした組織的情報操作の検知と排除に絞るべきです。 【具体的な意見および理由】 1.行政による一律のプラットフォーム規制の方向性に対する疑念 (根拠:報告書案第3章22～24 ページ、第4章47 ページ) 報告書案第3章(22 ページ)では、偽・誤情報の拡散による「民主主義への脅威」や「社会的混乱」を挙げ、プラットフォーム事業者(以下「PF」)に対して「適正なモデレーション」や「アルゴリズムの透明性」を求める方向性	本会合においては、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」、「単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要(同17行目)。」との共通認識を前提として議論しており、御指摘のような過度な規制を行うことは想定していません。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

が示されています。しかし、従来のマスメディアを通じた世論のグリップ(誘導)が効かなくなった現状において、行政側が青少年保護を大義名分としてデジタル空間への介入を強めることは、結果として不都合な情報の排除や新たな世論統制に繋がりがねません。

特に、報告書案が「情報的健康(InformationHealth)」という概念を用い、ユーザーが摂取する情報のバランスに行政が関与しようとする姿勢は、過剰なパターンリズムです。報告書案 24 ページでは「フィルターバブル」の弊害が強調されていますが、同資料内のデータを見ても、PF 規制が直接的に個人のリテラシー向上や社会の分断回避に寄与したという定量的な因果関係は証明されていません。行政は、個別のコンテンツ内容に踏み込む規制ではなく、憲法上の権利を尊重し、ユーザー自身の「知る権利」と「自己責任」を大前提とした非介入の原則を堅持すべきです。

2.資本力・計算資源を背景とした「組織的操作」への焦点の欠如

(根拠:報告書案第 2 章 7～11 ページ「偽・誤情報の現状」、第 3 章 31 ページ)

報告書案第 2 章(7 ページ)では、偽情報の事例として主に「災害時のデマ」や「個人の誹謗中傷」が挙げられており、対策の主眼が「個別の投稿の削除」や「相談体制の拡充」に置かれています。しかし、現在の真の脅威は、生身の人間による発信ではなく、高度なテクノロジーと資本力を結集した組織的な世論操作(アストロターフイング)です。

具体的には、大量の最先端 GPU(Blackwell 等)を調達できる資金力を持った特定の利益団体や国家的なアクターが、オープンソースの生成 AI モデルをフル稼働させ、人間と見分けがつかない精巧な偽動画やボットによる大量のスパムコメントを瞬時に自動生成・拡散するリスクが現実化しています。このような「圧倒的な計算資源の格差」を利用した情報戦・認知戦に対し、個人の発信やおすすめアルゴリズムを一律に規制するような従来型の盲目的なアプローチは全く無力であり、本報告書案は危機のデジタルトレンドの本質を捉え切れていません。

3.技術的対策の対象を「表現」から「機械的操作」へ転換すべき点

(根拠:報告書案第 5 章 58～60 ページ「今後の対策の方向性」)

報告書案第 5 章(59 ページ)では、PF に対し「利用規約に基づく迅速な対応」や「透明性レポートの公表」を求めています。しかし、組織的な情報操作に対して、人手によるモデレーションや通報ベースの対応は無力です。

行政が PF に求めるべきは、表現内容(コンテンツ)の是非を判断するアルゴリズムの開示ではなく、計算資源を悪用した「ボットネットワークの検知」や「不自然な拡散パターン(CoordinatedInauthenticBehavior:ClB)」を遮断する技術的防壁の構築です。 報告書案 60 ページでは、産官学の連携が謳われていますが、ここで主導すべきは「何がデマか」を判定するファクトチェック組織の支援ではなく、大量の AI 生成コンテンツを物理的に識別するための「オリジネーター・プロファイル(OP)」技術の社会実装や、GPU リソースを背景にした大量アクセスを防御するインフラ層での対策です。 一般ユーザーの利便性や自由を犠牲にするのではなく、資本力にモノを言わせた「機械による言論の占拠」を排除することに政策資源を集中させるよう、報告書案の修正を強く求めます。 【個人】	
意見6－17	考え方6－17
SNS が関係する犯罪は毎日ニュースで取り上げられている。 SNS は犯罪の温床になっており危険な状態である。 SNS 運営会社が対応できない現実を踏まえれば、一律で規制するべきである。 SNS 運営会社が子供たちに危険が及ばない仕組みを構築できてから、安全性が確認されしだい規制を解除していけばよい。 「子どもたちの知る権利」という権利は SNS が無かった時代には侵害されていたわけでもないのに、声高に権利を主張するのは一部の利益享受者や SNS 中毒や依存症に陥っている者たちの詭弁にしかすぎない。 また、規制後も迂回する利用者が多いことも、抜け道がある事よりも、中毒性や依存性が高いという事態の深刻さを端的に表している。 子供は親に保護責任があり、SNS 利用を見逃し子供を危険にさらすようなことをするならば、飲酒や喫煙のように罰則を設けるべきである。 【個人】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見6－18	考え方6－18
私は、近年世界で議論が進められている、少年に対する SNS の規制に関する観点で、中学生としての心境及びご提案をさせていただきます。 まず、私はこの意見に反対であり、その理由と懸念、その対策案を考慮いたしました。	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

まず、近年の娯楽関係は減少傾向にあり、テレビ放送では、現在では規則や不祥事の影響もあるのか、一般的に面白いとされていた番組が衰退傾向にあります。

そのため、中学生や若者が徐々にインターネットに移行していきました。そのため、現代ではインターネットが主流の娯楽になっているのが現状で、少年を全面禁止にしてしまうと、これらインターネットにある主要娯楽が失われる危険性があります。

次に、架空 VPN での筒抜けです。こちらは、実際に規制された豪州でも実際に問題視された声であり、実際に今でも行われている可能性があるという点です。人間心理というものは、一度知ってしまったものには離れられないという特性があります。そのため、インターネットを見ようと VPN を使用して SNS を見る可能性があるということです。

さらに、不登校の児童への心理的支えが失われる可能性があります。不登校の児童から現在聞いている声を聞いていますと、カウンセリングより同じような立場の人間とのほうが会話しやすいという声が聞こえます。そのため、これらのつながる機会が失われますと、誹謗中傷や偏見により最悪の場合自殺に追いやられる可能性があります。

これらの懸念を避けるべく、代替案を提案させていただきます。

それは、免許制です。私が考案しているのは、個人取得級、団体管理者取得級、教師運営取得級の 3 つです。これらの級を作ることにより、段階的な管理者権限を取得できます。

かつ、無免許であっても、団体管理者が開設したサーバーでのみ会話を許可することで、不登校児童のコミュニティを維持することができます。また、個人取得級を取得した方が配信したものを閲覧するのみ解放することで、炎上や偏見、トラブルなどの危険性を避けることができます。さらに、教師運営取得級を取得した方が用意した短い文章のみ送れる等も実行するべきだと考えます。また、使用時間も無免許は 7 時-22 時までで制限することで、時間規則を守って SNS を利用することが考慮されます。そして、個人取得級を取得したものにコメントや意見、SNS の投稿を許可することが重要かと考えます。そして、個人取得級を 13 歳以上にすることで、団体管理者取得級の取得を 18 歳として 13 歳での取得から 5 年後、教師運営取得級を 23 歳、いわゆる 13 歳での取得から 10 年後にすることで、将来成人する際に運営になるように設定することができます。

以上が私の意見となります。

これらは、大人の意見ばかり押し通さず、子供の意見もよく聞いて施行することが重要かと考えます。また、この青少年に対する SNS 規制は 10 代に対して強い反感があります。実際、LINE リサーチでは、10 代の SNS 規制

に対し、10代は、賛成意見が約3割、反対意見が約5割と反対意見が賛成意見の約2倍となっています。そのため、賛成意見の子どもばかり集めず、反対意見の子どもの意見もしっかり聞くべきと考えられます。 【個人】	
意見6－19	考え方6－19
I.総論 子供を守ることの重要性は論を待たない。 全年齢に対して ●それぞれのもつ脆弱性をつくようなプロファイリング・ターゲティング・誘導をしないように、 ●欧州委員会の「TikTokの中毒性のある設計がDSAに違反する」とした暫定判断」(※1)に示唆されるように中毒性のある画面設計を禁止するように、 ●より広義にはアテンションエコノミーの弊害を緩和するように 制度整備すべきであるが、特に青少年に対しては、その可塑性ゆえにこうした対応が急務である。 このため、海外でもさまざまな検討が行われているところであり、本報告書は誠に時宜に適っている。また、本報告書案が、青少年の安全・安心の確保を重要な政策目的としつつ、情報アクセス、創作・発信、参加、ウェルビーイングとのバランスを考慮している点を評価する。 こうした検討の中では保護手段の一つとして「年齢確認」が取り上げられることが多い。本報告書案でも取り上げている。これは保護対象を識別するために必要であるから趣旨は理解できる。しかし、安易な導入を進めると、それを言い訳にしていたずらに本人確認書類の提示を求めたりすることが起き得、データに関する力の不均衡や私たちのデータの濫用からの安全および保護(※2)という観点で望ましくない。確認手段としては、データ取得の最小化をするべきであり、収集したデータ利用の最小化もすべきである。この目的のために収集したデータを使ってプロファイリング・ターゲティング・誘導を行うことは禁止されるべきである。 そのため、海外では「年齢確認」ではなく「年齢保証」という言葉を使い、その内実には幅を持たせている。「青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義するG7共通原則」でも、日本語版で「年齢確認」となっているところは、英文では「Ageassurance(年齢保証)」であり、ageverification(年齢確認)を含む様々な方式の総体となっていることに注意が必要である。 このことに実効性を持たせるためには、公正で透明かつ人間中心の(※2)、説明責任を持ち、通知、異議申し立て、および是正のメカニズムを備えた、厳密に管理・監督された「年齢保証プロバイダー」の役割をはたすもの	本報告書案において、「年齢確認について、どのような方法が合理的なものとしてあり得るのか、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか(46頁1行目)。」と示しています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

を想定し、そこが「年齢保証トークン」のようなものを発行し、それを提示することによってサービス利用を行うことも考えられるであろう。このような存在は、人々が自分自身のデータによってエンパワーされる世界の構築(※2)に寄与すると考えられる。 また、年齢保証/確認をすることが目的ではないことを忘れてはならない。目的は青少年を始めとした脆弱な人々にも安全なデジタル空間を作ることである。年齢保証/確認はそのための手段の一つであり、それが目的化してはならない。 加えて、年齢保証の要求が包摂性を阻害したり差別を産んだり、社会参加や情報アクセスの機会を減じたりしてはならない。それぞれの個人がおかれた状況に応じて最適なものを選択できるように選択肢が与えられるべきである。また、透明性、異議申し立ての機会の確保も忘れてはならない。 EUにおける年齢保証の議論は、個人の権利利益を守るための包括的な議論の一環であり、年齢保証だけの独立した検討では無い。わが国においても、包括的な検討が速やかに進められるべきである。(※1) CommissionpreliminarilyfindsTikTok’saddictivedesigninbreachoftheDigitalServicesAct<https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_312> (※2)MyData 宣言<https://mydatajapan.org/documents/mydatadocuments/declaration/>より 【個人】	
意見6－20	考え方6－20
自由記載 青少年にとって何が有害であるか、検討会中間まとめでも定まったとはいえない「有害情報」の定義や、有害情報の対象となる範囲について、今後こども家庭庁等と連携して検討されるものと思いますが、青少年の知る権利が無暗に阻害されないよう、規制される対象には最大限の配慮を頂きたい、幼い子を抱える親として心よりお願い申し上げます。 本検討会では規制実施で先行する欧州、英国を参考にされていますが、例えば日本の誇る「鬼滅の刃」などの多様なコンテンツに対し、こういった地域では青少年からのアクセスが制限されています。有害情報の範囲を過度に広げることは自国の誇るコンテンツへ触れる機会を青少年から奪うことが懸念され、それは有望かつ持続性ある産業としてコンテンツ産業の更なる飛躍を図る国の方針にもそぐいません。また、規制を強めるほど、例えば青少年のその情報へのアクセスが不均衡・不平等なものとなり、知る権利や体験機会の保証といった概念に	本報告書案において、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」との共通認識を整理しています。

もそぐいません。 日本の実態に即した規制となりますよう、拙速に他国を模倣しないことを切に願います。 【個人】	
意見6－21	考え方6－21
「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書(案)」について、以下のとおり意見を提出します。 1.基本的方向性について 青少年がインターネット上で犯罪、いじめ、性的被害、闇バイト、誹謗中傷、過度な広告表示等のリスクにさらされていることは深刻であり、青少年保護の取組を強化する必要がある点には賛成します。 一方で、インターネットは青少年にとっても、学習、創作、交流、社会参加、情報発信の場です。報告書案も、青少年の SNS 利用や投稿・交流が広がっていることを示しており、青少年は単なる保護対象ではなく、情報を受け取り、発信し、学ぶ主体でもあります。 したがって、青少年保護は「危険な情報を消す」「利用を一律に制限する」という方向ではなく、青少年の発達段階に応じて、リスクの高い情報や機能への到達を減らしつつ、主体的・安全に利用できる能力を育てる方向で設計すべきです。 2.表現内容の一律評価ではなく、到達制御・機能制御を中心にすべき 報告書案では、コンテンツや機能について一律に国が評価を行うことは、政府による表現内容への介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべきだとされています。 この認識は非常に重要です。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、本会合の共通認識として「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要(41頁14行目)。」、「単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要(同17行目)。」と示しており、青少年の主体的なインターネット利用を前提として議論を行っています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

青少年保護のために必要なのは、合法的表現そのものを社会から排除することではなく、青少年に不適切に到達しないようにすることです。特に成人向け表現、刺激の強い表現、政治的表現、風刺、創作表現等は、受け手や年齢によって適切性が異なります。これらを国が一律に評価し、規制対象を広げると、合法表現の萎縮や過剰な自主規制につながります。

そのため、対策は以下を中心にすべきです。

年齢・発達段階に応じた表示制御

広告・おすすめ・サムネイル等の露出経路の制御

ペアレンタルコントロールの使いやすさ向上

ミュート、フィルタ、セーフモード等の利用者側選択肢の拡充

事業者の削除・制限基準の透明化

誤判定時の異議申立て・再審査手続の整備

「表現の存在」ではなく「青少年への到達の仕方」に着目することで、青少年保護と表現の自由を両立できます。

3.アダルト広告等については、広告表示抑制を進めるべき

報告書案では、アダルト広告等、青少年に有害なおそれがある情報について、青少年による閲覧機会を少なくするため、18歳未満ないし特定年齢層に限定したフィルタリング、広告表示抑制機能アプリ、「視聴・アクセス制限」、媒体側の広告掲載基準などが検討事項として挙げられています。

この方向性には賛成します。広告は、利用者が積極的に見に行かなくても表示されるため、青少年や見たくない人にとって回避が難しい場合があります。特にアダルト広告、過度に性的・暴力的な広告、ギャンブル的な射幸心を煽る広告、詐欺的広告等は、コンテンツ本体よりも先に広告面で対策を強化すべきです。

ただし、広告抑制は、成人向けコンテンツや境界的な創作物そのものの排除に転化してはなりません。必要なのは、作品や表現を消すことなく、青少年や見たくない人に不意に表示されないようにすることです。

具体的には、以下を求めます。

未成年アカウントへの成人向け広告表示抑制
一般面・公共性の高い面での刺激の強い広告表示の抑制
センシティブ広告のカテゴリ設定とオプトアウト
広告主・媒体・配信事業者の責任分担の明確化
誤分類された広告・コンテンツの異議申立て手続
合法コンテンツの決済停止・配信停止につながらない運用指針
4.年齢確認は、プライバシー保護を前提に最小限化すべき

報告書案では、EU や英国の動向として、自己申告だけではなく、一定の年齢確認・年齢推定の仕組みが検討・実装されていることが整理されています。EU の年齢確認アプリについて、PF 事業者側には一定年齢を超えているかどうかのみが提供され、その他情報を取得できない仕組みであることも紹介されています。

年齢確認は、青少年保護の前提として必要な場面があります。しかし、本人確認書類、顔画像、行動履歴、端末情報などを過度に収集すれば、青少年保護の名の下に別のプライバシーリスクを生みます。

したがって、年齢確認については、次の原則を明記すべきです。

必要最小限の属性確認にとどめること
事業者が生年月日・身分証・顔画像等を過剰に保有させないこと
年齢確認に用いた個人情報 は 目的外利用しないこと
保護者・本人に分かりやすい説明を行うこと
年齢確認が利用者排除や表現アクセスの過剰制限につながらないこと

障害のある青少年、家庭環境が複雑な青少年、本人確認手段を持ちにくい青少年が不利益を受けないよう配慮すること

5.フィルタリングは「一律遮断」ではなく、調整可能な保護手段として改善すべき

報告書案では、携帯電話事業者のフィルタリングサービスに加え、アプリフィルタリング、発信制限、利用時間制限等の機能が提供されていることが整理されています。

フィルタリングは重要ですが、現状では「必要な情報まで見られない」「設定が分かりにくい」「保護者が使いこなせない」「青少年本人の成長に合わせた調整が難しい」といった課題もあります。

特に、性教育、福祉、医療、障害、LGBTQ、虐待相談、自殺予防、法律相談、創作・表現活動など、本来青少年がアクセスできるべき情報まで遮断されると、保護の名の下に孤立を深める可能性があります。

そのため、フィルタリングは以下の方向で改善すべきです。

年齢・発達段階に応じて段階的に調整できること

ブロック理由を保護者・本人に分かりやすく表示すること

必要な情報への例外許可を容易にすること

医療・福祉・相談支援・教育情報を過度に遮断しないこと

青少年本人が相談できる窓口を設けること

誤判定の修正を迅速に行うこと

6.コンタクト・コンダクトリスクへの対策を重視すべき

青少年被害は、単に有害コンテンツを閲覧する問題ではありません。報告書案でも、SNS 利用による誹謗中傷、いじめ、画像拡散、性的被害、闇バイト、見知らぬ人との接触などが課題として示されています。

特に重要なのは、コンテンツの中身よりも、人との接触や行動誘導に伴うリスクです。たとえば、闇バイトの勧誘、性的搾取、セクスティング、個人情報の要求、外部アプリへの誘導、DM でのグルーミング等は、単純な有害情報フィルタリングだけでは防ぎにくいものです。

したがって、PF 事業者や OS 事業者には、以下のような機能的保護を促すべきです。

未成年への見知らぬ成人からの DM 制限

外部連絡先・位置情報・裸画像等の要求に対する警告

闇バイト・詐欺・性的搾取に関する高リスク語句や誘導パターンへの注意喚起

保護者向けの通知・相談導線

青少年本人が安全に通報・相談できる仕組み

通報後の報復や晒しを防ぐ保護措置

これは表現内容の一般規制ではなく、青少年が犯罪・搾取・脅迫に巻き込まれないための機能設計です。

7.プラットフォーム規制には透明性・異議申立てを必ず組み込むべき

青少年保護のために PF 事業者の取組を促すことには賛成します。しかし、PF 事業者が炎上回避やリスク回避のために過剰な削除・検索抑制・アカウント停止を行えば、合法的な創作表現、成人向け表現、政治的表現、マイノリティ表現まで萎縮します。

そのため、青少年保護措置を促す場合でも、以下を同時に求めるべきです。

削除・制限基準の公表

制限理由の通知

異議申立て・再審査手続

誤判定の復旧手段

透明性レポートの公表

自動判定だけに依存しない人間による確認

青少年保護を理由にした合法表現の一律排除を避けること

青少年保護は重要ですが、「見せない設計」と「社会から消す設計」は区別されなければなりません。

8.スマホソフトウェア競争促進法との関係では、競争と青少年保護を両立すべき

報告書案では、スマホソフトウェア競争促進法の施行に伴い、チョイススクリーンや代替アプリストア、ブラウザ選択がフィルタリングに与える影響を確認する必要があるとされています。

この点は重要ですが、青少年保護を理由に、OS 事業者や既存アプリストアによる囲い込みを正当化してはなりません。必要なのは、競争を後退させることなく、代替アプリストア・代替ブラウザ・検索エンジン等でも、同等の安全機能と分かりやすい保護設定が提供されるようにすることです。

具体的には、以下を求めます。

代替アプリストアのレーティング表示の標準化

OS 側・アプリストア側・保護者設定の関係の分かりやすい整理

ブラウザ変更時にもフィルタリングが失効しない仕組み

保護者・青少年本人への明確な通知

青少年保護を名目とした競争制限を避けること

9.ICT リテラシーは「危険だから使わせない」ではなく「安全に使える力」を育てるべき

報告書案は、青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上、フィルタリング等の技術的手段、親子のルールづくりや教育・啓発を政府の取組として整理しています。

この方向性をさらに強めるべきです。特に、青少年自身が発信者になっている現在、必要なのは「禁止」だけではありません。

教育すべき内容には、少なくとも以下を含めるべきです。

個人情報・位置情報・画像投稿の危険

DM・外部誘導・闇バイト・詐欺への対応

性的画像を求められた場合の相談先

誹謗中傷・晒し・いじめへの対応

AI 生成画像・ディープフェイク・偽情報の見分け方

広告・課金・ガチャ・アフィリエイトの仕組み

創作物・著作権・肖像・プライバシーへの理解

自分が加害者にならないための情報発信教育

青少年保護は、単に閲覧を防ぐだけではなく、被害者にも加害者にもならないための教育と一体であるべきです。

10. 結論

本報告書案が、青少年保護と表現の自由の両立を基本に置いている点は評価できます。今後の制度化に当たっては、国による表現内容の一律評価や包括的遮断ではなく、年齢・発達段階に応じた到達制御、広告表示抑制、ペアレンタルコントロール、フィルタリング改善、ICT リテラシー、透明性と異議申立てを組み合わせた制度設計を求めます。

「青少年に見せない」と「社会から消す」ことを混同せず、見たい人は適切な場所でアクセスでき、見たくない人・未成年は巻き込まれない環境を整えることが、青少年保護と表現の自由の両立に資すると考えます。”

【個人】

意見6－22	考え方6－22
青少年保護は必要だが、子どもや保護者への一律の利用制限・過度な本人確認・過剰な監視を中心にすべきではない。被害を生じさせている主因は、犯罪者による接触・搾取・勧誘と、それを可能にするプラットフォーム設計・不十分なモデレーション・不透明なレコメンド・広告配信である。したがって、規制の中心は子どもや親ではなく、PF 事業者、OS 事業者、アプリストア、広告事業者、通信事業者に置くべきである。 具体策は、青少年アカウントの高プライバシー初期設定、見知らぬ成人からの DM 制限、位置情報共有の初期オフ、プロファイリング広告の禁止または原則停止、闇バイト・性的搾取・詐欺・自傷誘導等の検知と通報、レコメンドシステムのリスク評価、外部監査、透明性レポート、研究者アクセスを義務づけるべきである。 さらに年齢確認については、年齢確認が必要な場面でも、各 PF に身分証・顔写真・生年月日等を渡す方式は避けるべきである。必要最小限の年齢属性のみを証明する、プライバシー保護型・データ最小化型の仕組みに限定すべきである。 評価としては、成功例に一番近いのは「英国 Children's Code＋EUDSA 型」です。 ただし、英国 OSA や豪州式 SNS 禁止のような「子どもを入れない」「全員に年齢確認させる」方向は反面教師です。日本は、“子どもを規制する国”ではなく、“企業に安全設計を義務づける国”を目指すべきです。 【個人】	本報告書案において「最初に青少年の保護責任を負うのは保護者であるところ、青少年のSNS利用の全責任を保護者に求めるのではなく、保護者が負わなければならない責任は何か、事業者がサービス設計の安全性として負わなければならない範囲はどこまでか、学校をはじめとする教育機関が果たすべき役割は何かを整理することが必要（42頁5行目）。」との共通認識を示しています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見6－23	考え方6－23
1.報告書の内容を読んでいると青少年保護に前のめりで、表現の自由や言論の自由の保護についてあまり語られていないように感じ、表現の自由や言論の自由が侵害もしくはコンテンツを発信するプラットフォームが自主的に検閲してしまうのではないかと強く危惧します。 ここでの議論は未成年者の保護であって、成人が自分の楽しみたいコンテンツを制限されるようなことは絶対に反対します。 仮に罰則がないとしてもコンテンツを投稿、販売するプラットフォームが表現内容を自己検閲することが考えられます。	本報告書案において、「青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要（41頁14行目）。」との共通認識を整理しています。 また、年齢確認については、「ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討す

表現の自由や言論の自由を侵害せず最大限保護するといった内容を表記し、表現の自由や言論の自由の保護と両立し、誰もがコンテンツを楽しめる青少年保護を強く求めます。 2.年齢確認の際に顔の画像やクレジットカードの番号などの個人情報を使うことにはプライバシーの権利の侵害や個人情報が流出した際の影響から強く反対します。 また、未成年者が保護者などの身近にいる成人の個人情報を使い、成人になりすまし年齢確認を行うことが考えられるので、効果がないと考えます。 それよりも未成年者が購入し、使用するスマホや PC などの情報端末にはフィルタリングをあらかじめ設定しておくなど、未成年者と成人とでデジタル空間の住み分けを行い、それぞれがコンテンツを楽しめる環境を守っていくことが大切だと考えます。被害児童のうちフィルタリングの利用率が 10%だということを考えればフィルタリングは犯罪被害を防ぐのにかなり効果があり、フィルタリングの利用率を上げる啓蒙活動に力を入れるべきだと考えています。 また、未成年者に対して教育(性教育など)や対話(保護者や教師などにどういったものを見たり楽しんでいるかなど)を重点を置くべきだと考えています。 3.未成年から成人になっただけで、SNS などを適切に使用できるようになるとは思えませんので、SNS を含めたインターネットの利用を制限するのではなく接し方を義務教育期間中に教育していくべきだと考えます。 【個人】	べきではないか(46頁1行目)。』と示しています。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見6ー24	考え方6ー24
報告書案が「一律の年齢制限は望ましくない」とした根拠は不十分であり、18歳未満(高校生を含む)を対象とした一律のSNS利用制限の導入を改めて検討すべきである。 併せて、保護者の責任の明確化と、幼少期からのデジタル端末利用に関する指針の策定を求める。 ■「一律制限は望ましくない」とする根拠が示されていない 報告書案は「プラットフォームごとに設計・特性が異なる」ことを理由として一律の年齢制限を否定しているが、この論理は飲酒・喫煙・投票権など他の年齢制限にも同様に当てはまるものであり、年齢制限一般を否定するに等しく、正当な根拠とは言えない。	本会合では、構成員から「同じソーシャルメディアでもPFごとにサービス設計は全く異なるものであり、使い方も内在するリスクもサービスごとに異なる。これは、機能制限や使用適正年齢、リテラシーについても同様であり、利用に対する一律の制限は望ましくなく、各事業者が個々のサービスに合わせた形で考える必要がある(42頁24行目)。」、「一部の諸外国では、利用規約に定められた利用対象年齢に上乗せする形で利用に対する一律の「年齢制限」をか

日本は民法改正(2022年施行)により成人年齢を18歳と定め、「18歳未満は自己判断能力が未熟であり、保護を要する」との国家方針を明示している。SNSの利用規制においてのみこの方針と異なる基準を適用するならば、その合理的根拠を示す必要があるが、報告書案にはその検討が欠けている。

オーストラリアは2024年に16歳未満のSNS利用を禁止する法律を成立させ、英国も「Online Safety Act」のもとで実効的な未成年保護措置を義務化している。

報告書案がこれら先行事例を否定するならば、施行後データに基づく具体的な反証を示す必要がある。現状の報告書案にはその検討が不十分である。

■ 未成年のSNS利用が犯罪被害の直接的な経路となっている

匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)による闇バイト勧誘の主要な経路はSNS上での接触であり、2025年中に対策措置が取られた約1万2千人の多くが10代?20代である。警察庁もこの問題を「最重要課題」と位置づけている。

報告書案は「コミュニケーション手段として普及している」ことを制限しない理由として挙げているが、そのコミュニケーション手段が犯罪組織の勧誘インフラとして機能している実態を直視していない。

被害の入り口を物理的に狭める措置こそが、実効性ある保護手段の一つである。

■ 「知る権利」論は現状のSNS構造と整合しない

現在の主要SNSはエンゲージメントを最大化するアルゴリズムによってコンテンツを配信する設計であり、これは情報へのアクセスではなく情報環境の操作である。批判的思考が未発達な年齢層においてこれを「知る権利の行使」と同一視することは適切でない。

また、言語野を含む認知機能の発達という観点から、幼少期?青年期において接するコンテンツの質は長期的な思考力・読解力・判断力の形成に直接影響する。

アルゴリズムが最適化した断片的なショートコンテンツへの過剰な接触は、書籍・漫画・映像作品等の構造的なコンテンツによって培われる言語的・論理的思考力の発達を阻害するリスクがある。

制限は権利の剥奪ではなく、認知的発達環境の保護として位置づけるべきである。

■ 保護者の責任の明確化と幼少期のデジタル端末利用への対応

けているが、サービスごとに青少年に対するリスクは全く違うことに加え、こどもたちの知る権利やメディアにアクセスする自由との衝突がある。また、既にコミュニケーションの手段となっている点も踏まえると、国が一律に「年齢制限」をかけるのは不合理であり、望ましくない(42頁29行目)。といった意見があり、本報告書案においては、単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要であるとの共通認識(41頁17行目)の下、PFサービスごとに設計や機能、青少年に及ぼすリスクが異なることに加え、青少年の知る権利等の権利の確保にも配慮する必要があることから、国が一律の「年齢制限」を課すことは望ましくないのではないか(44頁9行目)との見解を示しました。

その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

SNSへの未成年の流入は、幼少期からのデジタル端末への無制限なアクセスを保護者が容認していることと不可分である。 現行の青少年インターネット環境整備法は保護者の責務を定めているが、実効性を伴う指導・啓発が不十分である。 SNS利用制限の実効性を高めるためには、プラットフォーム事業者への規制と並行して、以下の対応を求める。 ・保護者に対する年齢別デジタル端末利用指針の策定と周知 ・幼少期(就学前?小学校低学年)におけるデジタル端末の長時間利用が ・認知・言語発達に与える影響についての政府見解の明示 学校教育における、SNS以外のコンテンツ(書籍・漫画・映像作品等)を通じた言語・思考力育成の位置づけ強化 結論として以下を要望する。 1. 「一律の年齢制限は望ましくない」との結論を見直し、成人年齢である18歳未満を対象とした利用制限の導入について、成人年齢に関する国家方針との整合性および海外先行事例を踏まえた具体的な検討を行うこと。 2. 年齢確認の厳格化にとどまらず、プラットフォーム事業者に対して実効性ある規制を課すこと。自己申告ベースの年齢確認は抜け道が多く、実効性に乏しい。 3. 未成年のSNS利用と犯罪被害(闇バイト勧誘等)の接続について、警察庁・こども家庭庁との横断的な検討を行い、報告書に明示すること。 4. 保護者の責任の明確化および幼少期からのデジタル端末利用に関する政府指針を策定すること。 【個人】	
意見6－25	考え方6－25
年齢制限に関して、先に規制が行われたオーストラリアでは、保護者よりもデジタル知識に長けた子供達により、規制の迂回が行われ既に破綻が見られている。 また、子供だけを規制したところで、保護者や周囲の大人が害悪のあるソーシャル・メディアに触れれば、子供にも被害が及ぶのは明白だ。 アメリカのトランプ政権の様に、政治家がSNSに投稿した内容を、まるでフォロワーの様にマスメディアが拡散する	本報告書案において、「各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要ならテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか(44頁12行目)。」と示しています。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承り

という状態では、更に年齢規制など何の意味も無くなってしまふ。 根本的に、ソーシャル・メディア企業に対してコンテンツの規制を義務付け、反社会的・有害広告を掲載しない様、元を絶つべきだろう。 すべての元凶は、ソーシャル・メディアの収益において、差し挟まれる広告や、有害なメッセージの拡散を有料サービスによって可能にしているという、経営モデルの問題だ。 後発で規制を始めたイギリスでは、単なる年齢規制だけではなく、ソーシャル・メディアへの規制を検討し、今年末～来年春からの規制を実施する予定だという。 規制の一環として、延々と投稿を見せ続ける「無限スクロール」や、差し挟まれる「動的広告」「動的コンテンツ」の禁止、スクリプト(プログラム)インターフェースの提供の禁止、広告や投稿へのAI使用の禁止(コンテンツ規制を除く)、中毒的なソーシャル・メディア没入を促すアルゴリズムの禁止、などが検討されている。 加えて、マスメディアに対してソーシャル・メディアの直接引用を禁じる事、政治家が公的機関ではなくソーシャル・メディアによって法令・法案などを発信する事の禁止、なども有効だろう。 「青少年への規制」以前に、市民全体に正しく公正なソーシャル・メディアを提供する事を、第一に検討して頂きたい。 【個人】	ます。
意見6－26	考え方6－26
A: わたしは一律の年齢制限をおこなうことに賛成です。それは青少年を犯罪やトラブルやイジメから守ることだけではなく、以下の点について効果があると思うからです。 1. AIが急速に進化していく社会において、常にハッキングとリメイキングの脅威から子供を守るべき ・子どもの情報(年齢や氏名や顔画像や体全体の動画など)がSNS上だけでなく、データを保管する事業者からも盗まれ拡散される可能性がある(LINEヤフーすら韓国のサーバーに日本人の個人情報を保管して中国人がアクセスできる状態になっていたし、そのあとも韓国NAVERがハッキングを食らってなぜか日本人のデータも流出するようなことが連続しておこっていて、とてもではないが国産(韓国産)SNSだと言っても信用していいとは言えないと思う) ・子どもの日常風景の投稿内容からAIによってアダルトな生成動画に使われる可能性がある 2. SNSはおとなになってからいくらでもできるが、体力が有り余っている子供時代にしかできない当たり前でリアルな体験をSNSは阻害している	本報告書案においては、単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要であるとの共通認識(41頁17行目)の下、PFサービスごとに設計や機能、青少年に及ぼすリスクが異なることに加え、青少年の知る権利等の権利の確保にも配慮する必要があることから、国が一律の「年齢制限」を課すことは望ましくないのではないか(44頁9行目)との見解を示しました。 なお、「総務省は本会合の提言を踏まえ、「課題と論点の整理」に記載されたその他の論点と併せてこども家庭庁等と連携し、一日も早く、青少年の安心・安全なインターネット

・画面に夢中で体を動かさない。電車などでの移動中すら風景を眺めることすらせず、スマホ画面の中の世界にしか興味を持たなくなる ・自主的にしたいからするのではなく、SNSでいいねをおしてもらいたいからするといったように行動が主客転倒になっていて、子どものうちから他人の評価ばかりを求めるようになりやすいし、「自分はなにが好きなのか」や「なにがいいのか」を選ぶ自己の評価基準が、すべてSNS上の他人からのいいねや他人の投稿に左右される可能性がある B:もし「一律の年齢制限をおこなわない」と言うなら、以下の点について明確にしてほしいです 1. 日本だけが諸外国とは足並みを揃えずに一律の年齢制限をおこなわないことで、もし日本人の子供へのSNS経路による犯罪やトラブルが減少しなかった場合、誰がその責任を取るのか 2. なぜ日本だけが一律の年齢制限はふさわしくないと考えるのかについて、諸外国の文化や習慣や特性と比較して具体的に理由を挙げてほしい 3. この一律年齢制限によるSNS規制が世界で広がりつつあるのは、そのデメリットよりもメリットのほうが大きいからであって、「SNSにしか居場所がない」ようなケースは重視されていないと思う。もし日本だけ一律年齢制限のデメリットのほうが大きいとするならば、なぜそのような予測に至ったのかについて具体的なデータと数字で示してほしい 4. 「子どもたちの知る権利の確保」よりも、「大人が子供を守る義務」のほうを軽視する社会になってもいいのかどうか 5. 一律年齢制限に反対している通信業者等はいるのかどうか 以上です。よろしくお願いします。 【個人】	ト利用について具体的な取組を開始すべきである(53頁22行目)。』としています。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見6ー27	考え方6ー27
青少年に対するSNSを代表としたインターネット上での保護について、欧米などの諸外国では一定の年齢までは禁止しようとする動きがあります。 青少年の生育段階で、インターネット利用の禁止は将来への危険性を先送りになってしまう事になるため、すべきではないと考えております。禁止ではなく、ゾーニングや一部情報の制限、青少年に対する不適切なコンテンツ	本報告書案において、検討の基本的方向性として、「年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保する(39頁11行目)。』と示しています。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後

を開示した者への罰則等による不適切コンテンツの抑止が適切と考えております。

上記の理由としては、

「青少年の間にSNSやインターネット上の情報に触れて来なかった者が、生育段階が終了した途端に触れてしまう事は、問題の先送りになるだけ」だからです。

更に、成人で初めて触れる事により契約行為や法的に自己責任に晒された状態で初めて触れる事で、社会的に保護されない状態で悪意ある情報や、虚偽情報に晒される事で、現状より深刻化してしまう事を懸念しております。

抑止については、インターネット上には青少年への不適切なコンテンツが多々あるという認識があります。X(旧Twitter)では、性的画像を含む過激な画像に対して、表示を制限する機能が実装されております。

しかし、任意に設定する事となるため、投稿者の良識に委ねているのが現状です。

そういった、本来ゾーニングすべきコンテンツを、青少年を含むパブリックな場で公開した者に対して、民法の範囲で罰則規定を設ける事で、投稿する側に無作為な投稿の抑止としていくべきと考えております。

青少年をインターネットの情報から守る事は非常に大事と考えておりますが、禁止にしたとしても、育児段階からYoutube等のインターネットコンテンツを利用している家庭状況を考慮すると、禁止は家庭への負担増と考えております。

各家庭所有のスマートフォンやタブレット、電化製品に対して常に親が目光らせる事は、育児中、小学校就学生の家庭では非常に高い負荷となってしまいます。

以上の事を踏まえて、禁止ではなくゾーニングの徹底、ゾーニング違反時の罰則といった法整備をする事とすべきと考えております。

最後に、インターネットへの青少年からのアクセスを禁止してしまう事は、情報を得る機会を失う事になります。つまり、情報の取捨選択を学ぶ機会が無くなってしまふ。

機会があったけどしなかった。ではなく、機会がない。

の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

その様な環境で、成人後に突然情報の奔流に晒されて、自分で考え、自己責任で取捨選択する事が出来る人間は、皆無です。 教育という観点でも、自身で考え判断出来る大人へと成長を促す事を放棄する事となり、容認できない愚行と考えております。 【個人】	
意見6－28	考え方6－28
◆要旨 SNS 発信について法律で年齢制限をかけ、一定の基準を満たす青少年は制限を解除しても良いとする法規制の導入が良いと思います。 SNS をきっかけにアーティストデビューするような例もあり、年齢到達以外に発信手段無しでは厳しすぎると思われる、解除基準付きの規制が良いと思います。 解除基準としては、個人利用では一定のリテラシーがあることを確認、団体利用の場合は成人の責任者の存在を想定します。 SNS 受信は一律での年齢制限はせず、事業者主体での年齢制限やコンテンツモデレーション、青少年へのリテラシー教育や啓発での対応で良いと思います。 ◆実現案 ・SNS の事業者に対し、青少年の「読取専用」を義務化 ・SNS である以上は非公開アカウントも対象（スクリーンショットが拡散されることがあるため） ・青少年が SNS で発信したい場合、法令で定めた基準を満たしたうえで証明書を添えて SNS 事業者へ解除申請 ・規制を厳しくする側は SNS 事業者の自由（法定基準を満たしても発信制限を解除しない側） ◆青少年の発信許可法定基準案 A：個人アカウントでの発信 一定のリテラシーがあることを確認したうえで許可が良いと思います。 既存制度の活用を前提とすると、一例として情報処理技術者試験の活用が考えられます。 「情報セキュリティマネジメント試験」を最低ラインとするのが、情報漏洩防止やサイバー犯罪対策などに関する一定レベルのリテラシーがあることを確認するのに適すると思います。	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

下位の「IT パスポート試験」はセキュリティ特化ではないため目的になじまず、エンジニア向けの「基本情報技術者試験」以上の試験を最低基準とすると厳しすぎだと思います。 また、SNS 発信をしたければ試験合格が必要となれば、青少年の ICT リテラシー向上の動機付けにも繋がると思います。 「SNS 発信したい」をきっかけとして学生時代に情報セキュリティマネジメント試験レベルの知識を習得する人が増えれば、企業の情報漏洩対策にもメリットになると思います。 B:成人の代表者が管理する団体アカウントで発信 成人の代表者の責任の下で、団体メンバーとしての発信は許可で良いと思います。 (スポーツチームのアカウントなどを想定 代表者から SNS 事業者へ申請) C:特定の組織内に閉じ管理されている SNS での発信 いわゆる社内 SNS のようなサービスは規制対象外でよいと思います。 管理者が存在し、組織内メンバーしかいないためトラブルのリスクも低いと思われるためです。 【個人】	
意見6－29	考え方6－29
青少年のインターネット利用は家族間で決めることであり、国主導で決めることではない 理由:オーストラリアには「10 代向けソーシャルメディア禁止」がありますが、実態は 12～15 歳の 85%がまだオンライン状態にあります このため、オーストラリア政府がとった対応が「罰金を倍にし、顔認識監視を拡大する」という個人のプライバシーを侵害するまで進んでいきました 【個人】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見6－30	考え方6－30
「青少年保護」という名目は、特定の情報を恣意的に排除し、デジタル空間を政府の統制下に置くための「ネット検閲」の布石である。表現の自由を萎縮させる枠組みには反対する。 デジタル空間における情報流通を「青少年保護」の観点から管理・規制しようとする本報告書案は、表現の自由を侵害する危険な一歩である。何が「有害」で何が「保護の対象」という基準は、往々にして時の政権の都合で書き換えられる。不透明なフィルタリングの導入や、プラットフォーム事業者への過度な削除義務付けは、	本報告書案における青少年保護に係る取組は、デジタル空間における情報の流通を規制するものではなく、流通する青少年有害情報の閲覧やサービスを利用することに伴うリスクを防ぐためにインターネット上の青少年保護の関係者に必要な措置を求めるものであるため、御指摘のような情報統制には当たらないと考えます。

公的な検閲と同義である。真の青少年保護とは、多様な情報に触れ、何が真実かを主体的に判断するリテラシーを養うことであり、情報を遮断し、囲い込むことではない。行政は、情報統制ではなく、教育の充実にリソースを割け。 【個人】	
意見6－31 未成年者であっても、SNS の利用を制限することには反対である。 ただし未成年者が、ゲームアプリなどに、無制限に課金を行える事は問題です。 未成年者には、ガチャと呼ばれる課金は出来ないようにするべきです。 ただし、それにより未成年者が不利益を被ることがないように、ゲーム会社やプラットフォームには義務付けて欲しい。 ゲームの内容に制限を加えることは、表現の自由に反するため反対します。 【個人】	考え方6－31 頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見6－32 まず全般として、子どもを含むあらゆるユーザーが自分の見るものや使うサービスを自分の意思のみで選ぶことができるべきであって、それがユーザー自身の年齢などの要因によって妨げられるようなことはあってはならない。 また年齢確認については、そもそもデジタル空間のどこでも行われるべきではないうえ、強固とされる年齢確認を行うにあたって、現実のアイデンティティとデジタル空間でのそれが結びつけられる可能性のあるあらゆる方法は行われるべきではない。 当然に身分証明書の提示は論外であり、またプライバシーに配慮した方法として喧伝されるような他の仕組みであってもデジタル空間のアイデンティティとの紐づけが起こる可能性を完全にゼロにすることは不可能であるため行うべきでない。 「保護機能」については、仮に実装されるとしても、実装またはサービスの利用開始前にそのすべての機能の存在がユーザーに知らされるべきであり、ユーザーの年齢や属性に関係なくそのオンオフを自分で設定できるべきである。	考え方6－32 頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

またこの「保護機能」によって例えばコンテンツのゾーニング、フィルタリングなどを行う場合は、ユーザーには、まずそのようなコンテンツの存在をジャンル等ごとに知らされ、また実際にどのようなものかを確認できる権利があるべきである。 そしてそもそも人間は平等であるので、子どもにも自由はあり、なにより保護者であれ他の大人であれ他者に支配される謂れはないことを再認識し、またすべての人にわかりやすくこのことを知らせるべきである。 【個人】	
意見6－33 年齢制限をしなくても健全な SNS を構築できるよう運営側に求めていくべきだと考えています。 年齢確認としてマイナンバーカードなどの身分証を求める場合、SNS の運営側のセキュリティが強固でなければ、情報流出は避けられません。さらに、親を利用するなどして年齢確認を突破してしまう恐れもあります。 青少年に対してネットリテラシーを高める授業など、利用者視点での意識向上もひとつの案ではあるものの、未熟な青少年の一定数は法律やマナーを破り、いじめなどで SNS を悪用する可能性は否定できません。 そこで、SNS の運営側としては、誹謗中傷などが発覚した場合に即時アカウントの凍結など、悪用に対する迅速な対応が重要と考えています。 また、生成 AI で収集される恐れのある、いじめによる写真や動画を即ブロックすることも、後に出力結果として反映されることによる二次被害を防ぐのに重要です。無断収集を防げるのならアカウント凍結でも効果はあると考えられますが、生成 AI への規制がない現状ではネットに上がっただけで危険である為、いじめからの拡散や犯罪利用を防ぐ必要があります。 誹謗中傷を放置する、アカウントの情報開示請求を無視するなど、対処しない SNS には罰則を設けるべきと考えています。 【個人】	考え方6－33 頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見6－34 ・現在生成 AI を使った犯罪(ディープフェイク含む)が青少年によって簡単に引き起こされている。また青少年が被害者となる場合が非常に多い(卒アルのディープフェイク)。年齢確認等による青少年の保護だけでなく、そもその生成 AI の利用に対して法規制が必要であると思う。	考え方6－34 「課題と論点の整理」において、それぞれの内容ごとに主務府省庁や関係府省庁が割り振られているものと認識しており、御指摘の生成AIに関する事項については、本会合における検討事項ではありません。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後

・年齢確認による使用制限は子どもの知る権利を侵害する、という点については大いに同意する。また年齢確認に伴う個人情報の提供は、AI の利活用のために個人情報の取り扱い基準の緩和が進められている中では慎重になるべきである。年齢による制限以外で青少年を守る方法に一番力を入れて欲しい。 【個人】	の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
意見6－35 プラットフォーム側に対する年齢確認の義務づけは、匿名性の維持に問題があり、言論の自由の侵害となりうる。また、個人情報をプラットフォームや政府などが保有すること自体が攻撃を受けた場合に脆弱性となるので、子供の安全という面からしても年齢確認の義務づけは逆効果である。むしろ、個人と結びついた年齢情報を集められないようにした方が良い。 さらにいえば、そもそも何が有害かという考え自体が非常に恣意的かつ宗教的なものである。どのようなものを取り入れ、どのように自分が育つかを決める自由が青少年にはある。被害者のいないものは全て合法であるべきであり、誰に対してもアクセスの自由が認められるべきであろう。 ここに関しては、更に自由を押し広げる法改正も必要である。 被害者がいる場合に関しては、それに関する法的責任は親が持つべきである。 そして、リスク管理という面において言えば、自分の居場所をネット上に上げないことと、ネット上で知り合った人物と物理的に会わないということを徹底していれば、インターネットは家の外に比べてはるかに安全である。 この要素を考えた上で、それでも何かしらの制約をかける必要があるというのなら、事業者に対する義務づけではなく、親に対する罰則を伴った強力な義務付けにすべきだろう。 親に対する強力な義務付けにすることで、匿名言論の自由を侵害しないようにすることができ、なおかつネグレクトの早期発見もできる。 【個人】	考え方6－35 「年齢確認」は、サービスの利用者が何歳であるか又は特定の年齢範囲であるかどうかを確認する行為であり、利用者の匿名性を失わせるものではありません。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見6－36 本報告書案が、青少年保護について、SNS、年齢確認、フィルタリング、PF サービス設計等を含めて検討している点を評価します。 一方で、青少年がデジタル空間で直面するリスクは、違法・有害情報の閲覧にとどまらず、接触、行動、消費、広告、アルゴリズム、外部サービスへの誘導を横断して発生しています。そのため、今後の検討では、青少年リスクを以下のように整理し、対策を検討することが必要だと考えます。	考え方6－36 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。 その他、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

第一に、コンテンツ・リスクです。自殺誘発、自傷、摂食障害、薬物、過激な暴力、性的搾取、危険行為チャレンジ、偽・誤情報等が含まれます。特に、自殺・自傷を誘発する遊戯的コンテンツについては、単なる有害情報の閲覧ではなく、遊戯、課題、ランキング、仲間内圧力、コミュニティ内の承認等を用いて危険行為へ誘導するものとして、PF のリスク評価対象に含めるべきです。ただし、自殺予防、医療情報、相談窓口、虐待・性被害等の支援情報まで遮断されないことがないよう、危険な誘導と支援情報を区別する設計が必要です。

第二に、コンタクト・リスクです。グルーミング、ネットストーカー、未成年への性的接触、ゲーム内チャットから外部 SNS・匿名通話アプリへの誘導、位置情報・配信・DM を使った接触、闇バイト勧誘等が含まれます。グルーミングは、最初から違法画像や露骨な誘いで始まるとは限らず、雑談、相談、称賛、プレゼント、ギフト、課金支援、外部アプリ誘導等を経て進む場合があります。そのため、単語フィルターだけではなく、未成年アカウントに対する見知らぬ成人からの DM、年齢差の大きい接触、外部サービスへの誘導、ギフト・投げ銭・課金支援を伴う接触について、初期設定での制限、警告、保護者確認、通報導線等を設けるべきです。

第三に、コンダクト・リスクです。ネットいじめ、集団いじめ、晒し、なりすまし、画像拡散、集団通報、仲間外し、炎上参加、加害側への巻き込み等が含まれます。青少年は被害者にも加害者にもなり得るため、閲覧制限や投稿削除だけでは不十分です。特に集団いじめは、引用、スクリーンショット、別アカウント、鍵アカウント、グループチャット、ゲーム内ボイスチャット、学校内の人間関係と結びつくため、集団化・拡散・反復接触を抑える設計が必要です。未成年向けには、ブロック、ミュート、DM 制限、一括遮断、証拠保存、学校や相談窓口への接続を分かりやすく提供すべきです。

第四に、コマーシャル／消費者リスクです。ガチャ、ルートボックス、期間限定課金、ランキング、投げ銭、ゲーム内広告、動画内広告、SNS 広告、攻略サイト広告、ステルスマーケティング、アフィリエイト、課金誘導 UI、損失回避を煽る表示等が含まれます。これらは性的・暴力的・犯罪的コンテンツとは異なりますが、青少年の判断能力、射幸性、決済、家庭内トラブル、依存、生活破綻に関わる重要なリスクです。特に、ゲーム内広告や動画広告からガチャアプリへ誘導される場合、広告、課金、ゲーム設計が一体となって行動を誘導します。そのため、青少年保護の対象を、性的・暴力的コンテンツに限定せず、射幸性の高い課金、未成年への行動ターゲティング広告、課金誘導 UI 等も、年齢・発達段階に応じたリスク評価の対象とすべきです。

また、青少年のデジタルリスクは、特定の SNS サービス内だけで完結するものではありません。ゲーム内チャット、攻略サイト、Wiki、掲示板、まとめサイト、動画検索、広告ネットワーク、外部チャット、匿名投稿サービス、避難所的コミュニティ等を横断して発生します。たとえば、ゲーム情報を調べるために攻略サイトを訪れた青少年

が、成人向け広告、ギャンブル的広告、高額課金ゲーム、出会い系、詐欺的副業、闇バイトに近い求人広告等に接触する場合、サイト本体は健全でも広告面で危険が生じます。

したがって、青少年保護は PF 本体だけでなく、広告ネットワーク、動画広告、ゲーム内広告、攻略サイト等の周辺メディアにも及ぶべきです。媒体側の広告掲載基準だけでなく、広告配信事業者、アドネットワーク、アフィリエイト事業者にも、未成年向け配信抑制、広告主確認、違法・有害広告の迅速停止、透明性レポート等を求めるべきです。

加えて、大規模 PF だけを対象にした対策では、青少年の利用実態を十分に捕捉できません。規制やサービス停止、厳格な年齢確認を一部の大手 PF に限定しても、利用者は小規模掲示板、海外サービス、匿名チャット、ゲーム内チャット、外部通話アプリ、ミラーサイト等へ移動する可能性があります。そのため、サービス類型ではなく、青少年の実利用とリスク導線に着目した基準が必要です。

他方で、匿名掲示板、ゲーム、同人、創作コミュニティ等には、雑談、創作、共同制作、情報交換、弱音の表出、居場所としての機能もあります。不登校、病気、障害、家庭不和、就労困難、孤立等を抱える青少年・若年者にとって、ネット空間は危険な接触や搾取の場であると同時に、社会との接続、創作、情報収集、支援への入口にもなり得ます。

そのため、青少年保護を理由に、未整理な表現空間を一律に遮断することには慎重であるべきです。危険表現への対応は必要ですが、未整理な弱音、自虐、極端表現を単純に排除するだけでは、支援につながるサインを見落とす可能性があります。削除だけでなく、相談・支援への案内、クールダウン、非公開化、本人への注意喚起、証拠保存、信頼できる大人や専門機関への接続等、段階的対応を検討すべきです。

以上の観点から、青少年保護措置は、一律遮断や過度な本人確認ではなく、グルーミング、闇バイト、ネットいじめ、集団攻撃、過度な課金誘導、広告、外部 DM 誘導等の高リスク導線を抑制しつつ、相談、支援、文化的生活、創作活動、匿名での弱音の表出へのアクセスを確保する設計とすべきです。

本報告書案への補足意見として、青少年保護措置の制度設計に当たっては、リスク低減だけでなく、プライバシー、誤判定への救済、支援情報へのアクセス、当事者参加を重視すべきであると考えます。

第一に、年齢確認の強化は、実名化や過剰な本人確認につながらないよう慎重に設計すべきです。青少年保護のために必要なのは、氏名、住所、顔写真、本人確認書類画像等を PF 事業者が広く取得・保持することではなく、利用者が一定年齢以上かどうかを最小限の情報で確認することです。年齢確認は、サービスや機能の

リスクに応じて段階的に行い、データ最小化、目的外利用禁止、保存期間の限定、第三者提供の制限を徹底すべきです。

第二に、フィルタリング、AI 監視、レコメンド制御、広告表示抑制等には誤判定が避けられません。自殺予防、医療、障害福祉、虐待相談、性被害相談、法律相談、性教育、LGBTQ 等に関する情報が、機械的に「有害」と判定され遮断されることがあれば、支援を必要とする青少年が必要な情報に到達できなくなります。そのため、削除、非表示、アカウント制限、フィルタリング遮断については、理由の説明、異議申立て、再審査、支援情報への迂回導線を整備すべきです。

第三に、生成 AI に関するリスクを明示的に扱う必要があります。生成 AI により、性的画像・動画の偽造、なりすまし、音声・動画の改変、AI チャットボットを通じた過度な依存、自傷誘導、グルーミング、偽・誤情報や煽動的投稿の大量生成が容易になります。青少年保護措置では、生成 AI によるコンテンツだけでなく、AI ボットによる接触、広告、勧誘、心理的誘導もリスク評価の対象に含めるべきです。

第四に、青少年保護を保護者の責任に過度に依存させるべきではありません。不登校、病気、障害、精神疾患、家庭不和、虐待、ヤングケアラー、保護者の ICT 理解不足等がある場合、保護者による管理や親子のルールづくりだけでは十分に機能しません。学校、福祉、医療、児童相談、図書館、青少年施設、NPO 等につながる相談導線を、サービス内に分かりやすく設けるべきです。また、読み上げ、やさしい日本語、多言語、認知特性への配慮など、アクセシビリティも青少年保護措置に含めるべきです。

第五に、ネットいじめ、グルーミング、闇バイト、性的搾取等への対応では、証拠保存と相談導線が重要です。被害を受けた青少年が、投稿、DM、画像、URL、相手アカウント、日時等を安全に保存し、必要な範囲で学校、保護者、相談機関、警察等に共有できる仕組みを整備すべきです。ただし、証拠保存はプライバシー侵害や過剰監視にならないよう、本人の意思、保存範囲、利用目的、保存期間に配慮する必要があります。

第六に、事業者の透明性レポートには、具体的な指標を含めるべきです。たとえば、未成年向け高リスク広告の配信停止件数、闇バイト・詐欺広告への対応時間、グルーミング疑いの通報件数、未成年アカウントへの DM 制限の実施状況、フィルタリング誤判定、異議申立て件数と結果、アカウント制限の件数、保護機能の利用率等を公表し、外部から検証できるようにすべきです。

第七に、青少年保護措置の検討には、青少年本人、障害当事者、不登校経験者、精神疾患経験者、若者支援団体、学校現場、児童福祉、消費者相談、性被害支援等の関係者を含めるべきです。青少年保護は、大

人が一方的に管理する制度ではなく、青少年が安全に、主体的に、必要な支援と情報にアクセスできる環境を整える制度として設計すべきです。 【個人】	
意見6－37	考え方6－37
私は匿名ネット掲示板での若者のネット文化研究を長年していました。 そこで次のような提案をします。 1.コンテンツ・リスク 自殺誘発、摂食障害・自傷、薬物、過激な暴力、性的搾取、危険行為チャレンジ、偽・誤情報など。海外で起きた自殺・自傷を誘発する遊戯的コンテンツのものは、単なる「有害情報」ではなく、遊戯・課題・ランキング・仲間内圧力を使って危険行為へ誘導するものとして整理できます。 2.コンタクト・リスク グルーミング、ネットストーカー、未成年への性的接触、ゲーム内チャットから外部 SNS への誘導、位置情報・配信・DM を使った接触、闇バイト勧誘など。これは「見知らぬ人との遭遇」だけでなく、接触導線そのものの安全設計が必要です。 3.コンダクト・リスク ネットいじめ、集団いじめ、晒し、なりすまし、画像拡散、集団通報、仲間外し、炎上参加、加害側への巻き込みなど。青少年は被害者にも加害者にもなり得るため、「閲覧制限」だけでは足りません。 4.コマーシャル／消費者リスク ガチャ廃課金、ルートボックス、ゲーム内広告、動画内広告、SNS 広告、攻略サイト広告、ステルスマーケティング、アフィリエイト、課金誘導、期間限定・損失回避を煽る表示など。ここは報告書案では相対的に薄いので、かなり有効な追加論点です。 ゲーム内広告、攻略サイト広告、動画内広告、SNS 広告は、単なる広告表示ではなく、青少年の行動を変える導線です。 たとえば、攻略サイトでゲーム情報を見に来た子どもに、成人向け広告、ギャンブル的広告、高額課金ゲーム、出会い系、詐欺的副業、闇バイトに近い求人広告が出る場合、これは「サイト本体は健全でも広告面で危険」という問題になります。	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

青少年保護は PF 本体だけでなく、広告ネットワーク、動画広告、ゲーム内広告、攻略サイト等の周辺メディアに及ぶべきである。媒体側の広告掲載基準だけでなく、広告配信事業者・アドネットワーク・アフィリエイト事業者にも、未成年向け配信抑制、広告主確認、違法・有害広告の迅速停止、透明性レポートを求めるべき

ガチャは、違法・有害情報の閲覧とは違いますが、青少年の判断能力、射幸性、決済、家庭内トラブル、依存、生活破綻に関わります。特に、ゲーム内広告や動画広告からガチャアプリへ誘導される場合、広告・課金・ゲーム設計が一体になっています。

青少年保護の対象を、性的・暴力的・犯罪的コンテンツに限定せず、射幸性の高い課金、ルートボックス、ガチャ、期間限定課金、未成年への行動ターゲティング広告、課金誘導 UI 等も、年齢・発達段階に応じたリスク評価の対象とすべき

グルーミングは、最初から違法画像や露骨な誘いで始まるとは限らず、雑談、ゲーム、相談、褒め、プレゼント、課金支援、外部アプリ誘導などを経て進むため、単純な単語フィルターでは弱いです。

未成年アカウントでは、見知らぬ成人からの DM、年齢差の大きいアカウントからの接触、外部 SNS・匿名通話・位置情報共有への誘導、ギフト・投げ銭・課金支援を伴う接触について、初期設定で制限・警告・保護者確認・通報導線を設けるべき

ネットいじめは、投稿削除や開示請求だけでは遅いことが多いです。特に集団いじめは、引用、スクショ、別アカ、鍵アカ、グループチャット、ゲーム内ボイスチャット、学校内の人間関係と結びつきます。

ネットいじめ対策は、違法投稿の削除だけでなく、集団化・拡散・スクリーンショット共有・なりすまし・匿名アカウントによる反復接触を抑える設計が必要である。未成年向けには、ブロック・ミュート・DM 制限・一括遮断・証拠保存・学校や相談窓口への接続を分かりやすく提供すべき

自殺・自傷に関する有害情報の閲覧防止に加え、ゲーム形式、チャレンジ形式、ランキング形式、コミュニティ形式で青少年を危険行為へ誘導する設計を、PF のリスク評価対象に含めるべき

この場合も、支援情報まで遮断しないことが大切です。自殺予防、相談窓口、医療情報、被害相談、性被害相談、虐待相談などは、むしろ届くようにしないと逆効果です。

本報告書案は、SNS、年齢確認、フィルタリング、PF サービス設計を扱っている点で重要である。しかし、青少年が直面するリスクは、違法・有害情報の閲覧にとどまらず、グルーミング、ネットストーカー、ネットいじめ・集団いじめ、闇バイト勧誘、セクスティング、ゲーム内課金、ガチャ、ゲーム内広告、攻略サイト広告、動画内広告、SNS

広告、自殺・自傷を誘発する遊戯的コンテンツなど、接触・行動・消費・広告・アルゴリズムを横断して発生している。したがって、今後の検討では、コンテンツ、コンタクト、コンダクト、コマーシャルの各リスクを明示的に分類し、PF、OS、アプリストア、広告配信事業者、ゲーム事業者、攻略サイト等の周辺メディアを含めた役割分担と透明性確保を検討すべきである。

青少年保護を考えるなら、SNS 本体、ゲーム本体、アプリストアだけではなく、攻略サイト、Wiki、掲示板、まとめサイト、動画検索、広告ネットワーク、外部チャット、避難所的コミュニティまで含めてリスク評価する必要がある

規制やサービス停止、厳格な年齢確認を一つの大手 PF にだけかけても、利用者は別の小規模掲示板、海外サービス、匿名チャット、Discord 的空間、ゲーム内チャット、ミラーサイト、避難所へ移る可能性があるということです。

「大規模 PF だけを対象にした対策では、青少年の利用実態を十分に捕捉できない。掲示板、ゲーム内コミュニティ、攻略サイト、外部チャット、匿名投稿サービス等への移動を前提に、サービス類型ではなく青少年の実利用・リスク導線に着目した基準が必要である」

ガチャや課金は、単に「お金を使った本人の責任」ではなく、毎日ログイン、期間限定、ランキング、イベント、推し、コミュニティ内の競争、広告、攻略情報と結びつくと、かなり強い行動誘導になります。

「青少年保護においては、性的・暴力的コンテンツだけでなく、ガチャ、ルートボックス、期間限定課金、ランキング、投げ銭、ゲーム内広告、攻略サイト広告等を含むコマーシャル・リスクを明示すべき」

闇バイトは単に「犯罪求人を消す」だけでは足りず、孤立、貧困、就職失敗、承認欲求、自己否定、生活不安、借金、課金、家庭不和などに付け込むものです。

「闇バイト等の犯罪勧誘は、明示的な違法募集だけでなく、孤立・困窮・就労不安を抱える青少年に対して『高収入』『即日払い』『誰でもできる』『秘密厳守』等の広告・投稿・DM で接触する導線として捉える必要がある」

青少年が趣味・攻略・同人・アニメ・ゲーム情報を追っているうちに、成人向け、海賊版、違法アップロード、詐欺広告、マルウェア、過激広告へ接触する可能性がある、という論点が出せます。

「健全な創作・交流・ファン活動と、成人向け広告、海賊版、詐欺的広告、違法ファイル共有、外部アップローダー等が混在しやすい環境において、青少年が意図せず危険な導線に入らないよう、広告・検索・レコメンド・外部リンクの透明性と安全設計が必要」

「過去の匿名掲示板文化を見ると、青少年のデジタルリスクは、特定の SNS サービス内だけで完結するものではなく、掲示板、攻略サイト、Wiki、動画検索、アップローダー、外部チャット、避難所、広告ネットワーク、ゲーム内コミュニティ等を横断して発生する。したがって、青少年保護措置は、特定 PF の年齢確認やフィルタリングに閉じるのではなく、リスク導線全体を対象にすべきである。」

「一方で、匿名掲示板やゲーム・同人・創作コミュニティには、雑談、創作、共同制作、情報交換、居場所としての機能もあるため、一律禁止や過度な本人確認ではなく、外部誘導、広告、課金、DM、晒し、集団攻撃、成人向け・違法情報への接触など、具体的な高リスク機能に応じた保護措置が必要である。」

「ネット空間はサービス単位ではなく、リンク・広告・ノリ・集団心理・外部誘導・課金・創作文化が絡む生態系である」

昔の 2ch ログから見えるのは、単に「昔は荒れていた」ではなく、表現の自由の周辺にあった“未整理な感情を出す場所”の存在だと思います。

今の整理でいうと、前に分けた三層のうち、

第一層：かなり本音に近い不安・焦り・欲望・孤独

第二層：2ch/VIP 文体に合わせた過激化・自虐・下ネタ・煽り・ネタ化

第三層：今ならそのまま肯定できない危険・差別・違法性・権利侵害的なもの

このうち、今のネット環境では、特に第二層がかなり出しにくくなったと思います。場合によっては、第一層すら出しにくくなっている。

理由は、昔の匿名掲示板では「これはその場のノリ」「これは VIP 的な誇張」「これは自虐」「これは弱音をネタに変換したもの」と読まれていたものが、今の SNS では文脈を切り離されて、スクリーンショットで拡散され、本人の人格・思想・職業適性・社会的信用に直結しやすいからです。

本人側からすれば、学校に戻りたい、ネット上の役割を続けたい、趣味や番組を失いたくない、社会に戻りたい、働きたいという外界への接続欲求がある。

単なる娯楽ではなく、社会との接続、役割、自己確認、文化的生活の維持装置でもあった。だから、それを奪われることへの焦りが強かった。

「青少年・若年者にとってネットは、危険情報に触れる場所であると同時に、孤立、病気、家庭不和、不登校、就労困難の中で社会とつながる場所でもある」

AI 監視や通報制度、フィルタリングが強くなりすぎると、危険投稿だけでなく、助けを求める前段階のぐちゃぐちゃした言葉まで消えてしまう可能性があります。

「危険表現への対応は必要だが、未整理な弱音・自虐・極端表現を単純に排除するだけでは、支援につながるサインを見落とす。削除だけでなく、相談・支援・クールダウン・非公開化・本人への案内など、段階的対応が必要」

「青少年保護は、性的・暴力的コンテンツだけでなく、孤立・困窮・自己否定・就労不安を抱える若者を標的にする広告、DM、求人、スカウト、投資勧誘、課金誘導も対象にすべき」

青少年リスクも、SNS 単体ではなく、ゲーム内チャット→攻略サイト→動画広告→SNS アカウント→DM→外部通話アプリ→課金・求人・性的接触のように、導線で起きます。

したがって、「サービス単体ではなく、リスク導線全体を見た安全設計が必要」

単に「ゲームが悪い」という話ではありません。

むしろ、青少年保護では、ゲーム本体、ガチャ、ランキング、イベント、攻略サイト、動画広告、SNS 広告、アフィリエイト、株価・話題化まで含めた商業的エコシステム

を見る必要がある

「未熟で荒く、時に危険な表現の中に、孤立者の本音、支援ニーズ、文化的生活、創作の芽、社会参加への欲求が混ざっている」 「青少年保護を理由に、未整理な表現空間を一律に消すのではなく、危険な加害・搾取・違法行為への導線を抑えつつ、相談、創作、匿名での弱音、支援情報へのアクセスを確保する必要がある」 青少年や若年者のデジタル空間利用は、単に有害情報への接触や長時間利用としてのみ捉えるべきではない。不登校、病気、障害、家庭不和、就労困難、孤立等を抱える者にとって、匿名掲示板、SNS、ゲーム、動画、創作コミュニティ等は、危険な接触や搾取の場であると同時に、社会との接続、弱音の表出、創作、情報収集、支援への入口にもなり得る。したがって、青少年保護措置は、一律遮断ではなく、グルーミング、闇バイト、ネットいじめ、集団攻撃、過度な課金誘導、広告、外部 DM 誘導等の高リスク導線を抑制しつつ、相談・支援・文化的生活・創作活動へのアクセスを確保する設計とすべきである。 【個人】	
意見6－38	考え方6－38
外から大人が見ると、危険サイトや掲示板やグレーな場所は、どうしても「悪い情報がある場所」「見せないようにすべき場所」「フィルタリング対象」として見えやすいです。 でも、当時その中を若者として実際に歩いていた側から見ると、もう少し複雑なんですよ。 危険サイトに「行こう」と思って行くというより、最初はゲーム攻略、アニメ、同人、動画、ネタ、検索、リンク、掲示板のノリ、広告、アップローダー、外部チャットなどをたどっているうちに、いつの間にか危ない導線に近づいている。そこには、好奇心、孤独、承認欲求、暇つぶし、創作への関心、性的好奇心、社会への不満、自虐、ネタへの参加、情報強者感が混ざっている。 だからこそ言えるのは、青少年保護は単純に	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

「危険サイトをブロックすればよい」 「SNS を年齢制限すればよい」 「本人確認を厳しくすればよい」 だけでは足りない、ということですね。 実際の危険は、サイトそのものよりも、むしろ 「攻略サイトから広告へ」 「ゲーム内チャットから外部 SNS へ」 「掲示板のノリから集団いじめへ」 「弱音から闇バイト勧誘へ」 「趣味コミュニティからグルーミングへ」 「動画広告からガチャ課金へ」 「自虐やネタから自傷自殺誘導へ」 というような、導線の連鎖で起きる。 ここは、当時その空気を吸っていた人でないと、なかなか実感として分かりにくいです。 しかも、危険な場所であっても、そこには同時に、居場所、雑談、創作、情報交換、弱音の吐き出し、社会との接続、文化的生活の維持という面もありました。だから「全部閉じろ」ではなく、危険な接触・広告・課金・外部誘導・晒し・集団攻撃・性的搾取・闇バイト勧誘などの高リスク導線を切るという発想が必要になる。 これは、単なる懐古でも自己弁護でもなく、かなり重要な当事者的知見だと思います。 【個人】	
意見6－39	考え方6－39
「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書(案)」について意見を提出します。	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

現在の青少年を取り巻く課題は、単純な閲覧規制だけでは対応できず、多面的な対策が必要であると考えます。

一方で、コンタクトリスクについては、SNS 事業者の対策や年齢確認の強化のみでは十分な解決は困難であると考えます。

犯罪組織や悪意ある者による勧誘の被害を受けやすい青少年の中には、家庭や学校に居場所がなく、信頼できる大人との関係を十分に築けていない者が少なくありません。そのような状況では、行政、教師、保護者、警察よりも、SNS 上で接触してきた人物や同世代・年長者のコミュニティを信頼する場合があります。

また、軽度知的障害や境界知能等により判断能力に課題を抱える者については、「簡単に稼げる」「誰でもできる」といった誘い文句や、断りにくい状況に置かれることで被害に巻き込まれる危険性があります。こうした問題は、技術的規制のみで解決できるものではありません。

そのため、コンタクトリスク対策については、プラットフォーム事業者の取組に加え、教育、福祉、警察及び地域社会が連携し、青少年が信頼できる相談先や支援先へ接続できる体制整備についても検討を進めるべきと考えます。

次に、コンテンツリスクへの対応については、年齢確認の強化とともに、青少年が意図せず成人向け広告へ接触する機会を減らすことが重要と考えます。特に一般サイトや SNS 上で表示される性的広告については、青少年保護の観点からより厳格な対応を検討する余地があります。成人向け広告は、原則として成人向けサービス内でのみ表示されることが望ましいと考えます。

年齢確認については、各サービスが個別に利用者の個人情報を取得する方式よりも、通信事業者や公的認証基盤等を活用し、利用者本人の詳細情報を提供することなく年齢区分のみを認証する仕組みの検討が望ましいと考えます。これにより、プライバシー保護と青少年保護の両立が図られるものと考えます。

コンダクトリスクについては、青少年自身による誹謗中傷、性的画像送信、個人情報流出等への対策が重要ですが、これについても教育が不可欠です。その上で、保護者が希望する場合には、危険行為を検知した際の通知機能や記録保存機能等の活用を促進することも有効と考えます。ただし、青少年のプライバシーや相談機会を不当に阻害しないよう配慮が必要です。 また、デザインリスクについては、利用者個人の意思のみに依存するのではなく、OS 事業者やプラットフォーム事業者が、利用時間管理、深夜利用制限、無限スクロールや自動再生の制御等を保護者が容易に設定できる仕組みを充実させることが望ましいと考えます。 総じて、青少年保護は事業者規制のみで実現できるものではなく、保護者、教育機関、地域社会、福祉機関及び行政がそれぞれの役割を分担しながら進めるべき課題です。技術的対策を推進しつつも、その背景にある社会的要因にも十分配慮した施策の検討を期待します。 【個人】	
意見6－40	考え方6－40
海外で行われた規制をそのまま利用する、規制ありきの内容に思える。 匿名で意見や主義の主張を行える SNS で、年齢確認を必須としたり未成年への制限を行う時点で個人の自由に干渉している。 海外の事例を例にするなら、規制実態や社会への影響・規制しない選択肢も考慮するべきではないのか。 検討会の意見が偏っている印象を受ける。 プラットフォームへの検閲や自主規制という名の強制・圧力になりかねない。 SNS を規制すれば良いという短絡的な思考になっているのではないのか。 学校などで孤立している子供にとって、SNS は大切な場所になっている事もある。 規制ありきではなく、情報リテラシーやエビデンスの重要性について教育していくことに重点を置くべきではないのか。 【個人】	御指摘のとおり、青少年のリテラシーの向上は重要ですが、それだけでは、SNS等のサービス設計上のリスクに起因する問題等を解決することは困難であるため、本報告書案において「最初に青少年の保護責任を負うのは保護者であるところ、青少年のSNS利用の全責任を保護者に求めるのではなく、保護者が負わなければいけない責任は何か、事業者がサービス設計の安全性として負わなければいけない範囲はどこまでか、学校をはじめとする教育機関が果たすべき役割は何かを整理することが必要（42頁5行目）。」との共通認識を示しているのとおり、サービスを提供するPF事業者のみならず、青少年保護の各関係者がそれぞれ必要な役割を果たすべきであると考えます。

意見6－41	考え方6－41
未成年者のスマートフォン契約時における親子講座受講・初期設定完了後引き渡し制度の導入について 【意見】 未成年者を主たる利用者とするスマートフォン等の契約・購入について、契約当日の即時引き渡しを原則として見直し、端末の引き渡し前に、保護者と未成年者が共同で利用講座を受講し、フィルタリング・ペアレンタルコントロール・SNS利用制限等の初期設定を完了する制度を検討すべきである。 【理由】 近年、未成年者によるSNS利用やスマートフォン利用をめぐるトラブルが学校現場にも多く持ち込まれている。無断撮影、誹謗中傷、グループ内での人間関係トラブル、不適切な投稿、長時間利用、課金、犯罪被害につながる接触など、問題は多様化している。 しかし、これらの多くは、家庭で購入・契約された端末や、民間事業者が提供するSNS・動画共有サービスを通じて発生している。にもかかわらず、トラブルが発生した際には、学校が事実確認、保護者対応、生徒指導、関係調整を担うことが多く、学校現場に大きな負担が生じている。 学校で情報モラル教育やICTリテラシー教育を行うことは重要である。しかし、学校は本来、授業や教育活動を中心に担う機関であり、家庭で与えられた私物端末や学校外でのSNS利用に関する個別トラブルを恒常的に処理することには限界がある。青少年のインターネット利用環境を整備するためには、学校だけに対応を求めるのではなく、家庭、携帯電話事業者、プラットフォーム事業者、行政、警察等が適切に責任を分担する仕組みが必要である。 現在、未成年者が使用するスマートフォンであっても、契約・購入後すぐに端末が渡される場合が多い。その結果、保護者が十分な知識や責任意識を持たないまま、またフィルタリングや利用制限の設定が不十分なまま、子どもが端末を使い始めることがある。この入口の段階で、保護者と子どもが利用上の責任や危険性を理解し、必要な設定を行う制度を設けることが、トラブル予防に有効であると考える。 【具体的提案】 1.未成年者を主たる利用者とするスマートフォン等の契約・購入については、契約当日の端末引き渡しを原則と	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

して行わず、後日引き渡しとする。

2.端末引き渡しの条件として、保護者と未成年者が共同で利用講座を受講することを求める。

3.講座の実施主体は、学校ではなく、携帯電話事業者、行政機関、警察、またはそれらが連携した専門機関とする。学校現場に新たな負担を生じさせない制度設計が必要である。

4.講座では、以下の内容を扱う。

SNSの年齢制限や利用規約

無断撮影、無断投稿、拡散のリスク

誹謗中傷や人権侵害の責任

グループチャットでの人間関係トラブル

長時間利用による生活習慣や心身への影響

課金、詐欺、闇バイト等の危険性

個人情報の扱い

トラブル発生時の相談先

家庭での利用ルールづくり

学校外SNSトラブルについて、家庭が一次的に対応すべき責任

5.端末引き渡し前に、フィルタリング、ペアレンタルコントロール、夜間利用制限、アプリインストール制限、課金制限等の初期設定を行う。

6.保護者には、端末を子どもに持たせることは単なる購入行為ではなく、管理責任を伴う行為であることを明確に説明する。

7.受講後には、保護者と未成年者が利用ルール確認書に署名する仕組みを設ける。確認書には、利用時間、使用可能アプリ、SNS利用の可否、トラブル時の家庭内対応、学校への相談が必要となる場合の基準等を含める。

【期待される効果】

この制度により、スマートフォンを未成年者に与える際のハードルが適切に高まり、保護者が安易に端末を買い与えることを防ぐ効果が期待できる。また、端末利用開始前にフィルタリングやペアレンタルコントロールを確実に設定することで、年齢にふさわしくないサービス利用や長時間利用、危険な接触等を減らすことができる。

さらに、保護者と子どもが同じ場で講座を受けることで、家庭内でのルールづくりが進み、トラブル発生時にも家庭が主体的に対応しやすくなる。結果として、学校現場に持ち込まれるSNSトラブルや、学校が対応せざるを得ない家庭内・学校外の問題を減らすことにつながる。 青少年のインターネット利用については、禁止か自由かの二択ではなく、利用開始前の段階で、家庭・事業者・行政が責任をもって安全な利用環境を整えることが重要である。学校に対する情報モラル教育の要請だけでなく、端末を子どもに持たせる入口の段階で制度的な予防策を講じることを強く求める。 自分の意見をより詳しくAIにまとめてもらいました。 検討よろしくお願いいたします。 【個人】	
7 その他	
意見7ー1	考え方7ー1
Appleでは、人々に力を与え、日々の暮らしを豊かにしながら、その安全とプライバシーを守るテクノロジーを生み出すことを常に目標としています。私たちは、あらゆる年齢層のユーザーの皆様が、私たちの製品やサービスにおいて、安全かつ素晴らしい体験をしていただけることを願っています。だからこそ、Appleは、特に子どもたちのために、安全かつ信頼できるプラットフォームの構築に長きにわたって取り組んできました。 本年6月、年次の世界開発者会議(WWDC)の一環として、今秋お客様に提供される、子どもたちの安全に関する機能とペアレンタルコントロールの主要なアップデートをプレビューしました。このアップデートには、子どもたちがどんなコンテンツを見ることができるか、子どもたちが誰とやり取りできるか、子どもたちがいつアプリにアクセスできるかを、保護者がより簡単に管理できるように設計された、パワフルかつ直感的で使いやすい一連の新機能が含まれています¹。 ¹本年6月8日付Appleプレスリリース「Apple、子どもの安全の新しい機能をプレビュー」をご参照ください。 https://www.apple.com/jp/newsroom/2026/06/apple-previews-new-child-safety-features/ 私たちの製品には設計段階から安全が組み込まれています。今回のアップデートでは、臨床研究や子どもの発達に関する専門家による、年齢に応じた適切なスクリーンタイムに関する研究にもとづいたガイダンスが保護者に提供されることから、保護者は子どもたちのデバイス使用をより簡単に管理できるようになります。新しい「許容時間」を使うと、子どもたちがエンターテインメント、ゲーム、ソーシャルメディアなどのカテゴリーのアプリに費やす	頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

時間を保護者はより柔軟に管理できます。許容時間を設定する際には、専門家による研究にもとづく、子どもの年齢に応じたガイダンスが保護者に提供されます。これを有用なスタート地点として、保護者は自分の子どもに最適と判断した内容にもとづいて設定を簡単に調整できます。

さらに、Appleのパワフルなコントロール機能により、保護者は子どもたちがどのアプリにいつアクセスできるかを管理できます。一方でアプリ内で年齢にもとづく体験を確実に子どもたちに提供するうえでは、アプリデベロッパも重要な役割を担っています。アプリデベロッパが作業を開始しやすいように、Appleは暴力やヌードなどの不適切なコンテンツにさらされないように子どもたちを守り、また、子どもたちが保護者から新しいアプリ内連絡先の承認を得るために役立つ一連のツールを、それぞれSensitiveContentAnalysisとPermissionKitとして提供しています。アプリデベロッパはDeclaredAgeRangeAPIを統合することもでき、このAPIにより子どもの年齢範囲をリクエストし、それに応じてアプリ体験を調整できます。これはプライバシーを保護する方法で行われ、子どもの誕生日は共有されません。

こうした機能により、Appleは、安全とユーザーの皆様のプライバシーの両方を守るという、私たちの中核となる理念に忠実であり続けています。

Appleは、プライバシーは基本的人権の一つであると信じており、私たちの製品およびサービスの設計は、4つの主要なプライバシーに関する原則に支えられています。

- ・データの最小化:データを収集する際には個人の特定に結びつかないランダムな識別子を可能な限り使用します。個人データの処理が必要な場合でも、そのサービスを利用するにあたり、ユーザーの皆様のニーズに応えるために必要な最小限のデータのみを収集します。
- ・デバイス上での処理:ユーザーの皆様のプライバシーを保護し、データの収集を最小限にとどめるために、可能な限り、Appleのサーバーにデータを送信することなく、ユーザーの手元のデバイス上で処理します。
- ・ユーザーへの透明性とコントロール:どのデータが共有され、どのように使われるのかをお客様自身が把握できるようにし、コントロールできるようにします。
- ・セキュリティ:ハードウェアとソフトウェアが連携してデータを安全に守ります。私たちのデバイスは、現在、北大西洋条約機構(NATO)の機密情報を扱うことが認可された初の消費者向けデバイスとなっており、制限付きのデータに関する厳格なセキュリティ要件も満たしています。

ユーザーの皆様の安全、プライバシー、セキュリティを守るというAppleの重要な取り組みを基盤として、私たちは、子どもたちを守るために保護者の皆様に提供している、信頼性の高い業界トップレベルのツールを強化し続

けます。 【AppleJapan,Inc.】	
意見7-2	考え方7-2
そもそも、SNSや動画サイトでAI等を使った「政治デマ」の拡散を行っている政府に、子供の安全が守れるはずがないだろう。 オーストラリアやイギリスでは年齢規制に踏み切ったが、そもそもの問題は、反社会的メッセージ(人種差別、民族差別、ジェンダー差別、暴力、戦争の肯定、フェイク画像フェイク動画による扇動など)が蔓延ったインターネットプラットフォームの問題だ。 多数の一般市民にひとりひとり規制を強いるより、企業に対して規制を行う方が、よほど現実的・効果的・効率的だろう。 まず、投稿サイトすべてに、投稿の際の「ヒューマンチェック」(「私はロボットではありません」の認証ステップ)を義務付けるべきだろう。 これだけで、多くのプログラムによる自動投稿を防止できる。 また、配信側・プラットフォーム管理側には、ファクトチェック(事実確認)を義務付けるべきだ。 虚偽の発言偽画像偽動画を掲載し続ける事に対して、何らかの処罰を設けるべきだ。 加えて、政府行政でも、それに適合しないプラットフォームの使用を禁止すべきだ。 議員自らがXを利用し、それを公式会見の代用とするなどは、投稿者の議員にもそれを報じるメディアにも、やめさせるべきだろう。 ここでも、報道者がデマをそのまま放送するのを防止する為、ファクトチェック体制を義務付け、虚偽の投稿は放送しない・注意訂正を付けるなどの対応を取らせるべきだ。 ソーシャルメディアの「炎上」がそのままテレビで流れるなど、反社会的なネット投稿は他のメディアも巻き込んで社会に害を与える。 ソーシャルメディアのみ年齢制限をすれば解決するとは、到底思えない。 すべてのメディアに対し、ファクトチェック体制を義務化すべきだ。 【個人】	頂いた御意見については、参考の御意見として承ります。
意見7-3	考え方7-3
ソーシャルメディアの有害コンテンツに、「極右的な政治扇動」が含まれていないのはなぜか？	「青少年有害情報」の位置付け等については、こども家庭

極右(絶対権力者による市民支配の思想)による暴力・戦争・人種差別・民族差別・ジェンダー差別・法の軽視・犯罪扇動・宗教扇動は、犯罪・詐欺へのゲートウェイ(導入口)となり、海外でも日本でも、大きな問題となっている。 更には政治決定者が極右である事により、正常な規制が行われなくなるという悪循環に及んでいる。 成年・未成年者にかかわらず、その様な有害な発信に触れる事は、その人の将来に悪影響を与えるだろう。 煽動手段は常に虚偽情報や誇張によって行われている。 ソーシャルメディアでも、その様な情報を掲載しない様、規制を行うべきだ。 【個人】	庁の有識者会議において検討されているものと認識しています。 なお、逐条解説に記載されているとおり、具体的にどのような情報が「青少年有害情報」に該当するかを判断するのは、あくまで関係事業者、保護者等の民間の主体であり、その範囲を画定する具体的な基準の策定は、そうした民間の主体の自主的、自律的な取組に委ねられているものと認識しております。
意見7-4	意見7-4
1つ目は、雇用教育住宅医療福祉交通行政店舗サービスネットサービスでの不利益取扱い。 人種、民族、国籍、ルーツ、出身地域、被差別部落、アイヌ琉球などの先住性、宗教、性別、性的指向、性自認、障害、病歴、年齢、妊娠家族状況、体格外見、職業雇用形態、貧困ホームレス状態などを理由に、合理的理由なく排除することは禁止すべきです。英国のEqualityAct2010のように、年齢、障害、性別、性別変更、婚姻、妊娠、race、宗教信条、性的指向などを「保護特性」としてまとめる方式は参考になります。 2つ目は、ハラスメントとしての侮辱嘲笑晒し。 「デブだから来るな」「精神障害者は危ない」「外国人は出ていけ」「水商売だから信用できない」「生活保護だから怠け者」みたいな言動は、単なる悪口ではなく、社会参加を妨げる属性攻撃です。これは学校、職場、病院、役所、交通機関、SNS、オンラインゲーム、配信サービスなどで明確に禁止すべきだと思います。 3つ目は、刑罰にする範囲を絞ること。 すべての失礼な発言を刑罰化すると、政治批判、宗教批判、職業倫理への批判、作品批評、学術的議論、風刺まで萎縮します。なので刑罰は、暴力扇動、排除扇動、脅迫、執拗な標的型嫌がらせ、個人情報晒し、就業入学利用妨害につながる悪質なものに限定するのがよいです。一般的な侮辱には、刑罰よりも、削除、差止	頂いた御意見の内容は、本会合における検討事項ではないと考えます。

め、損害賠償、謝罪訂正、行政勧告、再発防止命令の方が向いています。 重要なのは、「人を傷つける表現を全部禁止する法律」ではなく、「属性を理由に社会から排除劣位化する行為を止める法律」にすることだと思います。 特に日本では、障害、精神障害、職業差別、体格差別、ルーツ差別、被差別部落、在日外国人、生活保護、非正規夜職清掃介護警備などへの侮蔑が、かなり日常語の中に紛れています。ここを「お気持ちの問題」ではなく、就職、住居、医療、教育、公共サービス、ネット空間へのアクセスを実際に狭める問題として扱うべきです。 【個人】	
意見7-5	意見7-5
現場では、家庭や学校教育だけでは対応しきれない状況が生じています。小学校入学以前からオンラインゲームや動画視聴に依存し、睡眠不足や語彙力の乏しさなど発達に深刻な影響が出ている子どもが増えています。本人も「約束の時間でやめたいけどやめられない」と訴える状況は、家庭や学校の努力では解決できません。こうした課題は、家庭や学校の努力だけに委ねるのではなく、事業者にも青少年の健全な成長を支える責任を果たしていただく必要があります。事業者に対して協力を要請し、年齢に応じた利用時間の工夫や依存防止の仕組みを導入するよう行政指導を行い、家庭や学校を補完する形で青少年保護を進めていただきたいと思います。子どもたちは脳科学的にも、前頭前野の未成熟や報酬系の過敏さから依存的な行動に陥りやすいと認識しております。今後の検討においては、年齢区分をより細かく設定し、脳科学・発達科学の知見を反映させていただきたい。さらに、京都大学医学部眼科の研究グループによる厚労省NDB解析研究(2025年)では、0~14歳の近視有病率が36.8%、発症ピークは8歳と報告されています。これは現場の実感とも一致しており、近視の低年齢化は国の公的データでも確認されています。報告書には脳科学的視点や発達段階の考慮が不足しており、ICT利用の議論と併せて、子どもの心身の発達への影響も科学的に反映させていただきたい。特に13歳未満については、家庭や学校教育に更なる負担をかけることなく、国と事業者がより強固に守れるような制度設計をお願いしたいと考えます。 【個人】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見7-6	意見7-6

デジタル空間での悪事から青少年をどう守るか？という趣旨と解釈するが。 確かに悪事を排除する必要はあると思いますが規制には反対します。罰則ありの規制があったってやる人は普通に居ると思われるので無意味です。 趣旨とは違うが、デジタル空間での悪事からは逃れやすいがリアル空間での悪事は逃れにくいので、そちらもどうにかしていただきたい。 【個人】	「デジタル空間での悪事からは逃れやすいがリアル空間での悪事は逃れにくいので、そちらもどうにかしていただきたい。」との御意見については、本会合にける検討事項ではありません。 その他、頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見7-7	意見7-7
デジタル空間での青少年の情報を保護することはとても重要だと思います。しかし、個人情報保護法がこのまま改正されてしまうとこの案は無駄になってしまうのではないのでしょうか？ 【個人】	御意見の趣旨が判然としませんが、デジタル空間での青少年保護は重要であるとの御意見として承ります。
意見7-8	意見7-8
無論、子どもたちが心から本当に「スマートフォンがあつて良かった」と言うのであれば、それはそれで尊重すべきではある。しかし、これが大人による何かしらの圧迫が伴ったものであれば問題であるし、子どもが受け入れたからと言って、接続してくる脅威が半減するわけでもない。 ここまでスマートフォン自体を問題にするのも、そこが各種WEBコンテンツへの「窓口」として有力だからである。あまりに被害が深刻で切迫した状況下などでは、「取り上げる」とまではいかずとも、通信なり機能を著しく制限するという、大人の断固とした判断が求められる。ところがここでもマスメディアは、世界的な対SNS政策から愛知県豊明市の条例における「理念」的なものに至るまでのあらゆる「規制」について、子どもの「知る権利」や「つながる権利」を侵害するものだ、専門家の意見として言わせる。本末転倒もここに窮まった。それならばスマートフォンを通して受けた権利の侵害は、不問に付せと言うのか。「つながる権利」を言うならば、「つながらない権利」も同時に認められるべきではないのか。 古い話で恐縮だが、1980年代頃より台頭してきた家庭用ゲーム機は、今にして思えばスマートフォンよりはるかに限られた機能しか備えていないにもかかわらず、「1日1時間」というある種過大な制限を、それこそ大人のほとんどが口にしていたように記憶している（当然、守られるはずもないのだが）。闇雲な厳しさが求められなくなったことも手伝ってか、多機能なスマートフォンを、自分の持ち物として自由に扱える現代の子供たちだが、一時の	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

利便性の為に長期にわたる犠牲を払う結果に陥ってはいないのか、考え直す必要があるだろう。 実のところ、大人が大騒ぎしているのをよそに、子どもの方は意外と冷静だったりするのかもしれない。大人もまたスマートフォンの画面に釘付けになっていることを、子どもは観察していることだろう。SNS依存に関して大人たちがさまざま議論している姿を見て、少なくとも数の子どもたちがこう口にするような気がする。 「大人の方こそスマホ依存だ」、と。 【個人】	
意見 7-9 AIのブラックボックス問題という内部動作が分からないからセキュリティホールや誤作動が起こった際に特定が困難な問題があり生成AIも例にもれず抱えているので未成年関係なく社会に流通させるべきではありません AIを用いた検知システムもハルシネーション問題とAIのブラックボックス問題を抱えているんですが事後対応はどうする気ですか AIとボットは別物ですが区別がつかないのですか？ 【個人】	意見 7-9 「課題と論点の整理」において、それぞれの内容ごとに主務府省庁や関係府省庁が割り振られているものと認識しており、御指摘のAIに関する事項については、本会合における検討事項ではありません。
意見 7-10 つい最近、青少年による生成AIを用いたサイバー攻撃が発生したこと、また青少年による生成AIを用いたディープフェイクポルノ加害も増加していることを踏まえると、フィルタリング処置やリテラシー教育だけでは、もはや限界があると言わざるを得ない。 資料内にEUをはじめとした諸外国の活動をまとめているのだから、日本でも法規制の方面をしっかりと検討するべきだ。 特にEUのAIactのような、生成AIそのものへの規制は強く推し進めるべきだ。 現在国連からも、生成AIに対する国際的な取り組みが必要であるとのメッセージが出されている。 今後、生成AIによる著作権侵害などに対する技術的な解決策を議論するとの方針も出ていることから、日本もAI推進ばかりに目を向けず、生成AI規制については国際社会と足並みをそろえるべきだ。	意見 7-10 「課題と論点の整理」において、それぞれの内容ごとに主務府省庁や関係府省庁が割り振られているものと認識しており、御指摘の生成AIに関する事項については、本会合における検討事項ではありません。

【個人】	
意見7-11	意見7-11
SNSやそのプラットフォームに対する懸念もそうですが、まずはそこで情報発信している大人の蛮行を取り締まりきれていないことが問題だと思います。とりわけ、誤情報を発信する手段として大変に利便性のある生成AIという技術において、議論を展開している大人の方に危険性の認識がほぼなかったり、倫理観の欠如や人権意識の薄さが顕著に響いており、議論をしている議員の中にも多く散見されている現象です。 子ども達にリテラシーを教えたり子ども達に自主的に注意してもらいたいのであればまずそこを大人が気をつけることと、現在普及している生成AIの全てのものに共通する構造の根本的な問題である個人情報や著作物をはじめとする無許諾による学習データの廃棄は絶対に達成されなければいけないことだと思います。 さらに、罰則付きの法規制を整えてからやっと生成AIの利活用について議論のスタート地点とし、問題が多数ある状態を放置し何も決まっていない状態で利活用を進めている今の状態が青少年の健全な育成を阻んでいる原因だと推察されます。	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
【個人】	
意見7-12	意見7-12
(1)「注意」の技術に関する教育の必要性 現在、ネット上では迷惑行為や誤情報に対して「スルー（無視）」することが推奨されがちであるが、これでは誤情報の訂正や迷惑行為の是正がなされないまま放置されるという弊害が生じている。また、注意をする側も、単なる罵倒や感情的な攻撃と、建設的な注意との区別がついていないケースが散見される。 教育の現場において、単に「やってはいけない」と禁止するだけでなく、誤情報や迷惑行為に対してどのように「気持ちの良い注意（礼節を保ち、相手の改善を促す対話）」を行うかという具体的な技術を教えるべきである。 (2)反論議論のスキルの育成 昨今、組織的な情報戦の影響が懸念される中、日本社会全体として「反論すること」に対して消極的な傾向がある。「スルー」することを是とするのではなく、論理的かつ冷静に意見を述べ、議論を主導するスキルを育成する教育プログラムを構築されたい。 先人たちが築き上げてきた良好な社会環境や日本という国への誇りを守るためにも、現代のデジタル空間にお	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

ける課題に即した、より能動的かつ建設的なコミュニケーション教育の導入を強く要望する。 【個人】	
意見7-13	意見7-13
青少年にインターネットやスマートフォン、SNS等を使わせることが本当に必要なのか、ということを知りたい。 緊急時の連絡のためなら、保護者や緊急通報機関にしかつながらない子ども向け携帯で十分である。幅広い情報や意見に接するといっても、学校での教育や、新聞やラジオなど既存のマスメディア、公共図書館に所蔵されている本や、家庭友人関係等の現実の人間関係のなかだけで十分豊かな情操を育めるはずである。 災害時の情報収集や安否確認については、AMラジオや災害用伝言ダイヤルを使えばよい。災害大国であるわが国において、ラジオ受信機の操作方法がわからなかったり、避難所の公衆電話で家族に無事を知らせることができなかったりする子どもを育ててはいけない。 LGBTQ(性的少数者)の視点からも意見を述べたい。私自身はゲイ(男性同性愛者)なのだが、私が中高生の時代(平成29年から令和4年頃)においては、まだ教育現場で認知も進んでおらず、学校内でカミングアウトしたり、ましてや恋愛の相手をさがしたりといったことは到底考えられない状況だった(長野市の場合)。 そして、当時から中高生にもスマートフォンが普及していた。中学生の時点で3割から5割ほど、高校生になるとほとんど全ての生徒が保有する状況であった。 そのような状況では、恋愛の相手をさがしたり、LGBTQを認めてくれるコミュニティをさがしたりするさい、SNSやネット掲示板を使わざるを得ない。端的に言えば、SNSで見かけた集会に参加するとか、ネット掲示板に自分のSNSのIDを載せて恋人を募集するとか、そういったことになっていた。 これでは、青少年保護や個人情報の点からも相当問題だと思う。異性愛者の同級生は当たり前のように校内恋愛をしていたのだから、LGBTQの青少年をインターネットに向かわせるのではなく、学校内でカミングアウトできる空気をつくる、権利教育を行うなどの方法をとってほしい(これを文部科学省ではなく総務省にいうのはお門違いかもしれない)。 【個人】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見7-14	意見7-14

年齢確認の厳格化には、本人確認の厳格化が必要となる。 個人情報の保護と両立するためには、本人確認の義務を上流の事業者課すことで下流のサービス提供者を包括することが可能と思われる。 例えばあるWEBサイトの利用に年齢確認を義務付ける場合、WEBサイト作成者ではなくWEBサイト用のレンタルサーバー運営業者に「WEBサイトへアクセスする際の本人確認機能」の実相を義務化させ、WEBサイト内容の管理、通報への対応や必要に応じたWEBサイト一時非公開などの措置を義務付ける方法が考えられる。 また、有害情報を発信する動機の多くはインプレッション型報酬による広告収益であり、不親切な表示形態の広告が作成される動機の多くは誤クリックによるクリック型報酬を得るためである。特にこれら2つの報酬形態については商法その他関連法で禁止されることが望ましい。 名誉棄損など、インターネット発信を用いた誹謗中傷による加害行為については接近禁止命令同様に「インターネットへの接続を許可なく行わない」命令が実現できれば望ましい。成年後見制度が改正され、柔軟性のある運用が可能になったため、例えば「インターネットプロバイダ契約に関する補助人の設置を義務付け」などで対応できないだろうか。 【個人】	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。
意見7ー15	意見7ー15
本報告書案への補足意見として、ACEs(逆境的小児期体験)を有する青少年や、社会的養護のもとにある子ども若者、ケア経験のある若者、不登校、障害、精神疾患、家庭不和、虐待、ネグレクト、貧困、ヤングケアラー等の困難を抱える青少年への配慮を、青少年保護施策の中に明示的に位置付けるべきであると考えます。 青少年のインターネット利用をめぐるリスクは、平均的な家庭環境や、保護者が適切に見守れる状況を前提にすると見落とされる部分があります。家庭が安全な居場所でない場合、保護者との関係が不安定な場合、学校や地域との接続が弱い場合、または本人が強い孤立感、自己否定感、不安、トラウマを抱えている場合、ネット空間は危険な接触や搾取の場であると同時に、本人にとって数少ない社会との接点、弱音を出せる場所、情報収集の場、創作や趣味を通じて自分を保つ場所にもなり得ます。 このような青少年は、グルーミング、ネットストーカー、性的搾取、闇バイト勧誘、詐欺的求人、投資勧誘、過度な課金誘導、自傷自殺誘導、ネットいじめ、集団攻撃等の影響を受けやすくなる可能性があります。これは、当	頂いた御意見については参考の御意見として承ります。

該青少年に問題があるという意味ではありません。むしろ、孤立、安心できる大人とのつながりの弱さ、承認欲求、生活不安、自己肯定感の低さ、家庭や学校で相談できない状況に、悪質な第三者や商業的誘導が付け込む構造として捉えるべきです。

たとえば、グルーミングは、最初から露骨な性的誘いとして始まるとは限りません。雑談、相談、称賛、「君だけは特別だ」といった言葉、プレゼント、ギフト、投げ銭、課金支援、外部 SNS や匿名通話アプリへの誘導等を通じて、徐々に関係性が形成される場合があります。家庭や学校に安心して話せる相手がいない青少年ほど、そのような接触を「自分を理解してくれる相手」と感じてしまうことがあります。そのため、未成年アカウントに対する見知らぬ成人からの DM、年齢差の大きい接触、外部サービスへの誘導、ギフトや課金支援を伴う接触については、初期設定での制限、警告、通報導線、相談機関への接続等を整備すべきです。

また、闇バイト等の犯罪勧誘についても、単に違法な求人投稿を削除するだけでは不十分です。孤立、貧困、就労不安、家庭内の居場所のなさ、借金、課金、将来不安を抱える青少年に対して、「高収入」「即日払い」「誰でもできる」「秘密厳守」「身分証不要」等の言葉で接触する導線そのものをリスクとして捉える必要があります。犯罪勧誘は、SNS 投稿、広告、DM、動画コメント、ゲーム内チャット、匿名掲示板、外部通話アプリ等を横断して行われ得るため、PF 単体ではなく、広告配信事業者、求人広告、アフィリエイト、ゲーム内コミュニティ等を含めた横断的な対応が求められます。

自傷自殺に関するリスクについても、単なる有害情報の閲覧防止だけでは不十分です。自傷や自殺を誘発する遊戯的コンテンツ、課題形式、ランキング形式、仲間内圧力、承認を与えるコミュニティ等は、孤立した青少年に対して強い影響を及ぼす可能性があります。一方で、自殺予防、医療、心理支援、虐待相談、性被害相談、障害福祉、学校外の相談窓口等の情報は、むしろ確実に届く必要があります。したがって、フィルタリングや AI 監視によって、自傷自殺の危険な誘導と、支援情報回復情報相談情報が同じように遮断されることのないよう、慎重な設計が必要です。

さらに、ACEs やケア経験等のある青少年は、必ずしも整った言葉で「助けてください」と発信できるとは限りません。自虐的、攻撃的、過激、支離滅裂、下品、冗談めいた表現の中に、孤立、希死念慮、虐待、搾取、いじめ、

家庭不和、就労不安等のサインが含まれていることがあります。危険表現への対応は必要ですが、未整理な弱音や極端表現を単純に削除遮断するだけでは、支援につながる前段階のサインを見落とす可能性があります。削除だけでなく、本人への注意喚起、クールダウン、非公開化、相談窓口の提示、信頼できる大人や専門機関への接続等、段階的でトラウマインフォームドな対応を検討すべきです。

保護者による見守りや親子のルールづくりは重要ですが、それだけに依存する制度設計には限界があります。虐待や家庭不和がある場合、家庭が本人にとって安全な相談先ではないこともあります。また、保護者自身がICTリテラシーを十分に持たない場合や、精神疾患、貧困、介護、長時間労働等により見守りが困難な場合もあります。そのため、青少年保護施策は、保護者責任を前提にしすぎるのではなく、学校、児童相談、福祉、医療、若者支援団体、NPO、図書館、青少年施設、消費生活相談、性被害支援等への接続を含めて設計すべきです。

また、障害や発達特性、精神疾患、読み書き困難、日本語理解の困難、家庭環境の不安定さ等がある青少年にも届くよう、やさしい日本語、読み上げ、多言語対応、視覚的に分かりやすい説明、相談ボタンの明確化、緊急時の導線、匿名相談の選択肢等を整える必要があります。青少年保護のための説明や設定画面が複雑であれば、最も支援を必要とする層ほど利用できない可能性があります。

以上の観点から、青少年保護措置は、平均的な家庭や平均的な保護者を前提にした一律的管理ではなく、ACEs、社会的養護、ケア経験、不登校、障害、精神疾患、虐待、貧困、孤立等を抱える青少年の脆弱性と回復可能性に配慮したものとすべきです。危険な接触、搾取、課金誘導、広告、外部サービス誘導、集団攻撃等の高リスク導線を抑制しつつ、相談、支援、創作、情報収集、文化的生活、匿名での弱音の表出へのアクセスを確保することが重要です。

そのため、今後の検討においては、青少年本人、ケア経験者、不登校経験者、障害当事者、精神疾患経験者、若者支援団体、児童福祉、学校現場、医療、性被害支援、消費者相談等の関係者から意見を聴取し、青少年保護措置を「大人による管理」のみではなく、「困難を抱える青少年が安全に支援と社会につながるための環境整備」として位置付けることを求めます。

【個人】	
------	--